

平成 26 年度

業務実績報告書

日本司法支援センター

I	はじめに	1
II	日本司法支援センターの概要	2
1	業務の内容	2
(1)	本来業務（綜合法律支援法第30条第1項）	2
(2)	受託業務（綜合法律支援法第30条第2項）	2
(3)	東日本大震災法律援助事業（震災特例法第3条第1項）	3
2	法人の組織	3
3	法人の沿革	4
4	根拠法	4
5	主務大臣	4
6	資本金	4
7	役員の状況（平成27年3月31日現在）	4
8	職員の状況	4
III	中期目標・中期計画・年度計画	4
1	日本司法支援センターの中期目標・中期計画	4
IV	平成26年度の事業概要	5
1	総括	5
(1)	業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行	5
(2)	地方協議会の開催	5
(3)	常勤弁護士の確保	5
(4)	内部統制の構築・運用に関する点検	5
2	各業務	6
(1)	情報提供業務	6
(2)	民事法律扶助業務・震災法律援助業務	7
(3)	国選弁護等関連業務	8
(4)	司法過疎対策	9
(5)	犯罪被害者支援業務等	9
(6)	受託業務	10
V	平成26年度における業務実績	11
1	綜合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置	11
(1)	業務運営の基本的姿勢等	11
(2)	組織の基盤整備等	17
(3)	組織の適正性堅持	26
(4)	関係機関等との連携強化	29
(5)	報酬・費用の立替・算定基準	32
(6)	自然災害等に関するリスクへの対応の構築	33
2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	34
(1)	支援センターの業務全般に関する効率化	34

(2) 事業の効率化	38
3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ..	42
(1) 情報提供業務	42
(2) 民事法律扶助業務	47
(3) 国選弁護業務	49
(4) 犯罪被害者支援業務	52
4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画.....	58
(1) 自己収入の獲得.....	58
(2) 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収	59
(3) 立替金等の悪質な償還滞納者への対応の構築	64
(4) 委託援助業務	64
(5) 財務内容の公表.....	66
(6) 予算、収支計画及び資金計画.....	66
5 短期借入金の限度額	67
6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する 計画.....	67
7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画.....	67
8 剰余金の使途	67
9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項	67
(1) 認知度の向上に向けた取組の充実.....	67
(2) 施設・設備、人事に関する計画	70

I はじめに

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、総合法律支援を担う組織として平成18年4月10日に設立され、同年10月2日から業務を開始した。情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務及び犯罪被害者支援業務の主要5業務と受託事業について、第1期中期目標期間中においては、世界的な経済不況の下での情報提供業務の増大や法律相談援助、代理援助件数の増大、被疑者国選弁護制度の対象事件の大幅な拡大、裁判員裁判の円滑な実施の確保等に対応してきた。

そして、第2期中期目標期間においては、我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の被災者がその被害の回復を求めるため弁護士・司法書士等に依頼をしようと考えても、既存の民事法律扶助制度の下では資力要件等の制約があり、それが弁護士・司法書士等へのアクセスの大きな障害となっているとの指摘がなされた。平成24年3月23日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「震災特例法」という。）が成立し、弁護士会、司法書士会等の関係機関等との連携の下、支援センターの新たな事業として「東日本大震災法律援助事業」に取り組んだ。特に被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県において、被災地における司法アクセスのさらなる拡充のため、県内合計7か所に被災地出張所を設置した。また、平成27年3月に震災特例法が改正・施行され、被災地出張所の設置期限を3年間延長（平成30年3月末まで）した。

そのほか、平成25年12月から、犯罪被害者等が被害者参加人として公判期日等に出席した際の旅費等を支給する「被害者参加旅費等支給業務」への対応も開始している。

平成26年度は、第3期中期目標期間（平成26年4月1日から平成30年3月31日まで）の初年度として、支援センターは、司法ソーシャルワーク(*)を推進することとし、この事業計画の策定に着手し、今後、効率的かつ効果的に事業を実施するための準備を進めている。

これまでの取組を踏まえ、引き続き、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を目指し、組織体制の整備、業務の改善等をより適切に推進することとした。

本報告書は、平成26年度の取組について、年度計画に即して業務実績を報告するものである。

- * 自らが法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でないなどの理由で自ら法的支援を求めることが困難な高齢者・障がい者に対し、福祉機関等と連携を図り、当該高齢者・障がい者にアウトリーチするなどして、その法的問題を含めて総合的に問題を解決していく取組。

II 日本司法支援センターの概要

1 業務の内容

総合法律支援法等に基づき、主に次のような業務を行う。

(1) 本来業務（総合法律支援法第30条第1項）

ア 情報提供業務（第1号）

利用者からの問合せに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

イ 民事法律扶助業務（第2号）

経済的にお困りの方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務。

ウ 国選弁護等関連業務（第3号）

(ア) 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名並びに裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

(イ) 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

エ 司法過疎対策業務（第4号）

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律サービス全般の提供等を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務（第5号）

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携しての適切な相談窓口の紹介や取次ぎを行い、必要に応じて、犯罪被害者等の支援に経験や理解のある弁護士を紹介する業務。

カ 被害者参加旅費等支給業務（第6号）

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、適切に刑事裁判に参加することができるよう、被害者参加人として公判期日（又は公判準備）に出席した際の旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的な側面から犯罪被害者等を支援する業務。

(2) 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）

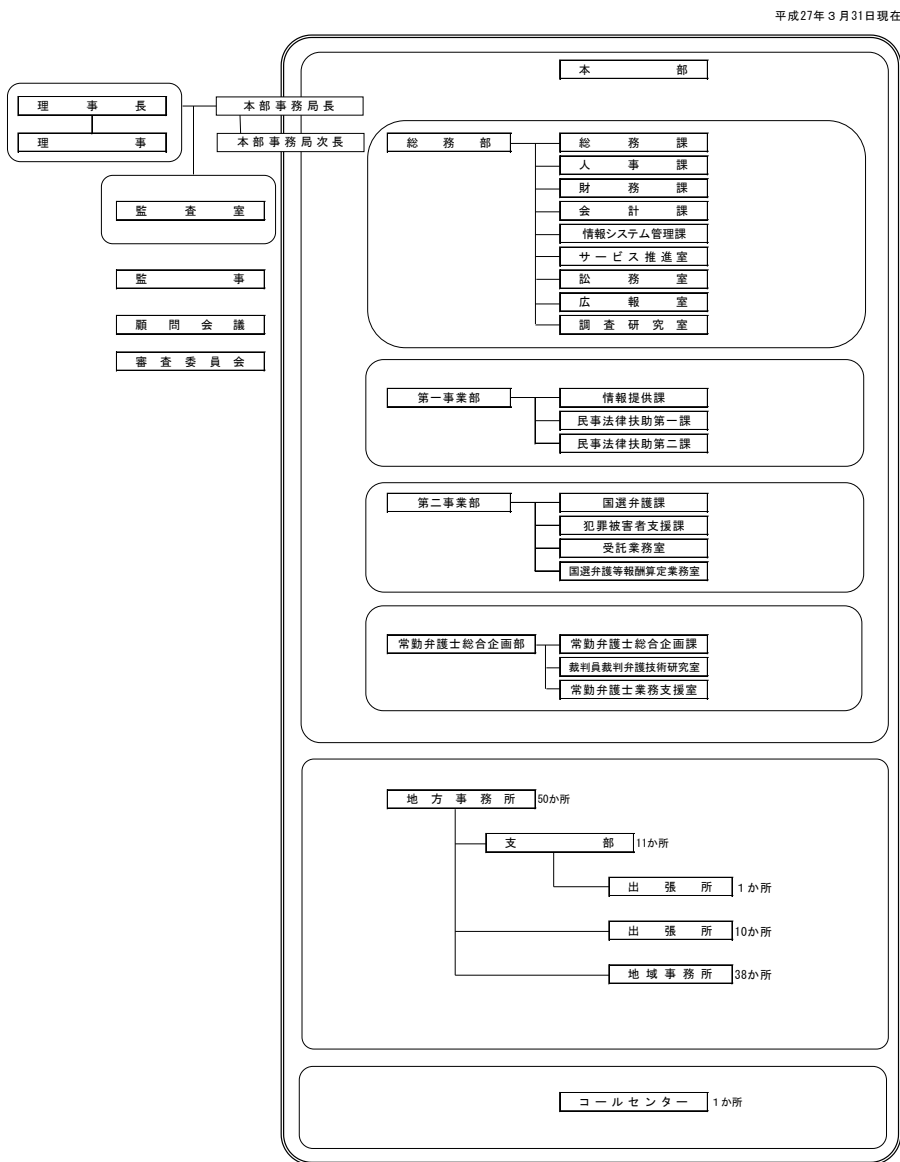
支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

(3) 東日本大震災法律援助事業（震災特例法第3条第1項）

東日本大震災について災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）に平成23年3月11日時点で住所等を有していた方を対象に、資力の状況にかかわらず、無料で法律相談を行い（震災法律相談援助）、震災に起因する紛争について、裁判外紛争解決手続を含む従来の民事法律扶助制度より広い範囲の法的手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（震災代理援助、震災書類作成援助）業務。

2 法人の組織

本部及び地方事務所等の組織図は、下図のとおりである（平成27年3月31日現在）。



なお、全国の事務所所在地は、資料1のとおりである。

【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

3 法人の沿革

平成 18 年 4 月 10 日 支援センター設立

同年 10 月 2 日 支援センター業務開始

なお、支援センターの平成 27 年 3 月 31 日までの沿革については、資料 2 のとおりである。

【資料 2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成 27 年 3 月 31 日）

4 根拠法

総合法律支援法（平成 16 年 6 月 2 日公布、法律第 74 号）

5 主務大臣

法務大臣

6 資本金

3 億 5,100 万円（政府全額出資）

7 役員 の 状 況（平成 27 年 3 月 31 日現在）

理事長 宮 崎 誠（平成 26 年 4 月 10 日就任）

理 事 田 中 晴 雄（平成 25 年 4 月 10 日就任）

同 廣 瀬 健 二（平成 22 年 4 月 10 日再任）

同 安 岡 崇 志（平成 23 年 4 月 10 日就任）

同 坂 本 かよみ（平成 26 年 4 月 10 日就任）

監 事 藤 原 藤 一（平成 26 年 4 月 10 日再任）

同 山 下 泰 子（平成 24 年 9 月 3 日就任）

8 職員 の 状 況

平成 27 年 3 月 31 日現在、常勤職員数は 986 名（常勤弁護士を含む。）である。

III 中期目標・中期計画・年度計画

1 日本司法支援センターの中期目標・中期計画

支援センターは、平成 26 年 2 月に法務大臣から指示された平成 30 年 3 月 31 日までの間に支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を受け、中期計画を作成し、認可された。

また、支援センターは、中期計画に基づき、平成 26 年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定め、平成 26 年 3 月 31 日、法務大臣に届け出した。

【資料3】日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画

IV 平成26年度の事業概要

1 総括

(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

第2期中期目標期間中に認知度を高め、支援センターの利用の促進を図るべく広報活動を戦略的に実施した。

また、利用者の立場に立った業務遂行のため、接遇リーダー育成に向けた研修を実施するとともに、法テラスへ来所することが困難な高齢者・障がい者を対象とした出張法律相談を行った。

広報関係については、V 9(1)「認知度の向上に向けた取組の充実」(67頁)の項を参照のこと。

(2) 地方協議会の開催

支援センターの業務に関する具体的情報を周知する

とともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所等において、内容に工夫を加えながら地方協議会を開催した。

地方協議会関係については、V 1(4)「関係機関等との連携強化」(30頁)の項を参照のこと。

(3) 常勤弁護士の確保

常勤弁護士とは、支援センターとの間で、総合法律支援法第30条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、支援センターに常時勤務する契約(勤務契約)をしている弁護士(常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程(平成18年規程第22号)第1条)である。

平成27年3月31日現在で、常勤弁護士は合計252名となり、合計87か所(全国42か所の地方事務所、7か所の支部、38か所の地域事務所)に配置した。

なお、人数については資料4、配置先については資料5のとおりである。

常勤弁護士の確保については、V 1(2)ア「職員(常勤弁護士を含む。)の採用及び配置等」(17頁)の項を参照のこと。

【資料4】常勤弁護士の採用実績一覧

【資料5】常勤弁護士配置先一覧(平成27年3月31日現在)

(4) 内部統制の構築・運用に関する点検

ガバナンス推進委員会は、業務・組織体制の構築とその運用状況や規程・事務連絡等に基づく業務の実施状況、コンプライアンス体制の構築とその運用状況について、点検を行うとともに改善策を検討した。

支援センターの内部統制強化のための検討会を開催し、業務方法書を変更し

て内部統制システムの整備に関する事項を記載した。

コンプライアンスについては、V 1(3)ウ「コンプライアンスの強化」(28 頁)の項を参照のこと。

2 各業務

(1) 情報提供業務

ア コールセンターにおける情報提供

平成 22 年 12 月仙台市に設置したコールセンターは、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災による被害を乗り越え、平成 25 年度においても、入電状況に応じたオペレーター配置の工夫と、各種の研修や民事法律扶助業務における資力要件確認等の実施により、効率的な運営と利用者に対するサービスレベルの維持の両立を図った。

平成 26 年度の間合せ件数は、330,738 件で、前年度に比べて 17,250 件増加した。

平成 18 年度からの情報提供業務における間合せ件数の推移は、資料 7 及び資料 8 のとおりである。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 8】平成 26 年度情報提供件数の推移

イ 地方事務所における情報提供

地方事務所における情報提供の件数は全国合計 198,692 件で、前年度に比べ 10,401 件減少した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 8】平成 26 年度情報提供件数の推移

ウ ホームページによる情報提供

通常の情報提供に加え、東日本大震災に対する情報提供として、関係機関と連携を図り、ホームページに相談窓口情報一覧を掲示し、随時更新したほか、法テラス・東日本大震災相談実例 Q&A についても掲示・更新を行った。

エ 関係機関との連携・協力関係強化

地方事務所の実情に即した関係機関等に参加依頼を行って地方協議会を開催し、利用者その他の関係者から利用者の立場に立った業務遂行に資する実践的な意見を得ることができ、かつ、関係機関・団体との連携協力関係を新たに構築又は引き続き確保した。また、地方事務所において、地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会等の高齢者・障がい者支援を担う福祉機関・団体を個別に訪問して意見交換等を実施するなどし、高齢者・障がい者に対する法的支援の適切な対応ができるよう、関係機関・団体との連携・協力関係の充実・強化に努めた。

情報提供業務については、V 1(4)ア「効果的な連携方策の策定」(30 頁)、V 2(2)ア「情報提供業務(犯罪被害者支援業務の一部を含む。)」(38 頁)、V 3(1)ア「情報提供業務の質の向上」(42 頁)の各項を参照のこと。

オ 東日本大震災に対する対応

被災地に設置した被災地出張所において、消費者庁・地元自治体と協力し、各種専門家によるワンストップの相談会を実施した。

平成 23 年 11 月からに設置した震災法テラスダイヤル(フリーダイヤル)については、平成 26 年度も継続して被災者からの問合せに応じた。

(2) 民事法律扶助業務・震災法律援助業務

ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況

平成 26 年度における民事法律扶助業務及び震災法律援助業務の実績は、法律相談援助実施件数が 333,911 件、代理援助開始決定件数は 105,016 件、書類作成援助開始決定件数は 3,991 件であった。民事法律扶助では、法律相談援助件数(282,369 件)は前年度実績(273,594 件)と比べ増加し、震災法律相談援助(51,542 件)を加えると前年度比 103.7%であり、微増している。また、代理援助開始決定件数は民事法律扶助(103,214 件)では前年度実績(104,489 件)を若干下回り、震災代理援助(1,802 件)を加えても前年度比 98.4%と微減となった。

なお、平成 26 年度から新たに援助対象となったハーグ条約事件についても、滞りなく適切に運用開始し、20 件の代理援助を行った。

平成 24 年 4 月 1 日に業務を開始した震災法律援助については、震災法律相談援助 51,542 件のうち、79.9%が宮城・福島・岩手の被災三県における相談であった。また、震災代理援助(1,802 件)では裁判外紛争解決手続に係る事件が多く、全体の 57.1%を占めている。

なお、民事法律扶助及び震災法律援助の代理援助事件及び書類作成援助事件の事件別内訳は、資料 13、資料 14、資料 15 及び資料 16 のとおりである。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 9】援助申込状況(民事法律扶助)

【資料 10】援助申込状況(震災法律援助)

【資料 11】援助決定件数等状況(民事法律扶助)

【資料 12】援助決定件数等状況(震災法律援助)

【資料 13】代理援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)

【資料 14】代理援助事件の事件別内訳(震災法律援助)

【資料 15】書類作成援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)

【資料 16】書類作成援助事件の事件別内訳(震災法律援助)

イ 契約弁護士・契約司法書士数

民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・契約司法書士の確保に努めた結果、平成 26 年度末時点における契約弁護士数(受任予定者契約)は 20,176 名(前年度比 1,017 名増)、契約司法書士数(受託予定者契約)は 6,897 名(同 183 名増)となった。

また、震災法律援助業務を行うことができるよう、弁護士 3,173 名(前年

度比 492 名増)、司法書士 1,168 名 (同 44 名増) と震災法律援助契約を締結し、契約弁護士・契約司法書士を全国で確保した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 17】契約弁護士数

【資料 18】契約司法書士数

ウ 立替金等の状況

平成 26 年度の代理援助に係る立替金合計 (常勤弁護士により援助が提供された場合の代理援助負担金を含む。) は 150 億 7,104 万円、書類作成援助に係る立替金合計 (前同) は 3 億 8,216 万円、法律相談援助に係る費用は、18 億 3,490 万円であり、平成 25 年度中の償還金は 101 億 2,211 万円であった。

平成 23 年度から引き続き、生活保護受給者の償還猶予、免除を原則としたことや償還免除の一括処理を行ったこともあり、償還免除は 45 億 2,360 万円となったが、前年度に比べ 11 億 4,636 万円減少した。

民事法律扶助業務及び震災法律援助業務については、V 1(2)イ「一般契約弁護士・司法書士の確保」(24 頁)、V 2(2)イ「民事法律扶助業務 (震災法律援助事業を含む。)」(40 頁)、V 3(2)ア「利用者の利便性の向上」(47 頁)、V 3(2)イ「利用者に対する適切な援助の実施」(48 頁)の各項を参照のこと。

【資料 52】立替金残高表

【資料 53】法律相談費

【資料 54】代理援助立替金実績

【資料 55】書類作成援助立替金実績

(3) 国選弁護等関連業務

ア 受理件数

平成 26 年度の被疑者国選弁護事件受理件数は 70,939 件 (前年度比 1.63% 減)、被告人国選弁護事件受理件数は 59,816 件 (同 0.75% 減) であった。

国選付添事件の受理件数は 2,995 件 (同 564.04% 増) であった。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 19】国選付添事件受理件数

【資料 29】国選弁護事件受理件数 (被疑者)

【資料 30】国選弁護事件受理件数 (被告人)

イ 国選弁護人契約の締結

被疑者国選等に的確に対応するため、国選弁護人契約弁護士の拡大に努め、平成 27 年 4 月 1 日時点で 24,185 名となり、前年に比べ 130 名増加した。また、国選付添人契約弁護士は、平成 27 年 4 月 1 日時点で 11,483 名となり、前年に比べ 1,846 名増加した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 20】国選弁護人契約弁護士数の推移 (含 常勤弁護士)

【資料 21】国選付添人契約弁護士数の推移 (含 常勤弁護士)

国選弁護等関連業務については、V 1(2)イ「一般契約弁護士・司法書士の確保」(24 頁)、V 2(2)ウ「国選弁護等関連業務」(40 頁)、V(3)ア「迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保」(49 頁)、V(3)イ「裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実」(50 頁)、V(3)ウ「契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組」(51 頁)の各項を参照のこと。

(4) 司法過疎対策

平成 26 年度末において、司法過疎対策として設置した地域事務所(以下「司法過疎地域事務所」という。)の数は 34 か所(前年度比 1 か所増)であり、司法過疎地域事務所に勤務する常勤弁護士の数は 54 名(同 1 名増)となった。

司法過疎対策業務については、V 2エ「司法過疎対策業務」(42 頁)の各項を参照のこと。

(5) 犯罪被害者支援業務等

ア 犯罪被害者支援業務

コールセンターに、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714(なくことないよ)」を設け、犯罪被害者支援の経験や知識を有する担当者が犯罪被害者等に二次的被害を与えないよう、その心情に配慮しながら情報提供を行っている。平成 26 年度の間合せ件数は合計 13,137 件となり、前年度に比べ 1,816 件増加した。

また、全国の地方事務所において、電話による情報提供のほか、担当者との直接面談による情報提供、更には犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士(以下「精通弁護士」という。)の紹介業務を行った。「犯罪被害・刑事手続等」に関する間合せは全国で 12,695 件であり、前年度に比べ 1,386 件減少したが、精通弁護士の紹介は 1,491 件であり、前年度に比べ 161 件増加した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 22】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数実績

【資料 23】平成 26 年度 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した間合せ内容

【資料 24】平成 26 年度 地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況

【資料 41】地方事務所における間合せ件数実績

イ 国選被害者参加弁護士関連業務

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は 4,122 名(平成 27 年 4 月 1 日現在)となり、前年に比べ 422 名増加した。

また、平成 26 年度における被害者参加人からの選定請求件数は 451 件となり、前年度と比べ 68 件増加した。

犯罪被害者支援業務については、V 1(2)イ「一般契約弁護士・司法書士の確保」(24 頁)、V 3(4)ア「犯罪被害者支援業務の質の向上」(51 頁)、V 2(2)「情報提供・犯罪被害者支援」(41 頁)、V 3(5)「犯罪被害者支援」(66 頁)の

各項を参照のこと。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 35】被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

【資料 50】被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況

ウ 被害者参加旅費等支給業務

犯罪被害者等の経済的負担を軽減し、適切に刑事裁判に参加することができるよう、被害者参加人へ旅費、日当及び宿泊料を支給する業務を行っている。平成 26 年度の請求件数は 2,578 件であり、支給額は 1,764 万 2,020 円であった。

(6) 受託業務

現在、受託業務としては、平成 19 年 4 月 1 日から開始された公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国残留孤児援護基金委託援助業務」と、同年 10 月 1 日から開始された日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」の 2 種類を行っている。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

ア 中国残留孤児援護基金委託援助業務

(ア) 業務内容

我が国に永住帰国した中国残留邦人等は、我が国における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続が必要となる。具体的には国籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立て等が行われることとなること、支援センターはこのうち身元判明者への弁護士による法的援助につき受託している。

(イ) 件数

平成 26 年度における中国残留孤児基金援助の事業計画上の予定件数は 5 件であったところ、申込みはなかった。

【資料 25】委託援助事業統計表（申込総受理件数）

イ 日本弁護士連合会委託援助業務

(ア) 業務内容

業務内容は、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障がい者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障がい者・ホームレス等に対する法律援助の 9 つにわたるが、いずれも契約弁護士による活動と弁護士報酬や費用等を援助するものである。

(イ) 件数

日本弁護士連合会委託援助業務の申込総件数は 24,096 件（前年度比 1,217 件減）であった。

受託業務については、V 4(4)「委託援助業務」(64 頁)の項を参照のこと。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 25】平成 25 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

V 平成26年度における業務実績

1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務運営の基本的姿勢等

ア 総論

【年度計画】

支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に努める。

利用者からの意見、要望等を真摯に受け止め、必要に応じて業務の改善を行う。

支援センターに寄せられた契約弁護士・司法書士に対する苦情や感謝等を「利用者からの声」として、契約弁護士・司法書士に伝え、サービスの向上につながるよう努める。

多様な意見を今後の業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を平成26年度に2回以上開催して、必要に応じて業務の改善を行う。

国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。

独立行政法人の枠組みで設置された支援センターは、理事長のリーダーシップの下、高齢者・障がい者に対する配慮を含め、利用者の立場に立った親切・丁寧なサービスを迅速に提供することが求められている。

1 利用者からの意見、要望等の取扱い

本部及び全国の地方事務所へ寄せられた利用者からの様々な意見、要望、苦情等については、本部サービス推進室にて「利用者から寄せられた声」として、情報を毎月集約のうえ、理事長及び監事に対して定期的に報告し、支援センターの業務運営に役立てられている。

また、こうして寄せられた貴重な意見等は、業務別や内容別（職員や契

約弁護士等の対応に関するものなど。)に分析を行い、特にその内容から、業務の改善が必要と考えられる事案については、支援センターとして求められる適切な対応策を検討の上、全国の執務の参考としてグループウェアへ掲示し、迅速に情報共有を図った。

また、ブラッシュアップ研修(全国地方事務所等職員計51名参加)等の各種研修において、利用者から実際に寄せられた苦情等を題材にグループ討議等を行い、支援センターに寄せられる苦情等への適切な対応についてスキルの向上を図った。

2 契約弁護士・司法書士への「利用者からの声」の伝達

平成24年度に開始した一般契約弁護士に対する苦情や感謝等の「利用者からの声」を当該一般契約弁護士へ直接伝達するスキームを全国で導入するよう引き続き進めており、平成27年3月31日現在、実施中の地方事務所は25か所(平成25年度比3か所増)に増加した。

また、平成25年度に開始した一般契約司法書士へ直接伝達するスキームについても全国で順次取り組んでおり、平成27年3月31日現在、実施中の地方事務所は34か所となっている。

さらに、「利用者からの声」を、弁護士会を經由して一般契約弁護士に伝達するという新たなスキームを導入することとし、平成26年8月、事務連絡を発出して、全国の地方事務所において順次実施するよう取り組んだ。なお、当スキームは、上述の一般契約弁護士へ直接伝達することが難しい地方事務所においての次善の策として実施することを提示しているスキームであり、全ての地方事務所が対象となるものではない。(参考)平成27年3月31日現在で実施中の地方事務所は2か所。)

具体的には、「親身に相談にのってくれなかった。」、「ヤミ金対応の件では大変お世話になりました。先生に相手方を説得していただき、とても助かりました。」といった「利用者からの声」を契約弁護士へ伝達している。

3 顧問会議の開催状況

平成26年8月26日に第13回顧問会議を開催した。

会議の概要

・第13回会議

充実した総合法律支援を実施するための方策として、高齢者・障がい者に対する法的支援の在り方、DV・ストーカー等の犯罪被害者に対する適切な法的支援の在り方、常勤弁護士に期待される役割等について協議した。

(注) 顧問会議のメンバーは次のとおりである(五十音順、敬称略)。

石井卓爾 東京商工会議所副会頭

片山善博 慶応義塾大学教授
金平輝子 元東京都副知事（元日本司法支援センター理事長）
高木 剛 財団法人国際労働財団理事長
滝鼻卓雄 株式会社読売新聞東京本社社友
竹下守夫 一橋大学名誉教授
津島雄二 弁護士
夏樹静子 作家
坂東真理子 昭和女子大学学長

4 組織運営理念の周知徹底

階層別研修の各階層の研修において、法テラス運営理念に関する講義を実施し、我が国の財政状況を踏まえた上での業務の充実化・効率化について論じさせるなど、当センター職員としてコスト意識を持って業務に当たる必要性を認識させた。

【資料6】法テラス運営理念

イ 東日本大震災の被災者に対する援助の充実

【年度計画】

(7) 震災法律援助事業による援助の充実

震災法律相談援助によって東日本大震災の被災者のニーズがどの程度満たされているか分析をした上、更なる援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討・実施する。

平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果（自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など）等を踏まえ、アウトリーチの手法等によるアクセスの拡充が求められている。そのため、巡回・出張相談（移動相談車両の活用を含む。）、夜間・休日相談を組み合わせ、また、テレビ電話相談を活用するなど、被災者支援の充実を図る。

1 震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結び付ける方策

これまでの援助実績を分析し、特に原発事故に係る損害賠償請求事案において震災代理援助の利用が進んでいると認められることから、いわゆる原発弁護団との連携に引き続き努める等、更なる援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書

類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討・実施した。

2 被災者支援の充実

平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果（自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など）等を踏まえ、アウトリーチの手法等によるアクセスの拡充が求められていることに照らして、移動相談車両の活用を含めた巡回・出張相談を実施（震災巡回相談1,078件、震災出張相談136件）したほか、すべての被災地出張所において夜間相談ないし休日相談を実施（夜間相談61件、休日相談337件）した。また、福島地方事務所ふたば出張所においてテレビ電話相談を引き続き活用（26件）するなど、被災者支援の充実を図った。

【資料10】 援助申込状況（震災法律援助）

(イ) 震災法律援助事業以外の手法による援助の充実

【年度計画】

法的問題を抱えている東日本大震災の被災者を支援するため、震災特例法に基づく震災法律援助事業を適正・迅速に遂行するとともに、被災者のニーズに適した各種専門家による情報提供サービスを提供するなどのきめ細かい対応を行うよう努める。

震災法律援助事業による被災者支援が行えない場合であっても、巡回・出張相談等の民事法律扶助の制度を活用し、積極的な支援を実施する。

1 震災法律援助事業以外の手法による各種取組

(1) 「東日本大震災相談事例Q&A」

ホームページ上に「東日本大震災相談事例Q&A」を継続的に設け、被災者及び被災関係者等の相談事例を基にした情報提供を実施するとともに、相談項目ごとのQ&A一覧を掲載することで、利用者の利便性の向上を図った。

(2) 「東日本大震災に関する相談窓口一覧」

ホームページ上に「東日本大震災に関する相談窓口一覧」を継続的に設け、関係機関との連携のもと、利用者の利便性の向上を図った。

(3) 「震災法テラスダイヤル」

震災に関する法制度や相談窓口等の情報提供を担う専用のダイヤル「震災法テラスダイヤル」をコールセンター内に継続的に設置し、被災者及び被災関係者からの問い合わせに応じた。

(4) 「ワンストップ相談会」の実施

宮城、岩手、福島の各県に設置した7か所の被災地出張所において、消費者庁、地方自治体と連携し、弁護士以外の各種専門家によるワンストップ相談会を実施した。

(5) 「女性の悩みごと相談」実施場所の拡大

内閣府男女共同参画局との連携により、平成24年2月から被災地出張所法テラス南三陸において継続的に実施してきた「女性の悩みごと相談」について、平成26年4月から、実施場所に法テラス山元・法テラス東松島を加え、被災地における女性の悩みによりきめ細やかに対応した。また、岩手県内においては、法テラス岩手を実施場所とした内陸部での相談にも取り組んだ。

2 震災法律援助事業の対象とならない被災者に対する民事法律扶助制度の活用

震災法律援助事業の直接の対象とならない被災者に対しても、巡回・出張相談等の民事法律扶助の制度を活用し、積極的な支援を実施するよう努めた。

【資料9】援助申込状況（民事法律扶助）

ウ 高齢者や障がい者等に対する支援の充実

【年度計画】

常勤弁護士等の活動を含めた支援センターが行う司法ソーシャルワークの取組については、次年度以降、効率的かつ効果的に実施できるよう司法ソーシャルワークに係る検証調査で得られたデータや把握した地域のニーズ等に基づき、事業計画及び具体的目標を策定する。

各地方事務所において社会福祉協議会や地域包括支援センター、地域生活定着支援センター等との連携を強化し、上記の事業計画及び具体的目標の策定の進捗状況を踏まえた司法ソーシャルワークに関する協議会等を行う。

全国の地方事務所で、職員に対し、高齢者・障がい者疑似体験実習等を実施し、高齢者・障がい者に対する接遇スキルの向上を図るほか、既に作成している高齢者向けパンフレット、知的障がい者向けパンフレット及び視覚障がい者向けパンフレットについて、関係団体等の意見を踏まえて引き続き改善を図った上、必要に応じて関係団体等に配布する。

1 司法ソーシャルワーク

支援センターは、自ら法的問題を抱えていることに気付いていなかったり、意思の疎通が困難であるなどの理由で自ら法的援助を求めることが困難な状況が、高齢者・障がい者に生じている状況を踏まえ、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等と連携を図り、当該高齢者・障がい者等に積極的に働きかけていく手法を活用するなどして司法アクセスをより容易にし、その方々が抱えている法律問題を含む潜在的な諸問題の総合的な解決につなげるための取組である司法ソーシャルワークを推進することとした。

そこで、本部内に、司法ソーシャルワーク及びそれに資する地域連携の企画等を行う組織を設置し、各地方事務所等における取組事例の収集、分析及び各地方事務所等からの意見聴取等を行った上で「第3期中期目標期間中における司法ソーシャルワーク事業計画」を策定した。同計画は、司法ソーシャルワークの取組を推進するにあたっては、まずは基盤となる福祉機関等とのネットワークの構築に着手する必要があるという観点から、地方事務所等における人的体制の整備、司法ソーシャルワークの担い手となる弁護士・司法書士の確保、連携の対象となる関係機関のリストの作成、関係機関への業務説明の実施、関係機関等で構成される地域ネットワークへの参画等、地方事務所等において求められる体制整備及び福祉機関等とのネットワークの構築を中心とした取組を明示するとともに、地方事務所等における取組状況を本部において集約・分析し、これを全国の地方事務所等に還元するための情報共有の体制作りなどについても定めている。

また、本部における同計画の策定作業と並行して、40地方事務所等において、関係機関との連携を強化し、司法ソーシャルワークの取組を推進するための基盤を整備するため、「司法ソーシャルワーク」あるいは「高齢者・障害者等支援における関係機関の連携」をテーマに、地域包括支援センター等の関係機関を対象とした協議会を開催した。

2 高齢者・障がい者に対する接遇スキルの向上等の取組

全国の地方事務所において、職員に対し、高齢者・障がい者疑似体験実習を実施し、高齢者・障がい者に対する接遇スキルの向上を図った。具体例としては、関係機関から専門家（地域包括支援センター所長等）を招いて疑似体験実習の受講や、職員が実際に車いすに乗った上で最寄駅から事務所に来所するまでの経路を体験し、車いすの進む速さ、方向の変え方等に対する配慮の必要性を学ぶ実習、進路の妨げになるものをなくすことで事務所の環境を改善する等の取組を実施した。

平成26年度には、26地方事務所及び4支部において高齢者・障がい者疑似体験実習を実施した。引き続き未実施の地方事務所において実施する予

定である。

平成26年9月に全国地方事務所の総務部門担当職員を対象として、精神障がい者に対する接遇に関する知識及び技能を習得させ、接遇スキルの向上を図るための研修を実施した。上記研修では、外部の専門家（精神科医師）による講義を実施して、精神障がいを持つ方への支援の仕方や利用者の立場を理解した丁寧かつ適切な対応等の知識を習得させた。

また、高齢者向けパンフレット、知的障がい者向けパンフレット及び視覚障がい者向けパンフレットを全国地方事務所に備え置くとともに、必要に応じて関係団体等へ直接送付した。さらに地方協議会開催の際に関係団体等の出席者に対し配布することにより、高齢者・障がい者に対する当センターの業務の内容を周知した。

(2) 組織の基盤整備等

ア 支援センターの職員

(7) 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等

【年度計画】

a 職員の採用及び配置等については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の業務量の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点を踏まえた真に必要なものとする。

支援センターの業務の公共性・多様性に順応して、その業務に意欲的に取り組み、国民等の期待に応えることができる人材の確保・活用を図る観点から職員の採用及び配置等を行う。

常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。

b 常勤弁護士については、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティーネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、既に常勤弁護士が配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。その上で、総合法律支援の適切な実施ができる体制となるよう、所要の数の確保に努め、関係機関等との連携協力関係の確保・強化に努め、必要と認められる地域

に配置する。

常勤弁護士が取り扱う事件の種類・件数等の業務量（事件の性質や関係機関との連携強化への取組状況など取扱件数が業務量に直結しない事情を含む。）、その地域での常勤弁護士の役割を踏まえ、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。

常勤弁護士については、大規模災害等において機動的に法的サービスを提供できるようにするための、具体的な態勢整備の方策を検討する。なお、被災自治体等への法的援助については、災害発生地域の弁護士会等との連携を前提とし、真に必要なものを検討して実施する。また、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等を策定する。

そのほか、コールセンターの運営に当たっては、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直す。

第1 職員について

1 採用について

職員の採用に当たっては、多肢択一式問題や論文問題、適性検査のほか複数回の面接の実施を通じて、公共性の高い支援センターの多様な業務の適性を判断し、幅広い知識を備え、利用者のニーズを的確に察知できる人材の確保に努めた。また、面接の実施に際しては、面接員を局・次長、部課長、課長補佐のほか、係長・主任まで幅広く任命し、様々な視点から多角的に適性を判断した。

有期契約職員から常勤職員への登用に際しては、上記の試験内容に加え、当該有期契約職員の所属する職場の管理者による評価も採用決定の資料とした。支援センターにおける知識・経験が豊富な有期契約職員については、常勤職員として採用することにより即戦力となることから、申込みのあった27名を対象に常勤職員への登用試験を実施した。その結果、合格者12名を常勤職員として登用した。

試験の実施に当たっては、厚生労働大臣が定めた「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」における新卒採用に当たって少なくとも卒業後3年間は応募できるようにするとの規定を踏まえ、これらを対象とした一般公募試験と、司法試験受験資格を喪失した法科大学院修了者を対象とした一般公募試験を実施し、合計381名の選考を行った結果、17名を採用した。

2 人事配置について

人事異動計画の策定に当たっては、勤務評定による評価のほか管理者の適性に関する意見や職員本人の意向等を考慮の上、各地方事務所が取り扱う事件数、事務所の規模等を勘案しながら業務の平準化及び事務手続の合理化に資するよう再配置を行うとともに、総合法律支援の体制整備及びサービスの質の向上を図るための配置に努め、平成27年4月1日付けで118名の広範な人事異動を行った。

第2 常勤弁護士について

1 常勤弁護士の採用

(1) 就職説明会の実施、採用情報の周知等

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターのホームページにおいて常勤弁護士の業務内容や最新の就職説明会情報等を随時掲載するとともに、法科大学院生や司法試験合格者等に採用案内等を配布して、早い段階から常勤弁護士への関心を高める取組を行った。また、日本弁護士連合会及び各弁護士会等の協力を得て、司法修習生等を対象とする就職説明会を11回にわたり実施し、支援センターの運営方針、常勤弁護士の業務内容、魅力、求める人材像、待遇等について説明した。

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士を採用するため、日本弁護士連合会の協力を得て、同連合会のホームページ、会員専用サイト、メールマガジン等に就職情報を掲載した。

(2) 選択型実務修習への参加等

常勤弁護士の業務を直接体験してもらうことを通じてその業務の意義や魅力をより理解してもらうべく、司法研修所の選択型実務修習企画に参加し、各地の支援センター法律事務所において、合計73名の司法修習生を受け入れた。

また、全国の法科大学院のエクスターンシップ実習生の受入れも積極的に行い、各地の支援センター法律事務所において、合計36名の法科大学院生を受け入れた。

(3) 総合評価のための面接の実施

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの職員として総合法律支援の取組に意欲的であるということだけでなく、弁護士として必要な事務処理能力や他者とのコミュニケーション能力等を見極めるといった観点から、各応募者について日本弁護士連合会の意見を徴した上で、採用面接を実施した。

(4) 新規採用者の確保

以上の取組により、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構

築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑かつ効率的な運営に
適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えること
のできる人材の確保に努めた。

その結果、司法修習修了直後の者34名、法曹経験者3名の合計37名を
採用した。

2 常勤弁護士の配置

(1) 常勤弁護士の役割、配置の必要性の検討等

常勤弁護士については、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を
適切に運用するためのセーフティーネットとしての役割に加えて、司法ソ
ーシャルワークの取組も求められていることから、あらためて常勤弁護
士の役割について検討するとともに、各地における関係機関との連携事例や
弁護士会との協働事例等を取りまとめて、地方事務所執行部や常勤弁護
士等に周知した。

また、地方事務所を対象にして、常勤弁護士の配置の必要性に関する調
査を実施するとともに、各地における民事法律扶助事件数や国選弁護事
件数等を踏まえて、日本弁護士連合会と連携しつつ、常勤弁護士の配
置の必要性等を検討した。

(2) 配置人数等

以上の取組により、常勤弁護士の配置が必要と認められる地域と配置人
数を検討し、平成26年度は新たに秋田県鹿角市に地域事務所を設置して1
名の常勤弁護士を配置するとともに、平成26年3月31日と比較して、15
か所で増員、15か所で減員し、平成27年3月31日の時点で、合計88か所に
252名の常勤弁護士を配置した（前年度末比6名増）。

(3) 財政的効果の把握

新たに「関係機関相談記録票」及び「困難度判定表」を導入し、常勤
弁護士による連携活動と困難事件への対応状況等の把握に努めるとと
もに、常勤弁護士が担当した事件の平均単価及び費用等に関する資料や
データを作成・収集することによって、常勤弁護士が事件を受任したこ
とで生じた財政的効果の把握に努めた。

(4) 大規模災害等における法的サービスの提供

大規模災害等が発生した場合に、常勤弁護士を活用して機動的に法的
サービスを提供できるようにするための態勢整備の方策として、常勤
弁護士の本部事務所への配置や一人事務所への増員配置等を検討した。ま
た、平成26年8月に発生した広島土砂災害においては、弁護士会と連携
して、弁護士による電話相談に常勤弁護士も参加して被災者支援を行う
などの対応をとった。

第3 オペレーターの配置

コールセンターにおける情報提供件数は330,738件（平成25年度は313,488件）であり、前年度より17,250件増加した。特に、メールによる情報提供件数は22,982件であり、前年度（14,599件）と比べて8,383件増加した。また、コールセンターにおける民事法律扶助の資力要件確認の対象地方事務所も31地方事務所（平成25年度は15地方事務所）に拡大した。

コールセンターの業務量は増大したが、メール対応職員の人数・配置の見直しを行うことで、現有の人員のもと効率的な運営を行った。

【資料31】平成26年度常勤弁護士就職説明会等実施状況

【資料32】平成26年度司法研修所選択型実務修習受入状況

【資料33】平成26年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況

【資料4】常勤弁護士採用実績等一覧

【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成27年3月31日現在）

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料8】平成26年度情報提供件数の推移

(4) 職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上

【年度計画】

以下の研修を企画・立案等するための人的・物的な態勢の整備に必要な準備・検討を行う。

- a 司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な分野にわたる業務に対応し、利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、採用年次や経験年数に応じた体系的な研修を企画・立案して計画的に実施し、実務能力や専門性の向上を図る。
- b 常勤弁護士については、民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件等への適切な対応能力の向上を図ることはもとより、司法ソーシャルワークが必要となる事件や裁判員裁判対象事件への適切な対応が可能となるような実践的な研修を、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室を活用しながら随時見直し、より一層の充実を図りながら実施する。また、各ブロック単位での研修を充実させ、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図り、全体的な能力・技量の向上を図る。
- c 上記の研修を実施し、能力等の高い職員については、国、地方公共団体等を含む関係機関・団体との人事交流等によって多様な経験を積ませ、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。

さらに、常勤弁護士については、今後の重点課題と考えられる地方公共団体や福祉機関・団体に潜在する法的需要を把握し、これらの機関等との

連携の促進を図るため、地方公共団体や社会福祉法人に派遣する外部研修を実施する。

第1 職員の実務能力・専門性の向上を図る取組

1 体制の整備に必要な準備・検討

実務能力の養成や専門性の向上のほか、多様な業務に対応する能力を養うこと等を目的に集合研修等を実施している。一方で、研修に伴う職員の不在について、地方事務所の業務運営上の負担等も課題となっている。

そこで、本部・地方事務所間で幅広く意見交換を行い、新しい研修制度のあり方について方針をまとめるとともに、研修の抜本的な改編等の検討を行うため、研修制度に特化したPTを平成27年4月に発足させた。

2 職員に対する研修

(1) 階層別研修

採用年次や経験年数に応じた研修を体系的かつ計画的に実施している。具体的には、採用から2年間を基礎形成期間、その後の2年間を「ブラッシュアップ期間」とし、それぞれの期間に新規採用者研修、ブラッシュアップ研修を実施した。

また、4級昇格者に対してマネジメント基礎研修を実施したほか、平成26年度には、新たに3級昇格者を対象に「3級昇格者研修」を実施し、採用時から管理職登用に至るまで階層的に研修を行った。平成26年度は合計7回の研修を実施し、延べ22日間に延べ147名の職員が受講した。内容については、「法テラス運営理念」の講義を行い、組織としての基本理念を各個人に浸透させたほか、コンプライアンスに関する講義においては、受講者が主体的に取り組み、問題意識を高めること等を目的に、事例検討を取り入れることとした。

(2) 業務研修

実務能力や専門性の向上のため、総務、情報提供、民事法律扶助、国選弁護、犯罪被害者支援及び法律事務の各業務に従事する職員を対象とし、延べ15日間に延べ414名の職員に対してそれぞれ研修を実施した。

(3) 外部研修

人事院主催の課長級研修に、課長職の職員1名を4日間参加させたほか、東京都の実施する職員研修に職員3名を延べ5日間参加させた。

(4) 関係機関・団体との人事交流

組織の中核を担い幅広く活躍することが期待される職員に対しては、スキルアップ及び組織の充実強化を図ることを目的として、国等の他組織への外部出向等を行っている。平成26年度は法務省へ職員1名を出向させ、出向後はその業務経験を支援センターへフィードバックさせてい

る。

第2 常勤弁護士の能力技量の向上を図る取組

1 実践的な研修等の実施

(1) 養成中の常勤弁護士に対する研修

司法修習修了直後に採用した常勤弁護士に対しては、1年間で常勤弁護士として必要とされる基本的な素養を身に付けることができるよう、通年のスケジュールに基づいて、採用直後の導入研修として民事法律扶助業務や国選弁護業務等について学ぶ新任業務研修、刑事事件及び民事事件に関する演習を中心とする定期業務研修、支援センターの法律事務所に赴任する直前に行う赴任前業務研修を実施した。

(2) 赴任中の常勤弁護士に対する研修

支援センター法律事務所に赴任中の常勤弁護士に対しては、家事事件・労働事件に関する事例検討を中心とする民事業務研修、精神科医の講義や臨床心理士を相談者役とする模擬法律相談等を行うパーソナリティ障害対応研修、司法ソーシャルワークの推進のために同分野で先駆的役割を果たしている常勤弁護士との実地研修を通してそのノウハウ等を学ぶ実務トレーニー・実務トレーナー研修を実施した。

(3) 裁判員裁判に関する研修

裁判員裁判対象事件への適切な対応が可能となるよう、常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件を題材とする裁判員裁判事例研究研修、参加者を少数に限定し、より専門的・集中的に裁判員裁判に関するディスカッション等を行う裁判員裁判専門研修を実施した。

(4) その他の研修等

全国を9つのブロックに分けて、各地の実情や常勤弁護士のニーズ等に応じた常勤弁護士自らが企画する少人数制の研修（ブロック別研修）を実施し、各ブロック単位での研修を充実させるとともに、全国各地に赴任する常勤弁護士の活動報告を中心とする全国経験交流会を日本弁護士連合会と共催し、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図った。

また、支援センターの法律事務所に勤務する職員に必要な事務処理方法等を講義する法律事務所事務職員研修を実施し、法律事務所全体の充実化・効率化を図った。

2 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室の活用

常勤弁護士に対する研修については、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室を活用し、定期的に意見交換を行って研修の具体的内容の企画や検討を行いつつ、研修を受講した常勤弁護士の意見等も踏まえて、内容や時間配分等を随時見直し、より一層の充実を図りながら実施した。

さらに、集合研修以外の個別指導研修として、裁判員裁判弁護技術研究室においては、常勤弁護士が受任した裁判員裁判事件・刑事事件について個別具体的な指導・助言を行い、常勤弁護士の弁護技術の向上を図った。また、常勤弁護士業務支援室においては、常勤弁護士が受任した民事・家事・労働事件等について個別具体的な指導・助言を行い、かつ、養成中の常勤弁護士に対しては受任事件の起案の添削指導まで行うなどして、常勤弁護士の業務能力・技量の向上を図った。

3 常勤弁護士の外部派遣研修

地方自治体や福祉機関・団体等に潜在する法的需要の把握と、法的問題の解消に向けた連携の促進を図るため、地方自治体（静岡県伊豆市・函南町・伊豆の国市）、社会福祉法人（長崎県の南高愛隣会、滋賀県の社会福祉法人グロー）、法務省（大臣官房司法法制部）等に常勤弁護士を派遣し、外部研修を実施した。

【資料36】平成26年度常勤弁護士研修実施状況

イ 一般契約弁護士・司法書士の確保

【年度計画】

民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士並びに国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会、司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するとともに、説明資料を配布するなどして各制度に対する理解を深めつつ、一般契約弁護士・司法書士の人数を前年度以上にする。

1 扶助契約弁護士及び扶助契約司法書士の確保

民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の業務態勢を全国的に均質なものとするため、本部においては平成27年2月に講習会「民事法律扶助ってなかに～活用のノウハウ～」を日本弁護士連合会と共催、同講習会へ講師を派遣して民事法律扶助業務及び震災法律援助業務の周知及びそれらの利用促進に努めた。また、47地方事務所において、弁護士会、司法書士会と連携しつつ説明会や協議会の実施又は説明資料の配布を行う等、一般契約弁護士・司法書士の確保及び制度に対する理解を深めるための取組を展開した。

その結果、平成26年度末における一般契約弁護士数は20,176名（平成25年度末から1,017名増）、一般契約司法書士数は6,897名（同183名増）と、

いずれも前年度以上となった。

【資料17】 契約弁護士数

【資料18】 契約司法書士数

【資料49】 契約弁護士・司法書士への研修実施状況

2 国選弁護人契約弁護士及び国選付添人契約弁護士の確保

(1) 説明会等の実施

ア 説明会の開催・説明資料の配布

各地方事務所において、弁護士会主催又は支援センター主催（弁護士会との共催を含む。）の説明会を開催するとともに、研修を実施し、また、独自の広報用資料を配布するなどして、国選弁護関連業務及び国選付添関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明を行った。

イ 解説書の配布

各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、全国の一般契約弁護士になろうとする弁護士に対して「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務の解説」を配布した。

(2) 契約弁護士の確保

国選弁護人契約弁護士の契約数は、平成26年4月1日時点の24,055名から平成27年4月1日時点の25,218名に増加しており、後者は、全国の弁護士の69.2%に相当するものである。

国選付添人契約弁護士の契約数は平成26年4月1日時点の9,637名から平成27年4月1日時点の12,512名に増加している。

【資料 20】 国選弁護人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

【資料 21】 国選付添人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

3 被害者参加弁護士契約弁護士の確保

(1) 被害者参加弁護士契約弁護士確保の取組

ア 支援センター本部における取組

支援センター本部では、日本弁護士連合会との協議の場で被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況を説明するとともに、被害者参加弁護士契約締結に向けての協力要請等を行った。

イ 地方事務所における取組

地方事務所においては、50地方事務所のうち45地方事務所において、以下の方法により、被害者国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明会等を行った。

(ア) 弁護士会主催の説明会・研修会等への参加

(イ) 地方事務所主催の説明会の開催

(ウ) 地方事務所・弁護士会共催による説明会・意見交換会の開催

説明会等の開催に至らなかった5地方事務所（茨城、山形、青森、札幌、函館）においても、各弁護士会の執行部、犯罪被害者支援委員会等との協議を行い、一般被害者参加弁護士契約弁護士数の増加に取り組んだ。

(2) 契約弁護士の確保

前記(1)の取組の結果、被害者参加弁護士契約弁護士の人数は平成27年4月1日現在4,122名（前年度同日比422名増）となった。このうち、女性弁護士数は平成27年4月1日現在881名（前年度同日比91名増）となった。

【資料35】被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

【資料50】被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況

(3) 組織の適正性堅持

ア ガバナンスの強化

【年度計画】

(ア) 本部においては、支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有することに鑑み、理事長の指示が支援センターの業務運営に的確に反映されるよう、次のとおり組織運営を行う。

a 執行部会を定期的を開催し、決定事項については、速やかに組織内に伝達する。

b 本部方針を地方事務所に適切に周知するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議、全国地方事務所事務局長会議、ブロック別協議会等を開催する。

c 地方事務所においても、随時、執行部会議を開催することにより、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施する。

(イ) 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解した上、その実現のために意欲的に業務に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。

1 本部における組織運営等

理事長の招集により毎月2回以上（合計25回）、本部において執行部会を開催し、会議終了後に決定事項等の議事の要旨をとりまとめ、本部役職員及び地方事務所職員への伝達を行い、理事長の決定事項及び支援センターの課題等が速やかに職員に周知されるよう努めた。また、執行部会での指摘事項を本部担当課室において検討させ、その対応状況を執行部会へフィードバックする取組を行った。

全国地方事務所長会議及び全国地方事務所事務局長会議を各1回、ブロック別協議会をブロック別に1回ずつ計8回開催し、支援センターが抱える課題等について情報交換を行った。

地方事務所においても、随時、執行部会議を開催し、本部が決定した業務運営方針に基づき迅速かつ的確な業務運営を実施した。

2 常勤弁護士の業務におけるガバナンス強化の取組

支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解した上でその実現のために意欲的に業務に取り組み、国民等の期待に応える常勤弁護士を育成するため、今年度、事務連絡を發出して、改めて地方事務所執行部会への常勤弁護士の出席、地方事務所執行部と常勤弁護士との意見交換会・勉強会等の実施、常勤弁護士業務研修における中期計画等に関する講義の実施等に取り組んだ。

イ 監査の充実・強化

【年度計画】

監事監査は本部ほか6地方事務所で、内部監査は本部ほか50地方事務所・地域事務所等で、情報セキュリティ監査は6地方事務所で、それぞれ実施するが、内部監査については、支援センターの任務を有効かつ効率的に果たすため、リスク評価に基づき、改善のための方策を提示する手法により実施する。

内部統制の構築及び運用状況につき、会計監査人監査の指摘を踏まえ、これを監事監査及び内部監査の際に点検するとともに、情報共有の場を2回以上設けるなど、会計監査人監査との連携強化を図ることにより、監査全体を効率的、効果的に実施する。

1 監査の実施

(1) 監事監査

本部及び6地方事務所において実施し、その結果は理事長へ報告するとともに被監査事務所へ通知した。

(2) 内部監査

本部及び地方事務所・地域事務所等（コールセンターを含む。）51事務所において実施した。リスク存否の観点から重点監査項目を設定して事前の予備調査を行い（リスクアプローチ的手法）、各項目が適切になされているかを監査した。その結果は理事長へ報告し、被監査事務所へ指摘事項を通知し、被監査事務所における改善状況を本部所管課室において確認した。

(3) 情報セキュリティ監査

6 地方事務所において実施し、被監査事務所に対して必要な改善指導等を行った。その結果は支援センター情報セキュリティ責任者である本部事務局長へ報告した。

2 効率的・効果的な監査

内部統制の構築及び運用状況については、会計監査人監査を踏まえて、これを監事監査及び内部監査において点検した。

監事及び監査室は会計監査人との情報共有の場を2回設けて会計監査人監査と連携強化を図り、監査全体を効率的・効果的に実施した。

ウ コンプライアンスの強化

【年度計画】

各種監査結果やこれまでのコンプライアンス推進の取組等を踏まえ、規程の整備・運用等の内部統制を更に強化するための必要な措置について検討・実施し、職員に対してコンプライアンス・マニュアルを用いた研修を実施するなどして、法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。

1 内部統制強化のための取組

ガバナンス推進委員会において各種監査結果やこれまでのコンプライアンス推進の取組を分析し、内部監査における重点対応項目を設定した。

また、支援センターの内部統制強化のための検討会を開催し、内部統制システムの整備に関する事項を新たに盛り込んだ業務方法書の変更を行った（平成27年3月19日法務大臣認可）。

2 職員に対するコンプライアンスの推進

全職員を対象にコンプライアンス・マニュアルを用いた事例検討会を実施

した。そのほか、平成26年度はガバナンスレポートを7回発刊した。

コンプライアンスの周知・意識向上の推進として、コンプライアンス強化月間を設定し、コンプライアンスに関する標語募集を行い、コンプライアンス・マニュアル理解度チェックシートの実施を全職員対象に行った。

職員階層別研修（集合研修）にコンプライアンスに関する講義の時間を設定し、意識の向上を図った。設定した研修は、新規採用者研修、ブラッシュアップ研修、3級昇格者研修、マネジメント基礎研修である。

エ 情報セキュリティ対策

【年度計画】

情報セキュリティ関連規程の改定に向けた検討を進めるとともに、職員研修等を通じて情報セキュリティに関する職員の意識向上を図るなどの情報セキュリティ対策を実施する。

1 情報セキュリティ関連規程の改定に向けた検討

政府のIT総合戦略本部及び情報セキュリティ政策会議の方針に準じたセキュリティ対策について検討を行った結果、平成26年6月1日付で情報セキュリティ対策基準及び情報取扱要領の改定を行った。

具体的には、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成24年度版）に基づいて検討を行い、近年新たにセキュリティ上の脅威として問題となっているなりすましメール対策、標的型攻撃対策及びサイバー攻撃への迅速・的確な対処についての措置等、支援センターにとって重要な点を盛り込む改定を行った。

2 情報セキュリティに関する研修の実施

職員の意識向上のための各種研修を実施した（合計7回）。

- ・初任者研修（2回）
- ・ブラッシュアップ研修（2回）
- ・マネジメント基礎研修（1回）
- ・総務部門担当者研修（1回）
- ・常勤弁護士新任業務研修（1回）

(4) 関係機関等との連携強化

ア 効果的な連携方策の策定

【年度計画】

(7) 地方協議会の開催等

- a 本部及び地方事務所は、関係機関・団体との連携を強化すべく関係機関連絡協議会、地方協議会等の会議を開催するに当たっては、支援センターの業務運営の公正性・中立性かつ多様性の確保の観点から、その人選を行う。
- b 平成26年度においては、28地方事務所以上において、複数回の地方協議会等を開催するものとする。
- c 地方協議会等の開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数等を工夫するとともに、参加者に対して支援センターの業務に関する具体的情報を周知するほか、参加者に対するアンケート調査等を実施するなどして意見を聴取する。また、各地方事務所の取組状況のうち、参考となる事例を全国に普及させる。

(1) 関係機関等との連携強化

- a 利用者に対する充実したサービスの提供を図るとともに、高齢者・障がい者等に対する法的支援に適切な対応ができるよう、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体等との意見交換や研修等を行い、連携の維持・強化を図る。
- b 窓口対応専門職員や常勤弁護士を活用した関係機関等との意見交換や研修等については、司法ソーシャルワークに関する検討状況を踏まえ、席数と業務量との比較やそれぞれに求められる役割等を勘案しながらそのような意見交換や研修等の実現に向けた方策を検討する。
- c 本部において法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議等を年1回開催し、中央レベルでの連携・協力関係の維持・充実に努める。本部において関係機関連絡協議会を開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対して定期的に支援センターの活動実績を報告するとともに、今後の活動方針について協議し、支援センターの運営の参考とする。
- d 地方公共団体その他関係機関・団体に対する業務説明や意見交換会等の回数を前年度に比して増加させるとともに、地方公共団体その他関係機関・団体が主催する各種会議に参加し、支援センターの関与の度合いを高める。

1 地方協議会の開催等

平成26年度は、全国の地方事務所において合計99回（平成25年度95回）の地方協議会を開催した。

そして、29地方事務所において複数回の地方協議会等を開催した。

その開催に当たっては、議題や開催方法等に応じた関係機関・団体を検

討した上での出席依頼を行った。また、関係機関・団体に対し、支援センターに関する事前のアンケート調査を実施し、地方協議会の際に寄せられた意見等を詳細に聴取するとともに、得られた意見等を業務に反映した。さらに全国地方事務所長会議等において、地方協議会の場で得られた意見に基づく具体的改善例等を報告した。

2 関係機関等との連携強化

- (1) 全国で開催された地方協議会のうち41地方事務所52回については、高齢者・障がい者等に対する法的支援をテーマとした。そのほか、各地の地方事務所において、地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会等の高齢者・障がい者支援を担う福祉機関・団体を個別訪問して意見交換を実施するなどした。特に、地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会の3機関を対象とした取組を計429件にわたって実施した。

具体的事例の一部は以下のとおりである。

東京地方事務所においては、新宿区と連携し、常勤弁護士が地域包括支援センターを定期的に巡回するなどして、法的支援を求める利用者に対し適切な支援ができるよう対応した。

福岡地方事務所においては、生活保護受給者の自立支援のため、福岡市内の福祉事務所とのホットラインを設置し、法的問題を抱えた生活保護受給者の相談を受け付けるとともに、契約弁護士による巡回相談を実施して民事法律扶助による法的支援を受けられるよう対応した。

静岡地方事務所においては、精神に問題を抱えた方が適切な法律相談を受けられるよう、静岡県との共催により、精神保健福祉士または産業カウンセラーが同席することによりメンタルヘルスにも配慮した法律相談会を実施した。

- (2) 窓口対応専門職員が有する経験等を活かすために、関係機関等との意見交換会に参加することを検討し、地方事務所の実情に即してこれを実施した。また、司法ソーシャルワークの事業計画において、常勤弁護士による関係機関等との連携への積極的な関与を盛り込み、取組を進めた。
- (4) 本部において、法務省が主催する総合法律支援関係省庁等連絡会議（平成26年10月、23府省庁等が出席）に参加し、関係機関等において支援センターの業務内容及び被災地支援について理解を得るとともに、連携強化を図った。
- (5) 地方公共団体その他関係機関・団体に対する業務説明、意見交換会等を2,753回実施した（平成25年度2,387回）。地方公共団体その他関係機関・団体が主催する会議等に参加し、具体的事案が発生した場合に支援センターを紹介してもらえるよう取り組んだ。

イ 連携強化のための態勢構築

【年度計画】

支援センターの業務運営に当たっては、関係機関・団体との密接な連携が必要となることに鑑み、その実施を担う地方事務所の執行部への地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の起用や、そのような知識・経験を有する者の活用を図る観点からの職員の配置など、関係機関との連携強化に資する多様性のある体制の確保を図る。

1 地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の地方事務所執行部への起用

全国地方事務所長会議等の様々な場を通じて必要性の浸透を図る一方、地方事務所においては、業務運営の管理に関する重要事項を協議する役割を担う立場から、関係機関との連携強化等を目的に、当該執行部に多様性を持たせる必要性について十分な協議を行い、関係機関等に幅広く理解を求めた。

その結果、函館地方事務所の執行部に新たに1名、地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者を起用することができた。

また、次年度当初に向けて3か所の地方事務所において3名の者を起用すべく調整を図った。

2 地方自治体との連携

地方自治体からの要請により、自治体内に支援センターの窓口を設置し、職員を派遣して自治体との連携を図った。

(5) 報酬・費用の立替・算定基準

【年度計画】

民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務の報酬・費用については、国費支出をより適正なものとする事、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、立替・算定基準について検討を行うための準備を行う。

1 立替基準についての検討準備

民事法律扶助業務の報酬・費用については、国費支出をより適正なも

のとすること、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から検討を行う必要がある。そこで、立替基準についての検討を行うための準備の一環として、「民事法律扶助審査基準・運用検討プロジェクトチーム」において、平成26年度中に5回、約1年半にわたる議論を行い、多くの論点に関してとりまとめの方向性について一致を見るなど、現行基準の下での運用の適正化・平準化の取組を進めた。

2 算定基準についての検討準備

法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会の審議結果において、附帯事項として、現在の被疑者国選弁護制度の報酬は接見回数を主な要素として算定される仕組みとされているところ、公費支出の合理性・適正性をより担保するための措置が講じられることが必要である旨の指摘がなされたことを受けて、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、本部との間で、被疑者国選弁護制度の報酬算定のあり方について、11回にわたり、協議の場をもった。この協議により、被疑者国選弁護制度の報酬の主要な部分については、多角的な視点を踏まえた算定基準の改定の検討を行うための準備が整った。

(6) 自然災害等に関するリスクへの対応の構築

【年度計画】

自然災害等に関するリスクに対応するため、支援センターの業務継続計画策定に必要な情報収集などの準備・検討を行う。

特に業務継続計画の一部となる、情報システム運用継続計画（IT-BCP）を策定するとともに、自然災害等が発生した場合であっても継続して安定稼働できる能力を有する情報システムの構築に向けた情報収集などの準備・検討を行う。

大規模地震をはじめ、自然災害のリスクに備えた業務継続計画を策定するため、その準備検討を行った。業務継続計画においては、支援センターとして継続すべき優先業務を整理し、業務継続に必要な措置等を定める必要があることから、関係機関の業務継続計画等の収集・分析や、現時点での支援センターにおけるリスク災害への対応状況の調査を行った。その上で、業務継続計画骨子を作成した。

また、被災時における情報システム運用継続計画（IT-BCP）を策定し、被災時の復旧手順に関する情報収集及び検討を行った。

2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 支援センターの業務全般に関する効率化

ア 総論

支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め、効率化を図るため、以下に掲げる各業務における目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。

イ 一般管理費及び事業費の効率化

【年度計画】

(ア) 人件費について、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、合理化・効率化を図る。管理業務の集約化やアウトソーシングの活用等により、支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。

(イ) 支援センターの果たすべき役割が拡大する中で、司法に手が届きにくい弱い立場の人への総合法律支援を的確に実施しながらも、業務運営の効率化を図る。具体的には、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の削減を行う。

一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を前年度比3パーセント削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く。）を前年度比1パーセント削減する。

(ウ) 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。これら競争的手法を活用するに当たり、複数年契約及び一括調達の効果的活用を図るほか、特にこれまで一者応札・一者応募になっている案件については、公告期間及び履行期間の十分な確保、公告方法の検討及び仕様書の見直しを行うなど、一層の競争性の確保に努める。

また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行うとともに、性質随意契約による場合においては、契約内容の妥当性及び相当性を十分精査する。これらの取組によって、経費の節減を図る。

1 人件費の合理化・効率化

業務内容に応じ、柔軟な雇用形態を活用してパートタイム・フルタイムの非常勤職員の配置を行い、給与体系についても、国の制度に準じた内容の給与規程を維持している。

国家公務員との給与水準の比較指標（ラスパイレス）は、80.6ポイントとなっている。

管理部門については、給与支給事務については、システム利用によって申請のペーパーレス化を進めており、旅費計算についても財務会計システムの精算メニューの活用や各種書式の改定によりスリム化を進めているところ、さらに、給与計算に関するアウトソーシングの活用についても検討を行っており、管理部門のスリム化については、引き続き検討するものとする。

なお、借上宿舍規程等の改正により、貸与対象者や宿舍規格等を見直し、経費削減に努めている。

2 一般管理費及び事業費の効率化

(1) 一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）の効率化減

平成26年度の人件費及び公租公課を除く一般管理費（1,886,050千円）のうち、新規追加・拡充分を除いた額は1,880,695千円である。これは、前年度の人件費及び公租公課を除く一般管理費（2,295,085千円）と比べ、対前年度414,390千円の削減となった（18.1%減）。その結果、人件費及び公租公課を除く一般管理費について、前年度比3%を上回る削減額を達成した。経費削減の主な内容としては、消耗品・備品等の節約により79,806千円の消耗品費等を、新宿出張所統廃合により42,931千円の事務所借上料を、再リース、契約プランの見直し等により14,687千円の端末借料等を、それぞれ削減した。

なお、削減額が414,390千円（18.1%減）と大きくなっているのは、平成25年度において新宿出張所の統廃合を行ったことなどから、これに要する工事費等の経費が同年度実績に含まれていることによるが、これらに係る経費（合計78,479千円）を差し引いた場合でも、対前年度比（15.2%）の減となり、3%を上回る削減額を達成している。

(2) 事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く。以下同じ。）の効率化減

平成26年度の立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く事業費（919,636千円）のうち、新規追加・拡充分を除いた額は792,921千円である。これは、前年度の立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く事業費（918,913千円）と比べ、対前年度125,992千円の削減となった（13.7%減）。その結果、立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く事業費について、前

年度比1%を上回る削減額を達成した。経費削減の主な内容としては、印刷物の節減により6,227千円の印刷製本費を、コールセンター品質評価委託契約の調達内容の見直しにより3,529千円の雑役務費を、ネットワーク回線の見直し等により2,434千円のIP回線使用料を、それぞれ削減した。

なお、削減額が125,992千円(13.7%減)と大きくなっているのは、平成25年度においてデータ保全センターの構築及び消費税増税に伴うシステム改修を行ったことから、それらに要する経費が同年度実績に含まれていることによるが、これらに係る経費(合計71,414千円)を差し引いた場合でも、対前年度比54,578千円(6.4%)の減となり、1%を上回る削減額を達成している。

(3) 各種契約手続の競争性・透明性・公平性確保

物品の購入、事務所・宿舍の賃借、工事の請負その他の契約を行うに当たり、特定の者でなければ納入できないような性質上やむを得ないものや少額随意契約に該当するものを除いて、一般競争入札及び総合評価方式等の競争的手法を活用して契約を行った。

競争的手法を活用するに当たっては、競争性を十分に確保するため、一者応札となった契約を精査するとともに、ホームページで公表している「一者応札・応募に係る改善方策について」に従って、入札参加が見込まれる業者に対し積極的に入札情報のPRを行った。また、入札に関する情報として、公告文に加えて入札説明書及び仕様書等をホームページに掲示する措置を講じた。

さらに、少額随意契約の場合においても、複数の業者から見積りを徴収し、最も低額な価格で契約しているほか、性質随意契約の場合であっても、契約内容を十分に精査して、見積書を複数回求めるなどの工夫を行うことにより、経費の削減を図った。

なお、支援センターにおける平成26年度の契約の状況については、業務実績報告書別紙4のとおりである。

ウ 事務所の業務実施体制の見直し

【年度計画】

(7) 出張所

出張所については、取扱件数等の業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの把握に努め、その設置・存置、職員の配置等の必要性について検討し、必要な見直しを行う。

(イ) 司法過疎地域事務所

- a 司法過疎地域事務所の設置・存置等については、設置基準の厳格化と
いうこれまでの取組に加え、地域のニーズを踏まえた地方事務所等か
らの要望について、本部でその必要性について検討し、法務省、日本
弁護士連合会の意見を聴取した上で、最終決定するとともに、その検
討過程についても明らかにする。
- b 司法過疎地域事務所の設置に当たっては、当該地域の法律事務取扱業
務量、実働弁護士数、実働弁護士1人当たりの人口、地域の要望・支
援、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、採算性等の要素
について、効率的かつ効果的な業務運営及び支援センターの業務の補
完性の観点をも踏まえ、総合勘案して行う。
- c 司法過疎地域事務所ごとで取り扱う事件の種類・件数等の業務量を把
握・分析し、上記bの要素を踏まえて存置等の必要性や常勤弁護士の
配置人数について不断に検討し、必要な見直しを行う。事件の性質や
関連機関との連携強化への取組など取扱事件数が業務量に直結しない
などの事情がある場合には、その存置等の必要性について、十分な説
明責任を果たす。

1 出張所

(1) 出張所

震災の被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県に設置した合計
7か所の被災地出張所については、平成27年3月末日が設置期限とされ
ていたところ、被災地地方自治体の要望等を踏まえ、いずれもその設置
期限を3年間延長し、被災者の法的支援態勢の一層の充実を図った。

(2) 出張所の業務実施体制に関する検討

出張所の業務量等の基礎情報の把握に努めるとともに、事務所の業
務実施体制の見直しに関する検討作業を推進するための組織体を本部
に設置するなど、体制の整備を行った。

2 司法過疎地域事務所の設置・存置等

第2期中期計画上の司法過疎地域事務所の設置基準(第3期中計画にお
いても踏襲)に基づき、実働弁護士1人当たりの人口(2万5283人)、
地方裁判所本庁からの移動距離・時間等(秋田地裁本庁からの移動距離は
約109キロメートル、移動時間は約2時間)を勘案するとともに、法律
事務取扱業務量(配置年度に予想される国選弁護事件数を基に、実働弁護
士1人当たりの年間事件数及び契約弁護士1人当たりの年間事件数は共
に約28件)、地方公共団体や地方事務所の要望(鹿角市より要望あり)

も踏まえて設置の必要性等を検討し、平成26年度は鹿角地域事務所を設置した。

鹿角地域事務所の設置に当たっては、事務所の無償貸与を実現している。

また、設置に当たっては、法務省及び日本弁護士連合会の意見聴取を実施した。

【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成27年3月31日現在）

(2) 事業の効率化

ア 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）

【年度計画】

- (ア) 利用者において適切な窓口を選択することを可能とするため、コールセンター及び地方事務所の情報提供の種類や業務内容等について、ホームページや広報、関係機関との打合せ等を通して周知を図る。
- (イ) 引き続き、地方事務所からコールセンターへの電話転送を行い、情報提供業務の効率的運用を図る。
- (ウ) コールセンターにおけるオペレーターの効率的な配置をすることにより、90パーセント以上の応答率を維持し、放棄呼（入電したもののうち、受電できなかったものの件数）の減少に努める。
- (エ) コールセンターにおいて、民事法律扶助業務の資力要件確認等の新たなサービスによる業務量の動向を勘案しながら、1コール当たりの運営経費を前年と同一の水準に維持する。

1 コールセンター及び地方事務所の役割の明確化と周知

ホームページやパンフレット、関係機関との各種会議等において、電話による問合せはコールセンターを案内することを原則とし、最初から民事法律扶助を希望する利用者や面談による情報提供（参考資料等を利用して情報提供を行う必要がある場合）を希望する利用者については地方事務所を案内するとの取扱いについての説明を継続的に実施した。

また、テレビCM、WEBサイト、新聞広告などを通じて、震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）を広く案内した。

以上の結果、前年度（522,579件）を上回る情報提供件数529,430件に対応するとともに、情報提供件数に占めるコールセンターでの対応件数の割合について、平成26年度は62.5%とし、6割超を維持した（前年度60.0%）。

2 コールセンターへの内線転送件数の増加

引き続き内線転送を推進した結果、内線転送件数につき、平成26年度は19,030件に増加した（前年度18,042件）。

3 オペレーターの効率的配置

コールセンターの受電傾向を分析し、平日昼間の人員を多く配置し、夜間及び土曜日の人員を少なく配置するなど、業務運営の効率化を図った。

また、メール件数の増加への対応として、土曜日にメール対応オペレーターを2席配置した（電話対応からメール対応への配置換え）。

その結果、平成26年度は応答率が95.9%（前年度 95.2%）と昨年度を超える応答率を達成し、応答率90%以上を維持するとともに、放棄呼（入電したもののうち、受電できなかったものの件数）が極めて少ない状態を維持するなど、オペレーターの効率的な配置を実施した。

4 コールセンターの業務量・範囲の拡大

コールセンターにて民事法律扶助の資力要件確認を実施するサービスについては、平成26年度に31地方事務所まで拡大をした（前年度15地方事務所）。加えて、メールによる情報提供件数が、平成26年度は22,982件と約57%増加した（前年度14,599件）。

5 1 コール当たりの運営経費

1 コール当たりの運営経費は、平成26年度629.8円（前年度631.3円）となり、コールセンターの業務量が大幅に増加したにもかかわらず、前年度と同水準を維持した（前年度比0.3%減少）。

なお、コールセンター運営経費には、スーパーバイザー職員（オペレーター職員の管理・指導及び電話対応業務支援を行う者）の人件費は算入していない。支援センターでは、平成23年度にコールセンターを外部委託から自主運営に切り替えた後、平成25年度までは常勤職員が日常業務の傍らスーパーバイザーを担当してきたが、自主運営の結果、オペレーター職員が業務に習熟し、スーパーバイザーを担当できるようになったことから、経費節減の観点もあり、オペレーターの中から登用された職員がスーパーバイザーを担当する方法を導入した。平成25年度までは常勤職員スーパーバイザーの人件費はコールセンター運営経費に算入しておらず、これと同様の条件で比較するため、平成26年度のスーパーバイザーの人件費についてもこれを算入しないこととした。

【資料7】 日本司法支援センター業務実績

【資料8】 平成26年度情報提供件数の推移

【資料43】平成26年度における相談分野の概要（問合せ上位20位）

【資料44】平成26年度における関係機関紹介状況

イ 民事法律扶助業務（震災法律援助事業を含む。）

【年度計画】

審査の適正を損なわず合理化を行うため、簡易な案件について単独審査を行い、単独審査の率について前年度以上の増加に努める。また、審査の適正性を確保しつつ、書面審査の活用や提出書類の合理化などの取組によって、事務手続の平準化・合理化を図る。

被援助者の住居地と事件管轄地域とが遠く離れている事案等については、両地域又は近接する地域に勤務する常勤弁護士同士による共同受任を検討するなど、事件処理の合理化・効率化に努める。

1 単独審査の積極的活用

同時廃止決定が見込まれる破産事件等の簡易な案件について単独審査によることを推進した結果、審査付議件数が少ないため、別に単独審査の機会を設けることや単独審査対象案件の選別を行うことがかえって事務負担となる小規模地方事務所等を除き、43地方事務所（平成25年度は40地方事務所）において単独審査が実施されたほか、昨年度に引き続き、全地方事務所で書面審査が活用される等、審査の適正を確保しつつ事務手続の合理化を進めた。

2 事務の平準化・合理化の取組

援助申込者からの審査提出書類の統一化に向けた従前からの検討を踏まえ、平成26年7月に案件類型別に必要書類を定め、全地方事務所で統一した取扱いとする旨の通知を発出する等、事務の平準化・合理化の取組をさらに進めた。

3 常勤弁護士同士による共同受任の促進

被援助者の住居地と事件管轄地域とが遠く離れている事案等、両地域又は近接する地域に勤務する常勤弁護士同士あるいは常勤弁護士と一般契約弁護士とによる共同受任が事件処理の合理化・効率化の観点から適切な場合があることから共同受任のあり方について検討を進め、「民事法律扶助における共同受任マニュアル」として取りまとめた内容を発出するなど、事件処理の合理化・効率化に向けた取組を進めた。

ウ 国選弁護等関連業務

【年度計画】

国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、引き続き、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件について、地方事務所限りで処理するなど、本部と地方事務所の適切な業務分担、事務手続の合理化の進展状況を注視しつつ、更なる見直しの必要性・相当性について検討する。

国選弁護人契約における一括契約について、弁護士に対する説明会や説明資料等を利用して周知を行い、契約数の増加に努める。

1 不服申立ての事務手続の変更

報酬算定に対する不服申立てについて、「判断が容易であり、理事長の判断が明らかに必要でない」場合は地方事務所限りで処理できる制度を導入して5年目に入ったが、平成26年度は、合計463件の不服申立てのうち82件（前年度比5件増。約17.7%（前年度約23.6%））について地方事務所限りで処理されている。

2 一括契約弁護士数の増加

全地方事務所において、弁護士会の協力を得ながら、一括契約の解説が記載された国選弁護業務の解説書である「国選弁護関連業務の解説」を全国の一般契約弁護士になろうとする弁護士に配布するなど一括契約の増加に努めた。

その結果、支援センターとの間で一括国選弁護人契約を締結している弁護士数は、平成26年4月1日時点では8,748名であったところ、平成27年4月1日時点では9,402名と増加した。

3 一括契約可能件数に占める一括契約件数の割合

一括契約に基づき報酬算定がされた事件数は、平成25年度同様、2件であった。

なお、一括契約は、複数の即決被告事件について報酬及び費用が一括して定められる契約であることから、これに基づく報酬算定がなされるためには、前提として、ある地方事務所において同一の日に複数の即決被告事件の指名通知請求があることが必要になるが、①即決被告事件の数自体が712件（平成25年度は716件）とほぼ横ばいの状況となっており、②そのうち、一括契約の対象外となる被疑者段階から弁護人が選任されている事件の数は561件（平成25年度は549件）と増加したことから、一括契約の対象となり得る事件の総数（すなわち、①から②を差し引いた

事件の数)は151件(平成25年度は165件)と減少した(前年度比約8%減)。一括契約件数の割合は1.2%から1.3%と増加している。

4 関係機関との協議

各地方事務所において、必要に応じて、対応する裁判所、弁護士会等と協議し、一括契約に関する事件の配点方法について確認した。

【資料45】平成26年度不服申立件数一覧表

エ 司法過疎対策業務

【年度計画】

司法過疎地域事務所の設置だけでなく、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携しつつ、必要に応じて、支援センターの既存インフラの利用を認めるなど、より効率的かつ効果的な形での司法過疎地域における法律サービスの提供を検討する。

司法過疎地域事務所の設置以外の司法過疎対策として、司法過疎対策に携わる弁護士に、支援センター地方事務所等の既存のインフラを利用させるなどにより、その担い手を確保し、より効率的かつ効果的な形での司法過疎地域における法律サービスの提供を行うべく検討を行った。また、常勤弁護士及び一般契約弁護士による巡回法律相談の充実、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会等との法律相談会の共催及び指定相談場所の指定等に関する細則の改正についても検討した。

3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 情報提供業務

ア 情報提供業務の質の向上

【年度計画】

(ア) オペレーター等の質の向上(客観的評価の実施)

情報提供窓口の質の向上を図るため、コールセンター及び各地方事務所の情報提供窓口での対応に関する第三者による客観的評価を平成26年度中にそれぞれ1回以上実施し、業務内容や電話対応等にフィードバックして業務改善を図ることにより、窓口対応の質の向上を図る。

(イ) 情報提供に係る外国人のニーズへの対応

地方事務所において、外部委託による通訳サービス業者を通じた多言語情報提供サービスを提供することにより、外国人のニーズに適切に対応する。

(ウ) F A Q等の充実と活用

常に法制度の新設、制度内容の変更や社会情勢の変化に速やかに対応し、これらの法制度を紹介するF A Qや新規に関係を構築した関係機関情報や変更のあった関係機関情報に係るF A Qの追加・更新などデータベースの一層の拡充を図る。震災に関する法制度情報等についても、逐次更新追加を行う。ホームページ上のF A Q公開について、現行の内容をより充実させるとともに、件数を増加させる。

(イ) 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し

先行実施しているコールセンターにおける民事法律扶助資力要件確認の対象地域を拡大し、法律相談を実施している地方事務所へスムーズな橋渡しを行う。

(オ) 利用者の利便性の向上
地方事務所における情報提供の特性をいかすため、地方公共団体、福祉機関・団体等にアウトリーチするなどの情報提供方法等について検討する。

(カ) アンケート調査の実施

ホームページにおける通年のアンケート調査やコールセンター及び地方事務所での期間を設定した情報提供利用者に対するアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。

1 第三者による客観的評価の概要

(1) コールセンター

平成26年8月から同年11月にかけて、平成25年度実施したものと同様の音声ログ調査（離婚問題・相続問題）各15本（計30本）とミステリーコール（電話対応状況覆面調査）2事例（離婚問題・相続問題）各5本（計10本）を実施し、評価を行った。

(2) 地方事務所等

前記期間において全ての地方事務所・支部61か所に対する前記ミステリーコール同事例各1本（計2本）、総合計162本について評価を行った。

(3) 評価

対応については、①基本対応に関する事項（オープニングトーク、保留回数等）、②話し方・聴き方に関する事項（相づち、クッション言葉等）、③説明に関する事項（専門用語の置き換え、復唱確認等）、④問題解決に関する事項（選択肢の提供等）及び⑤顧客満足に関する事項（不安の排除等）の5分野28項目についてそれぞれ評価を行い、

その平均達成率は約69%（前年度約71%）であった。

また、応対に関する評価に加え、更なる情報提供業務の質の向上を図るため、当該事例に係る必要かつ正確な法制度・関係機関情報の提供がなされているか否かとの観点から、合計28項目の評価を行った（離婚問題事例13項目の評価に係る平均達成率は約47%、相続問題事例15項目の評価に係る平均達成率は約56%。前年度は労働問題の平均達成率約28%、相続問題の平均達成率約56%。）。

客観的評価の結果、情報提供が不十分な点については、音声ログを効果的に活用するなどし、コールセンターにおけるオペレーターを対象とした研修、本部における窓口対応専門職員を対象とした研修及び地方事務所等における研修等を通じてフィードバックを行っている。

2 多言語情報提供サービスの提供

コールセンター及び地方事務所において、日本在住外国人からの問合せに対応するため、通訳サービス業者に外部委託し、電話による多言語情報提供サービスを実施した（対応言語は、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語の5言語。）。

3 FAQ等の充実と活用

(1) FAQの追加・更新

業務開始以降コールセンター等に寄せられた問合せを分析するとともに、オペレーターが業務上必要と感じる案件のFAQ化にも努め、データベース上のFAQの随時更新・増加を図った。また、よく利用されるFAQ約960問をホームページで公開している（平成26年度における公開FAQの閲覧数は計478,268件）。

<平成26年度におけるFAQ更新件数>

- ・更新件数： 614件（うち震災関連6件）
- ・新規投入件数： 314件（うち震災関連4件）
- ・総件数： 4635件（うち震災関連595件）

(2) 関係機関データベースの追加・更新

関係機関情報については、地方事務所を中心に、関係機関データベースの更新作業（利用のない窓口の登録抹消等を含む）を行うとともに、新たに連携した関係機関の窓口を加え、24,400件余の登録を行っている。数年の間に全く利用のない窓口の登録抹消等を行ったことにより、昨年度と比べて窓口の総登録件数は減少しているが、上記作業によって利用者に必要な情報を提供する体制がより整備された。

<平成26年度における関係機関データベース>

- ・新規登録した関係機関窓口件数： 約330件

- ・更新件数（利用のない窓口登録抹消等含む）：約7,500件
- ・関係機関登録総件数：約24,400件

4 民事法律扶助業務の資力要件確認サービスの拡大

平成24年度から、法律相談援助を希望する利用者については、コールセンターにおいて資力要件を確認し、地方事務所に転送する運用を開始し、平成26年度に31地方事務所まで拡大した（平成25年度 15地方事務所）。

5 アウトリーチを用いた情報提供方法

法的問題を抱えていると認識していない潜在的利用者の存在も考慮し、利用者への直接的情報提供に加え、関係機関を通じての利用者アプローチを含む、地方公共団体、福祉機関・団体等にアウトリーチするなどの情報提供方法等について検討し、司法ソーシャルワークの事業計画を策定した。

6 アンケート調査の実施

(1) ホームページにおけるアンケート

【3.3（満足度5段階評価）※前年度3.1】

地方事務所やコールセンター、メールによる情報提供の利用者が情報提供を受けた際の職員対応、情報提供内容の的確性、支援センターをどのように知り、どのように利用したのかについて、ホームページ上でのウェブによる利用者アンケートを行っている。平成26年度もこれを継続して実施し、メールによる情報提供の利用者に対しては、有効回答率の向上を目指して返信文にアンケートへの協力を依頼する文言を掲載した。

(2) コールセンターにおけるアンケート

【4.7（満足度5段階評価）※前年度4.6】

コールセンターにおいては、平成26年11月13日から同年12月12日までの間、電話によるコールセンター利用直後に、オペレーターの対応についての満足度調査を実施し、5段階評価で4.7の満足度を得た（調査対象総件数19,379件中2,640件回答。有効回答率13.6%）。

(3) 地方事務所におけるアンケート

【4.5（満足度5段階評価）※前年度4.5】

地方事務所については、平成26年9月1日から同26年11月30日までの間、面談による情報提供を受けた利用者、職員がアンケート用紙を渡して協力を依頼する方式で実施し、5段階評価で4.5の満足度の評価を得た（総面談件数4,494件中1,609件回答。有効回答率35.8%）。

【資料46】利用者満足度調査

イ 法教育に資する情報の提供

【年度計画】

法教育に係る基本方針、実施計画等を盛り込んだ計画を策定し、全国各地で社会人に向けた法教育に関する講演会及び意見交換会や常勤弁護士による地域の実情に応じた活動等を実施するなどして、法教育に資する情報の普及に一層取り組む。

1 法教育に係る基本方針・実施計画の策定

本部主催のシンポジウム及び全国の地方事務所における各種法教育活動を通して、主として社会人に向け広く法教育に資する情報が普及することを基本方針とし、実施計画を策定した。

2 法教育に資する情報提供の取組

(1) 本部における取組

平成27年2月に東京都において、司法ソーシャルワークをテーマとしたシンポジウム「法テラスシンポジウムー福祉と司法が連携する社会ー」を開催した。同シンポジウムでは、常勤弁護士・新宿区職員から、法テラスと福祉関係者との連携事例や連携の効果等の実践報告を行い、さらに、パネルディスカッションとして、福祉分野の研究者・新宿区職員・弁護士・著名人による「福祉と司法が連携する社会」に関する意見交換を行った。関係機関の協力の下、社会福祉士、精神保健福祉士などの福祉関係者を中心として、約250名の参加を得た。

シンポジウム実施後には、内容を冊子にまとめ、東京都内の地域包括支援センター、区市町村高齢者福祉課等に送付し、事後的にも活動の周知を図った。

(2) 地方事務所における取組

全国各地で社会人向けの講演会、意見交換会、学校における出前授業、支援センターの業務内容説明等において紛争の未然防止に資する情報の普及に取り組んだ。

全国の50地方事務所すべてにおいて取り組みがなされ、実施回数は総計1,935回（前年度1,759回）であり、内訳は市民講座における講演等が428回（前年度242回）、学校における出前授業等が69回（前年度86回）、支援センターの業務内容説明等が1,438回（前年度1,431回）であった。参加者100名以上のものとして、札幌地方事務所においては演劇を交えて法的トラブルへの対処能力を身に付けるためのイベント、大阪地方事務所においては「落語」を題材とした法律に関するトークイベント、奈良地方事務所及び和歌山地方事務所においては「終活」をテーマとした

映画放映と法律講座を行うイベント、徳島地方事務所においては「落語」を題材とした消費者被害の未然防止を図るイベントをそれぞれ実施した。

【資料47】平成26年度 法教育取組一覧

【資料48】法テラスシンポジウム チラシ

(2) 民事法律扶助業務

ア 利用者の利便性の向上

【年度計画】

- (7) 民事法律扶助業務に係る過年度のデータに基づく事件動向の分析その他必要な調査を行いながら、一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ、移動相談車両を用いるなどした巡回・出張相談、夜間相談やテレビ電話相談等を活用した援助の実施を検討する。また、それぞれの地方事務所で契約弁護士・司法書士に関する情報提供の手法等を工夫するなど、利用者の利便性の向上に取り組む。
- (イ) 8割の地方事務所において、代理・書類作成援助申込みから援助開始決定までの平均所要期間を14日以内とする。
- (ウ) 地方事務所においては、関係機関や利用者からの意見・要望等について、契約弁護士・司法書士へ適時適切に伝達するよう努める。本部においては、法制度変更等の全体に関わる事項について、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会との協議や情報提供等を通じ、適時適切に契約弁護士・司法書士への周知徹底を図る。

- 1 一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ、移動相談車両を用いるなどした巡回・出張相談、夜間相談やテレビ電話相談等を活用した援助の実施について検討を進めた結果、まずは離島等、離隔地を対象とするWeb会議システムを利用した相談の実施に向け、優先的に検討を行うこととし、島しょ部自治体からニーズ等について意見聴取したほか、技術面及び経費面での具体的検討を進めた。

また、地方事務所のWebサイト上に契約弁護士・司法書士名簿を掲載する取組を行っている地方事務所での実績を踏まえ、平成26年7月に事務連絡を発出、全国に当該取組を展開するなど、地方事務所における契約弁護士・司法書士に関する情報提供の手法等について工夫を行った。

- 2 書面審査・単独審査を積極的に活用するとともに、審査必要書類に関す

る統一的な運用を進めることにより、審査の標準化・効率化をさらに短縮した。その結果、全地方事務所の9割、45地方事務所において、援助開始決定までの平均所要期間を14日以内に短縮した。

- 3 利用者からの意見・要望等を契約弁護士・司法書士へ適時適切に伝達する手順等について検討を行い、その結果に基づき平成26年12月に被援助者からの意見や要望への対応方法に関する要領を地方事務所に対し発出するなど、適切かつ統一的な取組を推進した。

また、法制度変更等の全体に関わる事項について適時適切に契約弁護士・司法書士への周知徹底を図るため、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会との協議及び情報提供等の結果、両会の機関紙等への記事掲載等の協力を得て、契約弁護士・司法書士への適時適切な周知を行った。さらに、ファクシミリ一斉送信サービスの導入について検討と調整を進め、同サービス供給契約を締結するなど、契約弁護士・司法書士に対し適時適切に必要な周知を当センターが直接的かつ効率的に行える態勢を整備した。

イ 利用者に対する適切な援助の実施

【年度計画】

- (ア) 法律相談援助における利用者のニーズ分析を通じ、利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等の整備を開始し、代理援助・書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討する。
- (イ) 関係機関・団体に関連する分野に係るリーフレット等を配布するなど、関係機関・団体との連携をより一層図り、利用者がスムーズに問題解決に必要な代理援助又は書類作成援助にたどり着くことができる環境の整備に努める。
- (ウ) 弁護士会・司法書士会と連携・協力し、労働・DV・犯罪被害者・多重債務等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、地域の実情に応じて専門相談の実施・拡充に努める。

- 1 法律相談援助利用者が、代理援助と書類作成援助とを必要に応じて適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した利用者への配布用資料等の整備を開始し、利用者を代理援助・書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討した。

- 2 家庭裁判所だけでなく地方裁判所・簡易裁判所からの期日呼出状送付時においても、当センターをご案内いただくことを全国の地方事務所か

ら申し入れるなど、関係機関・団体との連携をより一層図り、利用者が代理援助又は書類作成援助といった問題解決のために必要な方法に、スムーズにたどり着くことができるよう、環境の整備に努めた。

- 3 弁護士会・司法書士会と連携・協力し、労働・DV・犯罪被害者・多重債務等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、地域の実情に応じて専門相談の実施・拡充に努めた結果、埼玉地方事務所川越支部において26年度から新たにDV専門相談を開始するなど、7地方事務所3支部2出張所においてDV、労働、女性、消費者、医療、外国人等の問題に関する専門相談を実施した。また、小規模地方事務所等、専門相談を設けるに至っていない地方事務所等においても、契約弁護士・司法書士へのアンケートや弁護士会・司法書士会との連携・協力等により専門分野・取扱分野等の情報を蓄積、相談内容に配慮した配点を行うなどの工夫を行った。

(3) 国選弁護業務

ア 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保

【年度計画】

- (7) 地方事務所ごとに、国選弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢に関する裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を平成26年度に1回以上設ける。
- (イ) 地方事務所ごとに事業年度の当初において、裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等）を設定し、実施する。

1 関係機関との協議

支部を含む全地方事務所において1回以上関係機関と国選弁護人及び国選付添人の選任態勢について協議の場を設けた。延べ248回、「国選弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢について」協議の場を設けた。

また、本部においては日本弁護士連合会と定期的に指名通知の迅速化について協議を行った。

2 目標設定

支部を含む全地方事務所において、裁判所・弁護士会と協議の上、指名通知の目標時間を定めており、被疑者国選弁護事件については、全地

方事務所において、休日も含め、原則として数時間以内、遅くとも24時間以内としている。被告人国選弁護事件については、多くの地方事務所で、原則24時間以内、遅くとも48時間以内と設定している。また、国選付添事件の指名通知の目標時間についても、裁判所・弁護士会と協議の上、支部を含め全地方事務所で原則数時間以内、遅くとも48時間以内と設定している。

3 達成度合い

国選付添事件では設定された目標時間内に指名通知がされ、被疑者国選弁護事件及び被告人国選弁護事件については、支部を含め、おおむね設定された目標時間内に指名通知が行われた。被疑者国選弁護事件については、ほとんどの事件が指名通知請求の当日に指名通知に至っており、業務時間外に指名通知請求があったなどの事情から当日中に指名通知に至らなかった事件も若干あるが、全事件のうち24時間以内に指名通知が行われた割合は、平成26年度約99.7%（前年度約99.6%）に増加した。

【資料51】 平成26年度 被疑者国選指名通知状況

イ 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実

【年度計画】

地方事務所ごとに、裁判員裁判対象事件に対する十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われ、また、裁判員裁判対象事件における刑事弁護に関する知識や経験を多くの弁護士が共有できるよう、国選弁護人選任方法の運用を工夫することなどについて、裁判所及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を平成26年度に1回以上設ける。

常勤弁護士については、裁判員対象事件への適切な対応を可能とするため、全常勤弁護士が受講することができる裁判員裁判事例研究研修を実施するとともに、裁判員裁判の経験が少ない常勤弁護士の育成のため、裁判員裁判専門研修を実施し、各地域における対応態勢の強化・充実に努める。また、裁判員裁判弁護技術研究室において終了事件の報告を受け、随時研修内容の見直しを図り、より充実した研修の実施に努める。

1 裁判員裁判に対応できる国選弁護人の選任

支部を含む全地方事務所において、年1回以上、裁判員裁判において十分な知識・経験を有する契約弁護士が国選弁護人として選任されるよう、

裁判員裁判名簿の作成や、同名簿登載者の質の確保等について、関係機関との間で協議を行った。

その結果、裁判員裁判用名簿が作成された地方事務所・支部の数は前年度より増加し、また、複数の地方事務所において、同名簿の登載要件あるいは更新要件として、弁護士会における研修等の義務付けが行われるようになった。

2 裁判員裁判に関する知識・経験の共有

上記協議において、裁判員裁判に関する知識・経験が多くの契約弁護士に共有されるための方策についても協議され、複数の地方事務所においては、国選弁護人を複数選任するときは、裁判員裁判を経験した契約弁護士と未経験の契約弁護士を組ませるなどの運用上の工夫がなされるようになった。

また、21か所の地方事務所・支部において、裁判員裁判に関する研修を実施した（実施方法は、地方事務所主催のほか、各地の弁護士会との共催、裁判所との共催がある。）。研修のテーマとしては、裁判員法廷を利用した法廷弁護技術研修、模擬評議から検証する弁護戦略、裁判官から見た弁護人の公判活動、検察官から見た弁護活動、裁判員裁判の捜査～公判全般について（新規登録会員向け入門的研修）、裁判員裁判における情状事件の公判準備、振り返り研修（裁判所との共催）、否認事件研修等があった。52か所の地方事務所・支部で延べ122回の研修・協議会・説明会が実施された。そのうち21か所の地方事務所・支部では研修・協議・説明事項の中に、裁判員裁判に関連するテーマを盛り込んで、実施した。裁判員裁判に関連するテーマに特化した、研修・協議会・説明会も延べ11回実施された。

3 常勤弁護士を対象とする裁判員裁判関連研修の実施

常勤弁護士については、裁判員裁判対象事件への適切な対応を可能とするため、常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件を題材に弁護活動を振り返って議論・検討する裁判員裁判事例研究研修、裁判員裁判事件に関するディスカッション等を中心とする少人数制の裁判員裁判専門研修をそれぞれ2回実施し、各地域における対応体制の強化・充実に努めた。

4 裁判員裁判弁護技術研究室の取組

裁判員裁判弁護技術研究室においては、常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件の結果報告書の提出を受けて弁護内容を確認するなどし、その結果を踏まえて随時研修内容の見直しを図り、より充実した研修の実施に努めた。

【資料36】平成26年度常勤弁護士研修実施状況

ウ 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組

【年度計画】

弁護士会等と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判等に関する情報を収集した上、これを契約弁護士に適時適切に周知するため、各地において、弁護士会の協力を得るなどして、説明会の実施や説明資料の配布等を行う。

1 説明会の実施等

28か所の地方事務所・支部において、弁護士会主催の説明会に参加し、情報の収集に努めた。

支部を含む全地方事務所において、年度計画に基づく説明会や説明資料（「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務の解説」等）の配布を実施し、契約弁護士に対する情報の周知に努めた。

2 それ以外の取組

52か所の地方事務所・支部において、延べ122回各地の弁護士会と共催又は地方事務所が主催する形で、より直接的に弁護活動の質を向上させることを目的とした研修を実施した。研修の内容としては、新規登録弁護士を対象に被疑者国選、被告人国選の手続きの流れ、裁判員裁判の法廷技術研修、無罪事例を題材とした実践的な反対尋問の研修、裁判所と共催の裁判員裁判振り返り研修、少年事件受任に関する研修、量刑検索システムを利用した研修、などを通じて基礎力の向上を図るものなど、契約弁護士のサービスの質を向上させるものになっている。

(4) 犯罪被害者支援業務

ア 犯罪被害者支援業務の質の向上

【年度計画】

(ア) 利用者のニーズの把握と関係機関との連携

a 地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図る。

b 地方事務所ごとに、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴

取る機会を平成26年度に1回以上設け、聴取した意見等からニーズをくみ上げる。

- c 弁護士会等の関係機関と連携して、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関連する法制度等について、情報交換や協議する場を設け、必要に応じて支援センターの業務改善の参考にするなど、適切な対応を行う。

(イ) 犯罪被害者支援に係る職員の質の向上

- a 犯罪被害者支援に関して、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者等の意見を踏まえて、犯罪被害者等の心情に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応に努める。
- b 犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止のための方策等の研修を平成26年度に1回以上実施する。

(ウ) 弁護士会と連携・協力し、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の複数名確保と前年度より犯罪被害者支援に精通している弁護士の人数の増加に努める。このような取組を通じ、被害者等の個々の状況に応じた必要なサービス提供ができるよう、紹介態勢の整備に努める。

(エ) 経済的に余裕のない犯罪被害者が民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を確実に利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。

1 利用者のニーズの把握と関係機関との連携

(1) 被害者支援連絡協議会やその分科会等への出席

ア 被害者支援連絡協議会

全地方事務所が被害者支援連絡協議会に参加し、分科会にも積極的に参加することで、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図った。

イ DV防止法第9条連絡協議会への参加

44地方事務所において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第9条の趣旨に基づき設置された連絡協議会に参加し、DV対策に取り組む関連団体との更なる連携を図った。

ウ その他の連携活動

(ア) 本部における取組事例

- ・ 国土交通省国土交通大学校での公共交通事故被害者等支援研修において、「法テラスにおける被害者支援」をテーマに講義を実施
- ・ 埼玉県警察本部からの依頼を受け、埼玉県警察学校において「法テラスにおける犯罪被害者支援」をテーマとする講義を実施

- ・ 警察庁生活安全企画課からの依頼を受け、関東管区警察学校において「法テラスの概要及び警察との連携」について講義を実施
- ・ タイ警察関係者視察において、法テラスが行う犯罪被害者支援業務とその運用状況に関する説明を実施日本弁護士連合会、中国地方弁護士会連合会及び広島弁護士会の主催による犯罪被害者支援全国経験交流集会に参加
- ・ 内閣府男女共同参画局と連携し、被災地における女性の悩み・暴力相談事業の一つとしての「女性の悩みごと相談」を実施
実施場所：法テラス南三陸、法テラス山元、法テラス東松島
法テラス岩手（本所）

(1) 地方事務所における取組事例

- ・ 全地方事務所で関係機関への業務説明等に取り組むとともに、犯罪被害者週間（11/25～12/1）又は同週間の前後には関係機関と共に啓発・広報活動を行うなど、連携・協力関係の維持・強化の推進（街頭での啓発用グッズ、リーフレット、チラシ等の配布を行い、イベントが開催される場合には会場でのポスター、パネル等の展示の実施）
- ・ 内閣府による交通事故被害者サポート事業における交通事故被害者支援の充実・強化を図ることを目的とする「各種相談窓口等意見交換会」に参加
- ・ 内閣府による交通事故被害者サポート事業における子供に対する支援に焦点を当てた「交通事故で家族を亡くした子どもの支援のための意見交換会」に参加

(2) 犯罪被害者等やその支援に携わる者からの意見聴取

地域ごとのニーズをくみ上げるため、全地方事務所で下記要領により犯罪被害者等やその支援に携わる関係機関からの意見聴取を実施した。

実施期間

平成27年1月から同年3月まで

アンケート送付機関・団体

弁護士会、地方検察庁、保護観察所、都道府県警察、都道府県庁福祉主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民間支援団体 等

アンケート回収数

1,196件

実施方法

各地方事務所からの協力依頼、アンケート用紙送付
聴取項目

- 支援センターの犯罪被害者支援業務に関する周知状況
- 利用者からの支援センターに対する意見
- 関係機関からの支援センターに対する意見・要望
- 各機関のイベント・研修の開催状況

質問内容	認知度
全国の法テラス地方事務所で犯罪被害者支援を行っていること	92.4%
被害者のための犯罪被害者支援ダイヤルを設置していること	77.3%
犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介していること	80.5%
国選被害者参加弁護士候補を指名し、裁判所に通知していること	48.2%
被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、法テラスから被害者参加旅費等が支払われること	37.1%

(3) 弁護士会等の関係機関と連携した情報交換等の実施

本部では日本弁護士連合会と連携し、犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見をアンケートにより聴取、共有するとともに、定期的な協議を通じて業務改善の参考とした。

地方事務所では、弁護士会をはじめとする関係機関・団体と連携し、全地方事務所で、犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関連する法制度等について、情報交換や協議する場を設け、支援センターの業務改善の参考とした。

【資料23】平成26年度 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容

【資料42】平成26年度 地方事務所に対応した問合せ内容

2 犯罪被害者支援に係る職員の質の向上

(1) 犯罪被害者等の心情に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応

本部又はコールセンターへ寄せられた利用者からの意見について、関係する本部課室、コールセンター及び地方事務所で共有した。その

上で、意見が寄せられることとなった地方事務所等での応対等を担当職員から聴き取り、応対が適切であったかを共に振り返ることで、犯罪被害者支援を担当する職員が犯罪被害者等の心情に配慮した対応をとれるように取り組んだ。

また、平成26年度日本司法支援センターブロック別協議会では、地域ごとの精通弁護士紹介手順等を資料とし、各地方事務所の状況を共有することで業務の迅速化に取り組んだ。

(2) 二次的被害の防止等をテーマとする研修の実施

本部では、地方事務所では犯罪被害者等の対応を担当する職員を集めた犯罪被害者支援業務担当職員研修を開催し、犯罪被害者遺族、被害者参加人が出席する刑事裁判の担当経験のある検察官及び犯罪被害者支援に取り組む弁護士を講師・パネリストとして、二次的被害の防止等を含む講義、パネルディスカッションなどを開催した。この職員研修について、講義レジュメ及び講義録を作成した上、全地方事務所と共有し、各地方事務所での研修等に活用した。

各地方事務所では、犯罪被害者等の対応を担当する職員が、被害者支援に取り組む関係機関が開催する研修に合計91回参加した。

3 犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の複数名確保、精通している弁護士の人数の増加及び紹介態勢の整備

本部と日本弁護士連合会、地方事務所と各弁護士会の連携により、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の数は平成27年4月1日現在で697名（前年度同日比78名増）となり、全ての都道府県で複数名を確保した。平成27年4月1日現在、最も女性の精通弁護士が少ないのは、釧路地方事務所の3名となった。次いで女性の精通弁護士が少ないのは、和歌山、富山、鳥取、岩手、函館、旭川の各地方事務所の4名であった。

犯罪被害者支援に精通している弁護士の人数は、平成27年4月1日現在では3,008名（前年度同日比303名増）となった。

被害者等の個々の状況に応じて必要なサービスを提供できるように、研修等を通じて、広域連携及び複数回の弁護士紹介を明記した業務マニュアルを徹底し、紹介態勢の整備に取り組んだ。コールセンターから地方事務所への精通弁護士紹介の取次状況に関する情報を相互に共有し、全地方事務所において担当職員のみならず、事務局長も精通弁護士紹介の進捗を把握し業務を行った。

取組の結果、平成26年度の精通弁護士紹介件数は1,491件（前年度比161件増）となった。

重大、凄惨な事件、社会的関心の高い事件については、被害者等の支援に一層慎重な配慮を要することから、該当する事件への対応について地方事務所と本部で情報を共有し、地方事務所に対して必要な援助を行った。

【資料 34】 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

4 犯罪被害者への民事法律扶助制度等の適切かつ積極的な情報提供等

コールセンターでは、犯罪被害者等のための犯罪被害者支援ダイヤルを設け、犯罪被害者支援の経験や知識のある担当者を配置し、民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度に関する説明を徹底した。一般オペレーターの中で犯罪被害者対応に適性のある者に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施し、犯罪被害者支援ダイヤルを担当するオペレーターの充実を図った。

本部では、コールセンター、地方事務所等における犯罪被害者への制度案内をより解りやすくするために、平易な言葉でのFAQの作成及び修正を行った。このFAQは利用者が容易に情報を取得できるよう支援センターのホームページに掲載している。

地方事務所では、関係機関への業務説明を行うとともに、リーフレット等を配布することで、地域ネットワークの中で被害者へ各制度の情報が提供されるように取り組んだ。ホームページでも、各制度の紹介と書式の掲載、情報を閲覧しやすいようレイアウトを改修するなどして、各制度の利便性向上を図った。

イ 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施

【年度計画】

被害者参加人に対する旅費等の支給について、裁判所等と密接な連携を図りながら、受理からおおむね2週間以内に支給する。

支援センターでは、裁判所及び法務省（検察庁）と情報を共有し、恒常的に裁判所と連携を図りながら必要な判断を行い、適切な旅費等の支給に取り組んだ。

月ごとの受理件数が大きく変動する中で、支給事務に関するマニュアルの整備・充実化を図り、被害者参加人への旅費等の支給の効率化に取り組んだ。毎月3回の送金日を設けて、裁判所等との協議を要するなどの特別の事情のある請求事案を除き、受理からおおむね2週間以内に支給を行った。

【資料58】 被害者参加旅費等支給業務実績

4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意しつつ、厳格に行うものとした上で、以下の①から⑤の取組を行う。

(1) 自己収入の獲得

【年度計画】

一般人からの寄附等の寄附金の受入れ等による自己収入の獲得を図るため、新たな寄附の受入れ方法の検討等を行う。

司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。

地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得に努める。

1 寄附金収入獲得への取組

寄附制度の周知徹底を図るため、支援センターのホームページにおける寄附金案内コーナーを、トップページに配置するレイアウトの変更を行った。

また、メールマガジン、ツイッターで寄附を呼び掛ける記事を配信する取組を行った。

さらに、インターネットを利用した募金の導入、クレジットカード決済による募金の可否等、新たな寄附の受入れ方法の検討を開始した。

しよく罪寄附については、地方事務所から契約弁護士へ配布するためのチラシを作成し、制度周知を図った。

〈平成26年度実績〉

しよく罪寄附	18,816千円	（平成25年度	36,563千円）
一般寄附	7,980千円	（平成25年度	11,375千円）
計	26,796千円	（平成25年度	47,938千円）

2 有償受任等による自己収入

地域の実情に応じて、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件に適切に

対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入の確保に努めた。

その結果、平成26年3月31日までに設置した34か所の司法過疎地域事務所の受任件数は、民事法律扶助事件が1,137件（前年度比3.7%減）、国選弁護・付添事件が690件（前年度比5.7%増）、有償事件が727件（前年度比6.7%減）となった。

また、司法過疎地域事務所における有償事件の受任等による平成26年度事業収益は、214,756千円となり、平成25年度の227,734千円と比べて、12,978千円（5.7%）減少した。

3 財政的支援の獲得

東日本大震災の被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県に設置した被災地出張所については、地方公共団体等から敷地（宮城地方事務所南三陸出張所（南三陸町）、山元出張所（山元町）、東松島出張所（東松島市）、岩手地方事務所大槌出張所（大槌町）、気仙出張所（大船渡市）、福島地方事務所ふたば出張所（広野町））又は建物（福島地方事務所二本松出張所（二本松市等））の無償提供を受けている。

また、秋田県に設置した鹿角地域事務所においても、鹿角市福祉保健センターの一面の無償提供を受けた。さらに、法的問題を抱えている市民の司法アクセスの拡充及び利便性の向上を図るためのパイロット事業として、兵庫県明石市役所内に法テラスの案内窓口を設置するにあたり、同市から市庁舎2階一面の無償提供を受けた。

(2) 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収

民事法律扶助制度は、弁護士・司法書士費用を立て替える制度であり、その実施のために国費が投入されていることから、財政負担を抑制しつつ、援助を必要とする国民等に適切にサービスを提供することが重要であるとともに、回収した立替金等が将来の民事法律扶助の被援助者への立替金に充てられるという相互扶助の観点から、立替金債権等を適切に管理・回収することが極めて重要である。このような民事法律扶助制度の特性を踏まえ、立替金債権等の管理・回収につき、これまでに実施した取組の効果を検証の上、債権管理システムの導入によって得られたデータも活用するなどし、以下の取組を行う。

ア 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫

【年度計画】

次の(ア)から(ク)の取組により、償還を要すべき者から立替金債権等の回収に最大限努力して償還額の増加を図りつつ、他方で、事件の解決により財産的な利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者に係る立替金等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討することによって債権管理コストの削減に努めるなど、効率的で効果的な管理・回収を図る。

- (ア) 集中的に立替金債権等の管理・回収を行うための態勢を整備し、効率的で効果的な督促等を行う。
- (イ) 償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所をいかした全国一律の督促方針を立てて実施する。その実施に当たっては、地方事務所ごとに立替金債権等の管理・回収計画を策定し、その管理・回収状況について検証した上、不断に必要な見直しを行う。
- (ウ) 援助開始時や償還開始時等において、償還制度や償還方法の説明を更に徹底するなどし、被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。
- (エ) 自動払込方法の多様化に向けて検討し、準備が整い次第その運用を開始する。
- (オ) 電話や手紙による督促等によって、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額調整を行い、継続的な償還を図る。
- (カ) コンビニエンスストアを利用した償還方法の整備や督促方法の工夫等を行うことにより、初期滞納の段階での回収の改善を図る。
- (キ) 長期滞納者等に対しては、裁判所への支払督促の申立てを行う。通年のホームページにおけるアンケート調査や期間を設定したコールセンター及び地方事務所での情報提供利用者に対するアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。

立替金債権の管理・回収業務の重要性に鑑み、平成26年度も引き続き、本部においては、初期滞納者に対する督促及び長期滞納者に対する計画的な督促を実施した。また、地方事務所においても、各地方事務所策定した債権管理回収計画に基づく取組を実施した。

平成26年度の新たな取組としては、平成26年12月からゆうちょ銀行以外の金融機関を立替金引落口座として利用できるようにし、ほぼすべての金融機関からの引落に対応することで、被援助者の利用した償還金引落の取扱を拡大し、被援助者の利便性向上と一層の償還金収入の確保を図るものとした。

債権管理システムの活用により、償還方法や生活状況等による属性の付与、滞納ステージの設定、属性や滞納ステージに応じた督促対象者の抽出、償還予定表の作成、督促履歴の管理等が可能となっている。これらの機能を活用することで、償還金の自動払込未手続者に対する督促、もっぱら振込で入金

する被援助者に対する督促、高齢者に対する督促など、個々の滞納者の属性に応じた効果的な督促を行った。

以上のとおり、効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収の取組を実施した結果、償還実績額は平成25年度の約99億99百万円から平成26年度は101億22百万円（前年度比101.2%）に増加した。

償還免除及びみなし消滅については、平成26年4月に「償還免除手続事務処理要領」を見直し、民事法律扶助業務研修にて償還免除手続に関する説明を行い、償還免除手続における要点を周知することにより、事務処理手続の効率化、迅速化を図った。

平成26年度においては、生活保護受給者からの償還免除申請が増加したほか、立替金管理の効率化を進めるため、職権による償還免除の一括処理を行い、また、10年以上償還がなく残額が少額で回収コストに見合わないと思われる立替金を一括してみなし消滅として処理する手続を行った。

この結果、平成26年度の償還免除金額は45億2360万円（前年度比140%）、みなし消滅額は2億5,497万円（前年度比69%）、合計47億7,857万円（前年度比127%）となり、債権管理コストの削減を図ることができた。取組の詳細については、以下のとおりである。

1 集中的な立替金債権の管理・回収の体制整備

<本部における集中督促>

(1) 初期滞納者督促

- ・ コンビニエンスストアでの支払を可能とした督促（以下「コンビニ督促」）

初回滞納から12か月滞納までのコンビニ督促発送

コンビニ督促発送スケジュールと合わせた電話督促

コンビニ督促による回収9億3,826万円（前年度比109%）

(2) 長期滞納者督促

- ・ 6か月以上の長期滞納者

80,576件の督促状発送。

回収9,997万円（前年度比150.8%）

免除4,860万円（前年度比19.1%減）、所在調査3.6%（前年度比2.9ポイント減）

- ・ 属性別督促【平成26年度新規】

償還金自動払込未手続者、振込入金者、高齢者を対象とした督促状発送
7,108件の督促状発送、1,425万円を回収

(3) 期間限定督促

- ・ ボーナス支給月に合わせた督促（7月、12月）

回収1,085件、1,486万円（前年度比117.4%）

- ・電話督促強化週間（11月、1月、3月）
3,884件架電、3,009万円回収（前年度比100.8%）
- (4) 免除及びみなし消滅
 - ア 免除要領の見直し（4月）による手続きを明確化と研修における周知徹底
 - イ 本部一括償却
13,698件、6億7,994万円を償却（対象：少額及び10年経過 前年度比193.9%）
- 3 被援助者への償還の意識付け強化
 - ・ 民事法律扶助業務研修における担当者への償還意識付けの周知徹底
 - ・ 被援助者配布用「返済のしおり」の改訂
 - ・ 償還金返済者向けホームページの改訂
- 4 自動払込方法の多様化
償還金引落口座の対象拡大＜平成26年度新規（12月開始）＞
ゆうちょ銀行に限定していた対象口座をほぼ全ての金融機関へ拡大し、生活用口座からの引落を可能とすることにより、被援助者の利便性向上と償還金収入の確保を両立
- 5 被援助者の生活状況等に応じた継続的な償還の促進
 - (1) 電話督促等を通じて被援助者との連絡を継続し、被援助者の生活状況に応じた適切な償還月額の設定及び償還猶予・償還免除の案内
 - (2) 初期滞納者に対する電話督促による早期段階における償還の意識付け
 - (3) 長期滞納者に対する滞納期間に応じた郵便督促、電話督促、支払督促の実施
- 6 初期滞納段階での回収の改善
 - ・ 12か月連続滞納者までを対象としたコンビニ督促の発出
 - ・ 初回及び2回連続滞納に対する電話督促の実施
 - ・ 自動引落口座未登録者に対するコンビニ督促
 - ・ 完済までコンビニ督促による償還を可能とする運用
 - ・ コンビニ督促のはがきの文面改訂
- 7 長期滞納者等への支払督促の申立て
 - (1) 申立件数
250件（前年度比125%増加）
 - (2) 事前予告通知
937件発出 272件、6,415,590円を回収
 - (3) 回収金額
22件、721,000円を回収
 - (4) 平成25年度からの支払督促による回収実績

- ・申立：200件
- ・平成25年度の回収実績：24件／1,746,925円
- ・平成26年度の回収実績：98件／6,515,720円
- ・2年間の通算合計回収額：延べ122件／8,262,645円

イ 償還率の向上

【年度計画】

回収見込みのある債権について、効率的かつ効果的に回収が行われたかについての検証が可能な指標として償還率(当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合)を設定し、上記(1)の取組によって、その向上に努める。

当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合の把握として、「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」(いずれも財団法人法律扶助協会から承継した立替金債権分を含む)の割合を算出したところ、平成25年度の76.6%に対し、平成26年度は81.4%へ向上した。

ウ 立替金債権等の管理・回収状況の開示

【年度計画】

発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況、立替金債権、立替金債権等の償還総額等の基本的なデータについて、平成26年度業務実績報告書で明らかにする。

発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況、償還総額等の基本的なデータについては、以下一覧表のとおりである。

民事法律扶助の利用者は経済的に余裕がない者であり、月次における償還月額も少額であるため、結果的に償還期間は長期にわたるものの、年数を経るに従い、償還割合等は着実に伸展している。

平成26年度末現在(平成27年3月現在)における立替発生年度ごとの償還等の状況

平成27年3月現在
(単位 百万円)

年度	立替金額 ①	償還額 (発生以降累計) ②	償還割合 ②/①	免除 (発生以降累計) ③	残額 ④ =①-②-③	立替残処理率 (②+③)/①
平成18年度	5,286	4,285	81.1%	421	581	89.0%
平成19年度	11,078	8,930	80.6%	911	1,237	88.8%
平成20年度	12,640	9,965	78.8%	1,250	1,425	88.7%
平成21年度	15,446	11,321	73.3%	2,280	1,846	88.1%
平成22年度	16,917	10,917	64.5%	3,259	2,742	83.8%
平成23年度	15,601	9,067	58.1%	3,175	3,359	78.5%
平成24年度	15,616	7,952	50.9%	3,047	4,617	70.4%
平成25年度	15,562	5,610	36.0%	2,497	7,456	52.1%
平成26年度	15,453	1,857	12.0%	655	12,941	16.3%

※ 四捨五入の関係で、数値は一致しない。

(3) 立替金等の悪質な償還滞納者への対応の構築

【年度計画】

正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対し、契約を解除したり、再度の援助申込みについて援助不開始決定をしたりするための統一的な対応方針策定に向け、本部での検討作業に着手する。

正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対し、契約の解除、再度の援助申込みに対する援助不開始決定などの対応を行う統一的な方針の策定に向け、本部で検討を行った。

その結果、法律相談時に資力、氏名、生年月日などを虚偽申告した者、過去に法テラスや受任者等に対して暴行・脅迫等の業務妨害を行ったことがある者及び正当な理由なく償還を一定期間以上滞納している被援助者等に対しては原則として新たな援助は行わない取扱をすることとした。同内容は、平成27年1月に事務連絡を発出し、地方事務所等に周知徹底している。

(4) 委託援助業務

日本弁護士連合会及び公益財団法人中国残留孤児援護基金と連携し、各援助業務が全国でより多く利用されるよう、制度の広報を行うとともに、適切に援助決定を行う。

【年度計画】

ア 日本弁護士連合会委託援助業務

日本弁護士連合会からの委託を受け、総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う。

イ 中国残留孤児援護基金委託援助業務

公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供する。

1 日本弁護士連合会委託援助業務

平成 26 年度の援助申込総受理件数は 24,096 件であり、平成 25 年度の 25,313 件と比較して 1,217 件減少した。平成 21 年 5 月以降、被疑者国選制度の対象範囲の拡大により刑事被疑者弁護援助は減少していたが、平成 24 年度に 9,059 件、平成 25 年度は 10,713 件の申込みを受理し、平成 26 年度においては 12,025 件と受理件数が大きく伸びた。一方、少年保護事件付添援助の受理件数は、平成 26 年 6 月から国選付添人制度が拡充されたことに伴い、平成 24 年度の 8,911 件、平成 25 年度の 8,680 件から 5,359 件へと減少した。

上記以外の犯罪被害者法律援助、難民認定に関する法律援助、外国人に対する法律援助、子どもに対する法律援助、精神障害者に対する法律援助（心神喪失者等医療観察法法律援助を含む）、高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助における平成 26 年度の受理件数は、対前年度比で全てが増加した。

支援センターがこれらを行うことにより、民事法律扶助及び国選制度でカバーされていない法律サービスを広く全国に同一に提供するという日弁連委託援助業務の目的は、着実に成果を上げている。

2 中国残留孤児援護基金委託援助業務

平成 26 年度は 5 件の援助申込みを想定したが、新規の援助申込みはなかった。

3 委託業務に関わる広報

支援センターの広報活動を通じて、両委託援助の内容を紹介し、制度の広報に努めた。

【資料 25】平成 26 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

(5) 財務内容の公表

【年度計画】

財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、財務諸表及び業務実績報告書のデータと関連付けたセグメント情報（業務別の財務情報）を事業報告書に記載する等、より分かりやすい形で決算情報の公表を行う。

事業報告書において、従来の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に加え、行政サービス実施コスト計算書についても区分経理によるセグメント情報を開示するとともに、各データの経年比較をグラフ化すること等の工夫をすることで、財務諸表における会計情報を視覚的にもさらに読み取りやすくした。

また、財務データと業務実績を関連付けた情報として、各業務における主な収入及び支出に関する経年比較を記載すること等により、充実した情報開示を行った。

さらに、昨年度に引き続き、業務別のセグメント情報を開示した。

(6) 予算、収支計画及び資金計画

当年度の委託費及び運営費交付金予算の執行状況は、以下のとおりである。

1 委託費

平成26年度委託費予算額は164億2,900万円であり、うち事業費は133億3,200万円であったところ、平成26年度委託費支出額は162億8,900万円、うち事業費は133億8,000万円であった。事業費の支出が予算で予定されていた支出額を上回った主な要因は、被告人国選弁護事業に係る予算と執行の乖離（事件数が、予算上想定されていた件数を上回ったこと）による。

2 運営費交付金

平成26年度運営費交付金の予算執行状況は、(1)支出実績額（258億8,610万円）が、予算で予定されていた支出額（272億8,000万円）と比べて、1,419百万円少なく、また、(2)収入実績額（108億8,100万円）が、予算で予定されていた収入額（117億7,300万円）と比べて8億9,200万円少なかった。これにより、平成26年度末において、5億2,700万円の未執行分が発生した。

(1) 支出が少なかった要因（14億1,900万円）

支出が予算で予定されていた支出額を下回った主な要因は、民事法律扶助事業の代理援助経費において予算額と比べて12億1,400万円の開差が発生した点にある。これは、民事法律扶助事業の代理援助については、約11万4,000件を想定して予算設定されたものの、実績が約10万3,000件にとどまり、予算件数を約1万1,000件下回ったことによる。

また、東日本大震災の被災者支援のための代理援助（東日本大震災法律援助として実施）についても、被災者の法的ニーズに適切に対応するため、約1万2,000件を想定して予算設定されたものの、実績が約2,000件（うち1,029件がADR申立事件）にとどまり、予算件数を約1万件下回ったことによる。

(2) 収入が少なかった要因（▲8億9,200万円）

収入が予算で予定されていた収入額を下回った主な要因は、上記の民事法律扶助事業における代理件数の減少により立替金額が想定より下回るなどしたことから、償還金収入が減少したことによる（▲3億4,400万円）。これに加え、常勤弁護士の有償受任等の活動に伴う司法過疎事業収入の減少（▲5億500万円）等により、予算額と比べ、差引▲8億9,200万円の減収となった。

5 短期借入金の限度額

該当なし。

6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画

該当なし。

7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

該当なし。

8 剰余金の使途

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。

該当なし。

9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 認知度の向上に向けた取組の充実

【年度計画】

ア 広報計画の策定等

基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を各年度策定し、効率的かつ効果的な広報活動に取り組む。

また、広報活動に要した費用及びその効果について、アンケート調査結果等を参考にして事後に分析し、翌年度の広報計画に反映させる。

イ 効果の高い広報活動の実施

テレビ広告、インターネット広告、ホームページ等様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、本部・地方事務所において、積極的に記者説明会（プレスリリース）を開催する。

また、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の新しいメディア媒体を広報媒体として活用する。これらの取組によって、効果の高い広報活動を実施する。

ウ 関係機関との連携を通じた広報活動の実施

支援センターが提供する法的サービスを必要とする者をより法テラスに結び付けるため、関係機関・団体との連携を通じた周知活動をより効果的に実施する。

エ 認知度の向上

認知度調査を実施し、平成26年度に実施した広報効果を適切に検証する。また、支援センターがより多くの市民に利用され頼りにされる存在となるよう、上記(1)から(3)の方法により、支援センターの認知度を前年度以上に向上させるよう努める。

1 認知度向上に向けた取組の充実

(1) 広報計画の策定

ア 本部において基本的な広報活動方針を策定し、これを踏まえて地方事務所が担当地域における広報計画を作成するという一連のプロセスを通じて、例えば、「法テラスの日」における広報において本部のメディア広告とタイミングを合わせて地方事務所が地域的な広報活動を実施するなど、本部・地方事務所の広報活動を可能な限り連動させることにより、個々の広報活動の効果を最大限にするよう努めた。

イ 地方事務所職員に対する研修の実施

集合研修である総務部門研修（平成26年9月実施）において地方事務所職員に対する広報関係の研修を実施した。

ウ 認知度調査の結果分析により、テレビCMやインターネット媒体を認知経路とする割合が多いこと、また、低所得層の認知が不足していることが判明した。この分析結果を踏まえ、インターネット媒体の一層の効果的活用及び低所得層への重点的なアプローチについて翌年度の広報方針に反映させた。

(2) 効果の高い広報活動の実施

ア ホームページ等を活用した広報

PC版、携帯電話版及びスマートフォン版のホームページを改修し、支援センターの業務案内や利用方法などを分かりやすくするとともに、スマートフォン版はワンタップでコールセンターへの電話発信ができ

るようにした。また、インターネット・リスティング広告（検索サイトで法的トラブルに関連するキーワードで検索すると検索結果画面に支援センターの広告が表示されるもの。）を活用し、支援センターを知らない層への広報に努めた。さらに、支援センターに関する様々な情報をツイッターで月に1本程度配信し、主として業務に関する情報をメールマガジンで月2回配信した。

ツイッターのフォロワー数は、平成27年3月31日現在で9,428人となり、前年度より4,776人増加した。

イ 震災法律援助事業の利用促進のための広報

平成27年1月、岩手、宮城、福島及び山形において、被災者に対して震災法律援助事業の利用促進を図るため、テレビ及び新聞を活用した広報を実施した。さらに、インターネット・リスティング広告、ホームページ及びツイッターと同広報を連動させ効果的な広報を行った。その結果、支援センターの認知度は岩手(82%)、宮城(85%)、福島(80%)、山形(65%)となり、全国平均55.8%を大きく上回っている。

ウ プレスリリースの実施

本部において、支援センターの取組や関係機関との連携した施策などプレスリリースを6回にわたって行ったほか、記者懇談会を行うなど報道機関との接点を作り、テレビ、新聞等で法テラスが報道される機会を増加させることに努めた。地方事務所においては、地方の報道機関に対し、本部のプレスリリースに合わせた情報提供を実施したほか、「一斉無料相談会」など地方事務所独自の取組についてプレスリリースを行った。

エ その他の広報

一般社団法人日本民営鉄道協会を通じて全国58社の鉄道会社の駅施設等に約2,800枚のポスターを無料で掲出するなど、費用を抑えつつも効果的な広報活動を実施した。

(3) 関係機関との連携を通じた広報活動の実施

金融庁、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会との連携により、引き続き「多重債務者相談キャンペーン2014」を実施し、関係機関等へポスターを掲示した。

また、広報誌「季刊ほうてらす」を関係機関等のほか、全国公立図書館へ送付し、広く広報を実施した。

(4) 認知度の向上

平成27年2月に実施した認知度調査では、認知度が55.8%と前年度に比べ8.5ポイント、業務認知度（実質的認知度）は13.3%で前年度より2.2ポイントの増加となり、国民の半数以上が支援センターを認知した。

なお、平成26年度認知度調査から、調査方法を電話からインターネット

トに変更した。

(2) 施設・設備、人事に関する計画

【年度計画】

既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。

また、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づく的確な人事配置に取り組む。

1 施設・設備の確保

職員の配置に合わせた備品整備を行うとともに、職員数又は業務量の増加に伴い事務所面積の拡張又は書棚等の設備の増設が必要となる場合には、レイアウト変更又は書類保管方法を工夫するなど、効率的なスペースの活用方策を講じたほか、これらの方策を講じても対応できない事務所又は耐震性等に疑義がある事務所については、移転を実施するなど適切な整備を行った。

2 人的体制の確保

既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動を考慮しながら、複数の事務所において増員配置あるいは減員するなどして人的体制の確保を図った。

また、昇格に係る在級年数を短縮して積極的に優秀な若手職員の登用を図るなど、昇格試験受験申込みのあった1級から4級職員205名に対し、合格者127名の昇格を決定し、能力主義に基づく人事配置に取り組んだ。

平成26事業年度 決算報告書

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	-	456	456	(注1)
運営費交付金	15,507	15,507	-	
受託収入	18,593	18,302	△ 292	
補助金等収入	99	68	△ 31	(注2)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,592	10,737	△ 855	
事業外収入	82	76	△ 6	
計	45,873	45,146	△ 727	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務等に係る経費を除く。)	7,442	8,046	604	
うち人件費	5,106	5,221	115	
物件費	2,336	2,825	490	(注3)
事業経費	19,838	17,815	△ 2,023	
うち民事法律扶助事業経費	18,906	16,987	△ 1,920	(注4)
その他事業経費	932	828	△ 104	(注5)
受託経費	16,429	16,289	△ 140	
うち国選弁護士確保事業経費	13,303	13,363	60	
被害者参加旅費等支給事業経費	29	17	△ 12	(注6)
国選弁護士確保業務等に係る一般管理費	3,097	2,910	△ 188	
うち人件費	2,571	2,363	△ 208	
物件費	526	547	20	
受託経費	2,164	2,012	△ 152	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,053	1,902	△ 151	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	111	111	△ 0	
うち人件費	92	92	-	
物件費	19	19	△ 0	
計	45,873	44,162	△ 1,711	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、前中期目標期間繰越積立金の取崩分105百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注3)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設・移転等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注4)

民事法律扶助事業経費の予算額と決算額の差は、代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注5)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、司法過疎対策業務のための費用の支出が少なかったことなどによる。

(注6)

被害者参加旅費等支給事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより被害者参加旅費の支出が少なかったことなどによる。

(注7)

国選弁護士確保業務等勘定と一般勘定との間の収入及び経費の配分が、損益計算書上の収入及び経費の配分と異なるのは、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成26事業年度 決算報告書

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	-	456	456	(注1)
運営費交付金	15,507	15,507	-	
補助金等収入	99	68	△ 31	(注2)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,592	10,737	△ 855	
事業外収入	82	76	△ 6	
受託収入	2,164	2,012	△ 152	
計	29,444	28,857	△ 587	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務等に係る経費を除く。)	7,442	8,046	604	
うち人件費	5,106	5,221	115	
物件費	2,336	2,825	490	(注3)
事業経費	19,838	17,815	△ 2,023	
うち民事法律扶助事業経費	18,906	16,987	△ 1,920	(注4)
その他事業経費	932	828	△ 104	(注5)
受託経費	2,164	2,012	△ 152	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,053	1,902	△ 151	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	111	111	△ 0	
うち人件費	92	92	-	
物件費	19	19	△ 0	
計	29,444	27,873	△ 1,571	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、前中期目標期間繰越積立金の取崩分105百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注3)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設・移転等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注4)

民事法律扶助事業経費の予算額と決算額の差は、代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注5)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、司法過疎対策業務のための費用の支出が少なかったことなどによる。

(注6)

国選弁護士確保業務等勘定と一般勘定との間の収入及び経費の配分が、損益計算書上の収入及び経費の配分と異なるのは、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成26事業年度 決算報告書

○国選弁護人確保業務等勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
受託収入	16,429	16,289	△ 140	
計	16,429	16,289	△ 140	
支 出				
受託経費	16,429	16,289	△ 140	
うち国選弁護人確保事業経費	13,303	13,363	60	
被害者参加旅費等支給事業経費	29	17	△ 12	(注1)
国選弁護人確保業務等に係る一般管理費	3,097	2,910	△ 188	
うち人件費	2,571	2,363	△ 208	
物件費	526	547	20	
計	16,429	16,289	△ 140	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

被害者参加旅費等支給事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより被害者参加旅費の支出が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護人確保業務等勘定と一般勘定との間の収入及び経費の配分が、損益計算書上の収入及び経費の配分と異なるのは、国選弁護人確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成26事業年度 収支計画

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	45,873	44,162	△ 1,711	
経常費用	45,873	44,162	△ 1,711	
事業経費	19,838	17,815	△ 2,023	
うち民事法律扶助事業経費	18,906	16,987	△ 1,920	(注1)
その他事業経費	932	828	△ 104	(注2)
一般管理費(国選弁護士確保業務等に係る経費を除く。)	7,442	8,046	604	
うち人件費	5,106	5,221	115	
物件費	2,336	2,825	490	(注3)
受託経費	16,429	16,289	△ 140	
うち国選弁護士確保事業経費	13,303	13,363	60	
被害者参加旅費等支給事業経費	29	17	△ 12	(注4)
国選弁護士確保業務等に係る一般管理費	3,097	2,910	△ 188	
うち人件費	2,571	2,363	△ 208	
物件費	526	547	20	
受託経費	2,164	2,012	△ 152	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,053	1,902	△ 151	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	111	111	△ 0	
うち人件費	92	92	-	
物件費	19	19	△ 0	
減価償却費	-	-	-	
財務費用	-	-	-	
臨時損失	-	-	-	
収益の部	45,873	45,041	△ 832	
前年度繰越金	-	351	351	(注5)
運営費交付金	15,507	15,507	-	
受託収入	18,593	18,302	△ 292	
補助金等収入	99	68	△ 31	(注6)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,592	10,737	△ 855	
事業外収入	82	76	△ 6	
純利益	-	879	879	(注7)
目的積立金取崩	-	105	105	(注8)
総利益	-	984	984	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

民事法律扶助事業経費の計画額と実績額の差は、代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注2)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、司法過疎対策業務のための費用の支出が少なかったことなどによる。

(注3)

物件費の計画額と実績額の差は、事務所新設・移設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注4)

被害者参加旅費等支給事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより被害者参加費の支出が少なかったことなどによる。

(注5)

前年度繰越金の内訳は、政府出資金351百万円である。

(注6)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注7)

純利益は、収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいる。また、後の(注9)記載の事情により損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注8)

目的積立金取崩の内訳は、前中期目標期間繰越積立金の取崩分105百万円である。

(注9)

国選弁護士確保業務等勘定と一般勘定との間の収入及び経費の配分が、損益計算書上の収入及び経費の配分と異なるのは、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成26事業年度 収支計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	29,444	27,873	△ 1,571	
経常費用	29,444	27,873	△ 1,571	
事業経費	19,838	17,815	△ 2,023	
うち民事法律扶助事業経費	18,906	16,987	△ 1,920	(注1)
その他事業経費	932	828	△ 104	(注2)
一般管理費(国選弁護士確保業務等に係る経費を除く。)	7,442	8,046	604	
うち人件費	5,106	5,221	115	
物件費	2,336	2,825	490	(注3)
受託経費	2,164	2,012	△ 152	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,053	1,902	△ 151	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	111	111	△ 0	
うち人件費	92	92	-	
物件費	19	19	△ 0	
収益の部	29,444	28,752	△ 587	
前年度繰越金	-	351	456	(注4)
運営費交付金	15,507	15,507	-	
受託収入	2,164	2,012	△ 152	
補助金等収入	99	68	△ 31	(注5)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,592	10,737	△ 855	
事業外収入	82	76	△ 6	
純利益	-	879	879	(注6)
目的積立金取崩	-	105	105	(注7)
総利益	-	984	984	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

民事法律扶助事業経費の計画額と実績額の差は、代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注2)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、司法過疎対策業務のための費用の支出が少なかったことなどによる。

(注3)

物件費の計画額と実績額の差は、事務所新設・移設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注4)

前年度繰越金の内訳は、政府出資金351百万円である。

(注5)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注6)

純利益は、収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいる。また、後の(注8)記載の事情により損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注7)

目的積立金取崩の内訳は、前中期目標期間繰越積立金の取崩分105百万円である。

(注8)

国選弁護士確保業務等勘定と一般勘定との間の収入及び経費の配分が、損益計算書上の収入及び経費の配分と異なるのは、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成26事業年度 収支計画

○国選弁護士確保業務等勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	16,429	16,289	△ 140	
受託経費	16,429	16,289	△ 140	
うち国選弁護士確保事業経費	13,303	13,363	60	
被害者参加旅費等支給事業経費	29	17	△ 12	(注1)
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	3,097	2,910	△ 188	
うち人件費	2,571	2,363	△ 208	
物件費	526	547	20	
収益の部	16,429	16,289	△ 140	
受託収入	16,429	16,289	△ 140	
純利益	-	-	-	
目的積立金取崩	-	-	-	
総利益	-	-	-	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

被害者参加旅費等支給事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより被害者参加旅費の支出が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護士確保業務等勘定と一般勘定との間の収入及び経費の配分が、損益計算書上の収入及び経費の配分と異なるのは、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成26事業年度 資金計画

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	45,873	44,162	△ 1,711	
経常費用	45,873	44,162	△ 1,711	
業務活動による支出	45,873	44,162	△ 1,711	
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
次期中期目標の期間への繰越金	-	-	-	
資金収入	45,873	45,041	△ 833	
前年度繰越金	-	351	351	(注1)
業務活動による収入	45,873	44,690	△ 1,184	
運営費交付金による収入	15,507	15,507	-	
受託収入	18,593	18,302	△ 292	
その他の収入	11,773	10,881	△ 892	
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	
前期中期目標期間よりの繰越	-	105	105	(注2)

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、政府出資金351百万円である。

(注2)

前期中期目標期間繰越積立金の取崩分105百万円である。

(注3)

国選弁護人確保業務等勘定と一般勘定との間の収入及び経費の配分が、損益計算書上の収入及び経費の配分と異なるのは、国選弁護人確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成26事業年度 資金計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	29,444	27,873	△ 1,571	
経常費用	29,444	27,873	△ 1,571	
業務活動による支出	29,444	27,873	△ 1,571	
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
次期中期目標の期間への繰越金	-	-	-	
資金収入	29,444	28,751	△ 588	
前年度繰越金	-	351	456	(注1)
業務活動による収入	29,444	28,400	△ 1,044	
運営費交付金による収入	15,507	15,507	-	
受託収入	2,164	2,012	△ 152	
その他の収入	11,773	10,881	△ 892	
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	
前期中期目標期間よりの繰越	-	105	105	(注2)

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、政府出資金351百万円である。

(注2)

前期中期目標期間繰越積立金の取崩分105百万円である。

(注3)

国選弁護人確保業務等勘定と一般勘定との間の収入及び経費の配分が、損益計算書上の収入及び経費の配分と異なるのは、国選弁護人確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成26事業年度 資金計画

○国選弁護人確保業務等勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	16,429	16,289	△ 140	
経常費用	16,429	16,289	△ 140	
業務活動による支出	16,429	16,289	△ 140	
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
資金収入	16,429	16,289	△ 140	
業務活動による収入	16,429	16,289	△ 140	
受託収入	16,429	16,289	△ 140	
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注)

国選弁護人確保業務等勘定と一般勘定との間の収入及び経費の配分が、損益計算書上の収入及び経費の配分と異なるのは、国選弁護人確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成26年度日本司法支援センター契約状況表

(平成27年3月31日現在)

第1表

	件数		金額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	34	29.6	396,723,174	48.2
うち一般競争入札	27	23.5	289,395,150	35.1
うち総合評価方式	7	6.1	107,328,024	13.0
うち企画競争	0	0.0	0	0.0
競争性のない随意契約	81	70.5	426,701,693	51.8
事務所・宿舍の賃貸借契約	66	57.4	156,471,527	19.0
会計監査人契約	1	0.9	17,280,000	2.1
官報公告契約	1	0.9	4,132,485	0.5
他との互換性がない契約	13	11.3	248,817,681	30.2
その他の契約	0	0.0	0	0.0
合計	115	100.1	823,424,867	100.0

(注) 随意契約の主な内訳

	件数	随契に占める割合(%)	金額	随契に占める割合(%)
事務所契約	1件	1.2	50,122,800円	11.7
借上宿舍契約	65件	80.2	106,348,727円	24.9
システム関係契約	5件	6.2	207,839,520円	48.7
合計	71件	87.7	364,311,047円	85.4

(参考)

平成25年度

	件数		金額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	59	33.5	646,686,550	47.0
うち一般競争入札	49	27.8	432,151,657	31.4
うち総合評価方式	10	5.7	214,534,893	15.6
うち企画競争	0	0.0	0	0.0
競争性のない随意契約	117	66.5	729,569,462	53.0
事務所・宿舍の賃貸借契約	84	47.7	247,490,557	18.0
会計監査人契約	1	0.6	17,325,000	1.3
官報公告契約	1	0.6	4,103,460	0.3
他との互換性がない契約	31	17.6	460,650,445	33.4
その他の契約	0	0.0	0	0.0
合計	176	100.0	1,376,256,012	100.0

一般競争による契約一覧表

一般競争による契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	デジタルフルカラー複合機保守付リース契約一式	H26.4.4	23,412,240	入札	29,268,180	79.99%	東京都中央区日本橋本町1-5-4 コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社	
2	「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査最終報告書」印刷・発送業務一式	H26.4.11	1,602,180	入札	1,774,440	90.29%	東京都文京区関口1-9-7 株式会社交文社	
3	平成26年度日本司法支援センター定期広報誌印刷・発送業務一式	H26.6.30	14,325,120	入札	14,994,720	95.53%	岡山市北区青江一丁目24番19号 協同精版印刷株式会社	落札者以外無効(4社)
4	自動体外式除細動器(AED)バッテリー購入等一式	H26.6.30	3,559,680	入札	3,592,080	99.10%	千葉県花見川区幕張本郷1丁目3番33号 千葉総合警備保障株式会社	
5	日本司法支援センター和歌山地方事務所間仕切り工事等一式	H26.7.31	5,633,280	入札	9,942,480	56.66%	東京都港区港南1-8-35 コクヨマーケティング株式会社	
6	秋田地方事務所鹿角地域事務所什器・備品購入・設置一式	H26.8.4	4,276,800	入札	4,876,200	87.71%	秋田市大町4-3-35 株式会社那波伊四郎商店	
7	和歌山地方事務所移転作業一式	H26.8.31	1,468,800	入札	1,476,360	99.49%	和歌山市冬野1251番地の1 株式会社山水組	
8	テレビ会議システム保守付リース契約一式	H26.9.9	1,682,856	入札	1,987,200	84.68%	東京都中央区日本橋浜町2-62-6 株式会社エム・ビー・アイ 東京都港区港南2-15-3 NECキャピタルソリューション株式	
9	口座振替による収納代行業務委託一式	H26.9.16	67,161,536	入札	83,522,880	80.41%	大阪市浪速区湊町1-2-3 株式会社アプラス	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
10	平成26年度日本司法支援センター職員昇格試験における筆記試験問題作成及び採点事務に関する業務委託一式	H26.9.19	1,669,680	入札	1,858,680	89.83%	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8 株式会社日本経営協会総合研究所	
11	日本司法支援センター広報グッズ作製・発送業務一式	H26.10.1	1,564,272	入札	1,950,480	80.20%	新潟県長岡市今朝白2-8-3 株式会社東亜	
12	法テラス白書平成25年度版印刷・発送業務一式	H26.10.14	1,446,336	入札	1,480,680	97.68%	熊本市南区近見4-8-31 敷島印刷株式会社	
13	弁護士賠償責任保険契約一式	H26.10.22	1,686,490	入札	2,045,000	82.47%	東京都新宿区西新宿1-26-1 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	
14	デジタルフルカラー複合機保守付リース契約一式	26.11.14	15,200,760	入札	16,656,840	91.26%	東京都港区芝浦1-1-1 コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社 東京都港区海岸1-14-22 日通商事株式会社東京支店	
15	日本司法支援センターの認知状況等調査業務委託一式	H27.1.27	1,404,000	入札	1,967,760	71.35%	東京都新宿区西新宿3-20-2 株式会社クロス・マーケティング	
16	ファイルサーバ保守付リース契約一式	H27.2.1	13,996,800	入札	28,570,320	48.99%	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング 東京都千代田区神田練塀町3 東京センチュリーリース株式会社	
17	日本司法支援センター民事法律扶助立替金に係る集金代行業務等委託一式	H27.2.2	92,523,600	入札	100,685,160	91.89%	東京都千代田区麴町5-2-1 株式会社オリエントコーポレーション	1. 初期導入費用 350,000円 2. 月額費用 ①月額基本手数料 31,000円 ②督促状作成・発送手数料(1件当たり)62円 ③集金代行事務取扱手数料(1件当たり)20円 [全て税抜]
18	日本司法支援センター平成27年度刊行物印刷・発送業務一式	H27.2.3	1,942,682	入札	2,652,480	73.24%	熊本市南区近見4-8-31 敷島印刷株式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
19	ファクシミリによる一斉 同報業務委託一式	H27.2.6	2,391,638	入札	3,487,320	68.58%	東京都港区虎ノ 門4-3-13 株式会社ネクスウ エイ	
20	平成27年度日本司法 支援センター職員採用 試験における採用事務 委託委託業務契約	27.3.18	3,180,600	入札	3,228,120	98.53%	渋谷区恵比寿南 1-20-6第21荒井 ビル4階 株式会社トライ アンプ	
21	日本司法支援センター 被災地出張所(宮城 県)自動車運行管理業 務請負一式	H27.3.20	8,592,480	入札	12,856,320	66.83%	東京都新宿区西 新宿2-1-1 株式会社セノン	
22	日本司法支援センター 被災地出張所(福島 県)自動車運行管理業 務請負一式	H27.3.20	6,816,960	入札	8,760,960	77.81%	東京都新宿区西 新宿2-1-1 株式会社セノン	
23	日本司法支援センター 被災地出張所(岩手 県)自動車運行管理業 務請負一式	H27.3.30	7,257,600	入札	7,361,280	98.59%	東京都調布市調 布ヶ丘3-6-3 大新東株式会社	
24	戸籍附票又は住民票 の写しの取得代行に係 る業務に関する委託契 約	H27.3.20	1,040,000	入札	2,800,000	37.14%	東京都新宿区西 新宿7-21-3 スリープロ株式会 社	
25	平成27年度社会保険 手続等業務委託一式	H27.3.20	1,260,360	入札	1,530,360	82.36%	東京都江戸川区 船堀3-1-6 社会保険労務士 法人人事給与	
26	平成27年度産業医業 務委託契約一式	H27.3.20	3,164,400	入札	3,164,400	100.00%	東京都渋谷区松 濤2-15-1 株式会社ドクター トラスト	
27	平成27年度総合メン タルヘルスケア(EAP)構 築プログラムに関する 業務委託契約一式	H27.3.30	1,134,000	入札	1,192,320	95.11%	東京都千代田区 外神田5-2-1 ティーベック株式 会社	

総合評価による契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	「平成26年度法テラスシンポジウム」運営業務等委託一式	H26.9.16	4,850,064	入札 (総合評価)	8,046,000	60.28%	東京都新宿区下落合1-4-1 株式会社シミズオクト	
2	広報誌「季刊ほうてらす」デザイン制作業務委託一式	H26.5.16	4,838,400	入札 (総合評価)	7,367,760	65.67%	東京都渋谷区富ヶ谷1-46-7 プレミアブラン代々木公園706 株式会社サステナ	
3	平成26年度情報提供業務の対応品質等の向上のための調査等業務一式	H26.6.25	4,651,560	入札 (総合評価)	7,905,600	58.84%	大阪市中央区内本町二丁目2番5号 株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト	
4	情報化統括顧問業務委託	H26.9.30	4,752,000	入札 (総合評価)	7,737,120	61.42%	東京都品川区西五反田6-2-7 株式会社ブレインワークス	
5	「東日本大震災法律援助事業」周知のための広報業務委託一式	26.11.17	34,560,000	入札 (総合評価)	45,328,680	76.24%	山形市七日町4-16-18 株式会社山形アドビューロ	
6	多言語電話通訳サービス業務委託契約一式	H27.3.16	3,456,000	入札 (総合評価)	3,474,360	99.47%	東京都渋谷区代々木4-36-19リゾート トラスト東京ビル ディー・キュービック株式会社	
7	平成27年度日本司法支援センターリスティング広告出稿業務	27.3.25	50,220,000	入札 (総合評価)	51,531,120	97.46%	中央区銀座7-16-12 株式会社朝日広告社	

随意契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
1	和歌山地方事務所事務所賃貸借契約	H26.5.29	50,122,800	随意	50,122,800	100.00%	利用者の利便性、執務環境、耐震性能等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	和歌山市湊二丁目12番24号 合資会社湊組	
2	山形地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.4.1	1,217,250	随意	1,217,250	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
3	岐阜地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.4.1	1,563,690	随意	1,563,690	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
4	茨城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.4.1	1,623,000	随意	1,623,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
5	岡山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.4.1	1,747,852	随意	1,747,852	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	大阪府柏原市大字雁多尾畑6279番地 有限会社三樹	
6	千葉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.4.1	1,831,180	随意	1,831,180	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	千葉県浦安市富士見5-17-9 合同会社泉屋	
7	本部借上宿舍賃貸借契約	H26.4.1	1,949,970	随意	1,949,970	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都杉並区永福町4-1-4 株式会社ラントハウジング	
8	仙台コールセンター借上宿舍賃貸借契約	H26.4.1	2,304,375	随意	2,304,375	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	宮城県仙台市宮城野区1-6 株式会社エスコム	
9	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.4.1	2,579,250	随意	2,579,250	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-41階 株式会社 ハウスメイ パートナーズ	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
10	長野地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.4.9	1,763,600	随意	1,763,600	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
11	本部借上宿舍賃 貸借契約	H26.5.26	2,032,800	随意	2,032,800	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	東京都新宿区西 新宿六丁目5番1 号 独立行政法人都 市再生機構	
12	鹿児島地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.7.5	1,432,254	随意	1,432,254	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人のため公表しない	
13	千葉地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.7.12	2,166,032	随意	2,166,032	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	東京都江戸川区 平井3-4-6- 109 合同会社松井	
14	茨城地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.7.16	1,221,600	随意	1,221,600	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない	
15	青森地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.7.19	1,599,840	随意	1,599,840	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	東京都江東区有 明3丁目7番18号 有明セントラルタ ワー7階 大和リビングマネジ メント株式会社	
16	福岡地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.7.28	1,028,400	随意	1,028,400	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	福岡市中央区長 浜二丁目2番4号 独立行政法人都 市再生機構 九州 支社	
17	秋田地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.8.6	1,832,200	随意	1,832,200	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない	
18	長崎地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.9.12	1,354,000	随意	1,354,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
19	長崎地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.10.1	1,524,000	随意	1,524,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	長崎市桜町8-31 シャイニングスター ビル801 有限会社シャイン ニングスタービル	
20	福島地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.11.6	1,556,480	随意	1,556,480	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表 しない	
21	青森地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.2	1,424,000	随意	1,424,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表 しない	
22	釧路地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.3	1,434,400	随意	1,434,400	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表 しない	
23	徳島地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.10	1,561,400	随意	1,561,400	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	徳島市徳島町3- 5 有限会社阿部珈 琲館	
24	福島地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.15	1,404,160	随意	1,404,160	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表 しない	
25	函館地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.16	1,304,000	随意	1,304,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表 しない	
26	静岡地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.17	1,564,800	随意	1,564,800	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表 しない	
27	群馬地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.19	1,462,544	随意	1,462,544	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表 しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
28	山口地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.20	1,131,200	随意	1,131,200	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表 しない	
29	福岡地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.20	1,358,544	随意	1,358,544	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	東京都江東区有 明3-7-18 有明 セントラルタワー7 階 大和リビングマネジ メント株式会社	
30	大阪地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.22	1,053,068	随意	1,053,068	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表 しない	
31	岡山地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.22	1,381,170	随意	1,381,170	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表 しない	
32	兵庫地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.22	1,570,320	随意	1,570,320	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表 しない	
33	大阪地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.22	1,990,496	随意	1,990,496	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	東京都千代田区 丸の内3-1-1 ジェイエムエル I 合同会社	
34	大阪地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.23	1,962,686	随意	1,962,686	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	東京都千代田区 丸の内3-1-1 ジェイエムエル I 合同会社	
35	熊本地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.24	1,331,000	随意	1,331,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表 しない	
36	岐阜地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.24	1,621,720	随意	1,621,720	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表 しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
37	大阪地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.12.24	1,960,170	随意	1,960,170	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区丸の内3-1-1 ジェイエムエル I 合同会社	
38	千葉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.12.25	1,714,640	随意	1,714,640	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
39	大阪地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.12.25	1,982,850	随意	1,982,850	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区丸の内3-1-1 ジェイエムエル I 合同会社	
40	広島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.12.26	1,456,141	随意	1,456,141	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	広島県安佐北区 亀崎1-4-5 有限会社ライブ コーポレーション	
41	新潟地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.1.1	1,489,400	随意	1,489,400	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
42	滋賀地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.1.1	3,378,636	随意	3,378,636	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
43	和歌山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.1.5	1,537,300	随意	1,537,300	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
44	長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.1.5	1,633,400	随意	1,633,400	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
45	長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.1.5	1,868,520	随意	1,868,520	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
46	三重地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.1.6	2,053,870	随意	2,053,870	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	津市栄町3-115 積和不動産中部 株式会社	
47	千葉地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.1.27	1,735,880	随意	1,735,880	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	千葉市美浜区中 瀬2-6-1 積和不動産関東 株式会社	
48	富山地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.2.1	1,531,488	随意	1,531,488	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2 -16-1 大東建物管理株 式会社	
49	沖縄地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.2.1	1,881,000	随意	1,881,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表 しない	
50	兵庫地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.2.1	2,044,933	随意	2,044,933	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	東京都江東区有 明3-7-18 有明 セントラルタワー7 階 大和リビングマネジ メント株式会社	
51	岩手地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.2.8	1,504,080	随意	1,504,080	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	茨城県土浦市桜 町2-14-7 メゾ ン桜町301 片桐興産株式会 社	
52	愛知地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.2.27	1,238,016	随意	1,238,016	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	名古屋市中区錦2 -4-3 錦パーク ビル16階 エイブル保証株式 会社名古屋支店	
53	青森地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.3.12	1,435,240	随意	1,435,240	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表 しない	
54	新潟地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.3.23	1,184,840	随意	1,184,840	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	新潟市中央区礎 町通一ノ町1980 有限会社黒川商 会	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
55	岐阜地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.3.24	1,371,840	随意	1,371,840	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	愛知県名古屋 北区志賀本通2丁 目41番地 株式会社リアルエ スト	
56	広島地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.3.24	1,558,190	随意	1,558,190	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	広島県広島市安 佐南区沼田町阿 戸3113 有限会社衣笠産 業	
57	本部借上宿舍賃 貸借契約	H27.3.27	1,714,560	随意	1,714,560	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南 二丁目16番1号 大東建物管理株 式会社	
58	本部借上宿舍賃 貸借契約	H27.3.27	1,880,760	随意	1,880,760	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南 二丁目16番1号 大東建物管理株 式会社	
59	徳島地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.3.27	1,973,280	随意	1,973,280	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	徳島県徳島市八 万町中津浦24-41 有限会社ケイアイ ジイ	
60	鹿児島地方事務 所借上宿舍賃貸 借契約	H27.3.28	1,338,336	随意	1,338,336	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	東京都中央区京 橋1-1-5 セントラ ルビル 株式会社アパマン ショップサブリース	
61	長野地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.3.29	1,606,112	随意	1,606,112	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表 しない	
62	千葉地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.3.31	1,255,200	随意	1,255,200	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	東京都新宿区西 新宿6-5-1 独立行政法人都 市再生機構	
63	函館地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.3.31	1,460,070	随意	1,460,070	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	北海道函館市桔 梗5丁目14番5号 有限会社アリエー テ	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
64	広島地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.3.31	1,492,894	随意	1,492,894	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	広島県広島市安 佐北区亀崎1-4-5 有限会社ライブ コーポレーション	
65	札幌地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.3.31	1,528,320	随意	1,528,320	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表 しない	
66	本部借上宿舍賃 貸借契約	H27.3.31	1,655,480	随意	1,655,480	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	滋賀県草津市上 笠1-17-24 有限会社Family Hikida	
67	平成26事業年度 日本司法支援セ ンター会計監査 業務契約	H26.10.31	17,280,000	随意	76,131,360 (4事業年度 分)	90.79%	法務大臣が選任するため (総合法律支援法48条 において準用する独立行 政法人通則法40条)。	会計規程第18条 第1項第1号	東京都新宿区津 久戸町1-2 有限責任 あずさ 監査法人	入札(総合評 価落札方式) を実施し、第 3期中期目標 期間における 候補者名簿 を作成した。
68	日本司法支援セ ンター平成25事 業年度財務諸表 官報公告掲載	H26.10.31	4,132,485	随意	4,132,485	100.00%	本件を実施できるものは 同者以外に存在しないた め。	会計規程第18条 第1項第1号	東京都千代田区 神田錦町1-2 東京官書普及株 式会社	
69	NHK放送受信料	H26.4.1	1,937,893	随意	1,937,893	100.00%	本件契約は放送法により 定められたものであり、同 法に基づき日本放送協 会に受信料を支払うもの である。	会計規程第18条 第1項第1号	東京都渋谷区宮ヶ 谷1-18-4 アビ ストビル2F NHK営業サービ ス株式会社	
70	和歌山地方事務 所移転に伴う原 状回復工事	H26.7.30	2,480,000	随意	2,536,410	97.78%	賃貸借契約上、ビル指 定業者との契約が必要 であるため。	会計規程第18条 第1項第1号	和歌山市西浜921 番地 上起建設株式会 社	
71	和歌山地方事務 所移転に伴う電 気空調工事等一 式	H26.8.5	4,104,000	随意	4,437,720	92.48%	賃貸借契約上、ビル指 定業者との契約が必要 であるため。	会計規程第18条 第1項第1号	和歌山市小松原 通三丁目69番地 株式会社浅川組	
72	非常通報システム の設置及び警備 業務委託一式	H26.8.27	1,000,620	随意	1,000,620	100.00%	賃貸借契約上、ビル指 定業者との契約が必要 であるため。	会計規程第18条 第1項第1号	東京都港区元赤 坂1-6-6 総合警備保障警 備会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
73	コールセンターシステム(電話基盤)関連機器及びソフトウェアに係る保守業務委託契約一式	H26.4.1	18,182,880	随意	18,190,397	99.96%	当システムの開発は株式会社富士通マーケティングによって行われ、本件業務に係るノウハウを有し確実に実施できる者は、開発元である同社以外には存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル 株式会社富士通マーケティング	
74	コールセンターシステム(電話基盤・CRMシステム)に係るアプリケーション保守業務委託契約	H26.4.1	20,852,640	随意	20,859,768	99.97%	当システムの開発は株式会社富士通マーケティングによって行われ、本件業務に係るノウハウを有し確実に実施できる者は、開発元である同社以外には存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル 株式会社富士通マーケティング	
75	業務管理システム及び債権管理システムに係るアプリケーション保守業務委託契約一式	H26.4.1	33,588,000	随意	33,649,862	99.82%	当システムの開発は富士通株式会社によって行われ、本件業務に係るノウハウを有し確実に実施できる者は、開発元である同社以外には存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
76	償還金自動払込対象金融機関拡大対応改修に係る開発作業委託契約一式	H26.4.23	132,840,000	随意	#####	99.55%	当システムの開発は富士通株式会社によって行われ、本件業務に係るノウハウを有し確実に実施できる者は、開発元である同社以外には存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
77	業務管理システムDBサーバへのWindows Server 2008 R2 SP1 パッチ適用後の動作検証作業	H26.8.29	2,376,000	随意	2,424,114	98.02%	本件業務に係るノウハウを有し確実に実施できる者が富士通株式会社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋一丁目5番2号 富士通株式会社	
78	判例秘書INTERNET利用契約一式	H26.4.1	26,853,120	随意	31,246,560	85.94%	本件契約は常勤弁護士業務を行うため必須であり、当該業者以外に供給することができないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区南青山2-16-8 株式会社エル・アイ・シー	
79	北千住指定相談所事務委託	H26.4.1	1,080,000	随意	1,080,000	100.00%	指定相談場所の指定等に関する細則第2条に基づき、相談態勢をとることが同場所しかないため	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区霞が関1-1-3 東京弁護士会	
80	渋谷指定相談所事務委託	H26.4.1	1,620,000	随意	1,620,000	100.00%	指定相談場所の指定等に関する細則第2条に基づき、相談態勢をとることが同場所しかないため	会計規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区神南1-22-8 渋谷東日本ビル5階 弁護士法人渋谷シビック法律事務所	
81	複合機保守及び消耗品等の供給	H26.6.30	1,902,528	随意	1,902,528	100.00%	本件業務に係るノウハウを有し確実に実施できる者が富士ゼロックス株式会社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区六本木三丁目1番1号 富士ゼロックス株式会社	

「平成 26 年度日本司法支援センター契約状況表」 附属説明書

1 契約件数及び金額の状況

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）における全ての契約のうち、いわゆる少額随意契約（注）が可能な金額を超える契約の件数と金額については、第 1 表「総表」記載のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

（注）いわゆる少額随意契約が可能な金額については、国におけるそれと同じである（契約事務取扱細則（平成 18 年細則第 2 号）第 23 条）。

(1) 「競争性のある契約」について

競争性のある契約は 34 件で契約全体の 29.5%、契約金額は約 3 億 9,672 万円
で全体の 48.2%であり、平成 25 年度と比較して、件数において全体に占める比率は低くなっているが、契約金額においては高くなっている。

(2) 「競争性のない随意契約」について

競争性のない随意契約は 81 件で全体の 70.5%、契約金額は約 4 億 2,670 万円
で全体の 51.8%と、平成 25 年度と比較して、件数において全体に占める比率は高くなっているが、契約金額においては低くなっている。

2 随意契約の内容等

(1) 事務所・宿舍の賃貸借契約

随意契約の件数の比率が高い要因としては、業務量の増加等に伴う事務所の移転による賃貸借契約件数が 1 件、職員宿舍の賃貸借契約件数が 65 件で合計 66 件と多数に上り、契約全体（115 件）の 57.4%、競争性のない随意契約全体（81 件）の 81.5%を占めていることによる。

このような事務所等に係る建物の賃貸借契約については、国及び独立行政法人における随意契約の見直しにおいても、「その場所でないと行政目的が達し得ない等との理由から供給者が特定されるもの（税務署庁舎等の土地建物借料）」であり、競争性のない随意契約によることがやむを得ないと認められるものとして位置付けられている。この点、①支援センターの事務所についても、支援センターが国民に身近な司法の実現を目指して民事法律扶助業務、情報提供業務等を行う法人であることから、その目的を達成するためには、市民が利用しやすい環境にあり、かつ地域の業務量に見合う体制を整えるために相当な面積を確保する必要があること等から、自ずと物件は特定され、また、②職員宿舍の選定についても、職員の職務の能率的な遂行を確保するために当該事務所からの通勤の便等を考慮するとともに、貸与対象職員の職務の級等に応じて専有面積に制限を設けていることや、敷金・礼金のない UR 都市機構が管理する物件又はこれに準じる条件の物件の中から候補物件を選定することとしていること等から、自ずと物件は

特定され、随意契約によることがやむを得ないものである。

なお、これら事務所や職員宿舎は、物件によって賃料が異なることから、契約に当たっては、①事務所の賃貸借については、複数の物件を選定し、その中から利用者の利便性、面積、賃料等を総合的に勘案し、また、②職員宿舎の賃貸借については、複数の物件を選定し、面積、賃料等を総合的に勘案するとともに、上記のとおり敷金や礼金の負担が生じない物件を極力選定している。

(2) 会計監査人契約及び官報公告契約

会計監査人契約は金額にして全体の 2.1%、官報公告契約は金額にして全体の 0.5%を占めており、これらの契約については、その性質上競争契約に馴染まず、随意契約とならざるを得なかったものである。

(3) 上記 1 掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」に関する個別説明

上記 1 掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」、すなわち、第 1 表「総表」の「競争性のない随意契約」中の「他との互換性がない契約」については、13 件で全体の 11.3%、契約金額にして約 2 億 4,882 万円で全体の 30.2%となっている。これらの契約案件について、随意契約とした理由は下記のとおりである。

① 第 3 表「随意契約一覧表」No. 69 の「NHK放送受信料」

これは、放送法第 64 条第 1 項に基づいて日本放送協会と契約したものであり、その性質上競争契約に馴染まず、随意契約とならざるを得なかったものである。

② 同表 No. 70～No. 72 の「事務所入居等工事」

これらは、事務所の移転に伴う工事及び機械警備であり、建物及び施設の維持管理上の必要性から、当該工事を施工する者及び機械警備をする者が指定されていたため、随意契約とならざるを得なかったものである。

③ 同表 No. 73～No. 77 の「システム改修、保守等業務委託」

これらは、支援センターの業務システムの開発を行っている業者以外の者に取り扱うことができないものであるため、随意契約とならざるを得なかったものである。

④ 同表 No. 78 の「判例秘書 INTERNET 利用契約一式」

これは、支援センターの法律事務所に勤務する常勤弁護士判例検索ソフト「判例秘書」をインターネット上で使用するための契約であり、当該サービスを提供している者と契約する以外になく、競争もできないことから、随意契約とならざるを得なかったものである。

⑤ No. 79 及び 80 の「指定相談事務所委託費」

これらは、指定相談場所の指定等に関する細則第 2 条に基づく相談体制を執ることができる場所が当該場所しか存在しないため、随意契約とならざるを得なかったものである。

⑥ No. 81 の「複合機保守及び消耗品等の供給」

これは、複写機の再リースに伴う、保守及び消耗品等の供給契約である。

複写機の保守は、メーカー以外に行わないことから、随意契約とならざるを得なかったものである。

3 一般競争入札等における一者応札の改善について

平成 25 年度において、一般競争入札及び総合評価方式 59 件中一者応札は 7 件であったが、平成 26 年度においては、34 件中 5 件となっている。

一者応札となった原因は、支援センターにおいて一般競争入札により各種の調達を実施していることの周知不足にあると考えられるため、ホームページ等を活用して公告することに加え、入札への参加が予想される業者に対して積極的に入札情報の PR を行うなど、参入可能であることについて改めて周知を図ることにより、新規業者の開拓を進めている。また、入札参加者の拡大を図るため、ホームページに掲示する入札に係る情報として、公告文に加え、入札説明書、仕様書、契約書（案）及び入札に係る各種様式等も併せて掲示することにより、入札説明会への出席等をしなくても競争に参加できる措置を講じている。

なお、平成 22 年度において、支援センターのホームページに応募者を増やすための改善方法を公表し、競争性の確保に努めている。

4 契約に係る情報（予定価格及び落札率）の公表について

支援センターでは、契約事務取扱細則（平成 18 年細則第 2 号）第 25 条の規定に基づきいわゆる少額随意契約を除く随意契約については、ホームページにおいて、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表してきたところ、平成 21 年度からは、上記に加え、予定価格及び落札率を公表事項として追加するとともに、更に競争入札分についても同様に公表を開始し、平成 22 年度以降はこれらを毎月公表することにより、調達の適正化に努めている。

5 契約に関する規程類の整備について

契約に関する規程として、会計規程及び契約事務取扱細則を定めており、これら規程等の中で、契約を締結する場合は、原則として一般競争入札によることとし、例外的に指名競争あるいは随意契約によることができるものとしている。

なお、平成 22 年度において、複数年契約の適正な運用が図られるよう、複数年契約を締結する場合の契約の期間に関する規定を設けて運用している。

※ 会計規程（平成 18 年規程第 1 号）

（期間の定めのない契約及び複数年契約）

第 14 条 理事長は、電気、ガス若しくは水の供給を受け、又は電気通信役務の提供を受ける契約に限り、期間の定めのない契約を締結することができる。

2 理事長は、次の各号に掲げる契約に限り、契約期間が 1 年を超える契約を締結することができる。この場合において、契約の期間は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不動産の賃貸借契約 3年以内
- (2) 工具、器具、備品若しくはソフトウェアの賃貸借契約又はこれらの保守契約 7年以内
- (3) その他1年を超える契約期間とすることが合理的と認められる契約 3年以内

6 契約事務に係る執行体制について

契約に関しては、会計規程及び契約事務取扱細則に従って事務処理を行っている。具体的には、契約に当たり、一般競争入札によることを原則とし、事務担当者が一般競争入札手続に関する決裁を起案し、財務課内の決裁を経た上、金額に応じて総務部長以上の決裁を仰ぐこととして、その適正性を担保している。また、性質的に随意契約とならざるを得ないもの又はいわゆる少額随意契約によるものについては、事務担当者において、必要性、妥当性及び相当性を判断した上、金額に応じて同様に決裁を仰ぐものとしている。

※ 文書決裁規程（平成18年規程第6号）別表に基づき、予定価格が50万円未満の契約は財務課長、50万円以上300万円未満のものは総務部長、300万円以上1,000万円未満のものは事務局長、1,000万円以上のものは理事長決裁となっている。

平成26年度

業務実績報告書
(資 料)

日本司法支援センター

【資料1】 日本司法支援センター（法テラス）全国事務所所在地等一覧

平成27年6月1日現在

	事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
1	本部	164-8721	中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F	0503383-5333	03-5334-7090
	裁判員裁判弁護技術研究室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	0503383-0062	03-3353-7057
	常勤弁護士業務支援室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	0503383-0062	03-3353-7057
2	東京地方事務所	160-0023	新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F	0503383-5300	03-6911-0150
	霞が関分室	100-0013	千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館3F	0503383-5330	03-3502-6856
3	上野出張所	110-0005	台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン日本興亜上野共同ビル6F	0503383-5320	03-3835-2369
4	池袋出張所	170-0013	豊島区東池袋1-35-3 池袋センタービル6F	0503383-5321	03-3590-3334
5	多摩支部	190-0012	立川市曙町2-8-18 東京建物ファースト立川ビル5F	0503383-5327	042-527-3051
6	多摩支部八王子出張所	192-0046	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F	0503383-5310	042-656-3201
7	神奈川地方事務所	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360	045-662-9356
8	川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10F	0503383-5366	044-246-0406
9	小田原支部	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370	0465-24-7402
10	埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375	048-838-7230
11	川越支部	350-1123	川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0503383-5377	049-242-5321
12	熊谷地域事務所	360-0037	熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F	0503383-5380	048-522-8260
13	秩父地域事務所	368-0041	秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	0503383-0023	0494-25-1962
14	千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2F	0503383-5381	043-225-9206
15	松戸支部	271-0092	松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0503383-5388	047-366-6575
16	茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390	029-231-1731
17	下妻地域事務所	304-0063	下妻市小野子町1-66 JA常総ひかり県西会館1F	0503383-5393	0296-44-8461
18	牛久地域事務所	300-1234	牛久市中央5-20-11 牛久駅前ビル4F	0503383-0511	029-873-6946
19	栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F	0503383-5395	028-622-0987
20	群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テラス5F	0503383-5399	027-232-9727
21	静岡地方事務所	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル2	0503383-5400	054-251-3677
22	沼津支部	410-0833	沼津市三園町1-11	0503383-5405	055-931-0320
23	浜松支部	430-0929	浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0503383-5410	053-451-1722
24	下田地域事務所	415-0035	下田市東本郷1-1-10 パールビル3F	0503383-0024	0558-27-1167
25	山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F	0503383-5411	055-232-7540
26	長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F	0503383-5415	026-226-7675
27	松本地域事務所	390-0873	長野県松本市丸の内8-3 丸の内ビル3階	0503383-5417	0263-36-3351
28	新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0503383-5420	025-225-6171
29	佐渡地域事務所	952-1314	佐渡市河原田本町394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター2F	0503383-5422	0259-52-2675
30	大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0503383-5425	06-6367-1156
31	堺出張所	590-0075	堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル6F	0503383-5430	072-232-8547
32	京都地方事務所	604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F	0503383-5433	075-231-4355
33	福知山地域事務所	620-0054	福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F	0503383-0519	0773-23-6374
34	兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F	0503383-5440	078-362-2698
	法テラス明石市役所内窓口	673-8686	明石市中崎1-5-1 明石市役所本庁舎2F市民相談室内	0503383-1104	078-918-0086
35	阪神支部	660-0052	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0503383-5445	06-6411-2010
36	姫路支部	670-0947	姫路市北条1-408-5 光栄産業第2ビル	0503383-5448	079-284-2308
37	奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0503383-5450	0742-24-3213
38	南和地域事務所	638-0821	吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4F	0503383-0025	0747-52-9179
39	滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0503383-5454	077-521-9122
40	和歌山地方事務所	640-8155	和歌山市九番丁15番地 九番丁MGビル6階	0503383-5457	073-425-9201
41	愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F	0503383-5460	052-241-1065
42	三河支部	444-8515	岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F(南棟)	0503383-5465	0564-22-5308
43	三重地方事務所	514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル	0503383-5470	059-222-5096
44	岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0503383-5471	058-262-0902
45	可児地域事務所	509-0214	可児市広見5-152 サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ1F	0503383-0005	0574-61-2940
46	中津川地域事務所	508-0037	中津川市えびす町7-30 イシックス駅前ビル1F	0503383-0068	0573-66-5551
47	福井地方事務所	910-0004	福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F	0503383-5475	0776-22-0354
48	石川地方事務所	920-0911	金沢市橋場町1-8	0503383-5477	076-263-7065
49	富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0503383-5480	076-493-9450
50	魚津地域事務所	937-0067	魚津市釈迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F	0503383-0030	0765-22-2594
51	広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1・6F	0503383-5485	082-224-0023
52	山口地方事務所	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館5F	0503383-5490	083-932-8141
53	岡山地方事務所	700-0817	岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0503383-5491	086-234-8413
54	鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0503383-5495	0857-20-2298

	事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
55	倉吉地域事務所	682-0023	倉吉市山根572 サンク・ビエビル202号室	0503383-5497	0858-26-6019
56	島根地方事務所	690-0884	松江市南田町60	0503383-5500	0852-23-7802
57	浜田地域事務所	697-0022	浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F	0503383-0026	0855-22-1560
58	西郷地域事務所	685-0015	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24-9 NTT隠岐ビル1F	0503383-5326	08512-2-4750
59	福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0503383-5501	092-722-3501
60	北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0503383-5506	093-511-1571
61	佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0503383-5510	0952-28-7202
62	長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0503383-5515	095-824-6688
63	佐世保地域事務所	857-0806	佐世保市島瀬町4-19 バードハウジングビル402	0503383-5516	0956-25-5340
64	杵岐地域事務所	811-5135	杵岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3F	0503383-5517	0920-47-3585
65	五島地域事務所	853-0018	五島市池田町2-20	0503383-0516	0959-72-5968
66	対馬地域事務所	817-0013	対馬市厳原町中村606-3 おおたビル3F	0503383-0517	092-052-5032
67	平戸地域事務所	859-5114	平戸市築地町510	0503383-0468	0950-23-8286
68	雲仙地域事務所	854-0514	雲仙市小浜町北本町14番地 雲仙市小浜総合支所3F	0503383-5324	0957-74-3185
69	大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町2-1-7口	0503383-5520	097-532-6673
70	熊本地方事務所	860-0844	熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F	0503383-5522	096-352-6350
71	高森地域事務所	869-1602	阿蘇郡高森町大字高森1609-1 NTT西日本高森ビル1F	0503383-0469	0967-62-0861
72	鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島市金生町4番10号アーバンスクエア鹿児島ビル6階	0503383-5525	099-223-6146
73	鹿屋地域事務所	893-0009	鹿屋市大手町14-22 南商ビル1F	0503383-5527	0994-44-6922
74	指宿地域事務所	891-0402	指宿市十町912-7	0503383-0027	0993-24-2657
75	奄美地域事務所	894-0006	奄美市名瀬小浜町4-28 AISビルA棟1F	0503383-0028	0997-53-5076
76	徳之島地域事務所	891-7101	大島郡徳之島町亀津553番地1 徳之島合同庁舎2階	0503381-3471	0997-82-3261
77	宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0503383-5530	0985-27-2876
78	延岡地域事務所	882-0043	延岡市祇園町1-2-7 UMK祇園ビル2F	0503383-0520	0982-33-0551
79	沖縄地方事務所	900-0023	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F	0503383-5533	098-855-3220
80	宮古島地域事務所	906-0012	宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎1F	0503383-0201	0980-72-6552
81	宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0503383-5535	022-263-4558
82	南三陸出張所	986-0725	本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地	0503383-0210	0226-47-1071
83	山元出張所	989-2203	亶理郡山元町浅生原字日向13番地1	0503383-0213	0223-33-8037
84	東松島出張所	981-0503	東松島市矢本字大溜1-1	0503383-0009	0225-84-3024
85	福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0503383-5540	024-535-2939
86	会津若松地域事務所	965-0871	会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F	0503383-0521	0242-24-3903
87	二本松出張所	964-0917	二本松市本町1-60-2 旧安達地方広域行政組合自治センター1F	0503381-3803	0243-62-0251
88	ふたば出張所	979-0407	双葉郡広野町広洋台1-1-89	0503381-3805	0240-28-0061
89	山形地方事務所	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F	0503383-5544	023-633-0180
90	岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546	019-652-5516
91	宮古地域事務所	027-0076	宮古市栄町3-35 キャトル宮古5F	0503383-0518	0193-64-3519
92	大槌出張所	028-1115	岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号	0503383-1350	0193-41-1536
93	気仙出張所	022-0003	大船渡市盛町字宇津野沢9番地5	0503383-1402	0192-26-4855
94	秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0503383-5550	018-825-1211
95	鹿角地域事務所	018-5201	秋田県鹿角市花輪字下花輪50番地 鹿角市福祉保健センター2F	0503383-1416	0186-30-1320
96	青森地方事務所	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552	017-773-5021
97	八戸地域事務所	031-0086	八戸市大字八日町36 八戸第1ビル3F	0503383-0466	0178-22-5841
98	むつ地域事務所	035-0073	むつ市中央1-5-1	0503383-0067	0175-22-3695
99	札幌地方事務所	060-0061	札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F	0503383-5555	011-219-3818
100	函館地方事務所	040-0063	函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F	0503383-5560	0138-26-3520
101	江差地域事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町199-5	0503383-5563	0139-52-5039
102	八雲地域事務所	049-3106	二海郡八雲町富士見町21番地1	0503383-8366	0137-63-4633
103	旭川地方事務所	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 住友生命旭川ビル6F	0503383-5566	0166-25-2066
104	釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567	0154-42-0168
105	香川地方事務所	760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0503383-5570	087-851-3023
106	徳島地方事務所	770-0834	徳島市元町1-24 アミコビル3階	0503383-5575	088-655-2777
107	高知地方事務所	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0503383-5577	088-873-3023
108	須崎地域事務所	785-0003	須崎市新町2-3-26	0503383-5579	0889-42-2001
109	安芸地域事務所	784-0004	安芸市久世町9番20号 スマイルあき4F	0503383-0029	0887-34-8532
110	中村地域事務所	787-0014	四万十市駅前町13-15 アメニティオフィスビル1F	0503383-0467	0880-35-5488
111	愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0503383-5580	089-932-0213

【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成27年3月31日）

平成11年7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成13年6月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出
12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年6月	総合法律支援法公布
11月～12月	全国50か所に日本司法支援センター地方準備会発足
平成17年9月	法務大臣、理事長となるべき者として金平輝子を指名 日本司法支援センターロゴ・愛称「法テラス」発表
平成18年	
4月10日	日本司法支援センター設立（本部東京） 金平輝子理事長就任 理事長、役員・地方事務所長等を任命
4月28日	法務大臣、中期計画を認可
5月25日	法務大臣、業務方法書・法律事務取扱規程・国選弁護人の事務に関する契約約款を認可
10月2日	業務開始
12月14日	4月10日を「法テラスの日」とすることを決定
平成19年	
3月30日	総合法律支援法第30条第2項に規定する業務について、日本弁護士連合会、公益財団法人中国残留孤児援護基金との契約締結
10月30日	法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可
平成20年	
4月10日	寺井一弘理事長就任 理事長、役員・地方事務所長等を任命
7月31日	法務大臣、国選弁護人の事務に関する契約約款の変更を認可（算定基準関連）
11月13日	法務大臣、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可、業務方法書・法律事務取扱規程・国選付添人の事務に関する契約約款の変更を認可
平成21年	
4月2日	法務大臣、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款の変更を認可
平成22年	
2月26日	法務大臣、国選弁護人の事務に関する契約約款・国選付添人の事務に関する契約約款・国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款・中期計画の変更を認可、第2期中期目標を指示
3月25日	法務大臣、業務方法書の変更を認可
3月30日	法務大臣、第2期中期計画を認可
平成23年	
3月7日	法務大臣、国選弁護人の事務に関する契約約款・国選付添人の事務に関する契約約款・国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款・業務方法書の変更を認可
4月10日	梶谷 剛理事長就任
9月21日	法務大臣、業務方法書の変更を認可
平成24年	
3月30日	法務大臣、業務方法書・法律事務取扱規程の変更を認可
12月21日	法務大臣、業務方法書の変更を認可
平成25年	
3月27日	法務大臣、業務方法書の変更を認可

11月28日 法務大臣、業務方法書の変更を認可
平成26年
3月25日 法務大臣、業務方法書の変更を認可
3月28日 法務大臣、第3期中期計画を認可
4月10日 宮崎 誠理事長就任

平成27年
3月19日 法務大臣、業務方法書の変更を認可

【資料3】

日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画		
第3期中期目標(平成26年2月28日法務大臣指示)	第3期中期計画(平成26年3月31日認可)	平成26年度年度計画
第2 総合法律支援の充実のための措置に関する事項	I 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置	I 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置
1 業務運営の基本的姿勢	1 業務運営の基本的姿勢	1 業務運営の基本的姿勢
(1) 総論	(1) 総論	(1) 総論
<p>支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることに鑑み、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、高齢者及び障害者等に対する特別の配慮を含め、利用者からの意見、要望等を真摯に受け止め、必要に応じて業務の改善を行う。また、多様な意見を業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を各事業年度に1回以上開催し、必要に応じて業務の改善を行う。</p> <p>国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、支援センターの役職員は、常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善をしていくものとする。</p>	<p>支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行を常に心掛けるとともに、利用者からの意見、要望等を真摯に受け止め、必要に応じて業務の改善を行う。また、多様な意見を業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を各事業年度に1回以上開催し、必要に応じて業務の改善を行う。</p> <p>国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。</p>	<p>支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に努める。</p> <p>利用者からの意見、要望等を真摯に受け止め、必要に応じて業務の改善を行う。</p> <p>支援センターに寄せられた契約弁護士・司法書士に対する苦情や感謝等を「利用者からの声」として、契約弁護士・司法書士に伝え、サービスの向上につながるよう努める。</p> <p>多様な意見を今後の業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を平成26年度に2回以上開催して、必要に応じて業務の改善を行う。</p> <p>国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。</p>
(2) 東日本大震災の被災者に対する援助の充実等	(2) 東日本大震災の被災者に対する援助の充実	(2) 東日本大震災の被災者に対する援助の充実
ア 震災法律援助事業による援助の充実	ア 震災法律援助事業による援助の充実	ア 震災法律援助事業による援助の充実
<p>震災法律相談援助によって東日本大震災の被災者のニーズをどの程度満たしているのか分析した上、更なる援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討・実施する。</p>	<p>震災法律相談援助による援助の充実</p> <p>震災法律相談援助によって東日本大震災の被災者のニーズがどの程度満たされているのか分析をした上、更なる援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討・実施する。</p> <p>平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果（自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など）等を踏まえ、震災法律援助について、被災者が利用しやすい制度となるよう、巡回・出張相談、夜間・休日相談、テレビ電話相談を活用するなどし、被災者支援の充実を図る。</p>	<p>震災法律相談援助によって東日本大震災の被災者のニーズがどの程度満たされているのか分析をした上、更なる援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討・実施する。</p> <p>平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果（自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など）等を踏まえ、アウトリーチの手法等によるアクセスの拡充が求められている。そのため、巡回・出張相談（移動相談車両の活用を含む）、夜間・休日相談を組み合わせ、また、テレビ電話相談を活用するなど、被災者支援の充実を図る。</p>
イ 震災法律援助事業以外の手法による援助の充実	イ 震災法律援助事業以外の手法による援助の充実	イ 震災法律援助事業以外の手法による援助の充実
<p>東日本大震災の被災地・被災者のニーズに応じて、支援センターが持つノウハウを有効利用し、震災法律援助事業以外の手法による被災地・被災者の援助拡充を図る。</p>	<p>東日本大震災の被災地の地方公共団体と連携して、引き続き、弁護士・司法書士のほか、被災者のニーズに適した各種の専門家によるサービスを提供するなどし、被災者に対する包括的な支援の充実を図る。</p> <p>震災法律援助事業による被災者支援が行えない場合であっても、被災者のニーズに応じ、民事法律扶助業務を通じ、巡回・出張相談等の方法により、適</p>	<p>法的問題を抱えている東日本大震災の被災者を支援するため、震災特例法に基づく震災法律援助事業を適正・迅速に遂行するとともに、被災者のニーズに適した各種専門家による情報提供サービスを提供するなどのきめ細かい対応を行うよう努める。</p> <p>震災法律援助事業による被災者支援が行えない場合であっても、巡回・出張相談等の民事法律扶</p>

【資料3】

	切な被災者支援を実施する。	助の制度を活用し、積極的な支援を実施する。
(3) 高齢者・障害者等に対する援助の充実	(3) 高齢者や障がい者等に対する支援の充実	(3) 高齢者や障がい者等に対する支援の充実
<p>常勤弁護士の活動を含めた支援センターが行う司法ソーシャルワークの取組（福祉機関等との連携及び出張法律相談等のアウトリーチ的手法等を活用した高齢者・障害者に対する援助）については、司法ソーシャルワークに係る検証調査で得られたデータや地域のニーズ等の把握に基づく事業計画及び具体的目標を平成26年度中に策定した上で、効率的かつ効果的に事業を実施する。その事業計画の進捗状況や目標の達成度合いについては、毎年度、日本司法支援センター評価委員会の評価を受ける。</p>	<p>常勤弁護士等の活動を含めた支援センターが行う司法ソーシャルワークの取組については、司法ソーシャルワークに係る検証調査で得られたデータや地域のニーズ等の把握に基づく事業計画及び具体的目標を平成26年度中に策定した上で、平成27年度以降、効率的かつ効果的に実施する。</p> <p>その事業計画の進捗状況や目標の達成度合いについては、毎年度、日本司法支援センター評価委員会の評価を受ける。</p>	<p>常勤弁護士等の活動を含めた支援センターが行う司法ソーシャルワークの取組については、次年度以降、効率的かつ効果的に実施できるよう司法ソーシャルワークに係る検証調査で得られたデータや把握した地域のニーズ等に基づき、事業計画及び具体的目標を策定する。</p> <p>各地方事務所において社会福祉協議会や地域包括支援センター、地域生活定着支援センター等との連携を強化し、上記の事業計画及び具体的目標の策定の進捗状況を踏まえた司法ソーシャルワークに関する協議会等を行う。</p> <p>全国の地方事務所で、職員に対し、高齢者・障がい者疑似体験実習等を実施し、高齢者・障がい者に対する接遇スキルの向上を図るほか、既に作成している高齢者向けパンフレット、知的障がい者向けパンフレット及び視覚障がい者向けパンフレットについて、関係団体等の意見を踏まえて引き続き改善を図った上、必要に応じて関係団体等に配布する。</p>
2 組織の基盤整備等	2 組織の基盤整備等	2 組織の基盤整備等
(1) 支援センターの職員	(1) 支援センターの職員	(1) 支援センターの職員
ア 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等	ア 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等	ア 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等
<p>職員の採用及び配置等は、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする必要がある。職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。職員の配置については、配置先の業務量に応じた適正なものとする。</p> <p>その際、支援センターの有する公共性や、支援センターが多様な分野にわたる業務を行うことを考慮し、幅広い視野をもって自らの能力を活用することについての意欲を有し、支援センター本部が決定した業務に関する方針に意欲的に取り組み、国民の期待に応えることのできる人材の確保・活用を図る。</p> <p>また、職員の能力の向上等のため、能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置を行うとともに、人事交流等により、多様な経験を積むことができる人材育成の仕組みについて検討する。</p> <p>常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。</p> <p>常勤弁護士については、支援センターの主要業務である民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、総合法律支援の適切な実施が遂行できる体制となるよう、所要の</p>	<p>(ア) 職員の採用及び配置等については、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする。具体的な職員の採用及び配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点から、職員の採用及び配置等を行う。</p> <p>とりわけ、職員を新たに採用する場合には、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。</p> <p>その際、支援センターの業務の公共性・多様性に順応して、その業務に意欲的に取り組み、国民等の期待に応えることのできる人材の確保・活用を図る観点から、職員の採用及び配置等を行う。</p> <p>常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。</p> <p>(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、総合法律支援の適切な実施ができる体制となるよう、所要の数の確保に努め、必要性</p>	<p>(ア) 職員の採用及び配置等については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の業務量の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点から踏まえた真に必要なものとする。</p> <p>支援センターの業務の公共性・多様性に順応して、その業務に意欲的に取り組み、国民等の期待に応えることのできる人材の確保・活用を図る観点から職員の採用及び配置等を行う。</p> <p>常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。</p> <p>(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、既に常勤弁護士が配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が</p>

【資料3】

<p>数の確保に努め、必要性が認められる地域への配置を行う。その前提として、既に常勤弁護士が配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。</p> <p>常勤弁護士の業務との関連性にも留意しつつ、常勤弁護士が受任した事件数、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握・分析するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。</p> <p>また、常勤弁護士については、大規模災害等における機動的な法的サービスの担い手としての役割も期待されているところ、そのための態勢整備を図る。なお、被災地自治体等への法的援助については、当該災害等発生地域の弁護士会等との連携を前提とした必要最小限のものとする。</p> <p>その上で、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等をあらかじめ明確にする。</p> <p>また、コールセンターの運営に当たっては、第2期中期目標期間における情報提供件数が毎年度減少し続けていることから、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直すものとする。</p>	<p>が認められる地域に配置する。</p> <p>その前提として、既に常勤弁護士が配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。</p> <p>常勤弁護士が取り扱う事件の種類・件数等の業務量（事件の性質や関係機関との連携強化への取組状況など取扱件数が業務量に直結しない事情を含む。）、その地域での常勤弁護士の役割を踏まえ、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。</p> <p>また、常勤弁護士については、大規模災害等における機動的な法的サービスの担い手としての役割も期待されていることから、東日本大震災の被災者支援の経験を踏まえ、災害発生地域におけるより迅速・適切な被災者支援を実施できる態勢を整備する。なお、被災自治体等への法的援助については、災害発生地域の弁護士会等との連携を前提とし、真に必要なものを検討して実施する。</p> <p>その上で、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等をあらかじめ明確にする。</p> <p>そのほか、コールセンターの運営に当たっては、第2期中期目標期間における情報提供件数が毎年度減少し続けていることから、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直す。</p>	<p>担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。その上で、総合法律支援の適切な実施ができる体制となるよう、所要の数の確保に努め、関係機関等との連携協力関係の確保・強化に努め、必要と認められる地域に配置する。</p> <p>常勤弁護士が取り扱う事件の種類・件数等の業務量（事件の性質や関係機関との連携強化への取組状況など取扱件数が業務量に直結しない事情を含む。）、その地域での常勤弁護士の役割を踏まえ、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。</p> <p>常勤弁護士については、大規模災害等において機動的に法的サービスを提供できるようにするための、具体的な態勢整備の方策を検討する。なお、被災自治体等への法的援助については、災害発生地域の弁護士会等との連携を前提とし、真に必要なものを検討して実施する。</p> <p>また、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等を策定する。</p> <p>そのほか、コールセンターの運営に当たっては、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直す。</p>
<p>イ 職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上</p>	<p>イ 職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上</p>	<p>イ 職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上</p>
<p>司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な取組に適切に対応するため、職員に対し、採用年次、経験年数、担当業務の別等に応じた研修を実施し、その能力の向上を図る。</p> <p>支援センターの中核となって職務を行う人材を育成するため、能力等の高い者に対し、他機関等への研修等派遣や人事交流等によって多様な経験を積む機会を与えるよう努める。</p>	<p>以下の研修を企画・立案等するための人的・物的な態勢を整備し、支援センターにおける中長期的な人材育成プログラムを構築する。</p> <p>(ア) 司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な分野にわたる業務に対応し、利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、採用年次や経験年数に応じた各業務分野の実務能力や専門性を向上させるべく、体系的な研修を企画・立案して、計画的に実施し、その能力の向上を図る。</p> <p>(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件等への適切な対応能力の向上を図るため、研修を実施する。とりわけ、司法ソーシャルワークが必要となる事件や裁判員裁判対象事件への適切な対応が可能となるような実践的な研修を実施する。</p> <p>(ウ) 上記(ア)、(イ)の研修を実施し、能力等の高い職員については、国、地方公共団体、独立行政法人、民間企業等を含む関係機関・団体との人事交流等によって多様な経験を積み、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。</p>	<p>以下の研修を企画・立案等するための人的・物的な態勢の整備に必要な準備・検討を行う。</p> <p>(ア) 司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な分野にわたる業務に対応し、利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、採用年次や経験年数に応じた体系的な研修を企画・立案して計画的に実施し、実務能力や専門性の向上を図る。</p> <p>(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件等への適切な対応能力の向上を図ることはもとより、司法ソーシャルワークが必要となる事件や裁判員裁判対象事件への適切な対応が可能となるような実践的な研修を、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室を活用しながら随時見直し、より一層の充実を図りながら実施する。</p> <p>また、各ブロック単位での研修を充実させ、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図り、全体的な能力・技量の向上を図る。</p> <p>(ウ) 上記の研修を実施し、能力等の高い職員については、国、地方公共団体等を含む関係機関・団体との人事交流等によって多様な経験を積み、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。</p>

【資料3】

		さらに、常勤弁護士については、今後の重点課題と考えられる地方公共団体や福祉機関・団体に潜在する法的需要を把握し、これらの機関等との連携の促進を図るため、地方公共団体や社会福祉法人に派遣する外部研修を実施する。
(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保	(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保	(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保
<p>総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、民事法律扶助の受け手となる弁護士・司法書士が少ない地域、国選事件の受け手となる弁護士が少ない地域を含め、民事法律扶助事件の受任者の確保態勢、捜査・公判を通じ一貫した弁護人確保態勢等の全国的に均質な確保を図るべく、一般契約弁護士・司法書士の幅広い確保に努める。</p>	<p>民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士並びに国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会、司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するなどして各制度に対する理解を深めつつ、一般契約弁護士・司法書士の人数を前年度以上にする。</p>	<p>民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士並びに国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会、司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するとともに、説明資料を配布するなどして各制度に対する理解を深めつつ、一般契約弁護士・司法書士の人数を前年度以上にする。</p>
3 組織の適正性堅持	3 組織の適正性堅持	3 組織の適正性堅持
(1) ガバナンスの強化	(1) ガバナンスの強化	(1) ガバナンスの強化
<p>支援センターは、その業務が国民等の権利・利益に直接関わる極めて公共性・公益性の高いものであることに鑑み、本部においては、迅速かつ適切な意思決定を行うための体制の充実・強化に努め、地方事務所等においては、利用者に全国的に均質な法的サービスを提供すべく、本部が決定した業務に関する方針を迅速かつ的確に実施できるよう態勢の構築に努める。</p> <p>常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うことはもちろんであるが、支援センターの業務の性質に鑑み、本部が決定した業務に関する方針については意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。</p>	<p>本部においては、支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有することに鑑み、業務運営方針を迅速かつ適切に決定できる体制の充実・強化に努める。</p> <p>地方事務所においては、全国的に均質なサービスを提供すべく、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施できる体制の構築に努める。</p> <p>常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解して意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。</p>	<p>ア 本部においては、支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有することに鑑み、理事長の指示が支援センターの業務運営に的確に反映されるよう、次のとおり組織運営を行う。</p> <p>(ア) 執行部会を定期的開催し、決定事項については、速やかに組織内に伝達する。</p> <p>(イ) 本部方針を地方事務所適切に周知するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議、全国地方事務所事務局長会議、ブロック別協議会等を開催する。</p> <p>(ウ) 地方事務所においても、随時、執行部会議を開催することにより、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>イ 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解した上、その実現のために意欲的に業務に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。</p>
(2) 監査の充実・強化	(2) 監査の充実・強化	(2) 監査の充実・強化
<p>国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、支援センターの業務及び会計について、監事及び会計監査人による厳正な監査を実施するとともに、業務執行部門から独立した内部監査体制に基づく厳正な内部監査を充実させる。</p>	<p>国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、業務執行部門から独立した内部監査態勢の整備・強化を図るなどして、監査の充実・強化を図るとともに、監事監査、会計監査人による監査及び内部監査との連携を図る。</p>	<p>監事監査は本部ほか6地方事務所、内部監査は本部ほか50地方事務所・地域事務所等で、情報セキュリティ監査は6地方事務所、それぞれ実施するが、内部監査については、支援センターの任務を有効かつ効率的に果たすため、リスク評価に基づき、改善のための方策を提示する手法により実施する。</p> <p>内部統制の構築及び運用状況につき、会計監査人監査の指摘を踏まえ、これを監事監査及び内部監査の際に点検するとともに、情報共有の場を2回以上設けるなど、会計監査人監査との連携強化を図ることにより、監査全体を効率的、効果的に実施する。</p>
(3) コンプライアンスの強化	(3) コンプライアンスの強化	(3) コンプライアンスの強化
<p>支援センターが業務を行うに当たって法令や諸規程が遵守される体制を確立・強化するとともに、不祥事や過誤の発生を防止するための具体的措置を検討・実施する。</p>	<p>上記(2)の監査結果等を踏まえ、規程の整備・運用等の内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに、職員に対してコンプライアンス・マニュアルを用いた研修を実施するなどして、法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンス</p>	<p>各種監査結果やこれまでのコンプライアンス推進の取組等を踏まえ、規程の整備・運用等の内部統制を更に強化するための必要な措置について検討・実施し、職員に対してコンプライアンス・マニュアルを用いた研修を実施するなどして、法</p>

【資料3】

	スの一層の推進を図る。	令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。
(4) 情報セキュリティ対策	(4) 情報セキュリティ対策	(4) 情報セキュリティ対策
政府のIT総合戦略本部及び情報セキュリティ政策会議の方針に準じたセキュリティ対策を推進する。	支援センターの業務の特性及びこれまでの情報セキュリティ対策の実施状況に応じて、政府のIT総合戦略本部及び情報セキュリティ政策会議の方針に準じたセキュリティ対策を講じる。	情報セキュリティ関連規程の改定に向けた検討を進めるとともに、職員研修等を通じて情報セキュリティに関する職員の意識向上を図るなどの情報セキュリティ対策を実施する。
4 関係機関等との連携強化	4 関係機関等との連携強化	4 関係機関等との連携強化
(1) 効果的な連携方策の策定	(1) 効果的な連携方策の策定	(1) 効果的な連携方策の策定
<p>支援センター本部又は地方事務所は、支援センターの運営の参考とするための関係機関連絡協議会、地方協議会等の会議等を開催する。これら会議の構成については、支援センターの業務内容を踏まえ、公正性・中立性かつ多様性を確保する。</p> <p>会議形態を採るもののほか、各業務を実施するに当たり、窓口対応専門職員の活用を図るなどして、利用者に対する充実したサービスの提供を図るために最適な方法での関係機関等との連携の維持・強化を図る。</p>	<p>本部及び地方事務所は、関係機関・団体との連携を強化すべく関係機関連絡協議会、地方協議会等の会議を開催するに当たっては、支援センターの業務運営の公正性・中立性かつ多様性の確保の観点から、その人選を行う。</p> <p>地方事務所で開催する地方協議会等については、毎年度、年度計画において当該年度に複数回の地方協議会等を開催する地方事務所の数を定め、実施する。また、その開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数等を工夫するとともに、参加者に対して支援センターの業務内容を分かりやすく伝達するほか、参加者に対するアンケート調査を実施するなどして意見を聴取する。さらに、会議の形態を採るもののほか、窓口対応専門職員や常勤弁護士を活用するなどして、関係機関・団体との意見交換や研修等を行う。</p> <p>高齢者・障がい者等に対する法的支援に適切な対応ができるよう、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等とより密接な連携を図る。</p>	<p>ア 地方協議会の開催等</p> <p>(ア) 本部及び地方事務所は、関係機関・団体との連携を強化すべく関係機関連絡協議会、地方協議会等の会議を開催するに当たっては、支援センターの業務運営の公正性・中立性かつ多様性の確保の観点から、その人選を行う。</p> <p>(イ) 平成26年度においては、28地方事務所以上において、複数回の地方協議会等を開催するものとする。</p> <p>(ウ) 地方協議会等の開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数等を工夫するとともに、参加者に対して支援センターの業務に関する具体的情報を周知するほか、参加者に対するアンケート調査等を実施するなどして意見を聴取する。</p> <p>また、各地方事務所の取組状況のうち、参考となる事例を全国に普及させる。</p> <p>イ 関係機関等との連携強化</p> <p>(ア) 利用者に対する充実したサービスの提供を図るとともに、高齢者・障がい者等に対する法的支援に適切な対応ができるよう、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体等との意見交換や研修等を行い、連携の維持・強化を図る。</p> <p>(イ) 窓口対応専門職員や常勤弁護士を活用した関係機関等との意見交換や研修等については、司法ソーシャルワークに関する検討状況を踏まえ、席数と業務量との比較やそれぞれに求められる役割等を勘案しながらそのような意見交換や研修等の実現に向けた方策を検討する。</p> <p>(ウ) 本部において法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議等を年1回開催し、中央レベルでの連携・協力関係の維持・充実に努める。</p> <p>本部において関係機関連絡協議会を開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対して定期的に支援センターの活動実績を報告するとともに、今後の活動方針について協議し、支援センターの運営の参考とする。</p> <p>(エ) 地方公共団体その他関係機関・団体に対する業務説明や意見交換会等の回数を前年度に比して増加させるとともに、地方公共団体その他関係機関・団体が主催する各種会議に参加し、支援センターの関与の度合いを高める。</p>
(2) 連携強化のための体制構築	(2) 連携強化のための体制構築	(2) 連携強化のための態勢構築
支援センターの業務運営に当たっては、自治体又	支援センターの業務運営に当たっては、関係機関	支援センターの業務運営に当たっては、関係機

【資料3】

は福祉機関・団体等の関係機関との間の極めて密接な連携が必要とされることに鑑み、その実施を担う地方事務所の執行部に地方自治・福祉の知識・経験を有する者を起用し、そのような知識・経験を有する者を職員として採用ないし育成するなど、連携強化のための多様性のある体制の構築を行う。	との密接な連携が必要となることに鑑み、その実施を担う地方事務所の執行部への地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の起用や、そのような知識・経験を有する者の活用を図る観点からの職員の配置など、関係機関との連携強化に資する多様性のある体制の確保を図る。	関・団体との密接な連携が必要となることに鑑み、その実施を担う地方事務所の執行部への地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の起用や、そのような知識・経験を有する者の活用を図る観点からの職員の配置など、関係機関との連携強化に資する多様性のある体制の確保を図る。
5 報酬・費用の立替・算定基準	5 報酬・費用の立替・算定基準	5 報酬・費用の立替・算定基準
民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務の報酬・費用については、その立替・算定基準について多角的な視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図る。	民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務の報酬・費用については、国費支出をより適正なものとする、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、立替・算定基準について検討を行い、その結果の適切な反映を図る。	民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務の報酬・費用については、国費支出をより適正なものとする、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、立替・算定基準について検討を行うための準備を行う。
6 自然災害等に関するリスクへの対応の構築	6 自然災害等に関するリスクへの対応の構築	6 自然災害等に関するリスクへの対応の構築
支援センターは、その業務が国民等の権利・利益に直接関わる極めて公共性の高いものであること等に鑑み、自然災害等が発生した場合においても業務の継続が可能な態勢の構築を図る。	東日本大震災の発生等を踏まえ、自然災害等に関するリスクに対応するため、支援センターの業務の継続計画を策定・公表する。 また、その実効性を担保するため、地方事務所等の安全性が確保されるよう努めるとともに、業務継続に必要なバックアップシステムの構築等を行う。	自然災害等に関するリスクに対応するため、支援センターの業務継続計画策定に必要な情報収集などの準備・検討を行う。 特に業務継続計画の一部となる、情報システム運用継続計画(IT-BCP)を策定するとともに、自然災害等が発生した場合であっても継続して安定稼働できる能力を有する情報システムの構築に向けた情報収集などの準備・検討を行う。
第3 業務運営の効率化に関する事項	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
1 支援センターの業務全般に関する効率化	1 支援センターの業務全般に関する効率化	1 支援センターの業務全般に関する効率化
(1) 総論	(1) 総論	(1) 総論
支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め、以下に掲げる各業務における効率化に関する目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。	支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め、以下に掲げる各業務における効率化に関する目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。	支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め、効率化を図るため、以下に掲げる各業務における目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。
(2) 一般管理費及び事業費の効率化	(2) 一般管理費及び事業費の効率化	(2) 一般管理費及び事業費の効率化

【資料3】

<p>役職員の報酬，給与について，引き続き，国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持，柔軟な雇用形態の活用等による合理化・効率化を行う。人件費及び公租公課以外の一般管理費及び事業費について，無駄を排除するとともに，一般競争入札等の競争的手法の利用の徹底により契約手続の適正性を維持し，全体として効率化に努める。</p> <p>効率的な運営を図る観点から，集約化やアウトソーシングの活用等により，支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。</p>	<p>ア 人件費については，業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により，経費の合理化・効率化を図る。</p> <p>また，管理業務の集約化やアウトソーシングの活用等により，支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。</p> <p>イ 業務運営の効率化により，運営費交付金を充当して行う事業については，新規に追加されるもの，拡充分等は除外した上で，一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を，毎年度，前年度比3パーセント削減し，事業費（民事法律扶助事業経費（立替金債権管理事務処理費を除く。）を除く。）を，毎年度，前年度比1パーセント削減する。</p> <p>ウ 各種契約手続については，競争性，透明性及び公正性を高めるため，原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。また，少額随意契約による場合においても，複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行う。これらの取組によって，経費の節減を図る。</p>	<p>ア 人件費について，業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により，合理化・効率化を図る。</p> <p>管理業務の集約化やアウトソーシングの活用等により，支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。</p> <p>イ 支援センターの果たすべき役割が拡大する中で，司法に手が届きにくい弱い立場の人への総合法律支援を的確に実施しながらも，業務運営の効率化を図る。</p> <p>具体的には，運営費交付金を充当して行う事業については，新規に追加されるもの，拡充分等は除外した上で，以下の削減を行う。</p> <p>一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を前年度比3パーセント削減し，事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く。）を前年度比1パーセント削減する。</p> <p>ウ 各種契約手続については，競争性，透明性及び公正性を高めるため，原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。これら競争的手法を活用するに当たり，複数年契約及び一括調達の効果的活用を図るほか，特にこれまで一者応札・一者応募になっている案件については，公告期間及び履行期間の十分な確保，公告方法の検討及び仕様書の見直しを行うなど，一層の競争性の確保に努める。</p> <p>また，少額随意契約による場合においても，複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行うとともに，性質随意契約による場合においては，契約内容の妥当性及び相当性を十分精査する。これらの取組によって，経費の節減を図る。</p>
<p>(3) 事務所の業務実施体制の見直し</p>	<p>(3) 事務所の業務実施体制の見直し</p>	<p>(3) 事務所の業務実施体制の見直し</p>
<p>ア 出張所</p> <p>出張所については，取扱件数，利用者の利便性等，地域における法的ニーズの把握に努め，設置の要否や職員配置について不断の検討を行い，必要な見直しを行う。</p> <p>イ 司法過疎地域事務所</p> <p>司法過疎対策地域事務所の設置に際しては，設置基準の厳格化というこれまでの取組に加え，日本弁護士連合会が取り組んでいる司法過疎対策との連携を強化することを前提に，その設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化し，その検討過程を明らかにする。</p> <p>また，司法過疎地域事務所ごとの業務量を把握・分析し，存置の必要性や常勤弁護士の配置人数について検証の上，業務量を踏まえた必要な見直しを行うとともに，担当する事件の性質により，事件処理件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には，その存置の必要性について十分な説明責任を果たす。</p>	<p>ア 出張所</p> <p>出張所については，取扱件数等の業務量，利用者の利便性等，地域における法的ニーズの把握に努め，その設置・存置，職員の配置等の必要性について不断に検討し，必要な見直しを行う。</p> <p>イ 司法過疎地域事務所</p> <p>(ア) 司法過疎地域事務所の設置・存置等に際しては，設置基準の厳格化というこれまでの取組に加え，その設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化し，その検討過程を明らかにする。</p> <p>(イ) 司法過疎地域事務所の設置に当たっては，当該地域の法律事務取扱業務量，実働弁護士数，実働弁護士1人当たりの人口，地域の要望・支援，日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況，採算性等の要素について，効率的かつ効果的な業務運営及び支援センターの業務の補完性の観点をも踏まえ，総合勘案した上で，必要な地に設置する。</p> <p>(ウ) 司法過疎地域事務所ごとで取り扱う事件の種類・件数等の業務量を把握・分析し，上記(イ)の</p>	<p>ア 出張所</p> <p>出張所については，取扱件数等の業務量，利用者の利便性等，地域における法的ニーズの把握に努め，その設置・存置，職員の配置等の必要性について検討し，必要な見直しを行う。</p> <p>イ 司法過疎地域事務所</p> <p>(ア) 司法過疎地域事務所の設置・存置等については，設置基準の厳格化というこれまでの取組に加え，地域のニーズを踏まえた地方事務所等からの要望について，本部でその必要性について検討し，法務省，日本弁護士連合会の意見を聴取した上で，最終決定するとともに，その検討過程についても明らかにする。</p> <p>(イ) 司法過疎地域事務所の設置に当たっては，当該地域の法律事務取扱業務量，実働弁護士数，実働弁護士1人当たりの人口，地域の要望・支援，日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況，採算性等の要素について，効率的かつ効果的な業務運営及び支援センターの業務の補完性の観点をも踏まえ，総合勘案して行う。</p>

【資料3】

	要素を踏まえて存置等の必要性や常勤弁護士の配置人数について不断に検討し、必要な見直しを行い、事件の性質や関係機関との連携強化への取組など取扱件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には、その存置等の必要性について、十分な説明責任を果たす。	(ウ) 司法過疎地域事務所ごとで取り扱う事件の種類・件数等の業務量を把握・分析し、上記(イ)の要素を踏まえて存置等の必要性や常勤弁護士の配置人数について不断に検討し、必要な見直しを行う。事件の性質や関係機関との連携強化への取組など取扱件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には、その存置等の必要性について、十分な説明責任を果たす。
2 事業の効率化	2 事業の効率化	2 事業の効率化
(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）	(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）	(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）
コールセンターにおける情報提供について、業務量の変動を踏まえつつコストの検証を行い、質を維持した上で効率化できるか不断に検討する。	コールセンターにおける電話とメールによる情報提供と地方事務所における電話と面談による情報提供について、それぞれの利点や利用者のニーズを踏まえた上で、より効率的かつ効果的な情報提供を行う観点から、コールセンターと地方事務所の役割の明確化を図り、コールセンターで対応可能なものについては、地方事務所からコールセンターへの電話転送も活用しながら、コールセンターの利用の促進を図る。そのために、関係機関・団体、利用者に対してコールセンター及び地方事務所で行っている情報提供の種類・内容等について、ホームページや広報を通じて、あるいは関係機関との打合せ等の機会を利用して周知を図る。 また、コールセンターにおける情報提供について、応答率90パーセント以上を維持しつつサービスの向上に努めながら、業務量の変動を踏まえ、サービスに要したコストの構造について不断の分析・検討を行い、効率的な業務運営方法を検討・実施する。	ア 利用者において適切な窓口を選択することを可能とするため、コールセンター及び地方事務所の情報提供の種類や業務内容等について、ホームページや広報、関係機関との打合せ等を通して周知を図る。 イ 引き続き、地方事務所からコールセンターへの電話転送を行い、情報提供業務の効率的運用を図る。 ウ コールセンターにおけるオペレーターの効率的な配置をすることにより、90パーセント以上の応答率を維持し、放棄呼（入電したもののうち、受電できなかったものの件数）の減少に努める。 エ コールセンターにおいて、民事法律扶助業務の資力要件確認等の新たなサービスによる業務量の動向を勘案しながら、1コール当たりの運営経費を前年と同一の水準に維持する。
(2) 民事法律扶助業務（震災法律扶助業務を含む。）	(2) 民事法律扶助業務（震災法律扶助業務を含む。）	(2) 民事法律扶助業務（震災法律扶助業務を含む。）
審査の適正を確保しつつ、書面審査・単独審査を活用するなどの方法により、事務手続の平準化・合理化を図る。 被援助者の住居地と事件管轄地域とが極めて離れているなどの場合における常勤弁護士を活用した共同受任に積極的に取り組むなどして、事件処理の合理化・効率化を図る。	審査の適正の観点から合議制の審査を基本としつつ、簡易な案件について単独審査を行い、援助開始決定時の単独審査の率について前年度以上の増加に努める。また、審査の適性を確保しつつ、援助開始決定時に書面審査を活用したり、援助申込者からの提出書類の合理化などの取組を進める。これらの取組によって、事務手続の平準化・合理化を図る。 被援助者の住居地と事件管轄地域とが極めて離れているなどの事情がある場合に、事案に応じて、両地域あるいは近接する地域に勤務する常勤弁護士同士による共同受任に取り組むなどし、事件処理の合理化・効率化を図る。	審査の適正を損なわず合理化を行うため、簡易な案件について単独審査を行い、単独審査の率について前年度以上の増加に努める。また、審査の適正性を確保しつつ、書面審査の活用や提出書類の合理化などの取組によって、事務手続の平準化・合理化を図る。 被援助者の住居地と事件管轄地域とが遠く離れている事案等については、両地域又は近接する地域に勤務する常勤弁護士同士による共同受任を検討するなど、事件処理の合理化・効率化に努める。
(3) 国選弁護等関連業務	(3) 国選弁護等関連業務	(3) 国選弁護等関連業務
国選弁護人等の報酬算定に対する不服申立てへの対応について、本部及び地方事務所の役割を明確にしたうえで、事務を適切に分担し、事務手続の合理化・簡素化を図る。また、複数事件の包括的な委託の活用により、業務運営の効率化を図る。	国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件については、地方事務所限りで処理するなどし、本部と地方事務所の役割を明確にした上で、適切な業務を分担し、事務手続の合理化を継続して図る。 また、業務処理の効率化を図るため、複数事件の包括的な委託の契約締結に努める。	国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、引き続き、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件について、地方事務所限りで処理するなど、本部と地方事務所の適切な業務分担、事務手続の合理化の進展状況を注視しつつ、更なる見直しの必要性・相当性について検討する。 国選弁護人契約における一括契約について、弁

【資料3】

		護士に対する説明会や説明資料等を利用して周知を行い、契約数の増加に努める。
(4) 司法過疎対策業務	(4) 司法過疎対策業務	(4) 司法過疎対策業務
司法過疎地域事務所の設置だけでなく、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携し、支援センターの既存のインフラを活用するなどした司法過疎地域への弁護士誘導等の方策を検討し、その実施を図る。	司法過疎地域事務所の設置だけでなく、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携しつつ、必要に応じて、支援センターの既存インフラについて司法過疎地域事務所が設置されていない司法過疎地域で開業する弁護士等の利用を認めるなど、より効率的かつ効果的な形での司法過疎対策を検討する。	司法過疎地域事務所の設置だけでなく、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携しつつ、必要に応じて、支援センターの既存インフラの利用を認めるなど、より効率的かつ効果的な形での司法過疎地域における法律サービスの提供を検討する。
第4 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	Ⅲ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	Ⅲ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
1 情報提供業務	1 情報提供業務	1 情報提供業務
(1) 情報提供業務の質の向上	(1) 情報提供業務の質の向上	(1) 情報提供業務の質の向上
コールセンターのオペレーター等に対する覆面調査や研修の実施等によりオペレーター等の質を向上させ、利用者に最適で質の高い情報を提供して関係機関への橋渡しを行う。利用者や支援センターと連携する関係機関からの意見を適切に業務改善に活用できる仕組みを構築し、常に制度の新設、制度内容の変更や社会経済情勢の変化に応じた情報提供、各種被災者支援情報を始めとする利用者役に役立つ支援情報のフォローアップに更に配慮するなど、必要に応じて情報提供の内容や方法の改善を行う。	<p>ア オペレーター等の質の向上 情報提供窓口業務について、第三者による客観的評価を行い、その評価結果を活用して、ケーススタディー等内容をとする研修を企画し、オペレーター等に対して実施するなど、利用者に最適な情報提供を行う能力を養成し、オペレーター等の質を向上させる。</p> <p>イ 情報提供に係る外国人のニーズへの対応 コールセンター及び地方事務所において、我が国の法制度や相談窓口に関する外国人のニーズに適切に対応するため、外国語による情報提供の態勢を整備する。</p> <p>ウ FAQ等の充実と活用 常に制度の新設、制度内容の変更や社会経済情勢の変化に速やかに対応し、利用者からの意見、要望等に適切に対応するため、FAQを追加・更新する。 利用者が必要とする関係機関の詳細な情報を速やかに提供するため、関係機関と連携するなどして関係機関情報を追加・更新する。 さらに、これらの情報の活用を図るため、必要に応じて支援センターのホームページ上に公表する。</p> <p>エ 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し コールセンター利用者が迅速に民事法律扶助に基づく法律相談援助を受けられることができるよう、必要に応じて、コールセンターにおいて利用者の資力を確認し、地方事務所へスムーズな橋渡しを行う。</p> <p>オ 利用者の利便性の向上 地方事務所における情報提供の特性をいかしつつ、地方公共団体、福祉機関・団体等にアウトリーチするなどの情報提供方法等について検討する。</p> <p>カ アンケート調査の実施 ホームページ等を利用した通年のアンケート調査や、各情報提供についての利用者に対するアンケート調査を行う。これらの調査において、5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。</p>	<p>ア オペレーター等の質の向上(客観的評価の実施) 情報提供窓口の質の向上を図るため、コールセンター及び各地方事務所の情報提供窓口での対応に関する第三者による客観的評価を平成26年度中にそれぞれ1回以上実施し、業務内容や電話応対等にフィードバックして業務改善を図ることにより、窓口対応の質の向上を図る。</p> <p>イ 情報提供に係る外国人のニーズへの対応 地方事務所において、外部委託による通訳サービス業者を通じた多言語情報提供サービスを提供することにより、外国人のニーズに適切に対応する。</p> <p>ウ FAQ等の充実と活用 常に法制度の新設、制度内容の変更や社会情勢の変化に速やかに対応し、これらの法制度を紹介するFAQや新規に関係を構築した関係機関情報や変更のあった関係機関情報に係るFAQの追加・更新などデータベースの一層の拡充を図る。震災に関する法制度情報等についても、逐次更新追加を行う。 ホームページ上のFAQ公開について、現行の内容をより充実させるとともに、件数を増加させる。</p> <p>エ 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し 先行実施しているコールセンターにおける民事法律扶助資力要件確認の対象地域を拡大し、法律相談を実施している地方事務所へスムーズな橋渡しを行う。</p> <p>オ 利用者の利便性の向上 地方事務所における情報提供の特性をいかすため、地方公共団体、福祉機関・団体等にアウトリーチするなどの情報提供方法等について検討する。</p> <p>カ アンケート調査の実施 ホームページにおける通年のアンケート調査やコールセンター及び地方事務所での期間を設定した情報提供利用者に対するアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。</p>
(2) 法教育に資する情報の提供等	(2) 法教育に資する情報の提供	(2) 法教育に資する情報の提供
国民に身近な司法の実現における法教育の役割が	法教育関連事業を行っている法務省その他の関係	法教育に係る基本方針、実施計画等を盛り込ん

【資料3】

<p>大きいこと、法教育が紛争の未然防止に役立つことを考慮し、情報提供業務の一環として、関係機関と連携して地域住民等に対する法教育に取り組む。その取組に当たっては、年度計画において具体的な指標ないし事業計画を策定した上でこれを実践する。</p>	<p>機関との適切な役割分担を踏まえ、情報提供業務の一環として、それらの関係機関と十分な連携を図りながら、法的問題に関する地域住民等の対応能力を高めるべく、支援センターが取り組む基本方針、実施方法等を盛り込んだ計画を策定・実施し、法教育に資する情報の普及により一層取り組む。</p>	<p>だ計画を策定し、全国各地で社会人に向けた法教育に関する講演会及び意見交換会や常勤弁護士による地域の実情に応じた活動等を実施するなどして、法教育に資する情報の普及に一層取り組む。</p>
<p>2 民事法律扶助業務</p>	<p>2 民事法律扶助業務</p>	<p>2 民事法律扶助業務</p>
	<p>(1) 利用者の利便性の向上</p>	<p>(1) 利用者の利便性の向上</p>
<p>利用者の情報不足を解消する方策、地理的不便性を解消する方策等利用者の立場に立った運用のための具体的な措置を検討し、一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ、これを実践する。審査の適正を確保しつつ、事務処理方法の工夫等により、援助申込みから必要な援助の提供までの期間について、具体的な指標を策定した上で、迅速・適切な援助を行う。</p>	<p>ア 民事法律扶助業務に係る過年度のデータに基づく事件動向の分析その他必要な調査を行い、その結果を踏まえ、一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ、移動相談車両を用いるなどした巡回・出張相談、夜間相談やテレビ電話相談等の活用、契約弁護士・司法書士に関する情報提供の手法等の工夫など、より身近な援助の方策を検討し、実施する。</p> <p>イ 迅速な援助の提供の観点から、審査の適正を確保しつつ、代理・書類作成援助申込みから援助開始決定までの期間の短縮を図るため、標準処理期間を14日間とし、平均14日以内にその処理を行う地方事務所を全国8割以上とする。</p> <p>ウ 関係機関や利用者からの意見・要望等を適時適切に契約弁護士・司法書士に伝達するなどし、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。</p>	<p>ア 民事法律扶助業務に係る過年度のデータに基づく事件動向の分析その他必要な調査を行いながら、一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ、移動相談車両を用いるなどした巡回・出張相談、夜間相談やテレビ電話相談等を活用した援助の実施を検討する。</p> <p>また、それぞれの地方事務所で契約弁護士・司法書士に関する情報提供の手法等を工夫するなど、利用者の利便性の向上に取り組む。</p> <p>イ 8割の地方事務所において、代理・書類作成援助申込みから援助開始決定までの平均所要期間を14日以内とする。</p> <p>ウ 地方事務所においては、関係機関や利用者からの意見・要望等について、契約弁護士・司法書士へ適時適切に伝達するよう努める。</p> <p>本部においては、法制度変更等の全体に関わる事項について、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会との協議や情報提供等を通じ、適時適切に契約弁護士・司法書士への周知徹底を図る。</p>
	<p>(2) 利用者に対する適切な援助の実施</p>	<p>(2) 利用者に対する適切な援助の実施</p>
<p>また、法律相談援助において、利用者のニーズをどの程度満たしているのか分析した上で、利用者に対して援助内容・負担費用の違いを十分に説明するとともに、利用者の自律性を尊重しつつ、代理援助や書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討・実施する。</p>	<p>ア 法律相談援助において、利用者のニーズがどの程度満たされているか分析をした上で、利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等を整備し、適時に見直しを行うなど、利用者の意思を尊重しつつ、代理援助や書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討・実施する。</p> <p>イ 法律相談援助のニーズが高い分野について、当該分野の関係機関・団体との連携をより一層図り、当該分野に係るリーフレット等を配布するなどして必要な情報を的確に周知し、問題解決に代理援助・書類作成援助が必要な利用者が適切にこれらを利用できる環境の整備に努める。</p> <p>ウ 各地方事務所において、労働・DV・犯罪被害者・多重債務等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、専門相談の充実を図るとともに、適切な受任者・受託者の選任に努める。</p>	<p>ア 法律相談援助における利用者のニーズ分析を通じ、利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等の整備を開始し、代理援助・書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討する。</p> <p>イ 関係機関・団体に関連する分野に係るリーフレット等を配布するなど、関係機関・団体との連携をより一層図り、利用者がスムーズに問題解決に必要な代理援助又は書類作成援助にたどり着くことができる環境の整備に努める。</p> <p>ウ 弁護士会・司法書士会と連携・協力し、労働・DV・犯罪被害者・多重債務等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、地域の実情に応じて専門相談の実施・拡充に努める。</p>
<p>3 国選弁護等関連業務</p>	<p>3 国選弁護等関連業務</p>	<p>3 国選弁護等関連業務</p>
<p>(1) 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保</p>	<p>(1) 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保</p>	<p>(1) 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保</p>
<p>地域ごとに、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で協議の場を設けるなどして、迅速かつ確実に、国選弁護人等の選任等が行われる態勢の確保を図る。裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの時間について、具体的な指標を策定した上で、迅速・適</p>	<p>ア 迅速かつ確実に国選弁護人及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定が行われる態勢の確保を図るため、各地方事務所単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各事業年度に1回以上、定期的な協議の場を設ける。</p> <p>イ 裁判所からの国選弁護人等候補指名通知請求を</p>	<p>ア 地方事務所ごとに、国選弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢に関する裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を平成26年度に1回以上設ける。</p> <p>イ 地方事務所ごとに事業年度の当初において、</p>

【資料3】

<p>切な指名通知を行う。</p>	<p>受けてから裁判所に候補者を通知するまでの所要時間の短縮を図るため、地方事務所ごとに手続類型別の目標時間(被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等)を設定し、実施する。</p>	<p>裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間(被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等)を設定し、実施する。</p>
<p>(2) 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実</p>	<p>(2) 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実</p>	<p>(2) 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実</p>
<p>弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得て、全ての裁判員裁判対象事件で、十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われるよう、国選弁護人の選任態勢を充実強化する。</p> <p>裁判員裁判対象事件については、各地方事務所が、弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得て、裁判員裁判対象事件における刑事弁護に関する知識・経験を多くの弁護士が共有できるような国選弁護人の選任の運用の工夫に一段と努める。</p> <p>また、裁判員裁判への適切な対応を可能とするための常勤弁護士に対する実践的研修を実施し、各地域における対応態勢の強化・充実に資するよう努める。</p>	<p>弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得て、裁判員裁判対象事件について、十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われるよう、国選弁護人の選任態勢を充実強化する。その目的を達するため、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する常勤弁護士を確保し、実務に即した弁護活動についてのノウハウ等の蓄積を行うとともに、契約弁護士との連携を密接に行うほか、裁判員裁判の経験や裁判員裁判に関する研修の受講などを登載条件とする実効性ある裁判員裁判専用の国選弁護人候補者名簿の整備を全国的に行うなど、一層の選任態勢の充実に努める。国選弁護人が複数選任される際には、裁判員裁判対象事件の弁護の経験者と非経験者が選任されるなど国選弁護人選任の運用の工夫に一層努める。</p>	<p>地方事務所ごとに、裁判員裁判対象事件に対する十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われ、また、裁判員裁判対象事件における刑事弁護に関する知識や経験を多くの弁護士が共有できるように、国選弁護人選任方法の運用を工夫することなどについて、裁判所及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を平成26年度に1回以上設ける。</p> <p>常勤弁護士については、裁判員対象事件への適切な対応を可能とするため、全常勤弁護士が受講することができる裁判員裁判事例研究研修を実施するとともに、裁判員裁判の経験が少ない常勤弁護士の育成のため、裁判員裁判専門研修を実施し、各地域における対応態勢の強化・充実に努める。</p> <p>また、裁判員裁判弁護技術研究室において終了事件の報告を受け、随時研修内容の見直しを図り、より充実した研修の実施に努める。</p>
<p>(3) 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組</p>	<p>(3) 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組</p>	<p>(3) 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組</p>
<p>関係機関・団体と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判に関する知識・経験等、契約弁護士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士に対する周知を図るなどして、国選弁護等サービスの質の向上を図る。</p>	<p>弁護士会等と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判に関する知識・経験等、契約弁護士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努め、その情報を適時適切に契約弁護士に対して周知するなどし、国選弁護等サービスの質の向上を図る。</p>	<p>弁護士会等と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判等に関する情報を収集した上、これを契約弁護士に適時適切に周知するため、各地において、弁護士会の協力を得るなどして、説明会の実施や説明資料の配布等を行う。</p>
<p>4 犯罪被害者支援業務</p>	<p>4 犯罪被害者支援業務</p>	<p>4 犯罪被害者支援業務</p>
<p>(1) 犯罪被害者支援業務の質の向上</p>	<p>(1) 犯罪被害者支援業務の質の向上</p>	<p>(1) 犯罪被害者支援業務の質の向上</p>
<p>犯罪被害者等に対して的確な情報を効率的に提供するなど、犯罪被害者等に対する充実したサービスの提供を図るため、被害者支援連絡協議会の場を積極的に活用するなどして、犯罪被害者等の援助を行う団体その他の者との連携の維持・強化を図り、ニーズのくみ上げを行い、その成果を業務に反映する。</p> <p>職員の接遇による二次的被害がないよう、犯罪被害者等の心情に配慮した接遇を行うための研修を行い、職員の犯罪被害者等に対する対応能力を向上させる。</p> <p>各地方事務所において、犯罪被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する態勢整備・拡充を図る。各地方事務所は、犯罪被害者等の援助に精通している女性弁護士を複数名確保し、更なる増加に努める。</p> <p>経済的に余裕のない犯罪被害者等が、民事法律扶助制度を適切に活用して被害回復を行えるように、適切な情報提供を行い、犯罪被害者等からの民事法律扶助の援助申込みに対し、より迅速に援助を開始し、犯罪被害者等の援助に精通している弁護士の選任などを通じ、充実した支援の実施に努める。</p>	<p>ア 犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者支援連絡協議会の場を積極的に利用するなどして、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設け、犯罪被害者等やその支援に携わる者から構成される団体等との連携の維持・強化を図る。</p> <p>また、犯罪被害者等に対する情報提供に関して、できる限り効率的な業務運営を行いつつ、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者等及びその支援に携わる者の意見等からニーズをくみ上げる。</p> <p>これらの取組を踏まえ、必要に応じて業務の改善等、適切な対応を行うとともに、弁護士会等の関係機関と連携して、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士が提供するサービスの質の向上に努める。</p> <p>イ 犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者等の心情に十分に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応に努める。</p> <p>また、支援センターが提供する犯罪被害者支援の内容及び質を全国的に均質かつ一定の水準以上のものであるため、犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害</p>	<p>ア 利用者のニーズの把握と関係機関との連携</p> <p>(ア) 地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図る。</p> <p>(イ) 地方事務所ごとに、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を平成26年度に1回以上設け、聴取した意見等からニーズをくみ上げる。</p> <p>(ウ) 弁護士会等の関係機関と連携して、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関連する法制度等について、情報交換や協議する場を設け、必要に応じて支援センターの業務改善の参考にするなど、適切な対応を行う。</p> <p>イ 犯罪被害者支援に係る職員の質の向上</p> <p>(ア) 犯罪被害者支援に関して、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者等の意見を踏まえて、犯罪被害者等の心情に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応に努める。</p> <p>(イ) 犯罪被害者等に対する窓口における情報提</p>

【資料3】

	<p>害の防止のための方策等の研修を各事業年度に1回以上実施する。</p> <p>ウ 各地方事務所単位において、弁護士会等と連携して、犯罪被害者支援に精通している弁護士の確保に努める。とりわけ、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士について、複数名を確保した上で、毎年度、前年度より全国の契約者数の更なる増加に努める。このような取組を通じ、犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介する態勢の整備・拡充を図る。</p> <p>エ 経済的に困っている犯罪被害者等が民事法律扶助制度等を確実に利用できるよう、専門相談から弁護士の選任までの手続を整備するなどして、より迅速な援助開始、専門的知見を有する適切な弁護士の選任等に努める。</p>	<p>供を担当する職員に対し、二次的被害の防止のための方策等の研修を平成26年度に1回以上実施する。</p> <p>ウ 弁護士会と連携・協力し、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の複数名確保と前年度より犯罪被害者支援に精通している弁護士の人数の増加に努める。このような取組を通じ、被害者等の個々の状況に応じた必要なサービス提供ができるよう、紹介態勢の整備に努める。</p> <p>エ 経済的に余裕のない犯罪被害者が民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を確実に利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。</p>
(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施	(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施	(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施
被害者参加旅費等支給業務について、裁判所との連携を図りながら、迅速かつ適切にその業務を遂行するよう努める。	公判期日に出席する被害者参加人に対する旅費等の支給については、これを迅速に行うため、裁判所と密接な連携を図りながら、受理から支給までの目標期間(おおむね2週間以内)を定め、実施する。	被害者参加人に対する旅費等の支給について、裁判所等と密接な連携を図りながら、受理からおおむね2週間以内に支給する。
第5 財務内容の改善に関する事項	IV 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	IV 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意しつつ、厳格に行うものとした上で、以下の1ないし4の取組を行う。	毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意しつつ、厳格に行うものとした上で、以下の1から4の取組を行う。	毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意しつつ、厳格に行うものとした上で、以下の1から5の取組を行う。
1 自己収入の獲得等	1 自己収入の獲得	1 自己収入の獲得
<p>寄附金の受入れや有償事件の受任等により、自己収入の獲得・確保に努める。</p> <p>また、支援センターの業務の実施に当たっては、国と地方の役割分担の観点から踏まえつつ、地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援の獲得に努める。</p>	<p>(1) 寄附金収入</p> <p>新たな寄附の受入れ方法を検討・実施するなどして、一般人からの寄附等の寄附金の受入れ等による自己収入の獲得に努める。</p> <p>(2) 有償受任等による自己収入</p> <p>司法過疎地域に設置した事務所において、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。</p> <p>(3) 財政的支援の獲得</p> <p>地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援(例えば、事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等)の獲得に努める。</p>	<p>一般人からの寄附等の寄附金の受入れ等による自己収入の獲得を図るため、新たな寄附の受入れ方法の検討等を行う。</p> <p>司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。</p> <p>地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援(例えば、事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等)の獲得に努める。</p>
2 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収	2 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収	2 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収
回収した立替金等が将来の民事法律扶助の被援助者への立替金に充てられるという相互扶助の観点から、立替金債権等の管理・回収が民事法律扶助業務の重要な一要素であることを踏まえ、以下の(1)ないし(3)の立替金債権等の管理・回収の取組を行う。	民事法律扶助制度は、弁護士・司法書士費用を立て替える制度であり、その実施のために国費が投入されていることから、財政負担を抑制しつつ、援助を必要とする国民等に適切にサービスを提供することが極めて重要であるとともに、回収した立替金等が将来の民事法律扶助の被援助者への立替金に充てられるという相互扶助の観点から立替金債権等の適切な管理・回収が極めて重要である。そのために、これまでに実施した取組の効果を検証の上、債権管理システムの導入によって得られたデータも活用するなどし、以下の取組を行う。	民事法律扶助制度は、弁護士・司法書士費用を立て替える制度であり、その実施のために国費が投入されていることから、財政負担を抑制しつつ、援助を必要とする国民等に適切にサービスを提供することが重要であるとともに、回収した立替金等が将来の民事法律扶助の被援助者への立替金に充てられるという相互扶助の観点から、立替金債権等を適切に管理・回収することが極めて重要である。このような民事法律扶助制度の特性を踏まえ、立替金債権等の管理・回収につき、これまでに実施した取組の効果を検証の上、債権管理システムの導入によって得られたデータも活用するなどし、以下の取組を行う。

【資料3】

<p>(1) 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫</p>	<p>(1) 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫</p>	<p>(1) 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫</p>
<p>債権管理システムの導入によって得られたデータを活用し、関係部課が十分に連携するなどして、民事法律扶助の被援助者の属性や立替金等の償還状況を分析し、その償還の滞納の理由・事情に応じた効率的かつ効果的な立替金等債権の管理・回収の取組を実施する。</p>	<p>次の①から⑦の取組により、償還を要すべき者からの立替金債権等の回収に最大限努力して償還額の増加を図りつつ、他方で、事件の解決により財産的な利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者に係る立替金等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討することによって債権管理コストの削減を図るなど、効率的で効果的な管理・回収を図る。</p> <p>① 集中的に立替金債権等の管理・回収を行うための態勢を整備する。</p> <p>② 償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所をいかした全国一律の督促方針を立てて実施する。その実施に当たっては、年度ごと、地方事務所ごとに立替金債権等の管理・回収計画を策定し、毎年度、その管理・回収状況について検証した上、不断に必要な見直しを行う。</p> <p>③ 援助開始時や償還開始時等における償還制度の説明を更に徹底するなどし、被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。</p> <p>④ 自動払込方法の多様化を図る。</p> <p>⑤ 電話による督促を含め、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額の調整を行い、継続的な償還を図る。</p> <p>⑥ コンビニエンスストアを利用した償還方法を整備するなどして、初期滞納の段階での回収の改善を図る。</p> <p>⑦ 裁判所への支払督促の申立ての活用を図る。</p>	<p>次の①から⑦の取組により、償還を要すべき者から立替金債権等の回収に最大限努力して償還額の増加を図りつつ、他方で、事件の解決により財産的な利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者に係る立替金等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討することによって債権管理コストの削減に努めるなど、効率的で効果的な管理・回収を図る。</p> <p>① 集中的に立替金債権等の管理・回収を行うための態勢を整備し、効率的で効果的な督促等を行う。</p> <p>② 償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所をいかした全国一律の督促方針を立てて実施する。その実施に当たっては、地方事務所ごとに立替金債権等の管理・回収計画を策定し、その管理・回収状況について検証した上、不断に必要な見直しを行う。</p> <p>③ 援助開始時や償還開始時等において、償還制度や償還方法の説明を更に徹底するなどし、被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。</p> <p>④ 自動払込方法の多様化に向けて検討し、準備が整い次第その運用を開始する。</p> <p>⑤ 電話や手紙による督促等によって、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額の調整を行い、継続的な償還を図る。</p> <p>⑥ コンビニエンスストアを利用した償還方法の整備や督促方法の工夫等を行うことにより、初期滞納の段階での回収の改善を図る。</p> <p>⑦ 長期滞納者等に対しては、裁判所への支払督促の申立てを行う。</p>
<p>(2) 償還率の向上</p>	<p>(2) 償還率の向上</p>	<p>(2) 償還率の向上</p>
<p>立替金債権等の管理・回収についての取組が適切に反映され、回収見込みのある債権について、効率的かつ効果的に管理・回収が行われたかが検証可能な指標として償還率を定義付けた上、その償還率の向上を図る。</p>	<p>回収見込みのある債権について、効率的かつ効果的に回収が行われたかについての検証が可能な指標として償還率(当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合)を設定し、上記(1)の取組によって、前年度以上の向上に努める。</p>	<p>回収見込みのある債権について、効率的かつ効果的に回収が行われたかについての検証が可能な指標として償還率(当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合)を設定し、上記(1)の取組によって、その向上に努める。</p>
<p>(3) 立替金債権等の管理・回収状況の開示</p>	<p>(3) 立替金債権等の管理・回収状況の開示</p>	<p>(3) 立替金債権等の管理・回収状況の開示</p>
<p>発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況(実績等)や立替金債権等の償還総額等に関する情報・データを業務実績報告書で開示する。</p>	<p>発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況、立替金債権等の償還総額等の基本的なデータについて、業務実績報告書で明らかにする。</p>	<p>発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況、立替金債権、立替金債権等の償還総額等の基本的なデータについて、平成26年度業務実績報告書で明らかにする。</p>
<p>3 立替金等の悪質な償還滞納者等への対応の構築</p>	<p>3 立替金等の悪質な償還滞納者等への対応の構築</p>	<p>3 立替金等の悪質な償還滞納者等への対応の構築</p>
<p>地方事務所ごとに立替金等の悪質な償還滞納者等への対応が異なることがないように、本部において統一的な対応方針を策定し、各地方事務所へ周知・徹底を図るとともに、必要に応じて公表する。</p>	<p>正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対しては、契約を解除したり、再度の援助申込みについて援助不開始決定をするなど、本部において統一的な対応方針を策定する。その対応方針については、各地方事務所への周知を図るとともに、必要に応じて公表する。</p>	<p>正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対し、契約を解除したり、再度の援助申込みについて援助不開始決定をしたりするための統一的な対応方針策定に向け、本部での検討作業に着手する。</p>
<p></p>	<p></p>	<p>4 委託援助業務</p>
<p></p>	<p></p>	<p>日本弁護士連合会及び公益財団法人中国残留孤児援護基金と連携し、各援助業務が全国でより多く利用されるよう、制度の広報を行うとともに、</p>

【資料3】

		適切に援助決定を行う。 (1) 日本弁護士連合会委託援助業務 日本弁護士連合会からの委託を受け、総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う。 (2) 中国残留孤児援護基金委託援助業務 公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供する。
4 財務内容の公表	4 財務内容の公表	5 財務内容の公表
財務内容の一層の透明性を確保する観点から、セグメント情報等の決算情報の公表の充実を図る。	財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、支援センターの各事業のセグメント情報を事業報告書に記載する等、より分かりやすい形で決算情報の公表を行う。	財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、財務諸表及び業務実績報告書のデータと関連付けたセグメント情報（業務別の財務情報）を事業報告書に記載する等、より分かりやすい形で決算情報の公表を行う。
	4 予算、収支計画及び資金計画	6 予算、収支計画及び資金計画
	別紙のとおり	別紙のとおり
	V 短期借入金の限度額	V 短期借入金の限度額
	短期借入金の限度額は35億円とする。 この短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入りに時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。	短期借入金の限度額は35億円とする。 この短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入りに時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。
	VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画	VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画
	なし。	なし。
	VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
	なし。	なし。
	VIII 剰余金の使途	VIII 剰余金の使途
	剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。	剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。
第6 その他業務運営に関する重要事項	IX その他法務省令で定める業務運営に関する事項	IX その他法務省令で定める業務運営に関する事項
1 認知度の向上に向けた取組の充実	1 認知度の向上に向けた取組の充実	1 認知度の向上に向けた取組の充実
支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの存在・役割を認知できるよう、窓口対応専門職員を活用するなどして地方公共団体等との連携を図りつつ、効率的かつ効果的に支援センターの認知度を高める。	(1) 広報計画の策定等 基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を各年度策定し、効率的かつ効果的な広報活動に取り組む。 また、広報活動に要した費用及びその効果について、アンケート調査結果等を参考にして事後に分析し、翌年度の広報計画に反映させる。 (2) 効果の高い広報活動の実施 認知経路として上位を占めるテレビ広告、ホームページ等に加え、プレスリリース・記者説明会を機動的に開催する。また、情報伝達手段の多様化など社会の変化も踏まえ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等のメディア媒体を広報媒体として活用する。これらの取組によって、効果の高い広報活動を実施する。 (3) 関係機関との連携を通じた広報活動の実施 支援センターが提供する法的サービスを必要	(1) 広報計画の策定等 基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を各年度策定し、効率的かつ効果的な広報活動に取り組む。 また、広報活動に要した費用及びその効果について、アンケート調査結果等を参考にして事後に分析し、翌年度の広報計画に反映させる。 (2) 効果の高い広報活動の実施 テレビ広告、インターネット広告、ホームページ等様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、本部・地方事務所において、積極的に記者説明会（プレスリリース）を開催する。 また、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等の新しいメディア媒体を広報媒体として活用する。これらの取組によって、効果の高い広報活動を実施する。

【資料3】

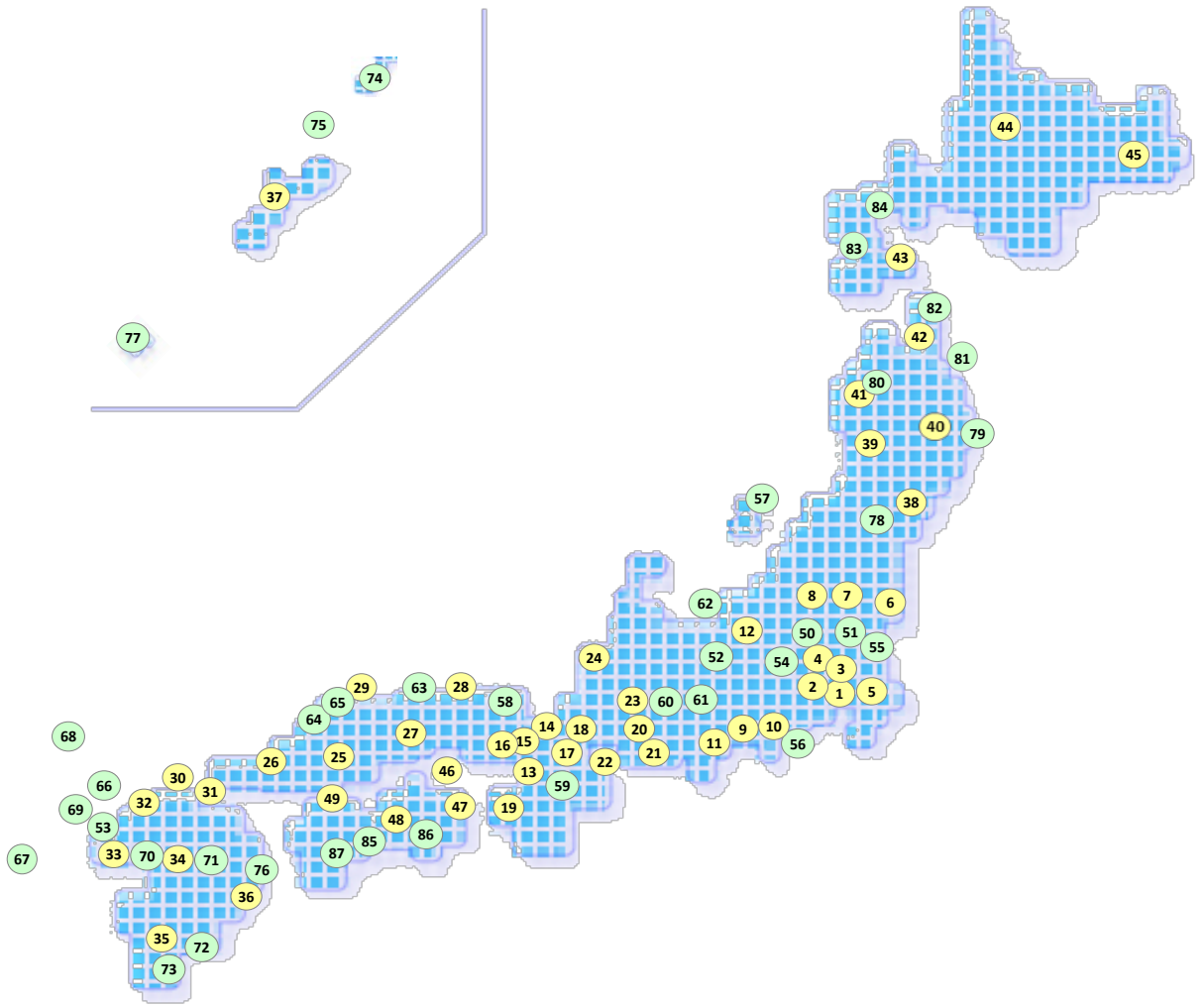
	<p>とする者が支援センターの存在や役割を認知できるよう、省庁、地方公共団体、福祉機関・団体等に対して支援センターの業務内容等を的確に伝え、認識を深めてもらうことにより、これら関係機関と連携した効果的な広報活動に努める。</p> <p>(4) 認知度の向上</p> <p>支援センターがより多くの市民に利用され頼りにされる存在となるよう、上記(1)から(3)の方法により、支援センターの認知度を前年度以上に向上させるよう努める。</p>	<p>(3) 関係機関との連携を通じた広報活動の実施</p> <p>支援センターが提供する法的サービスを必要とする者をより法テラスに結び付けるため、関係機関・団体との連携を通じた周知活動をより効果的に実施する。</p> <p>(4) 認知度の向上</p> <p>認知度調査を実施し、平成26年度に実施した広報効果を適切に検証する。</p> <p>また、支援センターがより多くの市民に利用され頼りにされる存在となるよう、上記(1)から(3)の方法により、支援センターの認知度を前年度以上に向上させるよう努める。</p>
<p>2 業務運営の体制維持</p>	<p>2 施設・設備、人事に関する計画</p>	<p>2 施設・設備、人事に関する計画</p>
<p>利用者のニーズに機動的かつ柔軟に対応し、かつ、効率的で効果的な業務運営のために必要な人的・物的体制の維持を図る。</p>	<p>既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。</p> <p>また、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づく的確な人事配置に取り組む。</p>	<p>既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。</p> <p>また、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づく的確な人事配置に取り組む。</p>

【資料4】常勤弁護士配置・採用実績等一覧

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
常勤弁護士数	24	96	151	200	217	220	239	246	252
うち赴任中	24	57	100	149	182	189	188	201	218
うち養成中	0	39	51	51	35	31	51	45	34
対前年度増加分	24	73	59	66	42	39	63	53	37
対前年度減少分	0	1	4	17	25	36	44	46	31

※ 数値はいずれも年度末時点のものである。

※ 平成24年度及び平成25年度の数値に誤りがあったため、修正した。



地方事務所(42か所)・支部(7か所)					
1	東京地方事務所	25	26	山口地方事務所	5
2	東京地方事務所多摩支部	6	27	岡山地方事務所	1
3	埼玉地方事務所	10	28	鳥取地方事務所	1
4	埼玉地方事務所川越支部	4	29	島根地方事務所	2
5	千葉地方事務所	10	30	福岡地方事務所	5
6	茨城地方事務所	3	31	福岡地方事務所北九州支部	3
7	栃木地方事務所	1	32	佐賀地方事務所	1
8	群馬地方事務所	2	33	長崎地方事務所	2
9	静岡地方事務所	5	34	熊本地方事務所	3
10	静岡地方事務所沼津支部	4	35	鹿児島地方事務所	1
11	静岡地方事務所浜松支部	3	36	宮崎地方事務所	2
12	長野地方事務所	1	37	沖縄地方事務所	4
13	大阪地方事務所	12	38	福島地方事務所	3
14	京都地方事務所	3	39	山形地方事務所	1
15	兵庫地方事務所	3	40	岩手地方事務所	1
16	兵庫地方事務所阪神支部	3	41	秋田地方事務所	2
17	奈良地方事務所	4	42	青森地方事務所	3
18	滋賀地方事務所	5	43	函館地方事務所	2
19	和歌山地方事務所	2	44	旭川地方事務所	1
20	愛知地方事務所	2	45	釧路地方事務所	2
21	愛知地方事務所三河支部	4	46	香川地方事務所	5
22	三重地方事務所	3	47	徳島地方事務所	1
23	岐阜地方事務所	4	48	高知地方事務所	2
24	福井地方事務所	1	49	愛媛地方事務所	3
25	広島地方事務所	4			

地域事務所(38か所)					
50	熊谷地域事務所	3	69	平戸地域事務所	1
51	下妻地域事務所	2	70	雲仙地域事務所	1
52	松本地域事務所	1	71	高森地域事務所	1
53	佐世保地域事務所	2	72	鹿屋地域事務所	1
54	秩父地域事務所	3	73	指宿地域事務所	1
55	牛久地域事務所	2	74	奄美地域事務所	1
56	下田地域事務所	2	75	徳之島地域事務所	1
57	佐渡地域事務所	2	76	延岡地域事務所	1
58	福知山地域事務所	1	77	宮古島地域事務所	2
59	南和地域事務所	2	78	会津若松地域事務所	1
60	可児地域事務所	3	79	宮古地域事務所	1
61	中津川地域事務所	1	80	鹿角地域事務所	1
62	魚津地域事務所	3	81	八戸地域事務所	2
63	倉吉地域事務所	1	82	むつ地域事務所	2
64	浜田地域事務所	2	83	江差地域事務所	2
65	西郷地域事務所	1	84	八雲地域事務所	3
66	杵岐地域事務所	1	85	須崎地域事務所	2
67	五島地域事務所	2	86	安芸地域事務所	2
68	対馬地域事務所	1	87	中村地域事務所	1

※熊谷、下妻、松本、佐世保地域事務所については扶助・国選対応地域事務所である。

■ : 増員配置
■ : 新たな配置

法テラス運営理念

使 命

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

心がまえ

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

行動指針

1. 私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。
1. 私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていける社会づくりに貢献します。
1. 私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組みます。
1. 私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。
1. 私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

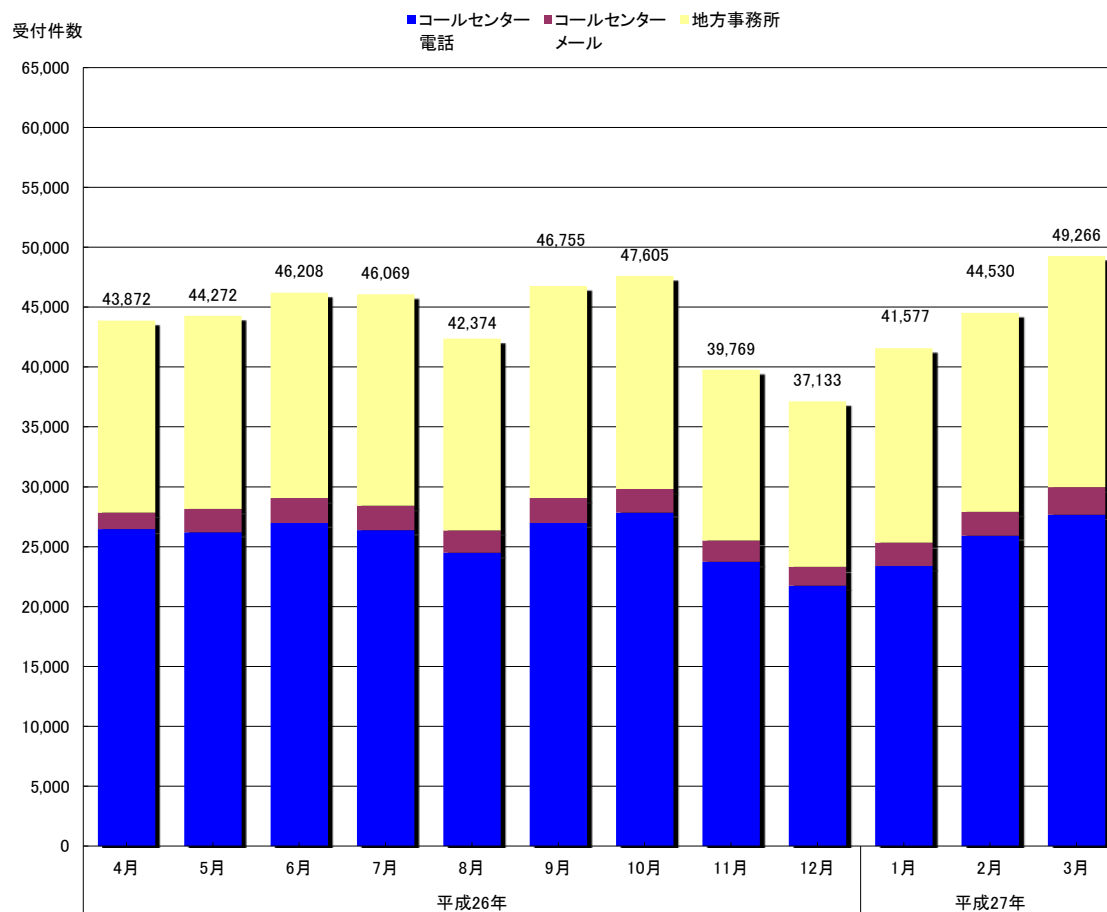
日本司法支援センター業務実績

【資料7】日本司法支援センター業務実績

業 務	平成18年度 (10月～3月)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
情報提供業務									
コールセンター問合せ件数	287,897 件	401,841 件	370,124 件	339,334 件	327,759 件	313,488 件	330,738 件	313,488 件	330,738 件
地方事務所問合せ件数	188,661 件	247,172 件	234,614 件	198,963 件	210,432 件	209,093 件	198,692 件	209,093 件	198,692 件
民事法律扶助業務・震災法律援助業務 ※平成24年度、平成25年度及び平成26年度件数の括弧書きは、震災法律援助件数を内数で記載している。									
法律相談援助件数	64,837 件	147,430 件	179,546 件	237,306 件	256,719 件	280,389 件	314,535 件 (42,981件)	322,012 件 (48,418件)	333,911 件 (51,542件)
代理援助件数 ※ 当期開始決定分	32,768 件	68,910 件	80,442 件	101,222 件	110,217 件	103,751 件	107,718 件 (2,699件)	106,756 件 (2,267件)	105,016 件 (1,802件)
書類作成援助件数 ※ 当期開始決定分	2,024 件	4,197 件	5,101 件	6,769 件	7,366 件	6,164 件	5,449 件 (8件)	4,633 件 (13件)	3,991 件 (9件)
契約弁護士数	8,523 人 平成19年3月現在	10,318 人 平成20年3月現在	11,802 人 平成21年3月現在	13,401 人 平成22年3月現在	15,037 人 平成23年3月現在	16,570 人 平成24年3月現在	17,863 人 平成25年3月現在	19,159 人 平成26年3月現在	20,176 人 平成27年3月現在
契約司法書士数	3,463 人 平成19年3月現在	4,174 人 平成20年3月現在	4,670 人 平成21年3月現在	5,090 人 平成22年3月現在	5,617 人 平成23年3月現在	6,065 人 平成24年3月現在	6,355 人 平成25年3月現在	6,714 人 平成26年3月現在	6,897 人 平成27年3月現在
国選弁護等関連業務									
被疑者国選弁護事件受理件数 ※ 平成21年5月21日から被疑者国選弁護事件の範囲拡大	3,436 件	6,775 件	7,415 件	61,857 件	70,917 件	73,209 件	73,664 件	72,118件	70,939件
被告人国選弁護事件受理件数	37,717 件	71,305 件	69,756 件	74,658 件	69,634 件	67,374 件	63,695 件	60,269件	59,816件
国選付添事件受理件数	—	210 件 ※平成19年11月～	533 件	552 件	423 件	469 件	419 件	445件	2955件
国選弁護人契約弁護士数	8,427 人 平成18年10月現在	11,229 人 平成19年10月現在	13,768 人 平成20年10月現在	15,905 人 平成21年10月現在	19,566 人 平成23年4月現在	21,259 人 平成24年4月現在	22,550 人 平成25年4月現在	24,055人 平成26年4月現在	25,218人 平成27年4月現在
国選付添人契約弁護士数	—	654 人 平成19年11月現在	3,339 人 平成20年10月現在	4,778 人 平成21年10月現在	6,564 人 平成23年4月現在	7,701 人 平成24年4月現在	8,703 人 平成25年4月現在	9,637人 平成26年4月現在	12,512人 平成27年4月現在
犯罪被害者支援業務									
犯罪被害者支援ダイヤル受電件数	3,679 件	6,296 件	8,541 件	10,429 件	10,482 件	9,780 件	11,048 件	11,321 件	13,137 件
地方事務所受付件数	715 件	8,301 件	11,403 件	15,616 件	14,089 件	13,096 件	15,582 件	14,081 件	12,695 件
精通弁護士紹介件数	97 件	590 件	696 件	898 件	929 件	877 件	1,013 件	1,330 件	1,491 件
国選被害者参加弁護士選定請求件数	—	—	29 件 ※平成20年12月～	204 件	231 件	282 件	302 件	383 件	451 件
被害者参加弁護士契約弁護士数	—	—	29.3 人 ※平成21年4月現在	844 人 平成22年4月現在	2,219 人 平成23年4月現在	2,476 人 平成24年4月現在	3,014 人 平成25年4月現在	3,335 人 平成26年4月現在	3,700 人 平成27年4月現在
受託業務									
申込受付件数	—	7,194 件 ※平成19年10月～	18,816 件	18,164 件	17,587 件	19,826 件	23,160件	25,313 件	24,096 件
認知度									
認知度	—	22.6 % 平成20年2月調査	24.3 % 平成21年2月調査	37.3 % 平成22年2月調査	38.7 % 平成23年1月調査	42.1 % 平成23年12月調査	42.4 % 平成24年12月調査	47.3 % 平成26年1月調査	55.8 %

【資料8】平成26年度情報提供件数の推移

区 分	平成26年										平成27年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
コールセンター 電話	26,460	26,193	26,978	26,385	24,484	26,969	27,851	23,733	21,750	23,383	25,912	27,658	307,756	
コールセンター メール	1,372	1,961	2,080	2,044	1,883	2,085	1,964	1,778	1,560	1,948	2,001	2,306	22,982	
地方事務所	16,040	16,118	17,150	17,640	16,007	17,701	17,790	14,258	13,823	16,246	16,617	19,302	198,692	
合計	43,872	44,272	46,208	46,069	42,374	46,755	47,605	39,769	37,133	41,577	44,530	49,266	529,430	



【資料9】援助申込状況（民事法律扶助）

地方 事務所	法律相談件 数	援助開始 決定件数	援助不開始決定件数			
			不開始決定 件数合計	資力超過 件数	勝訴見込無	その他
東京	38,433	15,598	369	218	73	78
神奈川	16,345	6,889	105	51	26	28
埼玉	11,477	4,504	21	11	2	8
千葉	10,113	3,550	48	30	8	10
茨城	1,844	1,397	19	17	2	0
栃木	2,073	1,156	13	4	3	6
群馬	2,660	1,285	19	7	3	9
静岡	6,586	1,985	15	2	2	11
山梨	2,814	560	1	0	0	1
長野	3,681	1,321	7	6	0	1
新潟	4,386	1,547	9	2	0	7
大阪	23,854	10,409	51	7	23	21
京都	6,801	2,472	54	12	8	34
兵庫	12,466	4,576	24	5	10	9
奈良	3,717	1,353	23	5	10	8
滋賀	3,064	998	12	4	4	4
和歌山	2,017	786	13	3	4	6
愛知	9,012	3,815	19	8	6	5
三重	2,951	963	4	2	1	1
岐阜	3,097	834	11	1	9	1
福井	1,524	556	8	0	7	1
石川	2,481	1,131	9	4	2	3
富山	1,682	504	0	0	0	0
広島	7,534	2,168	6	0	2	4
山口	3,170	888	5	1	2	2
岡山	3,097	1,293	72	29	4	39
鳥取	2,095	719	4	1	3	0
島根	2,058	494	3	2	1	0
福岡	14,680	6,222	54	6	9	39
佐賀	2,950	879	4	3	0	1
長崎	4,890	1,137	18	10	1	7
大分	4,017	1,084	12	3	6	3
熊本	5,577	1,772	23	19	3	1
鹿児島	5,408	1,607	8	0	2	6
宮崎	5,258	1,544	17	5	1	11
沖縄	5,948	1,390	9	0	2	7
宮城	2,433	2,575	12	3	7	2
福島	928	871	10	7	2	1
山形	2,585	912	4	4	0	0
岩手	1,069	1,199	13	7	1	5
秋田	3,373	895	13	5	5	3
青森	4,480	1,238	1	0	1	0
札幌	11,380	5,007	86	9	8	69
函館	2,437	804	3	1	2	0
旭川	2,482	938	5	4	1	0
釧路	3,311	1,149	10	6	1	3
香川	1,860	441	17	5	6	6
徳島	2,003	558	2	0	0	2
高知	2,171	599	3	1	0	2
愛媛	2,097	624	15	9	3	3
全国合計	282,369	107,196	1,283	539	276	468

【資料10】援助申込状況(震災法律援助)

地方事務所	法律相談件数	援助開始決定件数	援助不開始決定件数			
			不開始決定件数合計	資力超過件数	勝訴見込無	その他
東京	64	24	0	0	0	0
神奈川	4	1	0	0	0	0
埼玉	12	6	0	0	0	0
千葉	332	1	0	0	0	0
茨城	6,711	10	0	0	0	0
栃木	2,519	3	0	0	0	0
群馬	4	1	0	0	0	0
静岡	2	1	0	0	0	0
山梨	4	1	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0
新潟	299	329	0	0	0	0
大阪	1	0	0	0	0	0
京都	3	0	0	0	0	0
兵庫	2	5	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0
和歌山	1	1	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0
三重	0	1	0	0	0	0
岐阜	2	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0
広島	5	7	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0
鳥取	2	1	0	0	0	0
島根	2	0	0	0	0	0
福岡	3	19	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0
大分	4	12	0	0	0	0
熊本	2	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0
沖縄	8	2	0	0	0	0
宮城	20,636	115	0	0	0	0
福島	11,237	284	0	0	0	0
山形	234	957	0	0	0	0
岩手	9,299	27	5	0	0	5
秋田	1	0	0	0	0	0
青森	148	3	0	0	0	0
札幌	0	0	0	0	0	0
函館	0	0	0	0	0	0
旭川	0	0	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0
高知	1	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0
全国合計	51,542	1,811	5	0	0	5

【資料11】 援助決定件数等状況(民事法律扶助)

地方 事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東京	26,829	15,455	15,635	26,649	341	143	176	308
神奈川	9,796	6,707	6,400	10,103	265	182	199	248
埼玉	6,038	4,353	4,822	5,569	266	151	197	220
千葉	4,219	3,475	3,227	4,467	112	75	112	75
茨城	1,988	1,378	1,798	1,568	22	19	22	19
栃木	1,347	1,129	1,225	1,251	29	27	35	21
群馬	1,599	1,225	1,301	1,523	70	60	64	66
静岡	3,084	1,850	2,164	2,770	222	135	162	195
山梨	642	552	570	624	15	8	16	7
長野	1,237	1,228	1,066	1,399	82	93	85	90
新潟	1,852	1,488	1,716	1,624	78	59	76	61
大阪	12,685	9,926	9,853	12,758	452	483	456	479
京都	3,000	2,347	2,475	2,872	111	125	128	108
兵庫	5,595	4,205	4,479	5,321	479	371	435	415
奈良	1,454	1,326	1,376	1,404	46	27	33	40
滋賀	950	953	858	1,045	49	45	36	58
和歌山	921	746	688	979	42	40	44	38
愛知	4,403	3,701	3,386	4,718	113	114	110	117
三重	740	871	752	859	65	92	106	51
岐阜	807	819	903	723	35	15	25	25
福井	585	548	506	627	11	8	16	3
石川	1,052	1,105	1,052	1,105	22	26	21	27
富山	518	478	501	495	46	26	34	38
広島	2,340	2,078	2,016	2,402	96	90	98	88
山口	763	858	816	805	41	30	42	29
岡山	1,118	1,211	1,146	1,183	39	82	59	62
鳥取	661	708	650	719	37	11	31	17
島根	472	485	446	511	2	9	4	7
福岡	7,212	5,839	6,041	7,010	517	383	434	466
佐賀	870	847	687	1,030	54	32	42	44
長崎	1,389	1,084	1,012	1,461	48	53	43	58
大分	882	1,066	996	952	12	18	12	18
熊本	2,144	1,692	1,664	2,172	145	80	101	124
鹿児島	1,483	1,484	1,447	1,520	122	123	138	107
宮崎	2,106	1,522	1,657	1,971	82	22	33	71
沖縄	1,437	1,220	1,182	1,475	205	170	225	150
宮城	3,108	2,554	2,415	3,247	30	21	21	30
福島	952	843	789	1,006	35	28	18	45
山形	913	892	891	914	14	20	24	10
岩手	1,159	1,144	1,081	1,222	28	55	45	38
秋田	747	862	801	808	31	33	36	28
青森	1,155	1,208	1,201	1,162	52	30	51	31
札幌	4,621	4,888	4,662	4,847	137	119	132	124
函館	542	797	771	568	14	7	12	9
旭川	905	921	896	930	29	17	24	22
釧路	1,014	1,142	1,127	1,029	15	7	13	9
香川	371	433	406	398	12	8	8	12
徳島	530	544	556	518	16	14	12	18
高知	449	450	445	454	101	149	142	108
愛媛	639	577	515	701	30	47	49	28
全国合計	131,323	103,214	103,069	131,468	4,917	3,982	4,437	4,462

【資料12】 援助決定件数等状況（震災法律援助）

地方 事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東京	1,536	24	1,136	424	0	0	0	0
神奈川	3	1	1	3	0	0	0	0
埼玉	9	6	0	15	1	0	1	0
千葉	6	1	6	1	0	0	0	0
茨城	32	10	18	24	0	0	0	0
栃木	2	3	4	1	0	0	0	0
群馬	4	1	3	2	1	0	1	0
静岡	2	1	2	1	0	0	0	0
山梨	2	1	0	3	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	314	329	0	643	0	0	0	0
大阪	3	0	2	1	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	2	5	3	4	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	1	0	1	0	0	0	0	0
和歌山	0	1	0	1	0	0	0	0
愛知	1	0	1	0	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	0	1	0	1
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	1	0	0	1	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	2	0	1	1
富山	1	0	1	0	0	0	0	0
広島	1	7	0	8	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	1	0	1	0	0	0	0	0
鳥取	2	1	0	3	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	18	0	18	0	1	0	1
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	9	12	10	11	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	1	0	1	0	0	0	0	0
宮崎	1	0	1	0	0	0	0	0
沖縄	1	2	2	1	0	0	0	0
宮城	216	113	128	201	2	2	2	2
福島	256	279	261	274	5	5	7	3
山形	1,040	957	888	1,109	0	0	0	0
岩手	43	27	32	38	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	2	3	4	1	0	0	0	0
札幌	3	0	3	0	0	0	0	0
函館	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	4	0	4	0	0	0	0	0
釧路	1	0	0	1	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	1	0	0	1	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	3,501	1,802	2,513	2,790	11	9	12	8

【資料13】代理援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	ハーク	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計				
東京	955	1,055	2,010	448	2,994	1,283	4,277	404	168	5,930	1,918	7,848	197	7	96	15,455
神奈川	454	188	642	165	1,659	583	2,242	103	48	2,316	1,029	3,345	100	1	61	6,707
埼玉	307	142	449	66	991	364	1,355	67	57	1,701	562	2,263	46	0	50	4,353
千葉	178	108	286	54	776	312	1,088	76	34	1,428	453	1,881	34	0	22	3,475
茨城	68	44	112	20	273	101	374	35	6	578	237	815	9	0	7	1,378
栃木	80	47	127	19	251	95	346	43	13	380	184	564	13	0	4	1,129
群馬	154	56	210	20	342	72	414	49	10	344	148	492	11	0	19	1,225
静岡	154	95	249	33	471	166	637	33	22	613	217	830	24	0	22	1,850
山梨	51	27	78	14	103	48	151	16	5	194	87	281	6	0	1	552
長野	88	62	150	13	314	134	448	19	20	381	169	550	17	0	11	1,228
新潟	126	74	200	27	387	174	561	19	16	469	173	642	19	0	4	1,488
大阪	1,078	481	1,559	271	1,958	820	2,778	254	118	3,402	1,255	4,657	133	5	151	9,926
京都	273	130	403	94	617	237	854	62	74	594	205	799	44	1	16	2,347
兵庫	403	205	608	100	955	395	1,350	116	54	1,282	601	1,883	48	0	46	4,205
奈良	131	62	193	32	318	169	487	25	16	365	169	534	25	0	14	1,326
滋賀	131	40	171	24	217	103	320	18	16	298	82	380	8	0	16	953
和歌山	70	27	97	28	190	62	252	6	15	231	92	323	9	0	16	746
愛知	350	150	500	72	1,175	366	1,541	119	34	978	359	1,337	43	4	51	3,701
三重	97	31	128	9	265	79	344	16	6	238	75	313	19	0	36	871
岐阜	74	26	100	16	251	72	323	15	8	273	72	345	9	0	3	819
福井	55	27	82	10	149	52	201	15	6	151	69	220	5	0	9	548
石川	107	58	165	17	339	150	489	35	12	247	108	355	24	0	8	1,105
富山	31	22	53	5	136	69	205	18	1	131	52	183	6	0	7	478
広島	189	85	274	40	474	184	658	50	21	681	256	937	17	0	81	2,078
山口	59	58	117	14	177	86	263	24	4	296	130	426	8	0	2	858
岡山	101	56	157	35	242	127	369	35	10	411	134	545	7	0	53	1,211
鳥取	46	20	66	8	183	119	302	13	7	192	106	298	7	0	7	708
島根	52	23	75	9	139	45	184	9	5	141	58	199	2	0	2	485
福岡	512	261	773	129	1,194	539	1,733	172	47	1,738	1,149	2,887	67	1	30	5,839
佐賀	63	43	106	6	209	90	299	19	12	301	82	383	15	0	7	847
長崎	62	63	125	18	189	127	316	13	8	416	170	586	11	0	7	1,084
大分	75	27	102	17	289	91	380	22	9	377	148	525	7	0	4	1,066
熊本	163	76	239	41	344	162	506	26	22	524	253	777	7	0	74	1,692
鹿児島	144	76	220	47	341	160	501	24	13	441	216	657	15	0	7	1,484
宮崎	172	100	272	24	283	84	367	61	24	414	333	747	14	0	13	1,522
沖縄	120	63	183	42	234	134	368	25	14	306	251	557	9	0	22	1,220
宮城	190	122	312	61	670	311	981	86	32	700	329	1,029	30	0	23	2,554
福島	63	38	101	32	242	84	326	25	6	226	108	334	12	0	7	843
山形	60	42	102	17	212	100	312	25	7	265	150	415	11	0	3	892
岩手	54	40	94	30	267	142	409	20	6	407	167	574	8	0	3	1,144
秋田	68	40	108	11	152	79	231	16	8	329	146	475	7	0	6	862
青森	94	35	129	30	175	98	273	21	14	498	228	726	11	0	4	1,208
札幌	326	203	529	123	1,058	462	1,520	119	58	1,715	617	2,332	37	1	169	4,888
函館	79	20	99	17	151	90	241	16	11	268	136	404	4	0	5	797
旭川	82	36	118	24	216	62	278	16	10	295	156	451	18	0	6	921
釧路	100	44	144	19	253	96	349	20	10	389	189	578	11	0	11	1,142
香川	34	22	56	7	81	42	123	6	12	157	58	215	7	0	7	433
徳島	34	22	56	10	155	71	226	7	6	157	63	220	11	0	8	544
高知	52	29	81	15	88	34	122	10	2	171	41	212	4	0	4	450
愛媛	39	17	56	10	83	36	119	10	2	259	71	330	6	0	44	577
全国合計	8,448	4,818	13,266	2,393	23,232	9,561	32,793	2,453	1,139	34,598	14,061	48,659	1,212	20	1,279	103,214
割合(%)	8.2	4.7	12.9	2.3	22.5	9.3	31.8	2.4	1.1	33.5	13.6	47.1	1.2	0.0	1.2	100.0

【資料14】代理援助事件の事件別内訳(震災法律援助)

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産 事 件	家事事件			労働 事 件	保全 事 件	多重債務事件			執行・ 競 売	ADR		行政不服申立手続		ハーグ	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計		ADR申立 手続	その他	行政不服 申立手続	その他			
東 京	3	0	3	0	3	2	5	0	0	2	2	4	0	12	0	0	0	0	0	24
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
埼 玉	0	0	0	3	1	0	1	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	6
千 葉	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
茨 城	1	0	1	0	0	1	1	0	0	1	1	2	0	6	0	0	0	0	0	10
栃 木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	3
群 馬	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
静 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
山 梨	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
長 野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新 潟	328	0	328	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	329
大 阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京 都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵 庫	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	5
奈 良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋 賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
愛 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三 重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐 阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富 山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	7
山 口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡 山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥 取	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
島 根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 岡	18	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
佐 賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	12
熊 本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖 縄	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
宮 城	39	4	43	6	5	12	17	2	0	24	7	31	2	5	0	1	1	0	5	113
福 島	2	4	6	0	4	2	6	0	0	0	2	2	0	265	0	0	0	0	0	279
山 形	237	1	238	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	719	0	0	0	0	0	957
岩 手	1	1	2	5	3	1	4	0	0	7	4	11	0	0	0	0	0	0	5	27
秋 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青 森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	3
札 幌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函 館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧 路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	632	10	642	15	17	20	37	3	0	43	19	62	2	1,029	0	1	1	0	10	1,802
割合(%)	35.1	0.6	35.6	0.8	0.9	1.1	2.1	0.2	0.0	2.4	1.1	3.4	0.1	57.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.6	100.0

【資料15】書類作成援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	ハーグ	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計				
東京	2	4	6	2	1	14	15	1	0	117	2	119	0	0	0	143
神奈川	0	2	2	1	4	26	30	1	0	146	1	147	1	0	0	182
埼玉	0	1	1	0	3	10	13	0	0	136	0	136	1	0	0	151
千葉	1	0	1	1	0	9	9	0	0	62	1	63	0	0	1	75
茨城	3	0	3	0	0	2	2	1	0	11	1	12	1	0	0	19
栃木	0	1	1	1	0	2	2	0	0	23	0	23	0	0	0	27
群馬	0	1	1	0	1	2	3	0	0	55	1	56	0	0	0	60
静岡	0	1	1	0	1	7	8	1	1	120	4	124	0	0	0	135
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0	0	0	8
長野	0	0	0	0	1	3	4	0	1	82	6	88	0	0	0	93
新潟	0	0	0	0	0	13	13	0	0	44	2	46	0	0	0	59
大阪	5	2	7	5	3	76	79	1	0	385	5	390	1	0	0	483
京都	1	0	1	0	1	60	61	0	0	61	2	63	0	0	0	125
兵庫	0	3	3	0	1	77	78	1	1	279	8	287	1	0	0	371
奈良	0	1	1	0	2	5	7	0	0	19	0	19	0	0	0	27
滋賀	1	0	1	1	1	12	13	0	0	28	0	28	1	0	1	45
和歌山	0	0	0	0	1	6	7	0	0	33	0	33	0	0	0	40
愛知	2	3	5	1	1	17	18	1	0	88	0	88	1	0	0	114
三重	0	0	0	1	1	5	6	0	0	82	3	85	0	0	0	92
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	15	0	0	0	15
福井	0	0	0	0	0	1	1	0	0	7	0	7	0	0	0	8
石川	0	1	1	0	0	2	2	0	0	21	2	23	0	0	0	26
富山	0	0	0	0	2	0	2	0	0	24	0	24	0	0	0	26
広島	0	0	0	0	2	7	9	0	0	78	3	81	0	0	0	90
山口	0	0	0	0	0	1	1	0	0	26	3	29	0	0	0	30
岡山	0	0	0	0	2	18	20	0	0	57	5	62	0	0	0	82
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	2	11	0	0	0	11
島根	2	0	2	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0	0	0	9
福岡	2	4	6	0	5	24	29	0	1	325	21	346	1	0	0	383
佐賀	0	1	1	0	1	2	3	0	0	28	0	28	0	0	0	32
長崎	0	0	0	0	0	3	3	0	0	49	1	50	0	0	0	53
大分	0	0	0	0	1	0	1	0	0	15	1	16	1	0	0	18
熊本	1	1	2	0	0	10	10	0	0	67	1	68	0	0	0	80
鹿児島	0	1	1	0	0	6	6	0	0	110	6	116	0	0	0	123
宮崎	1	1	2	0	2	0	2	0	0	17	0	17	1	0	0	22
沖縄	1	0	1	0	0	4	4	0	0	162	3	165	0	0	0	170
宮城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	21	0	0	0	21
福島	0	0	0	0	0	1	1	0	0	27	0	27	0	0	0	28
山形	0	0	0	0	0	1	1	0	0	18	1	19	0	0	0	20
岩手	0	1	1	1	0	6	6	1	0	44	2	46	0	0	0	55
秋田	0	0	0	0	0	2	2	0	0	29	2	31	0	0	0	33
青森	1	0	1	0	1	1	2	0	0	27	0	27	0	0	0	30
札幌	0	1	1	0	0	16	16	0	0	100	0	100	1	0	1	119
函館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0	0	0	7
旭川	0	1	1	0	0	2	2	0	0	14	0	14	0	0	0	17
釧路	0	1	1	0	0	5	5	0	0	1	0	1	0	0	0	7
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0	0	0	8
徳島	0	1	1	0	0	0	0	0	0	13	0	13	0	0	0	14
高知	0	0	0	0	0	5	5	1	0	143	0	143	0	0	0	149
愛媛	1	0	1	1	1	12	13	0	0	31	0	31	1	0	0	47
全国合計	24	33	57	15	39	475	514	9	4	3,279	89	3,368	12	0	3	3,982
割合(%)	0.6	0.8	1.4	0.4	1.0	11.9	12.9	0.2	0.1	82.3	2.2	84.6	0.3	0.0	0.1	100.0

【資料16】書類作成援助事件の事件別内訳(震災法律援助)

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産 事 件	家事事件			労働 事 件	保全 事 件	多重債務事件			執行・ 競 売	ADR		行政不服申立手続		ハーグ	その他	合計	
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計		ADR申立 手続	その他	行政不服 申立手続	その他				
東 京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
埼 玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
千 葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
茨 城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
栃 木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
群 馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
静 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山 梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長 野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
新 潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大 阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
京 都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
兵 庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
奈 良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
滋 賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
愛 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
三 重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
岐 阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福 井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
石 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
富 山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
広 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山 口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岡 山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鳥 取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
島 根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
佐 賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊 本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖 縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
福 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	4	0	0	0	0	0	5
山 形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩 手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青 森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札 幌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函 館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧 路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	5	0	0	0	0	0	9
割合(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	44.4	0.0	44.4	0.0	55.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

【資料17】契約弁護士数

地方 事務所	契約弁護士数					(参考) 単位会 会員数	受任 予定者 契約率 (%)	契約弁護士法人数				
	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	震災 法律援助			センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	震災 法律援助
東京	4,578	4,364	5,413	4,514	538	16,918	32.0%	67	80	92	73	9
神奈川	990	1,015	1,069	907	55	1,493	71.6%	20	21	22	20	2
埼玉	447	513	544	511	65	757	71.9%	14	15	16	14	2
千葉	412	533	548	509	125	723	75.8%	9	10	11	10	3
茨城	213	226	226	224	202	261	86.6%	3	3	3	3	2
栃木	135	153	157	152	88	209	75.1%	4	4	4	4	2
群馬	198	216	224	216	53	273	82.1%	6	6	6	6	2
静岡	359	343	353	321	91	435	81.1%	5	5	5	5	0
山梨	106	106	105	104	22	118	89.0%	0	0	0	0	0
長野	191	204	203	200	5	236	86.0%	3	3	3	3	0
新潟	226	227	227	225	111	262	86.6%	9	9	9	9	6
大阪	2,644	2,729	2,962	1,584	30	4,226	70.1%	74	78	78	62	0
京都	554	528	561	509	71	697	80.5%	15	16	16	15	2
兵庫	670	686	693	649	23	847	81.8%	15	15	15	15	1
奈良	141	143	143	135	16	167	85.6%	2	2	2	2	0
滋賀	126	128	128	125	30	141	90.8%	1	1	1	1	0
和歌山	119	122	124	115	47	141	87.9%	2	2	2	2	1
愛知	847	879	1,083	392	16	1,783	60.7%	24	30	32	27	0
三重	132	137	139	121	37	180	77.2%	0	0	0	0	1
岐阜	127	133	138	123	38	186	74.2%	6	6	6	6	3
福井	90	91	91	84	27	102	89.2%	1	1	1	1	0
石川	148	150	150	146	40	166	90.4%	4	4	4	4	1
富山	93	88	90	84	13	110	81.8%	0	0	0	0	0
広島	399	427	441	429	34	545	80.9%	15	15	15	15	3
山口	130	138	133	133	20	157	84.7%	7	9	9	9	1
岡山	297	296	301	295	43	368	81.8%	7	7	7	7	1
鳥取	58	59	58	58	4	67	86.6%	5	5	5	5	0
島根	63	63	63	62	9	76	82.9%	2	2	2	2	0
福岡	786	805	845	799	24	1,148	73.6%	22	22	23	20	0
佐賀	87	92	94	91	22	98	95.9%	5	6	6	6	2
長崎	133	136	136	133	16	158	86.1%	8	8	8	8	1
大分	128	127	128	128	34	151	84.8%	13	12	12	12	5
熊本	200	203	206	200	57	256	80.5%	9	10	10	10	4
鹿児島	140	143	143	143	25	189	75.7%	16	16	16	16	1
宮崎	109	111	111	111	8	130	85.4%	13	13	13	13	0
沖縄	151	161	162	152	39	249	65.1%	3	3	3	3	0
宮城	341	352	357	322	370	432	82.6%	10	10	10	10	10
福島	166	170	170	169	170	183	92.9%	8	8	8	7	7
山形	87	87	86	85	69	94	91.5%	4	4	4	4	2
岩手	91	91	93	90	87	103	90.3%	1	2	2	2	1
秋田	66	69	70	65	49	77	90.9%	2	2	2	1	2
青森	97	98	98	94	52	119	82.4%	4	4	4	3	3
札幌	522	575	601	578	181	730	82.3%	20	22	24	22	6
函館	42	42	43	43	26	50	86.0%	1	1	1	1	0
旭川	56	63	63	63	19	69	91.3%	2	2	2	2	0
釧路	60	62	63	63	20	72	87.5%	10	10	10	10	4
香川	106	104	107	107	12	170	62.9%	1	1	1	1	0
徳島	71	70	70	70	21	92	76.1%	5	5	5	5	0
高知	71	68	71	61	13	90	78.9%	0	0	0	0	0
愛媛	85	93	92	89	6	162	56.8%	2	3	3	3	0
全国合計	18,088	18,419	20,176	16,583	3,173	36,466	55.3%	479	513	533	479	90

注1)契約弁護士・法人数は、平成27年3月31日現在。

注2)弁護士数(会員数)は、日本弁護士連合会資料(平成27年4月1日現在)による。

【資料18】契約司法書士数

地方 事務所	契約司法書士数					(参考) 単位会 会員数	受託 予定者 契約率 (%)	契約司法書士法人数				
	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	震災 法律援助			センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	震災 法律援助
東京	546	636	661	685	119	3,785	18.1%	21	34	36	37	4
神奈川	266	337	351	362	20	1,097	33.0%	15	20	20	20	0
埼玉	196	248	246	249	17	843	29.5%	4	6	6	6	0
千葉	117	149	151	154	31	708	21.8%	3	6	7	7	0
茨城	74	102	88	94	45	323	29.1%	0	1	1	1	0
栃木	59	79	79	79	5	230	34.3%	0	0	0	0	0
群馬	99	105	104	105	27	302	34.8%	1	2	2	2	0
静岡	113	132	135	136	56	486	28.0%	5	5	5	5	5
山梨	39	39	39	39	16	131	29.8%	0	0	0	0	0
長野	104	132	135	143	25	382	37.4%	1	1	1	1	0
新潟	78	101	100	105	25	292	36.0%	3	3	3	3	1
大阪	504	600	601	607	79	2,330	26.1%	19	24	23	23	1
京都	199	226	228	231	22	558	41.4%	6	9	9	9	0
兵庫	334	401	399	413	5	1,030	40.1%	11	14	14	14	1
奈良	64	70	70	70	6	216	32.4%	1	1	1	1	0
滋賀	65	71	70	72	3	230	31.3%	1	1	1	2	0
和歌山	44	52	52	56	8	168	33.3%	0	0	0	0	0
愛知	356	407	404	454	74	1,240	36.6%	12	15	17	17	2
三重	82	100	100	100	24	263	38.0%	2	2	2	2	0
岐阜	69	84	82	91	5	351	25.9%	3	4	4	4	0
福井	25	38	37	50	6	128	39.1%	2	2	2	2	0
石川	57	70	71	73	24	198	36.9%	0	0	0	0	0
富山	31	48	52	53	10	162	32.7%	1	2	2	2	0
広島	195	210	207	212	35	509	41.7%	8	8	8	8	1
山口	72	78	79	85	26	237	35.9%	2	2	2	2	1
岡山	116	129	123	126	19	365	34.5%	3	5	6	6	3
鳥取	32	45	38	42	1	104	40.4%	1	1	1	1	0
島根	27	35	35	36	3	121	29.8%	0	0	0	0	0
福岡	295	391	407	417	92	922	45.2%	6	10	12	12	3
佐賀	40	44	43	44	1	115	38.3%	6	7	7	7	0
長崎	54	59	59	62	5	162	38.3%	3	3	3	3	1
大分	51	64	58	64	7	172	37.2%	0	0	0	0	0
熊本	109	133	131	133	13	322	41.3%	4	5	5	5	1
鹿児島	118	134	135	141	9	319	44.2%	3	3	3	3	2
宮崎	62	71	69	70	13	182	38.5%	2	2	2	2	1
沖縄	46	83	85	87	15	218	39.9%	2	2	2	2	0
宮城	87	96	96	97	56	320	30.3%	3	3	3	3	2
福島	107	112	111	114	68	273	41.8%	1	1	2	2	1
山形	60	71	70	73	28	155	47.1%	0	0	0	0	0
岩手	32	35	34	35	28	152	23.0%	1	1	1	1	1
秋田	53	55	56	64	17	111	57.7%	0	0	0	0	0
青森	37	43	44	48	12	121	39.7%	2	2	2	2	1
札幌	170	198	211	216	34	459	47.1%	2	3	3	3	1
函館	13	15	15	16	3	47	34.0%	1	1	1	1	0
旭川	22	27	27	29	4	67	43.3%	0	0	0	0	0
釧路	27	29	29	34	4	86	39.5%	1	1	1	1	0
香川	64	62	63	65	4	166	39.2%	1	1	1	1	0
徳島	26	37	37	39	4	135	28.9%	1	1	1	1	0
高知	65	66	64	66	7	117	56.4%	3	3	3	3	1
愛媛	44	58	58	61	8	248	24.6%	3	3	4	4	0
全国合計	5,545	6,607	6,639	6,897	1,168	21,658	31.8%	170	220	229	231	34

注1) 契約司法書士・法人数は、平成27年3月31日現在。

注2) 司法書士数(会員数)は、日本司法書士会連合会資料(平成27年4月1日現在)による。

【資料19】 国選付添事件受理件数

地方 事務所	平成26年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	1	2	12	19	17	14	23	26	23	15	16	22	190
多摩	0	3	6	13	16	7	15	10	17	5	6	14	112
神奈川	3	2	10	12	10	10	14	5	18	10	8	22	124
川崎	1	0	2	3	2	2	5	5	8	0	3	7	38
小田原	0	0	2	5	7	1	5	2	5	1	2	5	35
埼玉	3	6	6	13	22	14	29	18	17	10	13	13	164
川越	0	0	2	4	1	3	4	3	2	0	1	0	20
千葉	2	1	7	13	8	12	15	16	12	8	5	16	115
松戸	1	1	0	3	4	4	4	2	1	1	2	1	24
茨城	0	2	1	7	3	12	5	5	11	6	7	10	69
栃木	1	0	1	9	6	5	2	1	11	0	3	1	40
群馬	0	2	9	7	3	4	5	11	14	3	3	7	68
静岡	0	0	1	4	1	0	1	2	0	2	0	1	12
沼津	0	0	3	2	8	4	2	3	4	0	4	1	31
浜松	0	0	1	3	1	4	6	4	0	0	1	2	22
山梨	0	0	1	2	1	3	1	1	2	1	0	2	14
長野	0	0	2	4	2	3	4	4	3	2	2	3	29
新潟	2	0	5	8	2	5	10	3	1	2	6	2	46
大阪	0	0	14	41	38	36	36	33	42	13	34	20	307
京都	0	3	5	7	3	11	10	8	10	6	6	6	75
兵庫	0	0	5	9	8	11	9	9	7	4	13	9	84
阪神	0	0	0	0	3	1	1	7	3	2	0	7	24
姫路	0	0	0	3	2	1	5	5	4	3	7	5	35
奈良	0	0	2	7	5	6	6	6	4	0	3	3	42
滋賀	0	0	2	5	1	2	4	3	0	1	0	0	18
和歌山	0	0	2	3	4	2	4	0	1	1	1	2	20
愛知	1	0	10	16	18	8	13	14	12	7	25	16	140
三河	6	6	3	6	5	4	2	3	7	1	3	3	49
三重	0	0	5	5	10	7	2	4	6	2	3	9	53
岐阜	0	0	2	8	6	3	2	4	4	0	2	0	31
福井	0	0	1	0	1	1	1	0	3	3	2	0	12
石川	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	2	5
富山	0	0	1	5	2	1	2	0	0	0	0	0	11
広島	0	2	10	14	2	11	10	9	5	10	8	9	90
山口	1	0	1	3	2	2	2	3	3	1	1	2	21
岡山	0	0	5	5	0	8	8	1	9	2	4	5	47
鳥取	0	0	0	2	0	2	1	2	0	1	2	1	11
島根	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	1	4
福岡	2	0	15	24	14	10	16	11	19	9	13	14	147
北九州	0	0	8	9	10	5	7	2	14	1	7	3	66
佐賀	0	0	3	6	3	6	2	2	3	2	2	4	33
長崎	0	0	0	5	4	5	3	2	4	2	2	2	29
大分	0	0	0	2	1	2	0	0	0	0	1	0	6
熊本	0	0	1	1	1	0	6	2	7	1	3	2	24
鹿児島	0	0	1	2	2	2	3	0	2	0	6	3	21
宮崎	0	0	2	2	3	2	3	3	4	2	2	0	23
沖縄	2	0	2	7	7	9	11	15	9	2	5	6	75
宮城	0	0	0	1	2	5	0	2	4	0	1	2	17
福島	0	0	1	8	4	2	6	3	4	0	2	1	31
山形	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
岩手	0	1	1	0	2	3	1	1	1	0	0	1	11
秋田	1	0	1	0	4	2	0	1	5	0	0	1	15
青森	0	0	1	2	1	1	2	1	2	2	1	0	13
札幌	0	0	2	5	7	2	5	6	4	3	6	8	48
函館	0	0	0	4	0	0	2	2	0	2	6	3	19
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
釧路	0	0	1	3	0	0	0	3	0	0	2	1	10
香川	0	0	3	5	12	1	8	3	2	2	1	2	39
徳島	0	0	4	1	5	2	3	2	2	1	0	1	21
高知	1	0	0	1	3	2	2	2	3	1	1	3	19
愛媛	0	1	9	6	8	12	3	2	4	1	4	2	52
合計	28	34	195	364	318	298	352	299	363	155	261	288	2,955

注) 集計日(平成27年5月8日)時点の件数。

【資料20】 国選弁護士契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

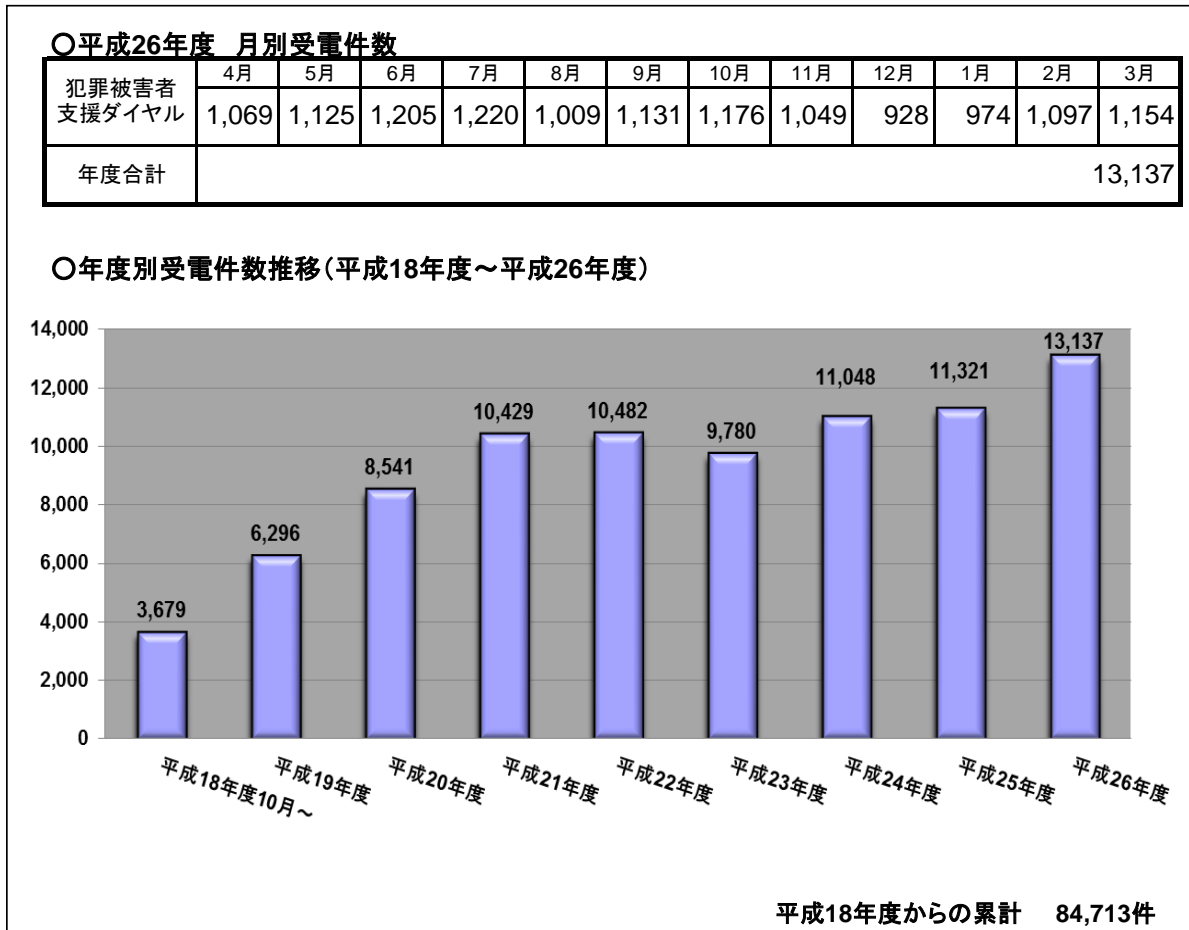
地方 事務所	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年
	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月2日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在
東京	6,769	7,082	7,791	7,907	8,452	8,511	8,888	9,114	9,524	9,635	10,072
神奈川	804	815	897	913	991	1,000	1,063	1,073	1,144	1,158	1,220
埼玉	415	418	456	460	511	525	530	559	590	599	632
千葉	383	392	432	433	471	477	535	541	570	576	618
茨城	147	148	155	164	181	183	196	197	220	222	238
栃木	115	117	128	125	139	140	149	154	158	163	169
群馬	166	165	179	178	199	200	216	214	229	228	241
静岡	270	273	288	295	324	321	348	354	367	368	381
山梨	78	76	84	83	91	93	99	98	108	108	109
長野	142	143	161	167	175	178	191	193	206	208	214
新潟	168	174	184	187	201	204	217	215	226	223	237
大阪	1,978	1,942	2,075	2,030	2,191	2,184	2,285	2,320	2,450	2,458	2,448
京都	375	383	414	420	462	459	495	496	523	528	552
兵庫	442	440	485	490	536	536	577	583	622	598	622
奈良	114	113	116	120	120	129	136	140	143	144	152
滋賀	78	77	87	90	103	101	108	101	108	109	113
和歌山	97	98	104	104	108	110	116	112	122	126	126
愛知	999	1,008	1,091	1,104	1,198	1,199	1,257	1,273	1,358	1,367	1,458
三重	113	112	124	125	139	139	147	147	161	161	165
岐阜	110	110	122	123	133	132	137	143	155	157	157
福井	66	66	77	77	79	79	83	83	86	87	89
石川	113	113	115	118	131	135	143	147	157	159	160
富山	67	70	75	77	82	87	89	91	94	88	91
広島	290	289	318	321	352	349	376	376	405	408	424
山口	109	106	115	113	120	119	128	130	130	130	139
岡山	214	211	230	227	245	249	276	269	290	287	296
鳥取	53	52	54	56	59	60	65	65	66	64	64
島根	48	49	54	54	60	57	61	63	66	62	68
福岡	658	652	701	704	735	745	804	801	808	832	893
佐賀	65	65	74	72	78	76	82	80	85	83	87
長崎	108	106	121	121	129	130	136	136	143	139	145
大分	99	102	111	112	118	117	117	117	122	125	132
熊本	151	156	165	167	183	180	188	189	204	208	213
鹿児島	123	123	139	137	155	159	171	166	179	174	181
宮崎	83	83	88	92	102	102	112	109	116	115	118
沖縄	135	134	143	147	151	156	159	163	168	164	174
宮城	256	260	287	289	308	312	330	324	340	334	360
福島	132	135	139	143	149	149	160	159	168	169	178
山形	62	61	69	70	73	76	81	79	83	84	87
岩手	66	67	71	73	84	84	85	90	92	91	96
秋田	53	53	55	54	59	60	62	62	66	66	66
青森	72	72	79	77	86	85	94	94	100	99	105
札幌	391	396	438	430	472	456	494	484	524	506	535
函館	31	31	33	34	39	40	43	43	45	46	48
旭川	42	40	43	48	56	56	62	63	62	61	64
釧路	50	50	52	52	57	58	63	63	64	64	66
香川	86	88	97	94	101	100	118	114	123	125	130
徳島	69	69	70	70	80	78	81	82	83	81	82
高知	62	63	65	66	71	71	74	74	75	76	79
愛媛	103	106	115	117	120	117	123	121	127	122	124
合計	17,620	17,954	19,566	19,730	21,259	21,363	22,550	22,864	24,055	24,185	25,218

【資料21】 国選付添人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

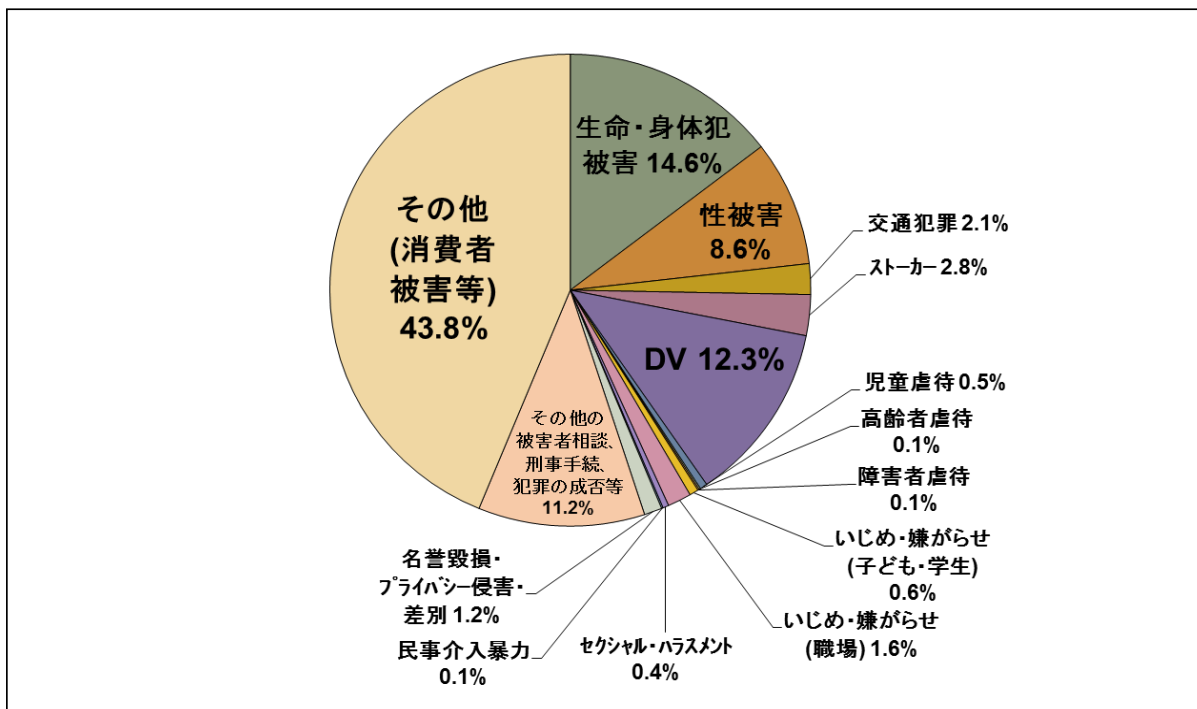
地方 事務所	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年
	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月2日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在
東京	661	711	791	827	1,023	1,110	1,180	1,255	1,334	2,152	2,330
神奈川	268	283	344	371	441	461	522	532	593	779	829
埼玉	164	169	189	192	211	221	229	245	265	347	381
千葉	180	182	214	222	247	254	297	302	331	387	433
茨城	102	103	110	116	131	134	143	146	165	167	183
栃木	47	49	64	66	79	82	90	93	100	114	122
群馬	91	90	107	107	128	128	141	140	150	168	181
静岡	198	201	219	226	254	251	278	283	297	290	303
山梨	35	45	50	49	62	64	71	71	81	82	83
長野	69	71	92	101	110	113	125	128	141	158	165
新潟	80	84	94	96	109	111	123	122	130	140	157
大阪	658	639	752	722	853	893	987	1,037	1,142	1,196	1,202
京都	190	196	222	224	260	264	290	288	318	325	338
兵庫	138	137	162	168	194	202	231	235	258	317	399
奈良	85	84	86	90	89	95	100	103	105	107	118
滋賀	74	74	82	86	99	96	102	95	102	107	111
和歌山	52	53	59	58	59	60	59	57	74	86	87
愛知	175	188	195	208	218	234	241	252	262	393	689
三重	59	58	69	70	81	81	88	86	100	101	102
岐阜	67	74	82	81	90	90	94	101	110	114	115
福井	54	54	65	65	68	68	72	73	77	80	83
石川	60	61	65	69	82	85	94	96	106	108	112
富山	45	45	47	47	47	47	47	54	55	59	63
広島	54	58	62	64	86	89	117	130	162	267	286
山口	59	58	69	68	75	75	84	87	90	109	118
岡山	117	119	141	144	160	165	192	186	207	228	241
鳥取	48	46	48	48	49	50	55	55	57	57	57
島根	39	40	44	44	49	47	50	51	54	51	56
福岡	378	374	389	421	470	471	526	531	544	617	663
佐賀	55	55	65	64	71	69	75	76	81	80	83
長崎	90	88	103	103	111	111	116	114	120	121	129
大分	51	53	62	63	69	68	72	72	75	83	89
熊本	85	89	94	100	104	114	118	121	123	163	170
鹿児島	71	73	89	90	107	115	127	124	136	133	134
宮崎	66	66	73	77	87	87	97	95	101	100	103
沖縄	72	74	82	86	85	85	98	98	105	112	113
宮城	129	133	160	164	185	187	204	199	215	250	274
福島	81	83	87	94	96	99	112	113	123	141	149
山形	48	47	56	57	60	63	69	68	72	72	76
岩手	47	48	52	54	65	65	68	73	75	74	79
秋田	34	34	35	34	39	40	42	42	47	54	55
青森	44	46	53	52	60	59	68	68	77	82	88
札幌	266	280	322	328	369	367	405	397	438	436	467
函館	27	27	29	30	35	36	40	40	42	43	45
旭川	28	27	29	34	42	43	51	52	52	56	59
釧路	36	36	38	39	45	46	52	51	52	54	56
香川	44	46	54	53	58	59	69	68	79	98	104
徳島	64	64	65	65	75	73	76	77	78	77	78
高知	38	39	41	42	47	48	51	59	62	60	63
愛媛	52	55	62	64	67	64	65	66	74	88	91
合計	5,675	5,809	6,564	6,743	7,701	7,939	8,703	8,907	9,637	11,483	12,512

犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電状況

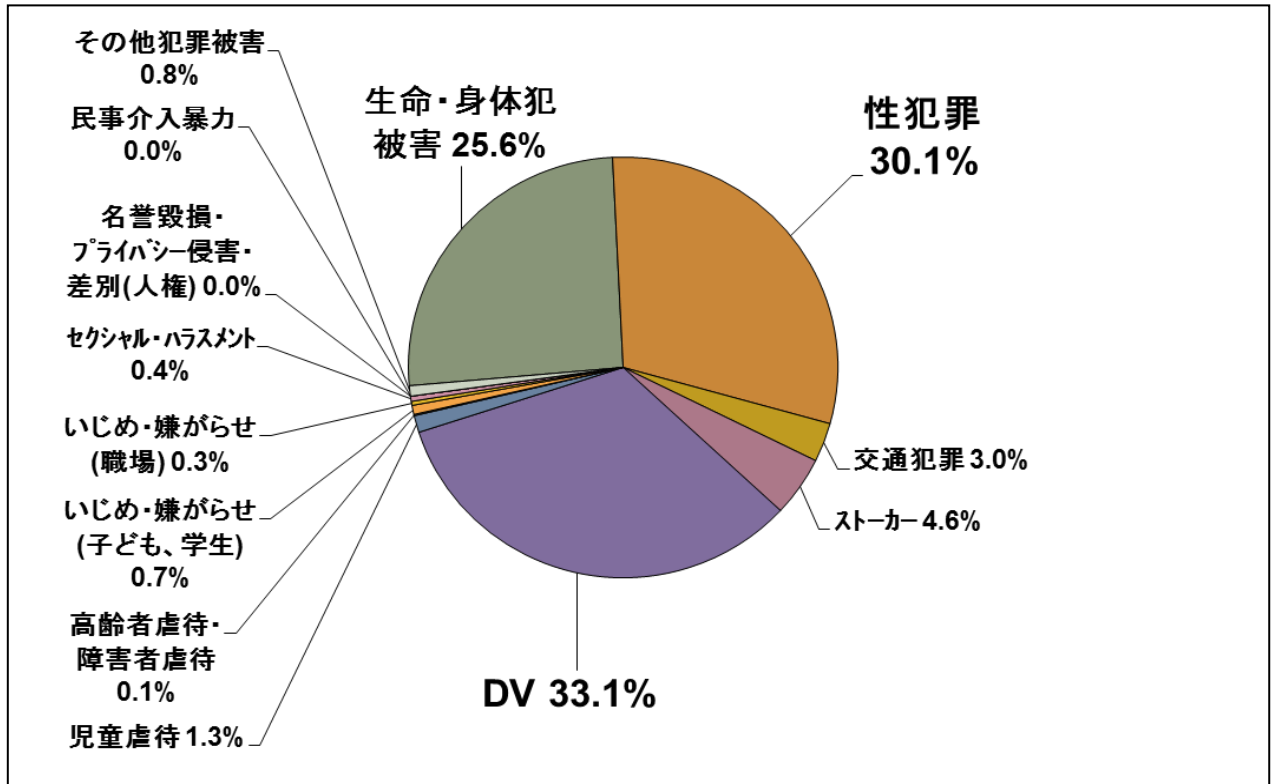
【資料22】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数実績



【資料23】平成26年度 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容



【資料24】平成26年度 地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況



(参考)

平成18年度	97	件
平成19年度	590	件
平成20年度	696	件
平成21年度	898	件
平成22年度	929	件
平成23年度	877	件
平成24年度	1,013	件
平成25年度	1,330	件
平成26年度	1,491	件
	7,921	件

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計	法律相談 (内数)
東京	3,243	462	211	807	67	1,110	24	289	6,213	1,236
神奈川	302	293	242	10	21	31	5	31	935	16
埼玉	638	286	54	6	3	32	5	146	1,170	19
千葉	750	312	41	18	1	63	9	81	1,275	32
茨城	54	128	6	16	0	40	0	10	254	22
栃木	37	40	5	2	0	8	0	5	97	2
群馬	98	104	7	8	0	16	0	12	245	1
静岡	283	108	14	5	3	15	6	28	462	3
山梨	40	28	5	1	0	1	6	9	90	8
長野	47	59	5	2	1	3	0	8	125	1
新潟	87	33	8	0	1	2	0	2	133	4
大阪	1,352	477	91	61	19	192	26	183	2,401	140
京都	358	187	23	5	8	3	23	38	645	24
兵庫	250	378	45	5	4	23	1	52	758	12
奈良	55	65	16	3	0	3	10	29	181	7
滋賀	32	59	10	0	1	3	4	28	137	2
和歌山	38	48	11	0	16	2	0	4	119	0
愛知	563	400	39	23	12	165	14	79	1,295	90
三重	44	45	2	1	0	1	2	9	104	0
岐阜	103	68	2	1	2	5	0	19	200	1
福井	57	18	2	0	0	1	0	13	91	1
石川	71	32	7	0	0	0	3	25	138	2
富山	21	12	5	0	0	0	0	36	74	1
広島	241	200	35	0	11	12	40	31	570	32
山口	54	31	2	0	1	0	0	6	94	0
岡山	293	110	31	0	12	1	1	20	468	1
広島	36	10	6	0	1	2	1	1	57	1
鳥取	41	19	10	0	1	2	0	3	76	0
福井	840	407	83	4	9	7	449	141	1,940	420
佐賀	60	54	22	0	0	2	19	14	171	12
長崎	53	23	4	0	7	6	1	10	104	7
大分	78	31	23	0	0	0	23	5	160	21
熊本	95	78	14	0	0	1	41	13	242	34
鹿児島	75	49	20	0	2	0	53	7	206	55
宮崎	110	50	7	0	1	2	46	0	216	39
沖縄	142	94	23	0	0	12	2	3	276	23
宮城	326	86	32	0	4	1	1	24	474	1
福島	57	50	8	0	1	1	1	8	126	2
山形	65	16	2	0	0	0	0	1	84	0
岩手	112	13	14	0	1	0	4	2	146	7
秋田	43	10	4	0	0	0	2	2	61	0
青森	34	15	11	0	0	1	0	3	64	6
札幌	438	142	40	1	12	3	57	15	708	42
函館	66	8	13	0	0	0	1	2	90	8
旭川	59	19	3	0	0	0	0	4	85	0
釧路	42	19	6	0	0	0	0	3	70	1
香川	47	83	13	0	6	0	0	66	215	8
徳島	27	16	13	0	1	0	0	3	60	4
高知	25	25	13	0	2	0	1	9	75	5
愛媛	43	59	2	0	0	0	0	12	116	1
合計	12,025	5,359	1,305	979	231	1,772	881	1,544	24,096	2,354
予定件数	12,408	5,439	1,190 (150)	890 (580)	190 (10)	1,830 (860)	735 (460)	1,780 (140)	24,462 (2200)	2,200

*予定件数の()内は、各援助項目件数の内の法律相談の予定件数

	申込総件数	予定件数	1日平均申込件数	
			実績	予定
被疑者・少年援助件数	17,384	17,847	47.63	48.89
その他	6,712	6,615	18.40	18.12
合計	24,096	24,462	66.03	67.01
中国残留孤児基金援助	0	5		

※援助のみ※

	申込総件数	予定件数	達成率	1日平均申込件数	
				実績	予定
被疑者	12,025	12,408	96.91	32.95	33.99
少年	5,359	5,439	98.53	14.68	14.90
犯罪被害者	1,096	1,040	105.38	3.00	2.85
難民	432	310	139.35	1.18	0.85
子ども	229	180	127.22	0.63	0.49
外国人	868	970	89.48	2.38	2.66
精神障害者等	287	275	104.36	0.79	0.75
高齢者等	1,446	1,640	88.17	3.96	4.49
合計	21,742	22,262	97.66	59.57	60.98

※法律相談のみ※

	申込総件数	予定件数	達成率	1日平均申込件数	
				実績	予定
被疑者	0	0	0.00	0.00	0.00
少年	0	0	0.00	0.00	0.00
犯罪被害者	209	150	139.33	0.57	0.41
難民	547	580	94.31	1.50	1.59
子ども	2	10	20.00	0.01	0.03
外国人	904	860	105.12	2.48	2.36
精神障害者等	594	460	129.13	1.63	1.26
高齢者等	98	140	70.00	0.27	0.38
合計	2,354	2,200	107.00	6.46	6.03

月 別 統 計

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計	(参考) H25
4月	939	524	104	80	25	158	62	148	2,040	1,912
5月	1,070	679	76	97	20	168	83	131	2,324	2,164
6月	1,160	675	108	116	16	173	56	127	2,431	2,227
7月	1,163	465	133	95	31	158	75	132	2,252	2,448
8月	957	413	106	83	17	150	87	116	1,929	2,088
9月	1,066	409	112	76	18	160	74	142	2,057	1,977
10月	1,183	448	132	109	19	174	86	131	2,282	2,438
11月	1,030	417	101	72	19	130	75	96	1,940	2,307
12月	818	427	119	71	17	124	68	117	1,761	2,001
1月	827	257	85	60	15	136	65	112	1,557	1,783
2月	877	290	88	54	15	138	74	140	1,676	1,931
3月	935	355	141	66	19	103	76	152	1,847	2,037
合計	12,025	5,359	1,305	979	231	1,772	881	1,544	24,096	25,313
(参考:月平均)	1,002	447	109	82	19	148	73	129	2,008	

【資料26】平成26年度プレスリリース実施一覧

1 本部で実施したもの

【参照】 http://www.houterasu.or.jp/news/houterasu_info/index_press.html

	リリース内容	リリース日
1	平成26年度日本司法支援センター(法テラス)業務実績	2014年4月8日
2	新役員就任披露記者会見	2014年4月10日
3	東日本大震災被害者の法的支援ニーズ調査について	2014年5月26日
4	国選弁護士実費費用の不適正算定事案について	2014年6月18日
5	国選弁護士契約弁護士の旅費に関する不適正な算定・支払について	2014年6月19日
6	法テラスシンポジウム開催決定	2014年12月4日

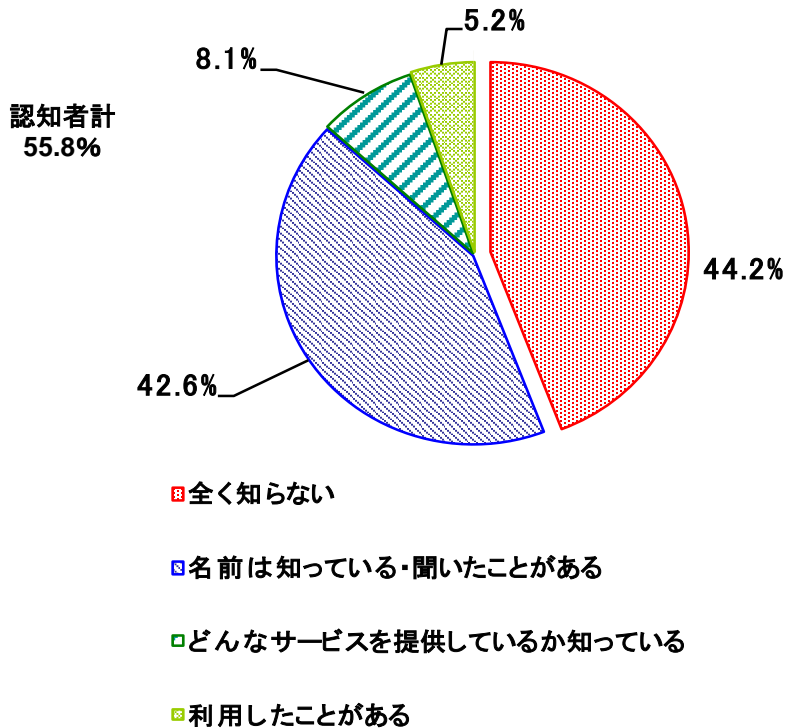
2 地方事務所で実施したもの

	地方事務所名	回数	リリース内容
1	神奈川地方事務所	2回	法テラスの日について 他
2	埼玉地方事務所	1回	法テラスの日無料法律相談会について
3	千葉地方事務所	1回	法テラスの日記念相談について
4	栃木地方事務所	1回	法テラスの日について
5	群馬地方事務所	1回	国選・民事法律扶助・情報提供に対する法テラス業務説明及び無料法律相談会について
6	静岡地方事務所	1回	弁護士着任記者会見及び業務報告について
7	山梨地方事務所	2回	法テラスの日について 他
8	京都地方事務所	1回	法テラスの日について
9	奈良地方事務所	3回	法テラスの日について 他
10	滋賀地方事務所	1回	法テラスの日について
11	和歌山地方事務所	9回	法テラスの日記念無料相談会及び街頭PR活動の告知 他
12	三重地方事務所	1回	法テラスの日について
13	福井地方事務所	1回	法テラスの日について
14	石川地方事務所	1回	法テラスの日記念行事について
15	大分地方事務所	3回	法テラスの日について 他
16	熊本地方事務所	1回	法テラスの日について
17	宮崎地方事務所	1回	業務実績について
18	沖縄地方事務所	1回	法テラスの日について
19	岩手地方事務所	4回	法テラスの日について 他
20	秋田地方事務所	3回	法テラス業務説明 他
21	旭川地方事務所	1回	法テラスの日について
22	釧路地方事務所	2回	法テラスの日について 他
総計: 42回			

図1 「法テラス」認知状況等調査結果（抜粋）

調査時期：2015年2月

①法テラスの認知度（サンプル数4,700）



②認知者の認知経路（サンプル数：4,700）

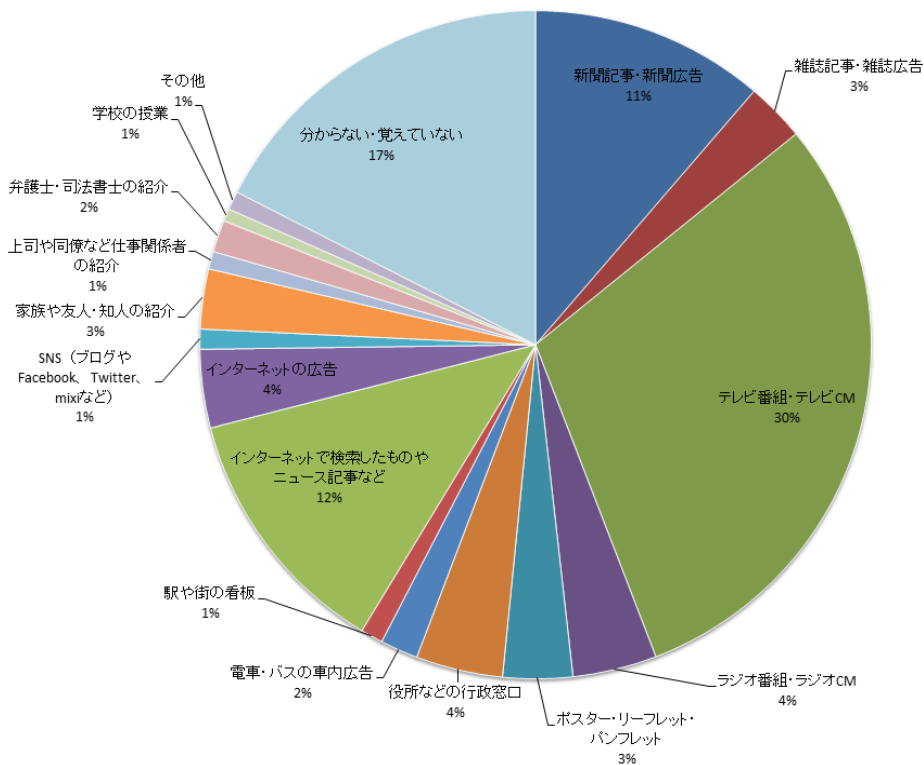
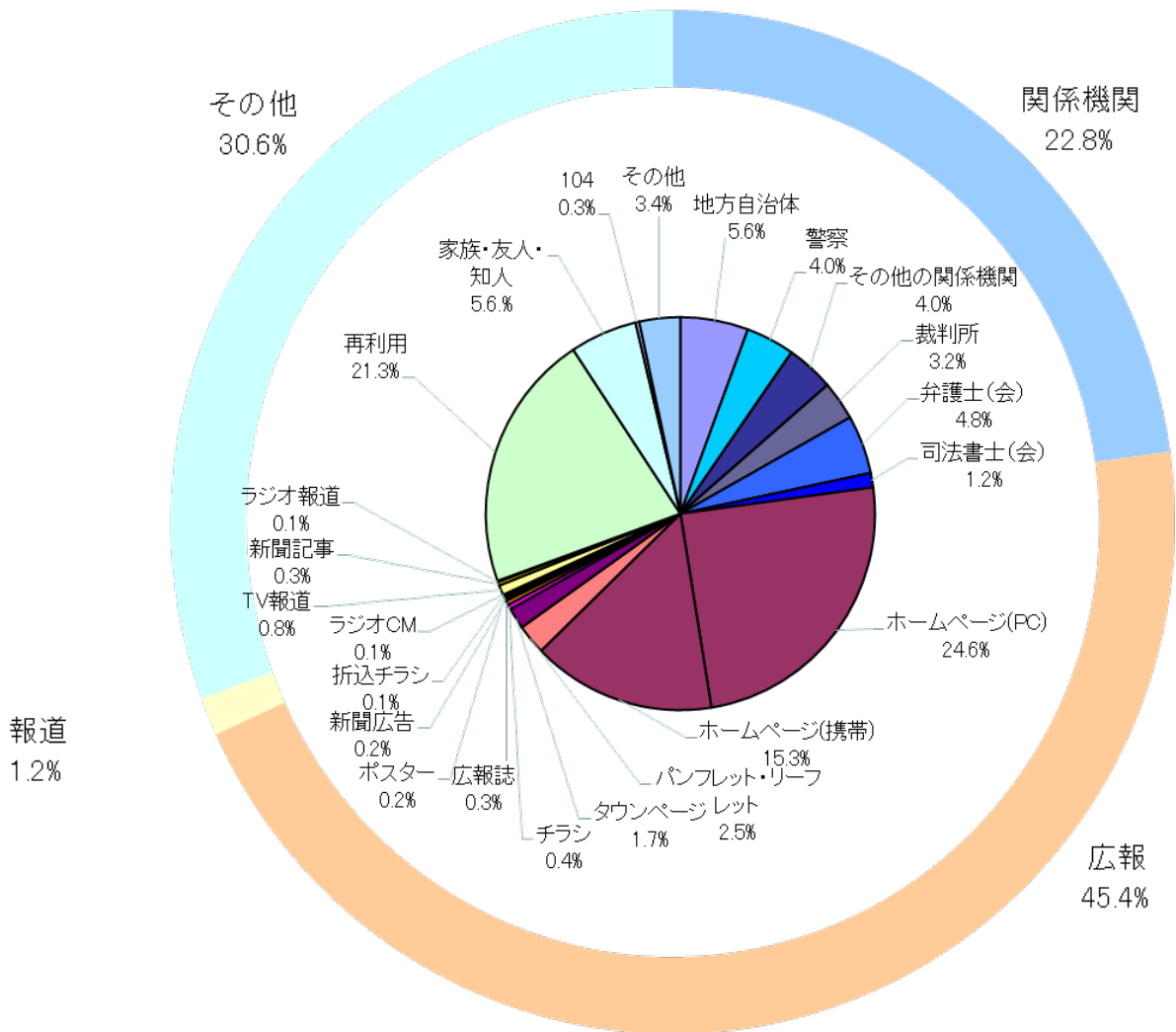


図2 コールセンター利用者の認知経路

2014年4月～2015年3月



【資料28】最近5年間の援助決定件数の推移

地方 事務所	援助開始決定						援助終結決定					
	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	前年度 比(倍)	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	前年度 比(倍)
東京	18,952	17,660	18,841	16,444	15,622	0.95	15,702	17,871	18,307	17,567	16,947	0.96
神奈川	7,586	7,422	7,263	7,064	6,890	0.98	6,268	7,136	7,034	6,853	6,600	0.96
埼玉	4,618	4,791	4,695	5,049	4,510	0.89	3,934	4,110	4,733	4,550	5,020	1.10
千葉	3,694	3,444	3,610	3,487	3,551	1.02	2,785	3,188	3,332	3,226	3,345	1.04
茨城	2,123	1,448	1,706	1,562	1,407	0.90	1,930	1,882	1,722	1,693	1,838	1.09
栃木	1,265	1,156	1,257	1,229	1,159	0.94	985	1,152	1,195	1,350	1,264	0.94
群馬	1,421	1,263	1,280	1,250	1,286	1.03	1,267	1,252	1,413	1,356	1,369	1.01
静岡	2,405	2,264	2,361	2,369	1,986	0.84	2,144	2,156	2,754	2,609	2,328	0.89
山梨	593	595	677	654	561	0.86	623	507	654	708	586	0.83
長野	1,033	991	1,049	1,187	1,321	1.11	860	888	1,072	1,113	1,151	1.03
新潟	1,694	1,551	1,673	2,041	1,876	0.92	1,431	1,673	1,439	1,754	1,792	1.02
大阪	10,759	10,511	10,196	10,291	10,409	1.01	8,774	10,497	10,273	10,680	10,311	0.97
京都	3,178	3,105	3,042	2,963	2,472	0.83	2,715	2,813	2,781	3,481	2,603	0.75
兵庫	5,144	4,535	4,501	4,508	4,581	1.02	4,975	4,449	4,354	4,854	4,917	1.01
奈良	1,405	1,280	1,466	1,455	1,353	0.93	1,324	1,211	1,303	1,520	1,409	0.93
滋賀	769	791	865	880	998	1.13	598	901	762	778	895	1.15
和歌山	944	822	808	745	787	1.06	878	796	929	954	732	0.77
愛知	3,771	3,736	3,736	3,853	3,815	0.99	3,214	3,567	3,563	3,522	3,497	0.99
三重	876	773	882	848	964	1.14	893	816	847	830	858	1.03
岐阜	831	846	880	829	834	1.01	706	847	835	867	928	1.07
福井	490	485	525	513	556	1.08	435	458	512	524	522	1.00
石川	1,112	980	1,015	1,096	1,131	1.03	974	1,119	991	993	1,074	1.08
富山	546	479	474	441	504	1.14	495	499	489	429	536	1.25
広島	2,449	2,213	2,287	2,270	2,175	0.96	2,123	2,266	2,140	2,473	2,114	0.85
山口	1,059	792	810	924	888	0.96	996	1,149	1,092	897	858	0.96
岡山	1,191	1,169	1,240	1,159	1,293	1.12	1,002	1,870	1,265	1,205	1,206	1.00
鳥取	647	640	569	594	720	1.21	602	625	589	575	681	1.18
島根	497	477	506	501	494	0.99	485	503	490	512	450	0.88
福岡	6,465	6,377	6,587	6,347	6,241	0.98	5,625	6,098	6,380	5,966	6,475	1.09
佐賀	679	773	743	864	879	1.02	530	737	680	788	729	0.93
長崎	1,490	1,242	1,377	1,267	1,137	0.90	1,212	1,503	1,480	1,269	1,055	0.83
大分	1,326	1,188	1,223	1,106	1,096	0.99	1,294	1,235	1,308	1,270	1,018	0.80
熊本	1,736	1,663	1,678	1,838	1,772	0.96	1,245	1,592	1,670	1,948	1,765	0.91
鹿児島	1,305	1,494	1,535	1,651	1,607	0.97	1,118	1,384	1,496	1,519	1,586	1.04
宮崎	1,746	1,611	1,680	1,767	1,544	0.87	1,441	1,591	1,614	1,655	1,691	1.02
沖縄	1,099	1,367	1,381	1,306	1,392	1.07	932	1,081	1,529	1,262	1,409	1.12
宮城	3,376	2,564	2,952	2,717	2,690	0.99	3,331	3,118	3,620	2,846	2,566	0.90
福島	1,158	872	1,225	1,007	1,155	1.15	1,130	1,078	937	1,111	1,075	0.97
山形	1,228	1,076	1,193	2,023	1,869	0.92	1,272	1,036	1,126	1,317	1,803	1.37
岩手	1,422	926	1,115	1,171	1,226	1.05	1,357	1,205	1,086	1,134	1,158	1.02
秋田	1,190	875	825	843	895	1.06	1,191	1,105	968	882	837	0.95
青森	1,493	1,238	1,124	1,182	1,241	1.05	1,497	1,265	1,236	1,114	1,256	1.13
札幌	4,682	5,022	5,149	5,027	5,007	1.00	4,175	4,546	4,756	4,426	4,797	1.08
函館	812	645	664	675	804	1.19	772	747	661	693	783	1.13
旭川	1,112	1,074	1,049	1,021	938	0.92	915	991	1,204	1,011	924	0.91
釧路	1,403	1,366	1,218	1,244	1,149	0.92	1,295	1,309	1,305	1,268	1,140	0.90
香川	490	433	429	407	441	1.08	468	480	397	448	414	0.92
徳島	667	575	564	511	558	1.09	693	588	573	590	568	0.96
高知	857	660	590	622	599	0.96	710	751	639	603	587	0.97
愛媛	795	655	652	587	624	1.06	658	738	684	703	564	0.80
全国合計	117,583	109,915	113,167	111,389	109,007	0.98	101,979	110,379	112,219	111,696	110,031	0.99
22年度比 (倍)	-	0.93	0.96	0.95	0.93	-	-	1.08	1.10	1.10	1.08	-

注)平成24年度、平成25年度及び平成26年度は、民事法律扶助及び震災法律扶助の合計件数。

【資料29】 国選弁護事件受理件数（被疑者）

地方事務所	平成26年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	552	668	718	620	471	516	667	706	511	531	614	693	7,267
多摩	131	201	181	202	140	142	167	201	137	134	147	146	1,929
神奈川	205	302	217	227	190	197	335	264	144	204	209	216	2,710
川崎	40	67	40	40	43	39	72	61	50	43	35	39	569
小田原	37	55	52	40	32	35	58	49	26	34	50	44	512
埼玉	298	371	309	280	245	243	312	337	213	231	249	260	3,348
川越	48	50	62	61	48	51	57	70	36	48	45	54	630
千葉	282	300	289	266	216	283	310	294	157	246	264	280	3,187
松戸	69	71	67	54	51	44	77	52	42	54	43	46	670
茨城	124	157	153	115	110	130	166	140	103	108	121	103	1,530
栃木	114	140	109	125	111	115	126	129	77	86	90	69	1,291
群馬	122	185	152	99	123	128	154	165	102	101	152	124	1,607
静岡	50	66	41	66	73	57	63	66	62	55	51	57	707
沼津	48	81	66	59	71	53	71	67	39	51	52	44	702
浜松	68	70	71	68	50	41	64	45	39	59	52	33	660
山梨	31	39	46	41	23	19	33	31	17	19	26	20	345
長野	79	59	70	98	64	65	85	60	50	69	49	54	802
新潟	74	106	112	91	71	66	130	78	52	76	70	62	988
大阪	501	601	590	490	405	540	700	501	326	409	468	415	5,946
京都	137	205	176	156	137	150	183	158	93	144	117	119	1,775
兵庫	126	179	149	151	119	104	156	146	71	136	136	126	1,599
阪神	69	74	87	63	54	40	70	67	24	55	57	56	716
姫路	70	97	76	81	65	92	95	100	59	78	86	91	990
奈良	62	74	79	86	57	64	107	72	47	61	63	64	836
滋賀	68	95	119	59	51	74	138	65	41	50	55	57	872
和歌山	54	76	58	64	49	45	71	47	33	42	42	40	621
愛知	276	316	313	286	263	238	321	286	167	241	296	274	3,277
三河	102	101	94	118	96	109	119	106	64	91	104	104	1,208
三重	72	100	91	77	92	65	113	94	64	72	66	58	964
岐阜	44	81	71	88	65	68	83	72	52	82	78	55	839
福井	47	52	34	34	28	28	48	42	28	20	23	23	407
石川	40	51	44	47	41	38	57	41	26	30	23	35	473
富山	20	21	30	27	15	18	19	19	9	19	13	19	229
広島	129	156	178	163	121	133	173	137	63	123	106	116	1,598
山口	54	58	50	67	38	60	72	50	38	37	58	50	632
岡山	78	130	105	97	71	77	111	117	76	60	91	97	1,110
鳥取	21	28	42	32	25	24	36	33	11	19	27	25	323
島根	27	32	28	24	17	23	33	21	18	25	25	20	293
福岡	193	252	261	210	207	191	228	226	126	196	173	219	2,482
北九州	85	79	89	76	54	72	75	78	48	81	86	62	885
佐賀	48	39	54	40	39	33	67	44	27	30	40	30	491
長崎	35	39	59	27	42	35	48	53	42	45	39	27	491
大分	25	44	38	49	35	34	43	44	27	43	41	41	464
熊本	54	110	119	76	61	87	130	73	50	42	56	54	912
鹿児島	49	58	63	77	51	54	71	48	37	55	74	62	699
宮崎	40	76	69	42	37	49	69	59	34	59	37	44	615
沖縄	78	99	104	74	103	85	112	105	69	80	79	89	1,077
宮城	93	119	115	100	104	113	136	92	74	111	105	101	1,263
福島	85	81	110	102	65	77	82	131	71	69	96	64	1,033
山形	36	45	47	36	28	33	38	37	21	32	36	23	412
岩手	33	48	44	38	32	38	53	38	23	40	48	33	468
秋田	25	19	33	34	29	28	41	26	18	14	14	25	306
青森	31	31	45	31	24	29	51	33	19	22	19	19	354
札幌	153	147	150	154	135	130	184	157	99	104	128	119	1,660
函館	24	27	25	27	17	15	38	24	11	26	24	25	283
旭川	26	24	30	29	24	32	29	30	10	22	30	18	304
釧路	28	35	39	43	33	43	53	34	16	28	39	18	409
香川	39	58	57	71	61	49	74	79	27	56	52	61	684
徳島	23	30	32	31	33	30	28	27	26	21	23	20	324
高知	31	38	54	33	16	34	39	44	29	28	26	27	399
愛媛	69	74	84	78	56	67	80	56	38	68	43	49	762
合計	5,672	7,087	6,890	6,240	5,227	5,572	7,421	6,527	4,109	5,215	5,561	5,418	70,939

注) 集計日（平成27年5月8日）時点の件数。

【資料30】 国選弁護事件受案件数（被告人）

地方 事務所	平成26年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	623	642	713	721	637	494	708	718	816	671	617	862	8,222
多摩	109	95	95	120	95	84	113	110	137	88	77	105	1,228
神奈川	116	145	192	158	132	105	199	162	153	125	128	142	1,757
川崎	24	32	42	37	35	28	36	45	63	34	29	25	430
小田原	22	29	41	30	26	30	38	35	33	28	29	47	388
埼玉	158	175	159	178	132	127	181	182	195	153	117	167	1,924
川越	32	26	40	41	37	36	42	32	37	33	43	38	437
千葉	214	185	214	192	177	205	264	199	187	138	196	218	2,389
松戸	49	41	43	52	39	40	63	38	51	46	38	50	550
茨城	94	96	140	134	99	112	147	136	166	125	103	126	1,478
栃木	73	109	100	90	75	79	112	86	93	77	47	75	1,016
群馬	72	92	80	77	60	76	92	84	98	61	66	92	950
静岡	33	29	34	40	44	32	49	42	40	26	13	44	426
沼津	31	52	60	55	47	44	49	38	64	48	32	41	561
浜松	31	50	59	54	48	32	47	31	48	52	35	31	518
山梨	35	29	34	30	29	28	30	29	41	38	34	35	392
長野	72	71	74	75	44	54	73	72	73	55	54	59	776
新潟	65	55	62	75	69	54	70	67	55	66	55	70	763
大阪	453	545	528	546	430	431	663	483	497	466	406	447	5,895
京都	111	143	118	135	103	106	116	112	120	83	109	115	1,371
兵庫	84	93	99	109	94	73	108	105	106	91	96	110	1,168
阪神	28	57	48	44	57	25	48	46	28	41	43	43	508
姫路	51	55	70	57	50	54	78	63	67	54	59	75	733
奈良	40	39	51	49	47	38	65	57	51	33	49	46	565
滋賀	36	59	71	51	39	61	66	53	49	41	46	48	620
和歌山	43	57	49	49	39	39	62	43	50	39	29	33	532
愛知	235	236	265	221	247	188	283	226	252	191	212	244	2,800
三河	62	77	72	95	69	56	90	77	73	64	77	93	905
三重	55	54	77	59	59	64	68	67	87	58	45	47	740
岐阜	44	45	48	55	52	65	76	46	71	66	42	60	670
福井	37	43	28	26	23	22	35	22	35	22	18	19	330
石川	43	39	45	36	40	41	48	37	43	34	32	48	486
富山	13	9	10	20	11	14	16	14	11	15	13	16	162
広島	106	101	137	122	113	84	118	117	103	101	93	120	1,315
山口	31	46	52	43	41	30	50	51	39	46	34	37	500
岡山	69	89	105	86	88	59	92	104	82	68	51	79	972
鳥取	20	21	27	25	15	9	13	21	16	20	14	18	219
島根	18	19	25	36	17	22	46	20	30	24	17	22	296
福岡	172	193	203	207	182	170	205	185	216	160	163	208	2,264
北九州	63	72	79	76	66	61	108	71	101	82	66	71	916
佐賀	27	31	31	36	23	34	40	43	33	25	23	42	388
長崎	29	37	41	30	31	31	35	22	46	41	32	28	403
大分	38	38	44	42	44	35	40	37	45	37	42	26	468
熊本	41	53	74	61	38	50	72	39	59	39	44	59	629
鹿児島	48	44	51	47	61	26	45	42	50	43	44	56	557
宮崎	32	46	43	52	25	41	42	38	39	32	40	32	462
沖縄	56	66	80	54	66	55	70	61	104	78	63	94	847
宮城	81	76	77	90	68	61	92	73	98	51	70	102	939
福島	52	52	61	76	41	56	61	72	101	51	56	73	752
山形	28	31	36	21	21	26	27	36	36	24	24	17	327
岩手	25	28	47	23	24	28	38	26	42	35	33	37	386
秋田	22	18	23	24	35	24	19	21	29	32	8	29	284
青森	26	26	34	24	12	23	28	35	30	24	20	18	300
札幌	94	123	147	140	142	118	157	116	99	96	101	145	1,478
函館	13	19	20	17	14	11	21	18	10	24	17	22	206
旭川	11	19	23	43	32	24	20	26	24	27	20	29	298
釧路	21	34	32	32	36	37	39	33	30	15	32	27	368
香川	74	72	84	76	76	62	82	96	105	87	72	85	971
徳島	19	21	33	25	25	31	30	23	38	28	26	25	324
高知	30	34	54	37	37	25	56	35	44	27	32	42	453
愛媛	58	72	70	77	65	58	89	68	79	73	40	55	804
合計	4,492	4,985	5,494	5,333	4,623	4,228	5,870	5,086	5,618	4,552	4,266	5,269	59,816

注) 被告人の件数は、裁判所から被告人国選の指名通知依頼を「受理」した件数だけでなく、被疑者国選を受任した弁護士が被告人国選まで継続受任した件数も含んでいる。なお、被疑者から継続受任の場合は、被告人国選事件終了後に当該弁護士から報告を得て、遡ってデータを登録する場合があるため、後日、件数が増加することとなる。従って上記は集計日（平成27年5月8日）時点の件数である。

【資料31】

平成26年度常勤弁護士就職説明会等実施状況

日本弁護士連合会、各弁護士会における日本司法支援センター説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
1	平成26年9月	東京都	司法試験合格者	140人
2	10月	東京都	司法試験合格者	90人
3	10月	大阪府	司法試験合格者	30人
4	11月	東京都	司法試験合格者	40人
5	11月	福岡県	司法試験合格者	20人
6	平成26年1月	北海道	司法修習生	20人
7	1月	宮城県	司法修習生	20人
8	2月	広島県	司法修習生	20人
日本司法支援センターによる常勤弁護士就職説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
9	平成26年4月	東京都	司法修習生	20人
10	10月	東京都	司法試験合格者	60人
11	11月	大阪府	司法修習生	30人

※ 日本司法支援センターによる常勤弁護士就職説明会は、ほかに、常勤弁護士が配置されている各日本司法支援センター法律事務所等でも、随時実施している。

※ 参加者数については、概数である。

【資料32】

平成26年度司法研修所選択型実務修習受入状況

番号	修習タイプ名	受入先事務所	受入時期	受入人数
1	法テラス大規模型事務所修習	東京地方事務所	平成26年9月8日～9月12日	4名
2			平成26年9月29日～10月3日	5名
3		大阪地方事務所	平成26年9月8日～9月12日	3名
4			平成26年10月6日～10月10日	3名
5	法テラス中規模型事務所修習	埼玉地方事務所	平成26年9月1日～9月12日	1名
6		千葉地方事務所	平成26年9月8日～9月19日	1名
7			平成26年9月29日～10月10日	1名
8		静岡地方事務所	平成26年8月4日～8月8日	2名
9		広島地方事務所	平成26年10月14日～10月17日	2名
10		福岡地方事務所等	平成26年8月25日～8月29日	2名
11	法テラス小規模型事務所修習	静岡地方事務所浜松支部	平成26年9月1日～9月5日	2名
12			平成26年10月6日～10月10日	2名
13		兵庫地方事務所阪神支部	平成26年9月1日～9月5日	1名
14			平成26年9月29日～10月3日	1名
15		滋賀地方事務所	平成26年10月6日～10月10日	1名
16		三重地方事務所	平成26年10月6日～10月10日	1名
17		沖縄地方事務所	平成26年10月20日～10月24日	2名
18		釧路地方事務所	平成26年8月4日～8月8日	1名
19		香川地方事務所	平成26年9月8日～9月19日	1名
20			平成26年10月6日～10月17日	2名
21		徳島地方事務所	平成26年9月29日～10月3日	3名
22	法テラス過疎地型事務所修習	秩父地域事務所	平成26年9月1日～9月19日	3名
23			平成26年9月29日～10月17日	2名
24		牛久地域事務所	平成26年9月1日～9月5日	1名
25			平成26年9月29日～10月3日	1名
26		下田地域事務所	平成26年9月1日～9月5日	1名
27			平成26年10月6日～10月10日	1名
28		佐渡地域事務所	平成26年8月25日～8月29日	1名
29			平成26年9月29日～10月3日	1名
30		吉岐地域事務所	平成26年8月4日～8月8日	1名
31			平成26年9月29日～10月3日	1名
32		五島地域事務所	平成26年8月18日～8月22日	1名
33			平成26年10月14日～10月17日	1名
34		対馬地域事務所	平成26年9月8日～9月22日	1名
35		高森地域事務所等	平成26年10月6日～10月10日	1名

番号	修習タイプ名	受入先事務所	受入時期	受入人数	
36	法テラス過疎地型事務所修習	宮古島地域事務所	平成26年9月1日～9月12日	1名	
37			平成26年9月29日～10月10日	1名	
38		会津若松地域事務所	平成26年8月25日～8月29日	1名	
39			平成26年9月1日～9月5日	1名	
40			平成26年9月29日～10月10日	1名	
41			平成26年10月14日～10月24日	1名	
42			平成26年10月27日～11月7日	1名	
43			宮古地域事務所	平成26年8月25日～8月29日	1名
44		平成26年10月20日～10月24日		1名	
45		江差地域事務所	平成26年9月8日～9月19日	1名	
46		八雲地域事務所	平成26年8月1日～8月7日	1名	
47			平成26年10月9日～10月16日	1名	
48		須崎地域事務所	平成26年9月1日～9月5日	1名	
49			平成26年10月6日～10月10日	1名	
50		扶助・国選型事務所修習	熊谷地域事務所	平成26年9月8日～9月19日	1名

【資料33】

平成26年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況

番号	法科大学院名	受入先事務所	受入時期	受入人数
1	大阪学院大学法科大学院	滋賀法律事務所	平成26年8月18日～20日、同年9月2日～3日	1名
2	大阪大学大学院	阪神法律事務所	平成26年8月25日～9月5日	1名
3		香川法律事務所	平成26年9月1日～9月12日	1名
4		福島法律事務所	平成26年8月18日～8月28日	1名
5		学習院大学	東京法律事務所	平成26年9月1日～9月5日
6	慶應義塾大学	愛媛法律事務所	平成26年8月25日～8月29日	1名
7		千葉法律事務所	平成26年8月25日～9月5日	1名
8		福島法律事務所	平成26年9月1日～9月5日	1名
9		浜松法律事務所	平成26年8月25日～8月29日	1名
10		宮古法律事務所	平成26年9月8日～9月12日	1名
11		長崎法律事務所	平成26年8月19日～8月26日	1名
12		愛知法律事務所	平成26年9月1日～9月5日	1名
13			平成26年9月8日～9月12日	1名
14	國學院大學大学院	長崎法律事務所	平成26年8月25日～8月29日	1名
15		浜松法律事務所	平成26年8月25日～8月29日	1名
16	駿河台大学法科大学院	会津若松法律事務所	平成26年8月4日～8月8日	1名
17	専修大学法科大学院	東京法律事務所	平成26年9月1日～9月5日	1名
18	創価大学法科大学院	多摩法律事務所	平成26年9月1日～9月5日	1名
19	名古屋大学大学院	岐阜法律事務所	平成26年8月25日～8月29日	1名
20	一橋大学大学院	東京法律事務所	平成26年8月1日、27日、9月1日、4日、18日	1名
21		愛知法律事務所	平成26年9月19日～9月26日	1名
22		岐阜法律事務所	平成26年9月1日～9月5日	1名
23		山口法律事務所	平成26年8月25日～9月2日	1名
24		阪神法律事務所	平成26年8月25日～9月5日	1名
25		多摩法律事務所	平成26年9月8日～9月18日	1名
26	法政大学	牛久法律事務所	平成26年8月11日～8月15日	1名
27	北海道大学大学院	静岡法律事務所	平成26年8月25日～8月29日	1名
28	琉球大学大学院	沖縄法律事務所	平成26年9月8日～9月12日	1名
29			平成26年9月8日～9月13日	1名
30	早稲田大学大学院	福島法律事務所	平成26年8月4日～8月15日	1名
31		下妻法律事務所	平成26年9月1日～9月5日	1名
32		岐阜法律事務所	平成26年9月8日～9月12日	1名
33		長野法律事務所	平成26年8月18日～8月29日	1名
34		鹿屋法律事務所	平成26年8月25日～9月5日	1名
35		安芸法律事務所	平成26年9月1日～9月5日	1名
36		下田法律事務所	平成26年8月25日～8月29日	1名

【資料34】 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

	平成18年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成27年4月1日		
	10月2日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	総数	男	女
東京	237	229	269	321	335	228	208	272	272	199	73
神奈川	26	25	49	78	79	148	145	156	156	104	52
埼玉	19	28	30	34	34	35	36	37	37	29	8
千葉	23	43	43	56	102	92	111	145	145	111	34
茨城	22	31	39	43	49	54	55	64	64	48	16
栃木	15	22	22	31	40	42	51	99	99	78	21
群馬	16	25	25	25	25	25	45	47	47	42	5
静岡	9	34	34	38	52	77	76	93	93	69	24
山梨	14	15	15	14	27	32	38	37	37	27	10
長野	38	42	76	76	75	75	75	75	75	64	11
新潟	17	33	33	47	51	55	56	63	63	52	11
大阪	68	93	90	91	97	96	102	53	53	39	14
京都	29	51	84	94	104	107	108	102	102	74	28
兵庫	41	59	64	63	66	65	65	87	87	73	14
奈良	7	11	20	21	21	44	46	46	46	33	13
滋賀	10	10	10	10	17	18	19	19	19	14	5
和歌山	23	28	28	29	36	35	34	33	33	29	4
愛知	37	60	71	81	106	107	115	134	134	98	36
三重	18	32	32	31	31	31	30	30	30	24	6
岐阜	12	17	21	22	36	39	39	41	41	28	13
福井	12	22	21	23	33	35	36	38	38	30	8
石川	27	28	28	27	32	40	40	43	43	33	10
富山	11	11	11	11	11	11	16	17	17	13	4
広島	10	10	11	12	22	19	28	37	37	25	12
山口	18	16	16	16	16	16	30	6	6	1	5
岡山	21	29	29	27	42	41	50	58	58	44	14
鳥取	12	11	11	10	21	21	24	23	23	19	4
島根	1	14	13	16	17	20	23	28	28	15	13
福岡	70	149	177	187	196	217	226	223	223	170	53
佐賀	13	28	30	32	27	27	39	40	40	32	8
長崎	12	15	15	24	28	34	40	46	46	35	11
大分	6	14	30	42	49	51	53	60	60	43	17
熊本	14	14	18	26	27	25	25	29	29	21	8
鹿児島	28	29	29	27	28	30	43	43	43	35	8
宮崎	16	19	19	19	27	28	28	32	32	24	8
沖縄	13	12	11	11	11	11	35	34	34	28	6
宮城	16	20	19	24	31	31	65	71	71	59	12
福島	1	21	21	27	35	25	24	30	30	24	6
山形	20	20	20	19	30	31	29	47	47	41	6
岩手	7	28	28	27	26	24	24	26	26	22	4
秋田	24	32	33	32	32	38	38	39	39	31	8
青森	4	4	20	21	22	21	24	29	29	23	6
札幌	29	28	41	44	81	91	105	121	121	95	26
函館	13	14	13	12	16	18	27	30	30	26	4
旭川	4	5	6	5	7	16	14	13	13	9	4
釧路	8	17	17	17	19	19	22	23	23	20	3
香川	10	23	37	26	28	31	41	43	43	35	8
徳島	15	23	23	23	36	35	48	46	46	41	5
高知	7	11	18	17	12	20	22	26	26	16	10
愛媛	12	15	19	19	19	23	32	51	51	43	8
合計	1,135	1,570	1,839	2,028	2,364	2,454	2,705	2,985	2,985	2,288	697
前年比	—	138.3%	117.1%	110.3%	116.6%	103.8%	110.2%	110.4%			

【資料35】 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成27年4月1日		
	12月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	総数	男	女
東京	175	181	237	283	335	363	399	451	451	343	108
神奈川	54	67	84	106	128	149	163	197	197	137	60
埼玉	19	31	43	52	59	54	56	66	66	49	17
千葉	64	78	79	76	114	161	179	226	226	184	42
茨城	23	34	46	52	76	82	111	111	111	89	22
栃木	10	19	22	40	56	64	68	92	92	70	22
群馬	38	38	39	40	51	52	77	74	74	63	11
静岡	34	36	37	38	43	44	48	77	77	57	20
山梨	16	18	19	18	28	34	34	38	38	30	8
長野	70	51	61	78	92	92	119	127	127	97	30
新潟	30	33	45	56	69	83	83	83	83	69	14
大阪	77	85	107	125	132	134	137	150	150	115	35
京都	19	50	62	57	91	122	141	137	137	97	40
兵庫	39	41	50	58	64	82	84	103	103	86	17
奈良	13	16	43	45	52	37	42	42	42	32	10
滋賀	18	19	19	20	27	30	30	32	32	24	8
和歌山	26	26	26	28	35	34	33	33	33	29	4
愛知	76	77	79	79	110	117	122	140	140	102	38
三重	24	27	32	38	38	44	50	50	50	40	10
岐阜	16	16	19	20	27	32	31	33	33	22	11
福井	16	18	20	26	29	37	42	47	47	39	8
石川	16	16	30	30	38	39	50	54	54	43	11
富山	15	16	17	17	19	19	20	21	21	18	3
広島	19	44	52	58	88	91	112	129	129	100	29
山口	13	42	46	55	57	66	65	82	82	71	11
岡山	19	22	22	23	38	44	53	64	64	48	16
鳥取	26	23	23	21	23	23	33	43	43	33	10
島根	12	18	20	23	27	29	29	33	33	23	10
福岡	55	102	138	156	164	191	199	215	215	157	58
佐賀	29	29	30	37	37	50	58	60	60	49	11
長崎	49	59	58	60	68	71	75	81	81	69	12
大分	26	30	39	49	58	58	60	71	71	50	21
熊本	59	70	86	100	103	115	131	135	135	108	27
鹿児島	35	33	39	30	36	33	34	42	42	33	9
宮崎	34	47	52	53	84	81	82	87	87	76	11
沖縄	22	27	26	27	29	30	40	42	42	32	10
宮城	11	25	25	35	43	44	74	77	77	66	11
福島	16	19	22	23	23	26	32	39	39	33	6
山形	24	26	26	32	36	37	39	46	46	40	6
岩手	25	27	28	25	25	36	36	34	34	30	4
秋田	13	13	15	14	18	25	26	27	27	22	5
青森	2	4	20	16	24	24	34	26	26	22	4
札幌	51	52	72	72	102	110	126	141	141	112	29
函館	10	11	15	16	20	26	27	30	30	27	3
旭川	15	20	24	28	38	43	43	48	48	43	5
釧路	7	19	24	28	34	39	39	40	40	38	2
香川	19	17	19	26	28	29	28	28	28	23	5
徳島	31	29	28	29	47	46	43	49	49	44	5
高知	10	12	19	23	20	31	32	38	38	29	9
愛媛	27	31	35	35	31	32	31	31	31	28	3
合計	1,547	1,844	2,219	2,476	3,014	3,335	3,700	4,122	4,122	3,241	881
前年比	—	119.2%	120.3%	111.6%	121.7%	110.7%	110.9%	111.4%			

1 本部集合研修

(1) 養成中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
平成26年10月17日	【常勤弁護士赴任前研修】 法律事務所における会計等の手続、スタッフ弁護士の日常業務支援、刑務所対応、弁護士会との連携、地方事務所職員・法律事務所職員との関わり方、事務所のマネジメント、赴任後の業務 等
平成27年1月15日～16日	【常勤弁護士新任業務研修】 総合法律支援法及び第3期中期計画の概要、常勤弁護士の職務、情報提供業務・司法ソーシャルワーク、民事法律扶助業務、国選弁護・付添業務、受託業務、人事制度・手続、情報セキュリティ、法テラスにおける接遇のあり方、先輩スタッフ弁護士からのアドバイス 等
平成26年7月17日～18日 平成27年2月19日～20日	【定期業務研修】 刑事演習、民事演習、グループディスカッション、先輩弁護士の体験談・質疑応答、 弁護士倫理

(2) 裁判員裁判に関する研修

実施日	講義・演習内容
平成26年4月14日 平成26年9月19日	【裁判員裁判事例研究研修】 責任能力と期待可能性、行為責任に関するケースセオリー、情状事件における冒頭陳述 責任能力についての疑い、情状事件のケースセオリー、主質問、反対質問への対応、情状事件における主張と争点整理 等
平成26年5月30日 平成26年11月7日	【裁判員裁判専門研修】 共犯事件における情状弁護、尋問の戦略と技術(否認事件における主尋問及び反対尋問) 等

(3) その他の業務研修

実施日	講義・演習内容
平成26年7月31日～8月1日 平成26年12月11日～12日	【パーソナリティ障害対応研修】 リーガルカウンセリングの技法、困難な当事者への対応、精神医学講義、模擬法律相談、グループディスカッション 等
平成26年10月9日～10日	【民事実務研修】 労働、事務所のマネジメントについて、弁護士会との連携、利益相反、司法ソーシャルワーク、DV・ストーカー被害者に対する支援 等

2 ブロック別研修

(1) 各ブロックの構成

- ① 関東Aブロック: 埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟
- ② 関東Bブロック: 東京・神奈川・千葉・静岡・長野
- ③ 近畿ブロック: 大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山
- ④ 中部ブロック: 愛知・三重・岐阜・福井・富山
- ⑤ 中国ブロック: 広島・山口・岡山・鳥取・島根
- ⑥ 九州ブロック: 福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄
- ⑦ 東北ブロック: 福島・山形・岩手・秋田・青森
- ⑧ 北海道ブロック: 函館・旭川・釧路
- ⑨ 四国ブロック: 香川・徳島・高知・愛媛

※ 常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

(2) 各ブロックにおける研修内容等

関東Aブロック

実施日	講義・演習内容
平成26年4月7日～8日	依存症に関する報告・事例検討、病院での研修・見学(病院院長による講演)、依存症克服経験のある元患者からの体験談 等
平成26年11月14日	関東Aブロック内における法律事務所の事例報告検討、保護観察官及び保護司による講演 等

関東Bブロック

実施日	講義・演習内容
平成26年4月6日～7日	司法と福祉機関との連携に関するパネルディスカッション、各地における関係機関及び弁護士会との連携の活動報告、意見交換等、、成年後見事案に関する各地域のスタッフ弁護士の事例報告会 等
平成26年10月24日～25日	「地域包括支援センターにおける現状と課題、弁護士との連携活動について」、「社会福祉協議会における現状と課題、弁護士との連携活動について」、法テラス下田法律事務所見学、下田支部管内における現状と課題について、実務上の諸問題の報告・検討・意見交換 等

近畿ブロック

実施日	講義・演習内容
平成26年5月29日	① 트레이ニー・トレーナー講習の体験報告、② スタッフ弁護士委員からの報告及び意見交換、③ 講義 「無罪事例における弁護活動の問題点」～女子高生殺人事件での刑事弁護活動を題材として～、④ 近畿ブロックスタッフ弁護士間の意見交換、報告 等
平成26年7月29日	① 「触法高齢者・触法障害者の支援に関する一考察～地域生活定着支援センターの実践から～」、② 社会福祉協議会への外部派遣を振り返って、③ 業務改善のノウハウについて意見交換 等
平成26年11月4日	業務問題改善会議、養成スタ弁激励業務紹介・業務報告など、対応困難者への対処方法 等
平成27年1月28日	障害者福祉における相談支援事業所の役割、南和地域の障害者福祉(特に精神障害者)の状況について 等

中部ブロック

実施日	講義・演習内容
平成26年5月14日	①事件処理の過程で気づかされた事例集(準ヒヤリ・ハット)、②興味深い引継案件について、③司法ソーシャルワーク実務トレーニー・トレーナー実践報告、④はじめての刑事弁護at岐阜 等
平成26年7月28日	①離島でのスタッフ弁護士業務、②農地関係事件の注意点について～経験の基づく集積のまとめ～、③事件引継にあたっての注意点等～ヒヤリハット事例～、④生活保護申請に係る審査請求事件についての報告、⑤全国経験交流会において報告する事例・意見交換会等について議論 等
平成26年11月21日	刑事事件の経験談、少年否認事件について、福井の現状と課題、法テラス魚津の取り組みについて 等

中国ブロック

実施日	講義・演習内容
平成26年4月24日～25日	更生保護制度の概要、更生保護施設の見学と講義、地域生活定着支援センターの活動、調査支援委員会の活動、矯正施設出所者の支援について意見交換、ヒヤリハット、引継問題に関する意見交換、パーソナルサポートセンターの活動、島根県社会福祉協議会への外部派遣を振り返って 等
平成26年11月27日～28日	DVIについて、面会交流について、債務整理について 等

九州ブロック

実施日	講義・演習内容
平成26年4月26日	①知的障がい者の刑事事件(無罪判決)の報告、②自白の信用性が否定された少年事件(不処分決定)の報告、③アスペルガー障がい者の裁判員裁判事件(心神耗弱)とその後の医療観察法事件の報告 等
平成26年11月21日	講義・ワークショップ、常勤弁護士間の意見交換・報告 等

北海道・東北ブロック合同

実施日	講義・演習内容
平成26年10月24日	弁護士の講話、各関係福祉機関からの発表、司法ソーシャルワーク座談会、質疑・応答 等

四国ブロック

実施日	講義・演習内容
平成26年5月23日～24日	①知的障害児施設の見学、②民事事件に関する活動報告及び意見交換、③連携などの活動報告及び意見交換、④地域生活定着支援センター長の講演、⑤刑事事件に関する活動報告及び意見交換 等
平成26年10月31日 ～11月1日	刑事事件における常習性と依存症の関係、民事扶助・刑事事件等の活動報告・意見交換、法教育・消費者教育等の実践事例、民事執行・保全の実務、四国ブロック常勤弁護士間の経験交流 等

【資料37】平成26年度地方協議会開催一覧

	地方事務所名	開催日時		主な内容等	参加者数	開催地 (市町村名)
1	東京	平成26年11月12日	13:00～16:30	・東京都の高齢者福祉課職員を対象とした司法ソーシャルワークを普及・拡充させるための高齢者福祉に関する協議会 ・スタッフ弁護士の活動紹介及び意見交換会	25名	新宿区
2	東京 (多摩支部)	平成26年10月23日	13:30～15:30	・法テラス業務説明と実績紹介 ・事前アンケートに基づく高齢者・障がい者への法的支援及び出張相談や電話ガイド等についての意見交換	13名	立川市
3	神奈川	平成26年11月10日	14:00～16:30	・DV・ストーカー等の困難事案への対応方法をテーマに協議会開催 ・連携の在り方についてパネルディスカッション等の実施 ・意見交換	128名	横浜市
4	神奈川	平成27年3月27日	9:30～10:30	・県や市、県警、NPO法人、弁護士会を招いての犯罪被害者支援関係の業務説明・質疑応答。 ・犯罪被害者支援の事例検討 ・意見交換会	7名	横浜市
5	埼玉	平成26年10月16日	14:00～16:15	・DVD上映による業務説明、業務報告(対談形式・声劇)の実施 ・事前アンケートを基にQ&A(事前質問に対する回答集)の作成・配布 各機関との連携を深めるための事例検討会の開催	136名	さいたま市
6	埼玉	平成27年1月22日	14:00～16:20	・法テラス秩父の利用方法と基調報告 ・質疑応答	24名	秩父市
7	埼玉 (川越支部)	平成26年11月10日	13:30～15:30	・DVD上映による業務説明や実績の報告 ・情報提供業務の実演と事例報告 ・質疑応答	33名	川越市
8	千葉	平成26年11月27日	14:00～16:00	・県西部において高齢者・障がい者への法的支援と関係機関連携をテーマに福祉関係者等を招いて開催 ・常勤弁護士講演はクイズ形式を用い、消費者問題に関する様々な事例・解決策を紹介	7名	旭市
9	茨城	平成26年6月25日	13:30～15:30	・基調報告(法テラス制度の活用例、具体的には常勤弁護士が関係機関と連携して取組んだ事案について報告) ・意見交換	25名	牛久市
10	茨城	平成26年7月29日	13:30～15:30	同上	15名	下妻市
11	茨城	平成26年10月22日	13:30～15:30	・法テラスからの基調報告。テーマ:①成年後見、遺言・相続。②離婚。③高齢者 ・意見交換	123名	水戸市
12	栃木	平成27年2月13日	14:00～16:00	・地方事務所の実績報告及び常勤弁護士が司法ソーシャルワークに関する報告	53名	宇都宮市
13	群馬	平成26年12月1日	13:30～16:30	・「司法ソーシャルワーク 関係機関との連携」をテーマに、刑事司法と被疑者、被告人への社会復帰や高齢者・障がい者へのアウトリーチについて講演・意見交換	59名	前橋市
14	群馬	平成27年1月30日	13:30～15:30	・群馬県の中心部から離れた沼田市で協議会を行い司法アクセスを身近に感じてもらえることを目的に法テラス群馬から出向いて、業務説明を行った。	25名	沼田市
15	静岡	平成27年2月25日	14:00～17:00	・法テラス静岡の業務報告 ・多摩大学大学院教授からの基調報告「弱者にやさしいまちづくり」 ・一般社団法人やNPO法人からの報告 ・意見交換	48名	静岡市
16	静岡 (沼津支部)	平成26年2月4日	14:00～16:00	・業務説明・報告を行い、司法ソーシャルワークの概要説明 ・地方包括支援センターとの連携状況を報告	30名	沼津市
17	静岡 (浜松支部)	平成27年2月16日	14:00～16:00	・業務実績報告、高齢者の抱える法的トラブルについての説明 ・質疑応答による関係機関との連携構築	52名	浜松市
18	山梨	平成26年10月16日	14:00～16:00	・犯罪被害者支援をテーマに、被害者支援センターからの講演、関係機関の取組発表、法テラスの業務 ・報告意見交換や質疑応答	40名	甲府市
19	長野	平成27年2月18日	13:30～15:30	・業務概要説明及び常勤弁護士から関係機関との連携について説明 ・女性相談センター所長からDV被害者支援の法律相談状況に関する講話により支援事業の現場の課題を共有	30名	長野市
20	新潟	平成26年6月16日	13:30～15:30	・民事法律扶助制度の説明、阿賀野市における相談業務の現状、弁護士会・司法書士会の阿賀野市における活動状況、事例検討及び事前質問に対する検討、質疑応答	23名	阿賀野市
21	新潟	平成26年11月6日	14:00～16:00	・民事法律扶助等業務説明(DVD上映を含む)、弁護士会及び司法書士会の活動状況報告 ・意見交換会の実施	17名	村上市

	地方事務所名	開催日時		主な内容等	参加者数	開催地 (市町村名)
22	大阪	平成27年1月21日	10:00～12:00	・地方事務所の業務実績報告、弁護士会、司法書士会、社会福祉士からの司法ソーシャルワークに関する「高齢者虐待」、「児童虐待」、「成年後見」などの事例を紹介 ・意見交換	54名	大阪市
23	京都	平成27年1月23日	13:30～15:30	・司法ソーシャルワークのうち、特に外出困難な高齢者対策について法テラスの取組紹介、弁護士会の講演	24名	京都市
24	兵庫	平成26年10月23日	14:00～16:30	・業務報告、福祉と司法の連携方法に関する現状報告、高齢者支援に関する協議の実施	85名	明石市
25	奈良	平成26年11月12日	13:00～16:00	・映画の上映、上映後映画を基に相続・遺言・成年後見・消費者被害等の法律講義をシンポジウム形式で開催	140名	奈良市
26	奈良	平成27年1月29日	13:30～16:00	・高齢者・障がい者支援の団体や自治体等関係機関に対する基調講演及びシンポジウム ・要支援者への支援(法的支援を含む)を広げるための意見交換、具体的方策の検討	74名	奈良市
27	奈良	平成27年2月4日	13:30～16:00	同上	44名	橿原市
28	滋賀	平成26年11月28日	14:00～16:00	・県北部地域との連携強化のため、同地域に向いて法テラスの主要業務及び実績を説明、常勤弁護士による司法ソーシャルワークの概説、事例説明	25名	彦根市
29	和歌山	平成26年11月25日	14:00～15:30	・「生活保護と法律相談」をテーマに司法ソーシャルワークの取組、情報提供、出張相談等の業務説明 ・意見交換等	14名	和歌山市
30	和歌山	平成26年12月9日	13:30～15:00	・「女性、子供、DV」をテーマに司法ソーシャルワークの取組、情報提供、出張相談等に関する業務説明 ・意見交換等	18名	和歌山市
31	和歌山	平成27年1月13日	14:00～15:30	・「成年後見」をテーマに司法ソーシャルワークの取組、情報提供、出張相談等に関する業務説明 ・意見交換等を実施	16名	和歌山市
32	愛知	平成26年12月4日	13:30～16:30	・高齢者・障がい者をテーマに司法書士・弁護士が事例紹介 ・関係機関との意見交換会を実施	41名	半田市
33	愛知	平成27年2月6日	13:30～16:30	同上	47名	一宮市
34	愛知 (三河支部)	平成26年11月28日	13:30～16:00	・高齢者・障がい者支援をテーマとして高齢者・障がい者と接する機会が多い民生委員を対象に弁護士会等からの活動報告 ・意見交換を実施	41名	岡崎市
35	三重	平成26年11月12日	14:00～16:00	・東紀州地域(尾鷲市・熊野市・紀北町・御浜町・紀宝町)関係機関の相談窓口担当者に対して業務説明 ・意見交換会を実施	11名	尾鷲市
36	岐阜	平成27年2月9日	13:30～15:30	・下呂市における介護支援専門員を対象とした業務説明会、下呂市民が利用しやすい司法ソーシャルワークをテーマに岐阜弁護士会の取組みと事例検討について講義・意見交換会を実施	35名	下呂市
37	岐阜	平成27年2月13日	13:30～15:30	・日常生活自立支援事業生活支援員等を対象とした岐阜市社会福祉協議会への業務説明会、身近な法的トラブルをテーマとした講義・意見交換会を実施	55名	岐阜市
38	岐阜	平成27年2月17日	10:30～12:00	・ケアプランセンター和光会の介護支援専門員を対象とした業務説明会、成年後見をテーマとした講義・意見交換会を実施	30名	岐阜市
39	岐阜	平成27年2月24日	18:00～19:30	・司法書士に対する業務説明会	30名	岐阜市
40	岐阜	平成27年3月3日	10:45～12:00	・岐阜市行政評価事務所の行政相談員等を対象とした業務説明会、境界紛争をテーマとした講義 ・意見交換会を実施	35名	岐阜市
41	岐阜	平成27年3月4日	11:00～12:00	・各務原市まちづくり推進課職員等を対象とした業務説明会、女性と人権をテーマとした講義 ・意見交換会を実施	17名	各務原市
42	岐阜	平成27年3月6日	13:30～15:00	・民生委員及び地域包括新センター職員を対象とした業務説明会、多重債務問題解決をテーマとした講義 ・意見交換会を実施	70名	岐阜市
43	福井	平成26年12月9日	13:30～15:30	・法テラスの業務説明 ・常勤弁護士による司法ソーシャルワークについての説明、参加者との意見交換を実施	19名	福井市

	地方事務所名	開催日時		主な内容等	参加者数	開催地 (市町村名)
44	石川	平成26年7月31日	13:30～15:10	・各機関・団体における取組状況報告、民事法律扶助及び情報提供業務報告、窓口相談全般に関する意見交換を実施	23名	金沢市
45	石川	平成26年9月9日	13:30～14:40	・民事法律扶助制度及び情報提供業務の案内 ・各機関・団体相談窓口の取組み状況の報告会を実施	12名	七尾市
46	石川	平成26年11月18日	13:30～15:00	・労働基準監督署・労働組合連合会の職員を対象に未払賃金・解雇等の労働関係のトラブルを中心に業務報告意見交換を実施	6名	加賀市
47	富山	平成26年6月24日	14:00～16:30	・業務概況、講演「離婚及び親子に関する調停制度と家庭裁判所調査官の活動」(講師:富山家庭裁判所次席裁判所調査官 大淵俊明)、「離婚に関する諸問題」(講師:富山県弁護士会所属弁護士 小股清香)、質疑応答・意見交換	30名	富山市
48	富山	平成26年11月28日	14:00～16:35	・地域事務所所在地において、地域福祉と司法との連携をテーマに説明会形式での協議会を開催 ・DVDの視聴や被災地・岡山での研修体験に基づく報告を実施	14名	魚津市
49	広島	平成26年6月25日	13:30～15:30	・業務実績報告、法律事務所活動報告、議事「法テラスが目指すアウトリーチ～法テラスがより身近になるために～(ロールプレイング形式)」、意見交換、質疑応答	77名	広島市
50	山口	平成26年10月24日	13:30～15:30	1部目:業務概要・実績報告・スタッフ弁護士の取組み等業務説明 2部目:高齢者・障がい者等の支援について地区別グループによる意見交換会	1部:100名 2部:86名	山口市
51	岡山	平成26年4月24日	13:30～14:30	・平成26年岡山県女性相談所第1回女性相談員等連絡会議における法テラス業務説明	66名	岡山市
52	岡山	平成27年2月24日	14:00～15:15	・業務報告、連携及び高齢者・障がい者の出張相談等の説明	50名	倉敷市
53	鳥取	平成26年11月4日	14:00～16:00	・智頭町において役場および関連機関・団体等の高齢者・障がい者支援をはじめ住民サービス担う職員との意見交換 ・法テラスの業務説明・鳥取地方事務所の実績報告等	20名	智頭町
54	鳥取	平成26年11月20日	13:30～15:30	・南部町において役場および関連機関・団体等の高齢者・障がい者支援をはじめ住民サービス担う職員との意見交換 ・法テラスの業務説明・鳥取地方事務所の実績報告等	20名	南部町
55	鳥取	平成26年11月28日	14:00～16:20	・大山町において役場および関連機関・団体等の高齢者・障がい者支援をはじめ住民サービス担う職員との意見交換 ・法テラスの業務説明・鳥取地方事務所の実績報告等	20名	大山町
56	島根	平成26年6月18日	13:30～15:30	・平成25年度活動報告・業務実績報告、講演「福祉と司法のかかわり～独法障がい者にどう向き合うか～」(島根県地域生活定着支援センター係長 河井俊和、松本信乃常勤弁護士、三浦益隆常勤弁護士)、意見交換・質疑応答	36名	松江市
57	島根	平成26年11月17日	13:30～15:30	・法テラスの業務報告及びスタッフ弁護士による活動報告を実施 ・浜田市健康福祉部の方と社会福祉協議会の方から後見人についての講演、意見交換及び質疑応答を実施	31名	浜田市
58	福岡	平成26年12月5日	14:00～16:30	・高齢者・障がい者支援における福祉関係機関との連携を目的とする業務報告及び成年後見に関する基調講演を実施 ・弁護士・司法書士・保健福祉センター・記者をパネリストとするパネルディスカッションを実施	134名	福岡市
59	福岡 (北九州支部)	平成27年1月21日	14:00～16:00	・北九州支部の概況説明及び司法ソーシャルワークの取組みについて説明 ・社会福祉協議会担当者及び地域包括支援センター担当者からの事例報告	79名	北九州市
60	佐賀	平成26年11月26日	13:30～15:30	・業務内容、業務実績説明、常勤弁護士制度説明及び「司法ソーシャルワーク」をテーマとした常勤弁護士による講演、事前アンケート結果報告及びその結果に基づくパネルディスカッションを実施	33名	佐賀市
61	佐賀	平成27年1月19日	13:30～15:45	・労働紛争の解決制度について、法テラス、労働局、裁判所、法務局、弁護士会などの機関が制度運用を説明の上協議	15名	佐賀市
62	長崎	平成26年9月24日	10:00～11:30	・長崎被害者支援センター役員に対し、常勤弁護士・事務局長・担当係員が法テラスの犯罪被害者支援業務や民事法律扶助業務の説明を行った。 ・法テラスへの電話の掛け方(地方事務所とCCの被害者専用ダイヤル)や、精通弁護士取次ぎにあたっての注意点のほか、心理的側面の援助をどのようにするかなどについて意見交換を行った。	3名	長崎市
63	長崎	平成27年3月12日	13:00～15:00	・子どもの権利擁護を中心に協議会を開催 ・児童相談所の活動報告、未成年後見人制度の説明、法テラスが取り組む扶助業務、受託業務についての説明	24名	長崎市
64	大分	平成26年10月22日	14:00～16:00	・取扱業務の紹介、業務報告 ・関係機関との意見交換及び質疑応答の実施	32名	大分市
65	大分	平成27年2月13日	14:00～16:00	・法テラスの実績報告・業務説明 ・高齢者・障がい者の法的支援をテーマとする参加機関担当者からの窓口紹介、連携事例等の説明、テーマに関する議論	15名	臼杵市

	地方事務所名	開催日時		主な内容等	参加者数	開催地 (市町村名)
66	熊本	平成26年11月28日	14:00～16:00	・法テラスの実績報告・業務説明 ・常勤弁護士による講演。成年後見制度の活用について講演し、司法ソーシャルワークの説明と関係機関との連携について説明を行う。 ・質疑応答	21名	天草市
67	鹿児島	平成26年10月14日	13:30～15:30	・司法書士会と連携の上、契約トラブルの問題解決・多重債務や後見制度等の法的な問題の解説と法テラスの業務説明・DVD視聴等の広報活動	17名	鹿児島市
68	鹿児島	平成27年1月23日	13:30～15:30	・DVDを使用した法テラスの業務説明 ・法教育の必要性、実践方法及び今後の課題等について弁護士会法教育委員会委員長による講演、意見交換を実施	75名	鹿児島市
69	宮崎	平成27年6月19日	13:30～15:30	・司法過疎地への業務説明を目的に村役場職員や福祉協議会職員を対象に業務説明や講演を行い、質疑応答を実施した。	8名	諸塚村
70	宮崎	平成27年1月23日	14:00～16:00	・法テラスの業務説明及び高齢者・障がい者支援における法的支援と連携の必要性をテーマに講演、質疑応答を実施	35名	宮崎市
71	沖縄	平成26年6月27日	13:00～14:00	・法テラスにおける被害者支援業務の説明意見 ・意見交換や質疑応答を行った。	30名	那覇市
72	沖縄	平成26年10月21日	14:30～15:30	・那覇市地域包括支援センター相談協力員を対象に法テラスの業務説明や弁護士会、司法書士会と共同して、法律分野を担当する3機関の役割について紹介。 ・関係機関との意見交換や質疑応答を行った。	25名	那覇市
73	沖縄	平成26年11月19日	14:00～15:00	・民生委員を対象に法テラスの業務説明や弁護士会、司法書士会と共同して、法律分野を担当する3機関の役割について紹介。 ・関係機関との意見交換や質疑応答を行った。	10名	那覇市
74	沖縄	平成27年1月20日	10:00～10:45	・那覇市の高齢福祉課と生活保護課職員を対象に法テラスの業務説明や弁護士会、司法書士会と共同して、法律分野を担当する3機関の役割について紹介。 ・関係機関との意見交換や質疑応答を行った。	7名	那覇市
75	沖縄	平成27年2月24日	14:00～15:40	・情報提供業務と民事法律扶助業務を中心に法テラスの利用方法に関する説明を実施 ・事前アンケートを基に地域包括支援センター職員に対する事例検討会を実施	9名	那覇市
76	宮城	平成27年2月13日	13:30～15:30	・平成26年度業務報告(震災法律援助業務を含む)を実施 ・高齢者・障がい者の権利に関する弁護士講演の後、関係機関との連携に関する意見交換会を実施	89名	仙台市
77	福島	平成26年10月31日	13:30～15:30	・高齢者、障がい者に対する司法サービスをテーマに、高齢者障がい者の虐待事例や消費生活被害事例等4事例を4グループで検討・意見交換を実施	18名	白河市
78	山形	平成26年10月28日	13:30～15:00	・DVDを使用した業務説明及び高齢者・障がい者向け出張相談に関する説明・意見交換を実施	16名	鶴岡市
79	山形	平成26年11月17日	14:00～15:30	・DVDを使用した業務説明及び高齢者・障がい者向け出張相談に関する説明・意見交換を実施 ・司法ソーシャルワークに関する事例検討による実践的な協議会を実施	24名	山形市
80	岩手	平成27年2月6日	13:30～16:30	・法テラスの業務報告や今後被災地支援事業の発展に寄与する岩手県との連携事業について協議会を実施	35名	大船渡市
81	秋田	平成26年10月14日	13:30～15:00	・法テラス秋田の業務報告及び利用方法に関する説明等広報活動 ・関係機関との連携のあり方と実践を考える説明会を実施 ・常勤弁護士による司法ソーシャルワークの事例報告・意見交換会を実施	51名	秋田市
82	秋田	平成26年12月3日	13:30～15:30	・情報提供業務と民事法律扶助業務の利用方法を中心として業務報告。 ・スタッフ弁護士と関係機関の連携事例報告 ・事例検討や意見交換を実施。	20名	秋田市
83	青森	平成26年10月17日	14:00～16:00	・特に震災法律援助制度周知(利用要件等)に力を入れた業務報告を実施 ・寸劇による出張相談の流れなどを説明	22名	八戸市
84	青森	平成27年2月2日	13:00～15:00	・法テラスの業務説明及び常勤弁護士の活動について事例を示して報告 ・法テラス利用に関して寸劇を用いて説明	48名	青森市
85	札幌	平成26年10月29日	13:30～15:30	・法テラスの業務説明、司法ソーシャルワークの講演及び弁護士会の活動報告 ・「成年後見」「虐待」「消費者被害」「精神保健」の4分科会による事例検討や意見交換会等を実施	180名	札幌市
86	函館	平成26年10月29日	13:30～15:30	・法テラスの業務改善に向けた取組、スタッフ弁護士や関係機関から各取組について報告を受け意見交換を実施(参加者は50超の関係機関)	70名	函館市
87	旭川	平成26年8月29日	14:00～16:10	・法テラスの実績報告、DVD視聴による業務説明、参加関係機関(弁護士・司法書士を含む)全18機関から事業紹介・近況報告、地方事務所情報提供業務の事例紹介、サンプル事例を用いた連携のためのロールプレイングの実施	22名	紋別市

	地方事務所名	開催日時		主な内容等	参加者数	開催地 (市町村名)
88	旭川	平成26年10月17日	14:00~16:10	・管内自治体の47機関61名を対象に事業報告・業務紹介(司法ソーシャルワークについて声劇を用いて実施)・事例検討・DVD視聴・関係機関からの報告を実施	61名	旭川市
89	釧路	平成26年10月23日	14:00~16:00	・法テラス釧路の業務説明、詳細な司法ソーシャルワークに関する説明会開催 ・各関係機関からの事前アンケートを資料を基に成年後見に関する意見交換会を実施	30名	帯広市
90	釧路	平成26年11月6日	14:00~16:00	同上	28名	北見市
91	釧路	平成26年11月11日	14:00~16:00	同上	59名	釧路市
92	徳島	平成26年12月12日	13:30~15:30	・法テラスの業務報告、司法ソーシャルワークについての説明等を行い、パネルディスカッションを実施 ・事務所見学やパネル展を実施	84名	徳島市
93	高知	平成26年4月24日	13:40~15:40	・中村地域において業務説明及び常勤弁護士による関係機関との連携活動報告を実施	26名	四万十市
94	高知	平成26年6月12日	13:30~15:30	・法テラス高知の高齢者・障害者関係業務の説明、高知弁護士会「ひまわりあんしん事業」について紹介・報告(高知弁護士会高齢者・障がい者支援センター「くるみ」運営委員会副委員長 高野亜紀)、常勤弁護士による具体的事例検討会を開催	42名	高知市
95	高知	平成26年9月18日	14:00~16:00	・地域移行支援分会(触法者の地域移行を支援する機関・団体とこれら機関を活用とする弁護士等が一堂に会して協議)を討議形式で実施	14名	高知市
96	高知	平成26年11月11日	14:00~16:00	・子供に関する関係機関の担当者に、高知弁護士会や法テラスの子ども支援の活動及び業務の説明を行い、今後の関係機関との連携を構築するために子ども分会を討議形式により開催	40名	高知市
97	高知	平成27年2月18日	13:30~15:30	・須崎地区の子供に関する支援活動を行っている関係機関の担当者に、高知弁護士会や法テラスの活動及び業務の説明を行い、今後の関係機関との連携を構築するために須崎子ども分会を討議形式により開催	24名	須崎市
98	高知	平成27年3月4日	14:00~16:00	・第2回地域移行支援分会(触法者の地域移行を支援する機関・団体とこれら機関を活用とする弁護士等が一堂に会して協議)を討議形式で実施	15名	高知市
99	愛媛	平成26年11月12日	13:15~15:30	・法テラスの業務報告、「法テラスと弁護士とのよりよい関係を求めて」とする弁護士会からの講演、関係機関との連携協力関係の構築や地域住民が抱える法的トラブルへの対応に関する意見交換等を実施	64名	松山市

平成26年度地方協議会参考事例一覧

1. 北海道ブロック

事務所	日時	参考事例
札幌	平成26年10月29日	法曹関係や福祉関係担当者に限らず、幅広い分野の方々が出席し、参加人数180名の大規模な協議を開催した。 業務説明はDVDを使用して行い、分かりやすい内容にするなど工夫している。 その後、成年後見、虐待、消費者被害、精神保健支援の分科会を行い、パワーポイントで作成した紙芝居風映像を使って具体的事例を紹介し、出席者が協議しやすいよう工夫している。
函館	平成26年10月29日	50を超える関係機関の方が出席し、大規模に地方協議会を実施した。 関係機関の方から犯罪被害者支援・生活保護・消費者問題等について幅広く報告をしてもらった上で、協議ができたことにより、関係機関との連携強化に関する有効であったと思われる。地方紙に掲載され、広報活動の面でも充実していた。
旭川	平成26年10月17日	業務説明・実績報告に加え、声劇を行い高齢者の方を例にとり出張相談サービスを分かりやすく説明している。 地方事務所情報提供業務でのサンプル事例を用いた連携協働のための関係機関との意見交換などを充実させた。
釧路	平成26年10月23日	成年後見を中心に、司法ソーシャルワークの説明を詳しく行い業務説明会を充実させた。民事法律扶助については、資力要件について詳しく説明しており、関係機関でも資力確認ができるよう資料を配布し、法テラスを紹介しやすくしている。 帯広市・北見市・釧路市の3市で協議会を開催し、パンフレット等を配布し、それぞれの地区において広報活動を充実させた。
	平成26年11月6日	
	平成26年11月11日	

2. 東北ブロック

事務所	日時	参考事例
宮城	平成27年2月13日	震災法律援助業務も含め細かな部分まで図表を使い分かりやすく業務報告を行うことができた。 高齢者・障がい者についての権利擁護と相談支援について、仙台弁護士会の弁護士が講演を行い、相談支援など関係機関との連携の在り方について分かりやすい講演となっていた。
福島	平成26年10月31日	業務説明では、法テラスのみではなく、弁護士会や司法書士会にも業務説明を行ってもらい、種々の司法サービスをより身近に利用していただけるよう工夫されている。 後半のグループ討論では高齢者・障がい者への虐待や消費生活被害のケースや身寄りがない高齢者等の事例を基に少人数グループに分かれて検討・意見交換を行った結果、事後アンケートでは①片道1時間半かかるような過疎地でも出張相談できることは知らなかった。②法律相談に敷居が高かったが、すぐに法律相談をしても良いことが分かり、事例も充実していた。旨の意見が寄せられていた。
山形	平成26年10月28日	庄内地区と山形地区の2か所で開催し、DVDやパワーポイントを使って高齢者・障がい者向け出張相談など細かい部分まで業務説明や意見交換を行っている。 山形地区で開催した際には、司法ソーシャルワークについての事例検討を行い、より実践的な協議会を行った。
	平成26年11月17日	
秋田	平成26年10月14日	関係機関との連携を考慮する際「ふくおかリーガルエイドプログラム」という福岡地方事務所での取組みを事例に挙げて、連携のあり方や仕組みを考慮し、それをパワーポイントによって分かりやすく説明している。 司法ソーシャルワークに関しては、事前アンケートで関係機関の意見を聞き、資料に掲載しているため、各機関の司法ソーシャルワークに対する考え方がよく分かる資料になっている。
青森	平成26年10月17日	業務報告や説明を行う上で、特に震災法律援助制度の紹介をし、周知させる活動を行った。資料もパワーポイントで分かりやすくまとめており、とても見やすい資料となっている。 寸劇を行い、出張相談の利用ができることを周知させるとともに、地域包括センターとの連携を描いている。
	平成27年2月2日	常勤弁護士の活動報告では、常勤弁護士が事例を挙げて報告することで関係機関との連携の有効性を説明した。また、法テラスの利用を促すため職員が寸劇を行い、分かりやすいとの評価をもらった。

3. 関東ブロック

事務所	日時	参考事例
東京	平成26年11月12日	都の高齢者福祉課の職員を対象に、高齢者福祉にテーマを絞った、関心の高い議題での協議会を行うことにより、出席者に司法ソーシャルワークの有効性についてよく理解してもらうことができた。 常勤弁護士の活動報告では、同課との連携事例を挙げて法律の専門家との連携の有効性を説明することにより、協議後に常勤弁護士との連携の申し入れがなされた。
多摩	平成26年10月23日	事前アンケートや出張相談を利用された社会福祉協議会の方の感想を踏まえて、高齢者・障がい者への法的支援について意見交換を行い、関係機関との連携について、実践的な意見交換ができた。
神奈川	平成26年11月10日	DV・ストーカー等の困難事案への対応方法をテーマに、心理学専門の方や女性に対する暴力事案に詳しい方を協議会に招いて、協議会を行い、また、パネルディスカッションを実施するなど連携の在り方やDV・ストーカー等の困難事案に対する対応方法等について充実した意見交換を行った。 多数の市町村・関係機関から参加していただいた方々（128名）にパンフレットを配布し、広報活動に力を入れた。
埼玉	平成26年10月16日	事前アンケートについてはQ&Aを作成し、地方協議会で配布しており、参加者の好評を得た。 事例報告については、常勤弁護士と地域包括支援センターの職員の方との対談形式で実施し、また、情報提供業務についても、窓口対応専門職員と常勤弁護士（利用者役）による寸劇を行い、参加者の興味と理解が得られるよう工夫している。事後アンケートについてもQ&Aを作成し、参加者に送付してフィードバックを行っている。
千葉	平成26年11月10日	県西部に出向いて開催し、民事法律扶助業務の業務説明では、具体的な資力基準や出張相談の要件について、利用対象者が具体的に分かるように細かく説明した。 常勤弁護士の講演は、クイズを出したり、消費者問題に関して様々な事例を紹介して解決策をまとめたりして、とても興味を引くものになっている。
栃木	平成27年2月13日	司法ソーシャルワークに取り組んでいる東京法律事務所の常勤弁護士を講師に迎え、ケースごとに事例を紹介して、協議会出席者に司法ソーシャルワークを分かりやすく説明した。また、常勤弁護士が司法ソーシャルワークに専門的に取り組むことができる状況を説明して、法テラスとの連携を促した。
群馬	平成26年12月1日	地方協議会の開催に当たり、事前に弁護士会、司法書士会、社会福祉協議会との合同勉強会に参加して、あらかじめ関係機関との構築を図った。 司法ソーシャルワーク・関係機関の連携をテーマに開催し、関係機関の方から再犯防止等の社会復帰支援や関係機関との連携活動について報告してもらうなど実践的な協議会を行った。
沼津	平成27年2月4日	福祉関係者を対象に、司法ソーシャルワークの取組及び地方包括支援センターとの連携を事例に挙げて説明することで、協議会出席者に法テラスとの司法ソーシャルワークにおける連携の有効性を認識してもらうことができた。
山梨	平成26年10月16日	昨年度、一昨年度はテーマを障がい者・高齢者にしていたため、今年度はテーマを犯罪被害者支援に変えて行った。 被害者支援センターの方の講演や関係機関報告を行い、各関係機関の取組を理解することで、連携の在り方を考えることができた。
長野	平成27年2月18日	法テラスとの重要な関係機関である女性相談センターの職員から講話をしてもらうことで、支援事業の現場の課題について共有を図った。

4. 中部ブロック

事務所	日時	参考事例
愛知	平成26年12月4日	<p>地方都市で協議会を開催したが、大都市に比べて福祉分野のニーズがあるにもかかわらず、法テラスの認知度が低かったため、法テラスの業務内容や活動の認識を広める効果があった。</p> <p>また、司法書士及び弁護士が高齢者・障がい者に関するトラブルについて事例を発表し、法テラスを利用した諸問題の法的解決や関係機関との連携について、参加者に説明した。</p>
	平成27年2月6日	
三重	平成26年11月12日	<p>実際に法テラスの援助が必要な方と直接関わっている相談窓口職員の方々を協議会に招き、充実した協議会を実施した。</p> <p>その結果、事前アンケートでは法テラスの業務に関しての認知度がまだ低かったが協議会開催後は、法テラスの業務内容を理解いただき、ほとんどの方々から法テラスとの連携が可能であると回答が得られた。</p>
石川	平成26年11月18日	<p>労働者側に立つ労働基準監督署・労働組合連合会の方々や経営者側に立つ商工会議所の方々等を招き、各参加者からの相談窓口の取組状況報告や意見交換を行い、労働関係等のトラブル対応について連携を強化した。</p>
富山	平成26年11月28日	<p>DVDの視聴をしてもらい、分かりやすく業務説明を行った。</p> <p>活動報告では、研修で体験した被災地の現状やそれに対する法テラスの支援をパワーポイントや写真を使い分かりやすく説明した。</p> <p>また、スタッフ弁護士のトレーニー・トレーナー制度で体験した岡山の活動報告については、参加者からは好評をいただき、協議会閉会後も出席者の多くがこれに関連する話題で意見交換をされていた。</p>

5. 近畿ブロック

事務所	日時	参考事例
大阪	平成27年1月21日	司法ソーシャルワークをテーマとして開催し、「高齢者虐待」「児童虐待」「成年後見」などの各問題に積極的に取り組んでいる弁護士、司法書士、社会福祉士の方から事例を挙げて説明してもらうことで、出席者に司法ソーシャルワークに関わる諸問題について具体的なイメージを持ってもらい、関係機関の連携の有効性を深めることができた。
京都	平成27年1月23日	法テラスが一部の地区で行っている、外出困難な高齢者のための出張相談モデル事業の対象者・対象地域の拡大を目指して開催し、担い手となっている弁護士の方から、現場の実情について説明してもらい、関係機関に協力を要請した。また、本モデル事業に関する事前アンケート及びその回答を行うことで、活発な意見交換を行うことができた。
兵庫	平成26年10月23日	福祉と司法の連携方法（高齢者等の法的支援）をテーマに開催し、高齢者支援的を絞ったアンケートを行い、関係機関等からの回答を表に取りまとめ分かりやすく説明している。また、地域包括支援センターの方を講師に招き、法律家との連携に向けた課題等について報告してもらうなど工夫している。
奈良	平成26年11月12日	実話に基づく映画を上映した後、映画内で出てきた相続や成年後見問題について講座を行うことで、分かりやすくイメージが湧きやすい協議会を実施した。 会場に情報提供ブースを設け、来場者が法制度紹介等を希望された場合にすぐに情報提供できるよう工夫もなされた。
	平成27年1月29日	高齢者・障がい者の再犯防止に関して、福祉や司法の視点から事例を交えながら分かりやすく説明し、パネルディスカッションでは、保護観察官、福祉職員、弁護士等がパネリストとして事例に基づき討論するとともに連携の在り方について議論を行った。
	平成27年2月4日	
滋賀	平成26年11月28日	県西部に出向いて開催し、一部と二部に分けて協議会を行い、一部は業務説明・二部は常勤弁護士による活動報告を行った。 業務説明では、関係機関との連携に一番重要な民事法律扶助業務に重きを置いて説明した。 常勤弁護士の活動報告は、主に司法ソーシャルワークを報告し、具体的事例の紹介等工夫した報告を行い、その結果、市福祉課から研修における講師をしてほしいとの依頼につながる事ができた。
和歌山	平成26年11月25日	県庁所在地及び県南地域の2か所で同じ内容の地方協議会を行っていたが、参加者多数のため十分な意見交換ができなかったことに対する反省をいかし、3つのテーマを設定し、それぞれ日程を別にして3回の協議会を行った。そのため、司法ソーシャルワークについての取組に触れながら、より活発な意見交換ができた。
	平成26年12月9日	
	平成27年1月13日	

6. 中国ブロック

事務所	日時	参考事例
山口	平成26年10月24日	一部と二部に分けて協議会を行っている。一部では、法テラスの業務説明や活動実績の報告を行ったほか、常勤弁護士による福祉相談者サポートダイヤルを紹介した。 二部では、県内を3地区に分け、各地区ごとの分科会形式で「高齢者・障がい者等の支援」をテーマに意見交換を行い、それぞれの地区で連携ができるように工夫している。 山口新聞に掲載され、法テラスの活動をアピールした。
島根	平成26年6月18日	福祉と司法のかかわり～触法障がい者にどう向き合うか～というテーマで県地域定着支援センターから入口、出口の支援の取組みと常勤弁護士から具体的事例を通して支援の必要性と今後の課題を示した。質疑応答では裁判所、検察庁、弁護士会からコメントをいただくことができた。報道関係者も3社が出席され、特にNHKの夜のニュースで紹介された。
	平成26年11月17日	島根県西部の浜田市において開催し、業務説明では、スタッフ弁護士の活動に関しても発表を行い、図表にして色分けがされているため、見やすくなっている。 後半は、浜田市職員の方を講師に招き、後見制度に関する講演を行っていただき、様々な視点から後見制度について考えられる充実した協議会となっており、今後の連携にもつながるものと思われる。

7. 四国ブロック

事務所	日時	参考事例
徳島	平成26年12月12日	社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持つ常勤弁護士を講師として、福祉及び司法の立場から、司法ソーシャルワークを説明した上、地元の福祉関係者も加えたパネルディスカッションを行い、協議会出席者が司法ソーシャルワークを理解しやすくした。
高知	平成26年11月11日	子供の権利を論点にして、弁護士が取り組む法律支援について説明した上で、法テラスが行う法的支援を事件ごとに図を使って分かりやすく説明した。
	平成27年2月18日	

8. 九州ブロック

事務所	日時	参考事例
福岡	平成26年12月5日	<p>様々な地区・機関から参加されており、参加人数も134名と大規模な地方協議会を行うことができた。</p> <p>基調講演では、弁護士と社会福祉士の資格を持つ方を講師に招き、司法ソーシャルワークについて触れながら、事例検討を行いより実践的な講演になっている。</p> <p>さらに、弁護士、司法書士、社会福祉士、記者等によるパネルディスカッションを行い、各機関それぞれの立場で高齢者・障がい者支援について意見交換し、連携方法や連携の在り方について話し合えた。</p>
北九州	平成27年1月21日	<p>司法ソーシャルワークの地域連携について、地方事務所から概要を説明するとともに、社会福祉協議会等の連携機関担当者から事例紹介することで、まだ法テラスと連携が十分でない機関の出席者に司法ソーシャルワークの有効性を分かりやすく説明することができ、今後の連携について前向きな提案を受けるなど、司法ソーシャルワークの取組を大いに前進させることができた。</p>
佐賀	平成26年11月26日	<p>高齢者・障がい者向け出張相談について詳しく説明し、今後の利用促進につながる業務説明を行った。</p> <p>事前アンケートを反映させた地方協議会を開催し、関係機関が知りたいことや関心があることについて、的を絞った意見交換を実施した。</p> <p>資料も図表や写真を使って分かりやすく作成している。</p>
	平成27年1月19日	<p>テーマを労働問題に絞り、問題解決への関係機関の取組状況を紹介して関係機関の連携を効果的に進めるとともに、司法がどのように労働問題を解決できるかについて参加機関に周知できた。</p>
大分	平成26年10月22日	<p>高齢者・障がい者への法的支援をテーマに開催し、事前アンケートを取りまとめて協議会で活用するとともに、関係機関相談窓口相談者に取扱業務及び活動状況に関する報告をしてもらった上で意見交換を行うなど、連携の在り方についてより活発な協議を実施した。</p>
	平成27年2月13日	
鹿児島	平成26年10月14日	<p>司法書士会と連携し、法律の専門的なテーマは司法書士に講演してもらい、法テラスの業務説明は法テラスで行い、役割分担がしかりでき、効率が良い協議会ができた。</p> <p>法的な問題に関しては、事例等を出しながら表や内容証明書の記入例等を使ってわかりやすく説明しており、法テラスの業務説明も、パンフレットの配布やDVDの視聴を使い、分かりやすく説明されている。</p>
	平成27年1月23日	<p>今回の協議会は、弁護士会の法教育担当者を招き、法教育をテーマに行った。考える力、判断する力を身に付けることの必要性、教育現場では即効性のある法教育が求められていることを説明し、出席者に法教育の有効性を認識してもらえらる充実した協議会になった。</p>
宮崎	平成27年2月23日	<p>弁護士による高齢者・障がい者の法的支援の説明において、弁護士の法的支援の必要性のみでなく、弁護士の弱点を説明することで、他の機関の協力が必要であることを分かりやすく説明した。</p> <p>さらに、常勤弁護士による事例の発表によって、連携のイメージが持つことができる講演を実施した。</p>

【資料39】

平成26年度地方協議会を踏まえての業務見直し事例一覧

1 工夫されている点

- ① 高齢者・障がい者への法的支援を議題に取り上げた。（新潟、島根、高知、鹿児島、秋田、旭川、青森、兵庫、大分、埼玉、山口、福島、釧路、山形、奈良、佐賀、三重、三河、群馬、千葉、滋賀、福岡、徳島、東京、札幌、福井、和歌山、滋賀、福岡、徳島、東京、札幌、福井、和歌山、北九州、大阪、京都、沼津、栃木、愛知、宮崎、沖縄、宮城、岡山、多摩、静岡、岐阜、熊本）
- ② 寸劇・ロールプレイングを行った。（旭川、広島、青森、埼玉）
- ③ 再犯防止を議題とした。（高知、島根、群馬、奈良、静岡）
- ④ 犯罪被害者支援を議題にした。（函館、山梨、神奈川、長崎）
- ⑤ 地区ごとに開催した。（高知、石川、茨城、旭川、釧路、山形、千葉、富山、青森、奈良、愛知、岡山、岐阜、群馬、埼玉）。
- ⑥ いくつかの事案について意見交換を行った。（埼玉、福島、函館、山形、札幌、和歌山、大阪、沼津、長野、沖縄、熊本）
- ⑦ 記者会見等を行い、報道機関に取り上げられた。（島根、青森、山口、函館、福岡、栃木、愛知、宮崎、香川）
- ⑧ 事務所を見学する時間を設けた。（徳島、東京）。
- ⑨ 複数回の協議会を実施した。（高知、石川、茨城、旭川、釧路、山形、富山、島根、和歌山、佐賀、青森、大分、奈良、東京、静岡、福岡、愛知、岡山、新潟、岐阜、鳥取、鹿児島、群馬、神奈川、埼玉、沖縄、宮崎、秋田、長崎）。
- ⑩ 法テラスパネル展の開催やパンフレットを配布する等、参加者への広報活動を行った。（広島、大分、山口、福島、釧路、神奈川、石川、奈良、徳島、鹿児島、大阪）
- ⑪ 司法ソーシャルワークを議題とした。（新潟、秋田、兵庫、釧路、山形、三重、群馬、富山、滋賀、福岡、徳島、札幌、福井、和歌山、北九州、大阪、京都、沼津、栃木、宮崎、岐阜、熊本）
- ⑫ 視聴覚資料（政府インターネットテレビ、DVD等）の活用を含め、参加者に分かりやすい説明を心掛けた。（旭川、高知、鹿児島、大分、埼玉、山形、奈良、富山、札幌）。
- ⑬ 出張法律相談の申込方法を具体的に説明した。（茨城、旭川、青森、福島、山形、佐賀、千葉、福岡、東京、京都、札幌、沼津、岡山、多摩）。
- ⑭ DV・虐待・ストーカー等の困難事件における関係機関の連携と援助の在り方について、協議会を行った。（神奈川）
- ⑮ 関係機関からの紹介事例を一覧表にまとめ、出席者に配布をすることで、法テラスの業務内容の周知を図った（旭川）
- ⑯ 法教育を議題にした。（鹿児島）
- ⑰ 子供の権利を議題にし、それに関する法的支援について、協議を行った。（高知、長崎）

2 協議会を受けて改善を行った点

- ① DV精通弁護士名簿の活用等に向けて弁護士会に協議を申し入れた。（神奈川）
- ② 関係機関からのアンケートで、遠方のためアクセス困難な地区への出張相談や業務説明を行ってほしいとの要望があったことを受けて、実施に向けた準備を進めている。（群馬）
- ③ 法テラス福岡と福岡市との間で、政策上の課題に関する勉強会を設けることで合意しており、今後は連携の在り方等を話し合うことになった。（福岡）
- ④ 扶助相談における出張相談の運営について、福井弁護士会及び福井県司法書士会と連携を図り、法テラスが総合窓口として機能するため、両会へ県全域に対応する名簿の調整を依頼した。（福井）
- ⑤ 携帯しやすい名刺大のカードに、法テラスの電話番号を記載して配布することで、法テラスへ連絡しやすくした。（和歌山）
- ⑥ 事前アンケートで窓口対応専門職員に対して、事務的である旨の苦情があったことから、窓口対応職員に関係機関との連携の重要性を説明して協議会にも出席させた。（青森）

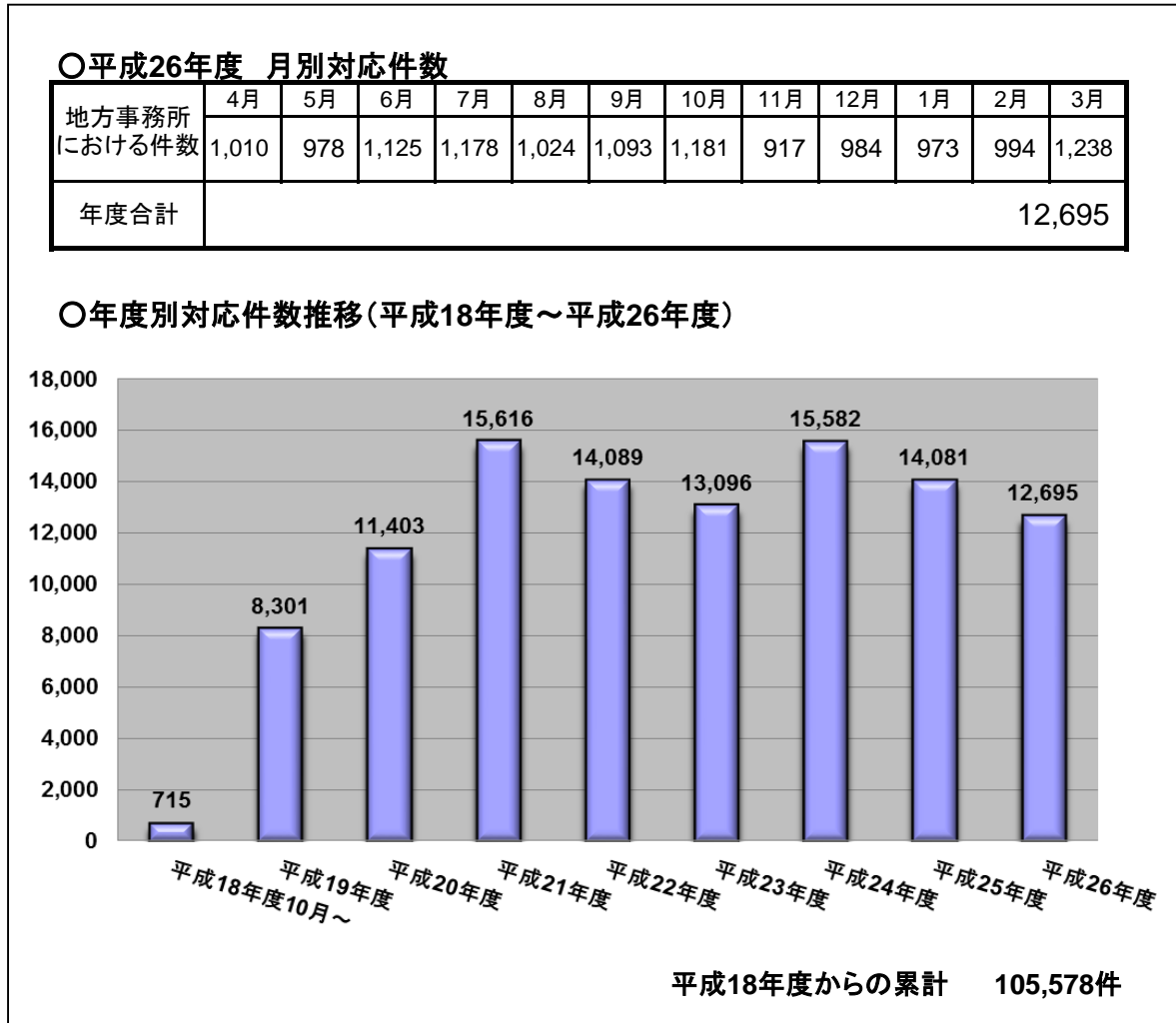
【資料40】

犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」の問合せに関する紹介先機関・団体

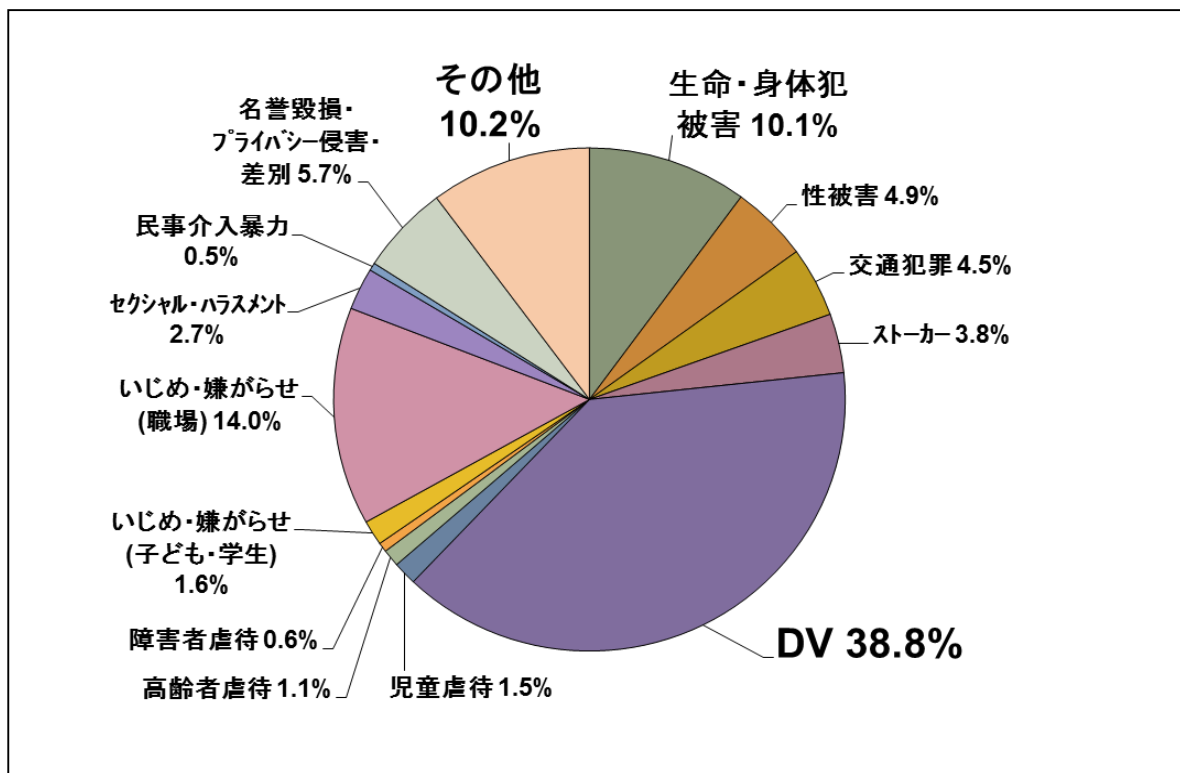
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合
法テラス地方事務所	396	417	431	407	333	390	468	374	319	324	358	400	4,617	50.3%
警察	13	15	9	15	24	18	6	8	13	13	18	13	165	1.8%
検察庁	2	1	3	7	4	3	1	2	2	7	3	2	37	0.4%
民間支援団体	14	17	11	13	12	10	4	11	6	15	8	4	125	1.4%
地方公共団体	16	21	29	30	24	26	22	11	16	23	18	21	257	2.8%
配偶者暴力相談支援センター、 女性センター等	24	29	33	17	39	24	28	24	19	39	27	27	330	3.6%
児童相談所	1	0	0	2	3	5	2	2	3	2	3	3	26	0.3%
弁護士会	240	258	250	269	194	251	231	213	170	226	271	270	2,843	30.9%
司法書士会	16	19	16	14	6	8	8	4	4	10	12	7	124	1.3%
福祉・保健・医療機関・団体	1	5	5	6	2	3	0	0	6	1	1	1	31	0.3%
労働問題相談機関・団体	15	28	24	21	13	23	12	11	9	16	15	18	205	2.2%
人権問題相談機関・団体	3	0	5	9	2	5	4	6	4	10	7	12	67	0.7%
交通事故相談機関・団体	14	11	14	26	8	16	16	12	15	10	12	15	169	1.8%
その他機関・団体 (裁判所,暴追センター等)	11	29	13	25	18	14	18	15	12	14	21	17	207	2.2%
合 計	766	850	843	861	682	796	820	693	598	710	774	810	9,203	100.0%

地方事務所における犯罪被害者支援業務実績

【資料41】 地方事務所における問合せ件数実績



【資料42】 平成26年度 地方事務所に対応した問合せ内容

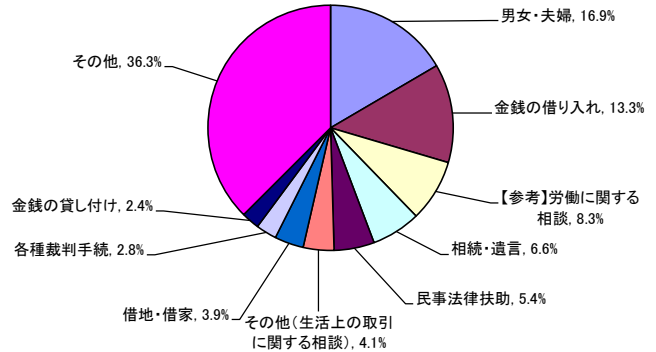


【資料43】平成26年度における相談分野の概要（問合せ上位20件）

コールセンター

相談分野	件数	割合		
		合計	分野別男女比	
			男性	女性
男女・夫婦	54,467	16.9%	28.7%	71.3%
金銭の借入れ	42,772	13.3%	54.3%	45.7%
【参考】労働に関する相談	26,902	8.3%	53.4%	46.6%
相続・遺言	21,323	6.6%	34.3%	65.7%
民事法律扶助	17,504	5.4%	45.9%	54.1%
その他(生活上の取引に関する相談)	13,287	4.1%	53.7%	46.3%
借地・借家	12,562	3.9%	48.6%	51.4%
各種裁判手続	8,972	2.8%	56.7%	43.3%
金銭の貸し付け	7,788	2.4%	51.8%	48.2%
犯罪被害者	6,883	2.1%	43.6%	56.4%
高齢者・障害者	6,185	1.9%	38.4%	61.6%
いじめ・嫌がらせ	5,506	1.7%	48.2%	51.8%
損害賠償	5,395	1.7%	55.0%	45.0%
定年・退職・解雇	5,312	1.6%	51.5%	48.5%
生活福祉	4,912	1.5%	54.3%	45.7%
その他(職場に関する相談)	4,748	1.5%	58.0%	42.0%
子ども	4,478	1.4%	31.0%	69.0%
刑事手続のしくみ	4,286	1.3%	56.8%	43.2%
その他の法律事務	4,209	1.3%	50.9%	49.1%
弁護士	4,029	1.2%	46.2%	53.8%

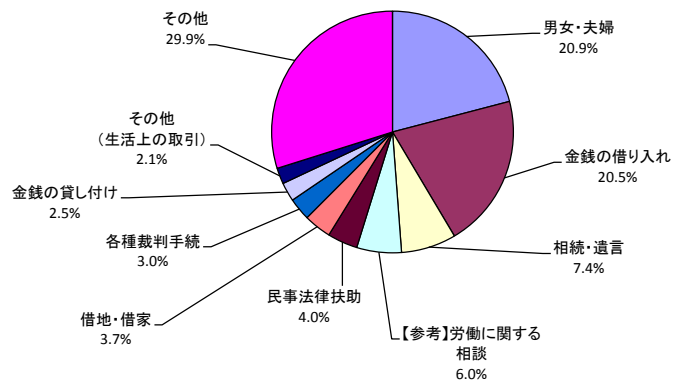
コールセンター



地方事務所

相談分野	件数	割合
男女・夫婦	41,577	20.9%
金銭の借入れ	40,781	20.5%
相続・遺言	14,598	7.3%
【参考】労働に関する相談	11,890	6.0%
民事法律扶助	8,019	4.0%
借地・借家	7,291	3.7%
各種裁判手続	5,957	3.0%
金銭の貸し付け	4,992	2.5%
その他(生活上の取引)	4,240	2.1%
損害賠償	3,875	2.0%
高齢者・障害者	3,517	1.8%
子ども	3,136	1.6%
定年・退職・解雇	2,853	1.4%
賞金・退職金	2,767	1.4%
犯罪被害者	2,439	1.2%
その他の法律事務	2,145	1.1%
東日本大震災	2,102	1.1%
いじめ・嫌がらせ	2,078	1.0%
生活福祉	1,879	0.9%
慰謝料	1,515	0.8%

地方事務所



注) 【参考】労働に関する相談合計は、表中の「定年・退職・解雇」「賞金・退職金」の件数に加え、「職場」「福祉」「保険」といった相談分野の中で労働に関連した件数分も含みます。

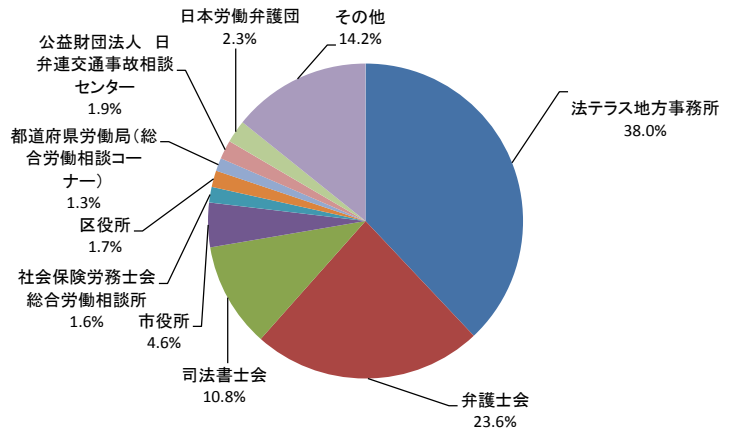
注) 問合せ件数には、相談分類「情報提供以外」の件数を含みません。

【資料44】平成26年度における関係機関紹介状況

コールセンター

機関分類	割合	件数
法テラス地方事務所	38.0%	145,302
弁護士会	23.6%	90,361
司法書士会	10.8%	41,177
市役所	4.6%	17,500
社会保険労務士会 総合労働相談所	1.6%	6,123
区役所	1.7%	6,439
都道府県労働局(総合労働相談コーナー)	1.3%	5,127
公益財団法人 日弁連交通事故相談センター	1.9%	7,430
日本労働弁護団	2.3%	8,915
その他	14.2%	54,457

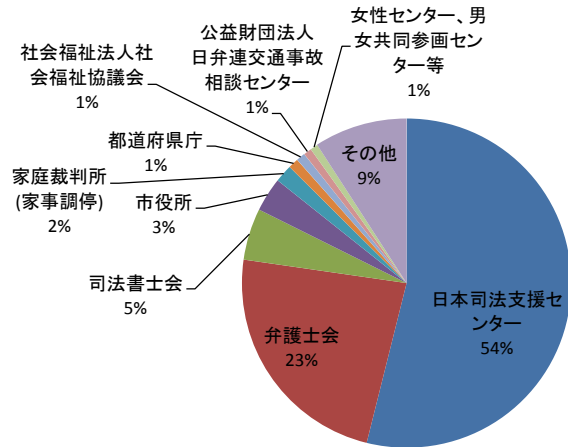
コールセンター



地方事務所

機関分類	割合	件数
法テラス地方事務所	53.9%	104,040
弁護士会	23.4%	45,150
司法書士会	5.1%	9,787
市役所	3.4%	6,484
家庭裁判所(家事調停)	1.7%	3,351
都道府県庁	1.0%	1,930
社会福祉法人社会福祉協議会	0.9%	1,701
公益財団法人 日弁連交通事故相談センター	0.8%	1,513
女性センター、男女共同参画センター等	0.7%	1,460
その他	9.1%	19,534

地方事務所



【資料45】平成26年度不服申立件数一覧表

地方事務所	平成26年度																								合計			
	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計			
	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	総数	本部	地方	
東京	9	0	3	1	5	1	8	0	3	1	2	0	5	0	4	1	3	0	5	0	5	0	5	0	61	57	4	
多摩	1	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2	0	1	0	11	11	0	
神奈川	3	0	1	0	1	0	0	0	1	0	3	0	1	0	2	0	2	0	0	0	2	1	0	0	17	16	1	
川崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	2	0	
小田原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	
埼玉	0	0	0	0	1	0	1	1	2	1	2	0	1	0	1	0	2	0	3	0	0	0	1	0	16	14	2	
川越	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	8	7	1	
千葉	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	1	0	2	0	2	2	0	0	2	0	15	13	2	
松戸	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	7	7	0	
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	
栃木	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	8	7	1	
群馬	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	1	
静岡	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	
沼津	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
浜松	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	3	
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	3	3	0	
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	0	0	1	0	0	0	2	1	1	1	0	0	1	0	0	1	2	0	1	0	0	0	0	0	11	8	3	
大阪	3	2	1	1	9	0	5	0	7	2	3	0	4	1	5	1	3	0	2	0	5	0	5	0	59	52	7	
京都	1	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	1	0	10	6	4		
兵庫	1	0	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	6	1	
阪神	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	5	4	1	
姫路	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4	4	0	
奈良	0	0	0	1	0	2	0	1	1	0	1	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	10	4	6	
滋賀	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	0	7	5	2	
和歌山	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
愛知	2	1	2	0	1	0	1	1	1	1	1	0	4	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	18	15	3	
三河	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
三重	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	4	2	2	
広島	2	1	2	0	2	0	2	0	2	0	1	0	5	0	1	0	1	0	1	0	0	0	2	0	22	21	1	
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	8	6	2	
島根	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	4	2	0	1	2	2	1	2	2	2	0	2	0	2	3	1	0	1	0	0	1	0	1	2	31	14	17	
北九州	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	
佐賀	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	4	1	
長崎	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	
大分	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	8	8	0	
熊本	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6	0	6	
鹿児島	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	1	
宮崎	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	8	7	1	
沖縄	1	0	2	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	8	7	1	
宮城	0	0	2	0	1	0	3	0	4	0	2	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	2	0	18	18	0	
福島	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
山形	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	1	
岩手	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	5	1	4		
秋田	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	2	
青森	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	3	0	
札幌	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	9	9	0	
函館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	
合計	41	9	32	5	38	9	35	11	35	13	20	5	33	7	31	5	30	2	27	5	31	6	28	5	463	381	82	

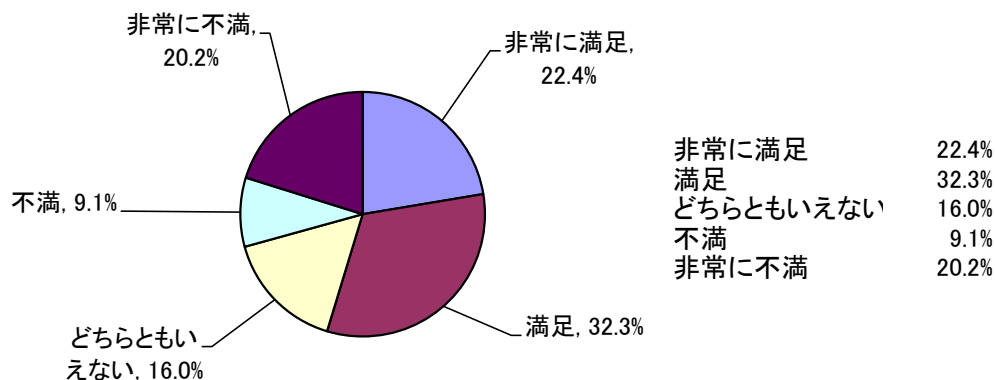
(注)「本部」は本部で処理した件数を、「地方」は地方事務所限りで処理した件数を示す。

【資料46】 利用者満足度調査

ホームページアンケート集計結果より

実施期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日

回答数：362件

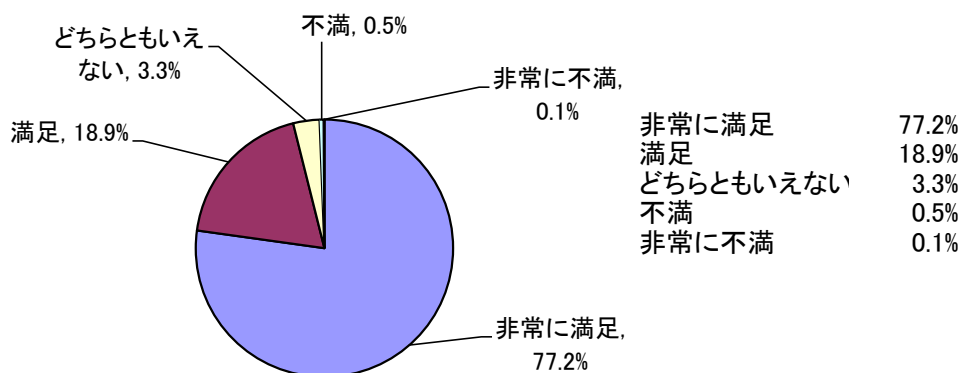


コールセンター利用者満足度調査集計結果より

実施期間：平成26年11月13日～12月12日

満足度調査件数：2,640件

回答率（転送件数／転送対象数）：13.6%

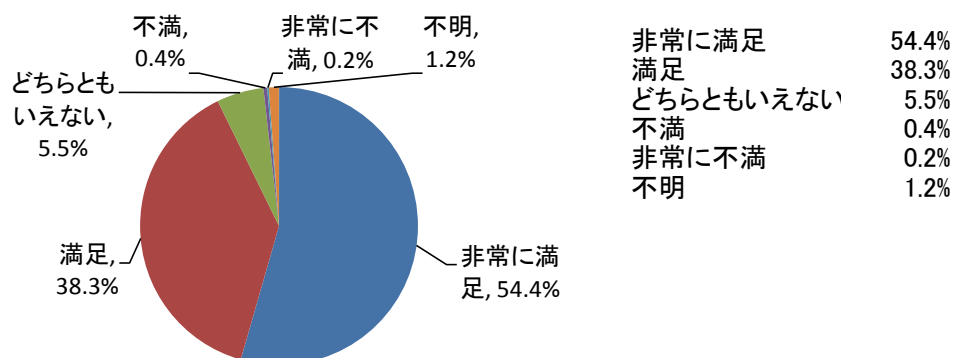


地方事務所面談アンケート集計結果より

実施期間：平成26年9月1日～11月30日

面談アンケート回収件数：1,609件

回答率（回答件数／面談による情報提供件数）：35.8%



【資料47】

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1	東京	平成26年4月	やなか地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	やなか地域包括支援センター職員	15名
2	東京	平成26年4月	上越市役所職員、新潟家庭裁判所高田支部職員等に対する法教育(講演)	上越市役所職員、新潟家庭裁判所高田支部職員等	20名
3	東京	平成26年4月	燕市役所職員に対する法教育(講義)	燕市役所職員	20名
4	東京	平成26年5月	地域見守り協力員連絡会における業務説明	新宿区社会福祉協議会地域見守り協力員	20名
5	東京	平成26年5月	新宿区社会福祉協議会における法テラス業務説明	新宿区社会福祉協議会職員	20名
6	東京	平成26年6月	立川市市民相談室職員に対する法テラス業務説明	立川市市民相談室職員	7名
7	東京	平成26年6月	府中市市民相談室、生活援護課職員に対する法テラス業務説明	府中市市民相談室職員、生活援護課職員	7名
8	東京	平成26年6月	羽村市広報広聴課、社会福祉課職員に対する法テラス業務説明	羽村市広報広聴課、社会福祉課職員	7名
9	東京	平成26年6月	福生市秘書広報課、社会福祉課職員に対する法テラス業務説明	福生市秘書広報課、社会福祉課職員	7名
10	東京	平成26年6月	立川市ケースワーカー、福祉担当者に対する法テラス業務説明	立川市ケースワーカー、福祉担当者	60名
11	東京	平成26年6月	カンボジア留学生に対する法テラス業務説明	カンボジア留学生	54名
12	東京	平成26年6月	台湾留学生に対する法テラス業務説明	台湾留学生	54名
13	東京	平成26年6月	一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンにおける法テラス業務説明	東京都民、神奈川県民、千葉県民、埼玉県民	30名
14	東京	平成26年7月	小金井市広報秘書課広聴係、地域福祉課職員に対する法テラス業務説明	小金井市広報秘書課広聴係、地域福祉課職員	7名
15	東京	平成26年7月	国分寺市広報広聴課、生活福祉課職員に対する法テラス業務説明	国分寺市広報広聴課、生活福祉課職員	7名
16	東京	平成26年7月	国立市生活コミュニティ課、福祉総務課相談保護係職員等に対する法テラス業務説明	国立市生活コミュニティ課、福祉総務課相談保護係、福祉総務課福祉総合相談係職員	7名
17	東京	平成26年7月	豊島区高齢者福祉課職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	豊島区高齢者福祉課職員	30名
18	東京	平成26年8月	八王子市市民生活課職員に対する法テラス業務説明	八王子市市民生活課職員	5名
19	東京	平成26年8月	八王子市社会福祉協議会における法テラス業務説明	八王子市社会福祉協議会職員	5名
20	東京	平成26年8月	日野市市民窓口課職員に対する法テラス業務説明	日野市市民窓口課職員	5名
21	東京	平成26年8月	調布市市民相談課職員に対する法テラス業務説明	調布市市民相談課職員	5名
22	東京	平成26年8月	昭島市秘書広報課オンブズパーソン、市政相談担当職員に対する法テラス業務説明	昭島市秘書広報課オンブズパーソン、市政相談担当職員	5名
23	東京	平成26年8月	稲城市経済課消費生活係職員に対する法テラス業務説明	稲城市経済課消費生活係職員	5名
24	東京	平成26年8月	町田市広聴課(市民相談室)職員に対する法テラス業務説明	町田市広聴課(市民相談室)職員	5名
25	東京	平成26年8月	多摩市広報広聴課市民相談係職員に対する法テラス業務説明	多摩市広報広聴課市民相談係職員	5名
26	東京	平成26年9月	人権大会プレシンポジウムにおける法テラス業務説明	東京都民等	100名
27	東京	平成26年9月	東京ウィメンズプラザ研修会における法教育(講義)	東京都職員	200名
28	東京	平成26年9月	法テラスと葛飾区とのホットライン勉強会における法テラス業務説明	葛飾区生活保護担当(ケースワーカー)、高齢者福祉課、障害福祉課職員	30名
29	東京	平成26年9月	新宿区福祉事務所研修会における法教育(講義)、法テラス業務説明	新宿区生活保護担当(ケースワーカー)職員	100名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
30	東京	平成26年9月	東京ウィメンズプラザ相談員に対する法テラス業務説明	東京ウィメンズプラザ相談員	30名
31	東京	平成26年9月	一般社団法人メディエーターズ職員、早稲田大学法科大学院生に対する法テラス業務説明	一般社団法人メディエーターズ職員、早稲田大学法科大学院生	2名
32	東京	平成26年9月	東京都立中央図書館「法律セミナー」における法教育(講演)、法テラス業務説明	東京都民	80名
33	東京	平成26年9月	中野区福祉担当職員との懇談会における法テラス業務説明	中野区福祉担当職員	20名
34	東京	平成26年10月	多摩地区社会福祉協議会における法テラス業務説明	多摩地区社会福祉協議会職員	30名
35	東京	平成26年10月	中野区ケースワーカーに対する法教育(講義)、法テラス業務説明	中野区ケースワーカー	20名
36	東京	平成26年10月	豊島区高齢者福祉課職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	豊島区高齢者福祉課職員	10名
37	東京	平成26年10月	江川区消費生活センター相談員との意見交換会における法テラス業務説明	江川区消費生活センター相談員	8名
38	東京	平成26年10月	新宿区立中央図書館における法教育(講演)、法テラス業務説明	新宿区民	50名
39	東京	平成26年10月	東京都立中央図書館「法律セミナー」における法教育(講演)、法テラス業務説明	東京都民	120名
40	東京	平成26年10月	法の日週間記念行事「霞が関司法探検スタンプラリー」における法教育(講演)、法テラス業務説明	東京都民	56名
41	東京	平成26年11月	多摩地区社会福祉協議会との懇談会における法テラス業務説明	多摩地区自治体住民相談窓口担当、福祉分野担当職員	29名
42	東京	平成26年11月	労働問題の法的解決に関する懇談会における法テラス業務説明	多摩地区労働基準監督署、東京都労働相談情報センター、東京三弁護士会多摩支部職員	25名
43	東京	平成26年11月	北区障害福祉担当職員に対する法テラス業務説明	北区障害福祉担当職員	20名
44	東京	平成26年11月	新宿区高齢者福祉課高齢者相談係担当職員に対する法テラス業務説明	新宿区高齢者福祉課高齢者相談係担当職員	10名
45	東京	平成26年11月	大田区役所職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	大田区役所職員	59名
46	東京	平成26年11月	桐朋女子中学生に対する法テラス業務説明	桐朋女子中学校生徒	37名
47	東京	平成26年11月	新島村立新島中学生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	新島村立新島中学校生徒	16名
48	東京	平成26年11月	新島村立新島高校生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	新島村立新島高等学校生徒	21名
49	東京	平成26年11月	一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンにおける法テラス業務説明	東京都民、神奈川県民、千葉県民、埼玉県民	30名
50	東京	平成26年11月	東京23区社会福祉協議会における法テラス業務説明	東京23区社会福祉協議会職員	40名
51	東京	平成26年12月	ろう重複障害者生活就労施設における法テラス業務説明	ろう重複障害者生活就労施設職員、入通所者	6名
52	東京	平成26年12月	浅草寺福祉会館職員に対する法テラス業務説明	浅草寺福祉会館職員	6名
53	東京	平成26年12月	世田谷区役所職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	世田谷区自立相談支援施設担当者	6名
54	東京	平成26年12月	北区役所職員、ケアマネージャーに対する法テラス業務説明	北区役所職員、ケアマネージャー	30名
55	東京	平成26年12月	豊島区地域包括支援センター職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	豊島区地域包括支援センター職員	30名
56	東京	平成26年12月	墨田区役所、地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	墨田区役所、地域包括支援センター職員	20名
57	東京	平成26年12月	世田谷区役所職員に対する法テラス業務説明	世田谷区役所職員	50名
58	東京	平成27年1月	八王子市市民法律講座における法教育(講演)	八王子市民	88名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
59	東京	平成27年1月	東京都内民生・児童委員に対する法テラス業務説明	東京都内民生・児童委員	10名
60	東京	平成27年1月	新宿区役所職員に対する法テラス業務説明	新宿区役所職員	20名
61	東京	平成27年1月	新宿区ケースワーカーに対する法教育(講義)、法テラス業務説明	新宿区ケースワーカー	100名
62	東京	平成27年1月	東京都社会福祉協議会知的障害発達部会における法テラス業務説明	東京都社会福祉協議会知的障害者部会員	250名
63	東京	平成27年1月	外国人総合相談支援センター、新宿区多文化共生プラザ職員に対する法テラス業務説明	外国人総合相談支援センター、新宿区多文化共生プラザ職員	2名
64	東京	平成27年2月	目黒区役所職員に対する法テラス業務説明	目黒区役所職員	6名
65	東京	平成27年2月	東京都社会福祉協議会身体障害者福祉部会における法テラス業務説明	東京都社会福祉協議会身体障害者福祉部会員	30名
66	東京	平成27年2月	新宿区福祉担当職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	新宿区福祉担当職員	30名
67	東京	平成27年2月	世田谷区生活保護担当、自立支援担当職員に対する法テラス業務説明	世田谷区生活保護担当、自立支援担当職員	10名
68	東京	平成27年2月	葛飾区社会福祉協議会における法テラス業務説明	葛飾区社会福祉協議会職員	5名
69	東京	平成27年2月	目黒区母子相談員に対する法テラス業務説明	目黒区母子相談員	6名
70	東京	平成27年2月	杉並区民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	杉並区民	40名
71	東京	平成27年3月	東京精神保健福祉士協会職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	東京精神保健福祉士協会職員	15名
72	東京	平成27年3月	新宿区役所職員に対する法テラス業務説明	新宿区役所職員	30名
73	東京	平成27年3月	一般社団法人精神障害者地域生活支援とうきょう会議における法テラス業務説明	一般社団法人精神障害者地域生活支援とうきょう会議社員	20名
74	東京	平成27年3月	東京都民に対する法テラス業務説明	東京都民	3名
75	神奈川	平成26年4月	横浜市保険年金課職員に対する法テラス業務説明	横浜市保険年金課職員	20名
76	神奈川	平成26年4月	追浜地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	追浜地域包括支援センター職員	20名
77	神奈川	平成26年4月	神奈川県保険医協会職員に対する法テラス業務説明	神奈川県保険医協会職員	8名
78	神奈川	平成26年4月	横浜家庭裁判所信任調停員に対する法テラス業務説明	横浜家庭裁判所信任調停員	30名
79	神奈川	平成26年5月	湯河原民生・児童委員に対する法テラス業務説明	湯河原民生・児童委員に対する法テラス業務説明	40名
80	神奈川	平成26年6月	笹野台地区住民に対する法テラス業務説明	笹野台地区住民	15名
81	神奈川	平成26年6月	鎌倉市社会福祉協議会における法テラス業務説明	鎌倉市社会福祉協議会職員	60名
82	神奈川	平成26年6月	神奈川県社会福祉協議会における法テラス業務説明	神奈川県社会福祉協議会	40名
83	神奈川	平成26年7月	横浜市港南区野庭団地地区社会福祉協議会における法テラス業務説明	横浜市港南区野庭団地地区社会福祉協議会職員	20名
84	神奈川	平成26年7月	平塚市四ノ宮地区民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	平塚市四ノ宮地区民生・児童委員	25名
85	神奈川	平成26年7月	西鎌倉地区社会福祉協議会における法テラス業務説明	西鎌倉地区社会福祉協議会職員	25名
86	神奈川	平成26年7月	横浜市健康福祉局障害課職員に対する法テラス業務説明	横浜市健康福祉局障害課職員	50名
87	神奈川	平成26年8月	横浜市塚区福祉保健センターにおける法テラス業務説明	横浜市塚区福祉保健センター職員	10名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
88	神奈川	平成26年8月	川崎市民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	川崎市民生・児童委員	25名
89	神奈川	平成26年9月	横浜市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	横浜市民生・児童委員	40名
90	神奈川	平成26年10月	横浜市役所職員に対する法テラス業務説明	横浜市役所職員	100名
91	神奈川	平成26年10月	鎌倉市第三地区社会福祉協議会、鎌倉第三地区民生児童委員協議会における業務説明	鎌倉市第三地区社会福祉協議会職員、鎌倉第三地区民生・児童委員	41名
92	神奈川	平成26年10月	港南台地域ケアプラザケアマネージャーに対する法テラス業務説明	港南台地域ケアプラザケアマネージャー	20名
93	神奈川	平成26年10月	かながわ県民センター職員に対する法テラス業務説明	神奈川県庁、神奈川県市役所、町村役場職員	32名
94	神奈川	平成26年10月	横浜市本牧地域ケアプラザにおける法テラス業務説明	大学生(実習生)	2名
95	神奈川	平成26年10月	横浜家庭裁判所信任調停員に対する法テラス業務説明	横浜家庭裁判所信任調停員	30名
96	神奈川	平成26年11月	足柄上地区女性相談員研修に対する法テラス業務説明	神奈川県内女性相談員	8名
97	神奈川	平成26年11月	横浜市保土ヶ谷区岩井原地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	横浜市保土ヶ谷区岩井原地区民生・児童委員	13名
98	神奈川	平成26年11月	横浜刑務所矯正展における法テラス業務説明	横浜市民	1,000名
99	神奈川	平成26年11月	神奈川県性犯罪・暴力ホットライン研修における法テラス業務説明	神奈川県職員	20名
100	神奈川	平成26年11月	横浜YMCA職員に対する法テラス業務説明	横浜YMCA職員	3名
101	神奈川	平成26年11月	神奈川県社会福祉士会における法テラス業務説明	神奈川県内社会福祉士	150名
102	神奈川	平成26年12月	大井町民生・児童委員に対する法テラス業務説明	大井町民生・児童委員	38名
103	神奈川	平成26年12月	横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘民生・児童委員に対する法テラス業務説明	横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘民生・児童委員	9名
104	神奈川	平成26年12月	老人会片吹白梅会における法テラス業務説明	老人会片吹白梅会会員	35名
105	神奈川	平成26年12月	神奈川県犯罪被害者支援センター相談員養成講座における法テラス業務説明	神奈川県犯罪被害者支援センター相談員養成講座受講者	20名
106	神奈川	平成27年1月	神奈川県内市町村被害者支援実務担当者会議における法テラス業務説明	神奈川県内市町村被害者支援実務担当者	30名
107	神奈川	平成27年2月	寒川町北部地区民生委員・児童委員に対する法テラス業務説明	寒川町北部地区民生委員・児童委員	22名
108	神奈川	平成27年2月	武蔵野大学院生に対する法テラス業務説明	武蔵野大学院生	15名
109	神奈川	平成27年2月	横浜市神奈川区人権啓発講演会における法テラス業務説明	横浜市神奈川区民	300名
110	神奈川	平成27年3月	大和市福田南地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	大和市福田南地区民生・児童委員	30名
111	神奈川	平成27年3月	藤沢市御所見民生・児童委員に対する法テラス業務説明	藤沢市御所見民生・児童委員	23名
112	神奈川	平成27年3月	上大岡地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	上大岡地区民生・児童委員	30名
113	神奈川	平成27年3月	横浜市金沢区更生保護女性会における法テラス業務説明	横浜市金沢区更生保護女性会保護司	21名
114	神奈川	平成27年3月	神奈川県内各警察署住民相談係員、安全相談員に対する法テラス業務説明	神奈川県内各警察署住民相談係員、安全相談員	28名
115	埼玉	平成26年4月	幸手市民生・児童委員、幸手市役所職員に対する法テラス業務説明	幸手市民生・児童委員、幸手市役所職員	9名
116	埼玉	平成26年4月	加須市民生・児童委員、加須市役所職員に対する法テラス業務説明	加須市民生・児童委員、加須市役所職員	25名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
117	埼玉	平成26年4月	鴻巣地域包括支援センター川里苑職員、ケアマネージャーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	鴻巣地域包括支援センター川里苑職員、ケアマネージャー	35名
118	埼玉	平成26年5月	越谷市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	越谷市民生・児童委員	27名
119	埼玉	平成26年5月	埼玉県警察本部総務部広報課職員に対する法テラス業務説明	埼玉県警察本部総務部広報課職員	2名
120	埼玉	平成26年6月	岩槻区顔の見えるネットワーク会議における法テラス業務説明	岩槻区障害者生活支援センター職員	60名
121	埼玉	平成26年7月	川口市役所、障害者生活支援センター職員に対する法テラス業務説明	川口市役所、障害者生活支援センター職員	7名
122	埼玉	平成26年7月	さいたま市北区地域包括支援センター職員、ケアマネージャーに対する法テラス業務説明	さいたま市北区地域包括支援センター職員、ケアマネージャー	65名
123	埼玉	平成26年8月	彩の国安心セーフティネット事業担当相談員候補者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	彩の国安心セーフティネット事業担当相談員候補者	200名
124	埼玉	平成26年9月	川鶴公民館「かわつるセミナー」における法教育(講義)、法テラス業務説明	かわつるセミナー受講者	60名
125	埼玉	平成26年9月	川越市ケアマネージャーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	川越市ケアマネージャー	25名
126	埼玉	平成26年9月	さいたま市西区ケアマネージャーに対する法テラス業務説明	さいたま市西区ケアマネージャー	51名
127	埼玉	平成26年10月	埼玉県東部市区町村職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	埼玉県東部市区町村職員等	52名
128	埼玉	平成26年11月	朝霞市総務部人権庶務課女性センター相談員、職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	朝霞市総務部人権庶務課女性センター相談員、職員	18名
129	埼玉	平成26年11月	さいたま市浦和区ケアマネージャーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	さいたま市浦和区ケアマネージャー	10名
130	埼玉	平成26年12月	さいたま市桜区ケアマネージャー、福祉事業従事者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	さいたま市桜区ケアマネージャー、福祉事業従事者	45名
131	埼玉	平成26年12月	八潮市東部地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	八潮市東部地域包括支援センター職員	15名
132	埼玉	平成27年1月	久喜簡易裁判所民事調停員、さいたま家庭裁判所久喜出張所家事調停員に対する法テラス業務説明	久喜簡易裁判所民事調停員、さいたま家庭裁判所久喜出張所家事調停員	30名
133	埼玉	平成27年1月	川越市霞ヶ関北公民館「女性いろいろセミナー」における法教育(講演)	川越市民	19名
134	埼玉	平成27年1月	鴻巣地域包括支援センター吹上苑ケアマネージャーに対する法テラス業務説明	鴻巣地域包括支援センター吹上苑ケアマネージャー	30名
135	埼玉	平成27年1月	さいたま市役所、地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	さいたま市役所、地域包括支援センター職員	35名
136	埼玉	平成27年2月	埼玉県社会福祉協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	埼玉県社会福祉協議会会員施設長、相談員、職員	100名
137	埼玉	平成27年2月	さいたま市浦和区福祉課職員に対する法教育(講義)	さいたま市浦和区福祉課職員	20名
138	埼玉	平成27年2月	川越市役所職員に対する法教育(講義)	川越市役所職員	67名
139	埼玉	平成27年2月	さいたま市社会福祉協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	さいたま市役所、地域包括支援センター職員、さいたま市社会福祉協議会相談支援職員	80名
140	埼玉	平成27年3月	狭山市民生・児童委員地区会長に対する法テラス業務説明	狭山市民生・児童委員地区会長	15名
141	千葉	平成26年4月	九十九里町役場職員に対する法教育(講義)	九十九里町役場職員	2名
142	千葉	平成26年5月	千葉県立生浜高校生に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉県立生浜高等学校生徒	228名
143	千葉	平成26年6月	千葉県立中央図書館における法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民	13名
144	千葉	平成26年6月	国土交通省職員に対する法教育(講義)	国土交通省職員	36名
145	千葉	平成26年6月	五香松飛台地域包括支援センター職員、ケアマネージャーに対する法教育(講義)、法テラス業務説明	香松飛台地域包括支援センター職員、ケアマネージャー	21名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
146	千葉	平成26年6月	千葉県立東葛飾高校生(定時制)に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉県立東葛飾高等学校(定時制)生徒	305名
147	千葉	平成26年7月	銚子市地域包括支援センターにおける法教育(講義)、法テラス業務説明	介護保険事業所職員	80名
148	千葉	平成26年7月	成田地域生活支援センターにおける法教育(講義)、法テラス業務説明	医療機関、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、行政機関職員	70名
149	千葉	平成26年8月	山武市民生・児童委員協議会における法教育(講義)、法テラス業務説明	山武市民生・児童委員	130名
150	千葉	平成26年8月	成田市西部北地域包括支援センターにおける法教育(講義)、法テラス業務説明	介護保険事業所職員	30名
151	千葉	平成26年8月	長生村民生・児童委員、ケアマネージャーに対する法教育(講義)、法テラス業務説明	長生村民生・児童委員、ケアマネージャー	20名
152	千葉	平成26年8月	千葉市あんしんケアセンター稲毛における法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉市民	30名
153	千葉	平成26年9月	鎌ヶ谷市社会福祉協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	鎌ヶ谷市民	110名
154	千葉	平成26年9月	千葉県内定時制・通信生高等学校生徒指導主事に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉県内定時制・通信生高等学校生徒指導主事	25名
155	千葉	平成26年9月	流山市小山地区社会福祉協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民	20名
156	千葉	平成26年9月	千葉県立千葉商業高校生に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉県立千葉商業高等学校生徒	150名
157	千葉	平成26年10月	生活困窮者自立支援法に関する勉強会における法テラス業務説明	千葉県内中核地域生活支援センター、地域包括支援センター職員等	17名
158	千葉	平成26年10月	富津市障害者総合支援協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	富津市障害者総合支援協議会員	10名
159	千葉	平成26年10月	四街道市児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	四街道市児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会構成員	52名
160	千葉	平成26年10月	千葉県立松向陽高校生に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉県立松向陽高等学校生徒	250名
161	千葉	平成26年10月	印西市教育委員会における法教育(講演)、法テラス業務説明	印西市民	30名
162	千葉	平成26年10月	千葉県社会福祉士会における法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉県内社会福祉士	15名
163	千葉	平成26年10月	横芝光町地域包括支援センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	横芝光町民	43名
164	千葉	平成26年10月	流山市社会福祉協議会心配ごと相談員に対する法テラス業務説明	流山市社会福祉協議会心配ごと相談員	20名
165	千葉	平成26年10月	千葉県立成東高校生に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉県立成東高等学校生徒	300名
166	千葉	平成26年10月	流山市中部地域包括支援センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	流山市民	42名
167	千葉	平成26年11月	生活困窮者自立支援法に関する勉強会における法テラス業務説明	南房総市役所職員	30名
168	千葉	平成26年11月	国土交通省上席自動車登録官に対する法教育(講義)	国土交通省上席自動車登録官	24名
169	千葉	平成26年11月	横芝光町内民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	横芝光町内民生・児童委員	60名
170	千葉	平成26年11月	匝瑳市地域包括支援センターケアマネージャーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	匝瑳市地域包括支援センターケアマネージャー	50名
171	千葉	平成26年11月	市川市地域包括支援センターあんしん市川駅前における法教育(講演)、法テラス業務説明	市川市民	40名
172	千葉	平成26年11月	市原市立中央図書館における法教育(講演)、法テラス業務説明	市原市民	30名
173	千葉	平成26年11月	流山市社会福祉協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	流山市社会福祉協議会役職員	150名
174	千葉	平成26年11月	千葉県立匝瑳高校生(定時制)に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉県立匝瑳高等学校(定時制)生徒	60名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
175	千葉	平成26年12月	富津市障害者総合支援協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	富津市民	50名
176	千葉	平成26年12月	習志野地域相談員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	習志野地域相談員	25名
177	千葉	平成26年12月	流山地域相談員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	流山地域相談員	100名
178	千葉	平成26年12月	千葉県立千葉西高校生等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉県立千葉西高等学校生徒、保護者	1,000名
179	千葉	平成26年12月	千葉県立佐原高校生に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉県立佐原高等学校生徒	75名
180	千葉	平成26年12月	千葉県立館山総合高校生(定時制)に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉県立館山総合高等学校(定時制)生徒	62名
181	千葉	平成27年1月	消費者行政担当職員、相談員に対する法テラス業務説明	消費者行政担当職員、相談員	60名
182	千葉	平成27年1月	千葉県立東金高校生(定時制)に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉県立東金高等学校(定時制)生徒	123名
183	千葉	平成27年1月	流山市東部地域包括支援センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民	20名
184	千葉	平成27年2月	成田市内民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	成田市内民生・児童委員	30名
185	千葉	平成27年2月	千葉地方法務局管内人権擁護委員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	千葉地方法務局管内人権擁護委員	50名
186	千葉	平成27年2月	流山市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	流山市民	100名
187	千葉	平成27年2月	柏市子ども福祉課職員、母子・父子自立支援員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	柏市子ども福祉課職員、母子・父子自立支援員	10名
188	千葉	平成27年2月	木更津市社会福祉協議会相談員に対する法テラス業務説明	木更津市社会福祉協議会相談員	12名
189	千葉	平成27年3月	野田地域相談員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	野田地域相談員	30名
190	千葉	平成27年3月	千葉県立千葉商業高等学校全日制・定時制教員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉県立千葉商業高等学校全日制・定時制教員	100名
191	千葉	平成27年3月	千葉県立銚子高校生(定時制)に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉県立銚子高等学校(定時制)生徒	35名
192	千葉	平成27年3月	我孫子市人権施策担当者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	我孫子市人権施策担当者	20名
193	茨城	平成26年4月	調停委員研修会における法テラス業務説明	調停委員	8名
194	茨城	平成26年5月	日常生活自立支援事業信任専門員研修における法テラス業務説明	日常生活自立支援業務専門員	30名
195	茨城	平成26年5月	犯罪被害者支援専科教養研修における法テラス業務説明	茨城県警察官	28名
196	茨城	平成26年5月	茨城県社会福祉士会主催の法律講座における法教育(講演)、法テラス業務説明	茨城県内社会福祉士、福祉関係職員	50名
197	茨城	平成26年6月	日常生活自立支援事業信任専門員研修における法教育(講演)、法テラス業務説明	日常生活自立支援業務専門員	38名
198	茨城	平成26年6月	介護支援専門員研修会における法教育(講義)、法テラス業務説明	介護支援専門員	50名
199	茨城	平成26年6月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	12名
200	茨城	平成26年6月	総合労働相談員、関係機関職員に対する法テラス業務説明	総合労働相談員、関係機関職員	20名
201	茨城	平成26年7月	常陸太田市心配ごと相談所相談員研修における法教育(講義)、法テラス業務説明	常陸太田市心配ごと相談所相談員	19名
202	茨城	平成26年7月	茨城県被害者支援連絡協議会幹事会における法テラス業務説明	茨城県被害者支援連絡協議会幹事会構成員	28名
203	茨城	平成26年7月	ソーシャルワーカーデー研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	弁護士、検察官、千葉県内行政機関職員、社会福祉士等	150名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
204	茨城	平成26年7月	成年後見制度講演会にける法教育(講演)、法テラス業務説明	笠間市民、障害者・介護保険施設関係者、笠間市民生・児童委員等	30名
205	茨城	平成26年8月	日立市社会福祉協議会評議員に対する法テラス業務説明	日立市社会福祉協議会評議員	43名
206	茨城	平成26年8月	茨城県内地域包括支援センター、市町村高齢者福祉担当職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	茨城県内地域包括支援センター、市町村高齢者福祉担当職員	28名
207	茨城	平成26年8月	茨城県内中学校教員に対する法テラス業務説明	茨城県内中学校教員	20名
208	茨城	平成26年8月	ひたちなか市高齢者大学における法教育(講演)、法テラス業務説明	ひたちなか市民	100名
209	茨城	平成26年8月	城里町地域包括支援センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	ケアマネージャー	31名
210	茨城	平成26年9月	妊娠等に関する相談支援者スキルアップ研修における法教育(講演)、法テラス業務説明	茨城県内行政機関保健師、助産師、看護師等	70名
211	茨城	平成26年9月	常陸大宮市南部地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	介護支援専門員	40名
212	茨城	平成26年10月	一般市民に対する法テラス業務説明	茨城県民	40名
213	茨城	平成26年10月	水戸家庭裁判所新任調停委員研修会における法テラス業務説明	水戸家庭裁判所新任調停委員	6名
214	茨城	平成26年10月	茨城県産業保健総合支援センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	産業医等医療従事者、労働者	10名
215	茨城	平成26年10月	茨城県社会福祉士会所属会員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	茨城県社会福祉士会所属会員	23名
216	茨城	平成26年10月	行方市消費生活センターにおける法教育(講義)、法テラス業務説明	行方市連絡会議構成員	21名
217	茨城	平成26年10月	茨城県被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	茨城県被害者支援連絡協議会構成員	68名
218	茨城	平成26年10月	龍ヶ崎市役所職員法務研修会における法教育(講義)、法テラス業務説明	龍ヶ崎市役所職員	50名
219	茨城	平成26年10月	龍ヶ崎市役所職員法務研修会における法教育(講義)、法テラス業務説明	龍ヶ崎市役所職員	50名
220	茨城	平成26年11月	茨城県理学療法士会における法教育(講義)、法テラス業務説明	茨城県内理学療法士	32名
221	茨城	平成26年11月	かすみがうら市社会福祉協議会心配ごと相談員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	かすみがうら市社会福祉協議会心配ごと相談員	8名
222	茨城	平成26年11月	東海村社会福祉協議会心配ごと相談員に対する法テラス業務説明	東海村社会福祉協議会心配ごと相談員	10名
223	茨城	平成26年11月	茨城県社会福祉協議会心配ごと相談員に対する法テラス業務説明	茨城町社会福祉協議会心配ごと相談員	15名
224	茨城	平成26年12月	利根町民、医療・保健・福祉関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	利根町民、医療・保健・福祉関係者	50名
225	茨城	平成26年12月	牛久市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	牛久市民生・児童委員	120名
226	茨城	平成26年12月	水戸市教育委員会における法教育(講演)、法テラス業務説明	水戸市民	100名
227	茨城	平成26年12月	よりそいホットライン相談員に対する法テラス業務説明	よりそいホットライン相談員	15名
228	茨城	平成27年1月	茨城県心身障害者福祉協会における法教育(講演)、法テラス業務説明	障害者支援施設管理者	120名
229	茨城	平成27年1月	稲敷市社会福祉協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	福祉関係者、稲敷市民	20名
230	茨城	平成27年1月	私事性的画像被害防止関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	私事性的画像被害防止関係機関連絡協議会構成員	22名
231	茨城	平成27年2月	茨城県内社会福祉協議会職員に対する法教育	茨城県内社会福祉協議会職員	100名
232	茨城	平成27年2月	社団法人土浦労働基準協会における法教育(講演)、法テラス業務説明	一般企業担当者	47名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
233	茨城	平成27年2月	水戸市桜川市民センターにおける法教育(講義)、法テラス業務説明	水戸市民	40名
234	茨城	平成27年2月	稲敷市社会福祉協議会における法テラス業務説明	心配ごと相談事業関係者	15名
235	茨城	平成27年2月	在宅介護・介護サービス従事者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	在宅介護・介護サービス従事者	60名
236	茨城	平成27年2月	日立労働基準監督署における法教育(講演)、法テラス業務説明	一般企業担当者	100名
237	茨城	平成27年2月	高齢者権利擁護研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	介護支援事業所、介護サービス事業所、介護保険施設管理者、職員	30名
238	茨城	平成27年2月	桜川市心配ごと相談所合同研修会における法テラス業務説明	桜川市心配ごと相談員	18名
239	茨城	平成27年2月	茨城県多重債務者対策連絡協議会における法テラス業務説明	茨城県多重債務者対策連絡協議会構成員	30名
240	茨城	平成27年3月	小美玉市社会福祉協議会における法教育(講義)、法テラス業務説明	福祉関係機関職員	20名
241	茨城	平成27年3月	常総市社会福祉協議会における法教育(講義)、法テラス業務説明	生活支援員	13名
242	茨城	平成27年3月	利根町社会福祉協議会における法教育(講義)、法テラス業務説明	利根町社会福祉協議会心配ごと相談員	5名
243	茨城	平成27年3月	心配ごと相談所における法テラス業務説明	心配ごと相談員	12名
244	栃木	平成26年6月	配偶者暴力防止対策等ネットワーク会議における法テラス業務説明	DV被害者対応相談機関職員等	50名
245	栃木	平成26年6月	被害者支援相談実務専科教養講座における法テラス業務説明	新任警察官(県民相談担当)	20名
246	栃木	平成26年7月	被害者支援センターとちぎボランティア相談員養成講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	被害者支援センターとちぎボランティア相談員	30名
247	栃木	平成26年9月	宇都宮相談ネットワーク会議における法テラス業務説明	宇都宮市内3警察署、管内の相談窓口機関職員	20名
248	栃木	平成26年12月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働局、裁判所職員等	9名
249	群馬	平成26年4月	犯罪被害者支援担当職員に対する法テラス業務説明	群馬県犯罪被害者支援室支援員、検察庁犯罪被害者支援員、すてっぷぐんま支援員	15名
250	群馬	平成26年7月	犯罪被害者支援担当職員に対する法テラス業務説明	群馬県犯罪被害者支援室支援員、検察庁犯罪被害者支援員、すてっぷぐんま支援員	15名
251	群馬	平成26年8月	高崎市立倉賀野中学校教員に対する法教育(講演)	高崎市立倉賀野中学校教員	15名
252	群馬	平成26年9月	犯罪被害者支援担当職員に対する法テラス業務説明	群馬県犯罪被害者支援室支援員、検察庁犯罪被害者支援員、すてっぷぐんま支援員	12名
253	群馬	平成26年9月	高崎市立新高尾小学校教員に対する法教育(講演)	高崎市立新高尾小学校教員	15名
254	群馬	平成26年10月	高崎市立城東小学校教員に対する法教育(講演)	高崎市立城東小学校教員	15名
255	群馬	平成26年10月	犯罪被害者支援担当職員に対する法テラス業務説明	群馬県犯罪被害者支援室支援員、検察庁犯罪被害者支援員、すてっぷぐんま支援員	12名
256	群馬	平成26年10月	高崎市立東小学校教員に対する法教育(講演)	高崎市立東小学校教員	15名
257	群馬	平成26年12月	高崎市立南中学校教員に対する法教育(講演)	高崎市立南中学校教員	15名
258	群馬	平成27年1月	沼田市社会福祉協議会における法テラス業務説明	沼田市社会福祉協議会相談員	15名
259	群馬	平成27年2月	高崎市立京ヶ島小学校教員に対する法教育(講演)	高崎市立京ヶ島小学校教員	15名
260	群馬	平成27年2月	高崎市立中央小学校教員に対する法教育(講演)	高崎市立中央小学校教員	15名
261	静岡	平成26年4月	シェルター従業員に対する法テラス業務説明	シェルター従業員	6名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
262	静岡	平成26年4月	静岡中央児童相談所職員に対する法テラス業務説明	静岡中央児童相談所職員	20名
263	静岡	平成26年4月	静岡県内医師に対する法テラス業務説明	静岡県内医師、弁護士	30名
264	静岡	平成26年5月	小鹿豊田地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	小鹿豊田地域包括支援センター職員	6名
265	静岡	平成26年6月	静岡県立こころの医療センター精神保健福祉士に対する法テラス業務説明	静岡県立こころの医療センター精神保健福祉士	10名
266	静岡	平成26年6月	第1回認知症にやさしい町づくり連絡会における法テラス業務説明	地域包括支援センター職員、介護施設職員、医療ソーシャルワーカー、弁護士等	20名
267	静岡	平成26年6月	下田地域生活福祉・就労支援協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	下田市役所職員、社会福祉協議会職員、静岡県庁職員	17名
268	静岡	平成26年6月	浜松市立都田中学生に対する法テラス業務説明	浜松市立都田中学校生徒	2名
269	静岡	平成26年6月	浜松国際交流協会職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	浜松国際交流協会職員	20名
270	静岡	平成26年7月	仮釈放前受刑者に対する法テラス業務説明	仮釈放前受刑者	9名
271	静岡	平成26年8月	静岡刑務所職員等に対する法テラス業務説明	静岡刑務所職員、弁護士	15名
272	静岡	平成26年9月	静岡市民に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	静岡市民	100名
273	静岡	平成26年9月	DV防止ネットワーク会議における法テラス業務説明	警察関係者、福祉関係者、医師、弁護士	22名
274	静岡	平成26年9月	精神保健福祉士に対する法テラス業務説明	精神保健福祉士	16名
275	静岡	平成26年9月	地域生活支援センターおさだ職員に対する法テラス業務説明	地域生活支援センターおさだ職員	4名
276	静岡	平成26年9月	仮釈放前受刑者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	仮釈放前受刑者	10名
277	静岡	平成26年9月	長尾地域包括支援センター職員、精神保健福祉士に対する法テラス業務説明	長尾地域包括支援センター職員、精神保健福祉士	30名
278	静岡	平成26年9月	伊豆市役所職員に対する法テラス業務説明	伊豆市役所職員に対する法テラス業務説明	25名
279	静岡	平成26年9月	自殺対策推進ネットワーク会議における法テラス業務説明	静岡県福祉課職員、警察官、消防署職員、下田市役所職員、ケアマネージャー等	40名
280	静岡	平成26年9月	静岡犯罪被害者支援センター役職員等に対する法テラス業務説明	静岡犯罪被害者支援センター役職員等	17名
281	静岡	平成26年10月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	20名
282	静岡	平成26年10月	精神保健福祉士に対する法テラス業務説明	精神保健福祉士	16名
283	静岡	平成26年10月	静岡市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	静岡市消費生活センター職員	2名
284	静岡	平成26年10月	仮釈放前受刑者に対する法教育(講義)	仮釈放前受刑者	10名
285	静岡	平成26年10月	第2回認知症にやさしい町づくり連絡会における法テラス業務説明	地域包括支援センター職員、ケアマネージャー、介護施設職員等	20名
286	静岡	平成26年10月	第2回東伊豆町地域ケア会議における法テラス業務説明	地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員、介護施設職員、病院職員等	24名
287	静岡	平成26年10月	浜松市入野地区住民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	浜松市入野地区住民	20名
288	静岡	平成26年10月	浜松市篠原地区住民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	浜松市篠原地区住民	20名
289	静岡	平成26年10月	磐田市、袋井市、森町行政相談員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	磐田市、袋井市、森町行政相談員	13名
290	静岡	平成26年11月	DV防止セミナーにおける法テラス業務説明	静岡県、静岡県内市町、女性センター、健康福祉センター、静岡県警察相談員等	37名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
291	静岡	平成26年11月	静岡県県民生活課消費生活支援班職員おける法テラス業務説明	静岡県県民生活課消費生活支援班職員	20名
292	静岡	平成26年11月	静岡市外国人住民施策連絡協議会における法テラス業務説明	外国人住民施策関係機関	22名
293	静岡	平成26年11月	牧之原市自殺対策ネットワークにおける法教育(講義)、法テラス業務説明	牧之原市役所職員、警察関係者、医療関係者等	30名
294	静岡	平成26年11月	小笠原地域包括支援センター、静岡市葵区福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	小笠原地域包括支援センター、静岡市葵区福祉事務所職員	8名
295	静岡	平成26年11月	仮釈放前受刑者に対する法教育(講義)	仮釈放前受刑者	10名
296	静岡	平成26年11月	精神保健福祉士に対する法テラス業務説明	精神保健福祉士	3名
297	静岡	平成26年11月	地域生活支援センターおさだ職員に対する法テラス業務説明	地域生活支援センターおさだ職員	4名
298	静岡	平成26年11月	静岡県西部健康福祉センターにおける法教育(講義)、法テラス業務説明	静岡県西部警察署職員、市役所、町役場職員、民生・児童委員協議会職員	33名
299	静岡	平成26年11月	浜松国際交流協会職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	浜松国際交流協会職員	30名
300	静岡	平成26年12月	静岡市消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	静岡市消費生活センター職員	4名
301	静岡	平成26年12月	仮釈放前受刑者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	仮釈放前受刑者	10名
302	静岡	平成26年12月	仮釈放前受刑者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	仮釈放前受刑者	10名
303	静岡	平成26年12月	ミニ介護講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	沼津市千本地域包括支援センター管内一般市民	30名
304	静岡	平成26年12月	浜松市DV相談ネットワーク連絡会における法テラス業務説明	警察署、法務局、西部健康福祉センター職員、人権擁護委員連絡協議会構成員等	38名
305	静岡	平成27年1月	国際交流協会職員に対する法テラス業務説明	国際交流協会職員、弁護士	30名
306	静岡	平成27年1月	地域生活支援センターおさだ職員に対する法テラス業務説明会	地域生活支援センターおさだ職員	4名
307	静岡	平成27年1月	駿府学園における法テラス業務説明	駿府学園職員	6名
308	静岡	平成27年1月	仮釈放前受刑者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	仮釈放前受刑者	10名
309	静岡	平成27年2月	社会福祉士、静岡刑務所職員等に対する法テラス業務説明	社会福祉士、静岡刑務所職員、司法書士	20名
310	静岡	平成27年2月	仮釈放前受刑者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	仮釈放前受刑者	10名
311	静岡	平成27年2月	仮釈放前受刑者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	仮釈放前受刑者	10名
312	静岡	平成27年2月	長尾川地域包括支援センター職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	長尾川地域包括支援センター職員、民生・児童委員	30名
313	静岡	平成27年2月	沼津市役所職員に対する法テラス業務説明	沼津市生活困窮者自立支援制度担当者	30名
314	静岡	平成27年2月	再犯防止協議会における法テラス業務説明	下田市役所職員、検察官、検察庁職員、弁護士、警察官	15名
315	静岡	平成27年2月	国際交流協会職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	国際交流協会職員等	120名
316	静岡	平成27年3月	静岡県子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会における法テラス業務説明	静岡県子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会員	28名
317	静岡	平成27年3月	静岡市自殺対策連絡協議会における法テラス業務説明	静岡市自殺対策連絡協議会委員	15名
318	静岡	平成27年3月	精神保健福祉士に対する法テラス業務説明	精神保健福祉士	4名
319	静岡	平成27年3月	地域生活支援センターなごやか職員に対する法テラス業務説明	地域生活支援センターなごやか職員	5名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
320	静岡	平成27年3月	静岡市保健所職員に対する法テラス業務説明	静岡市保健所職員	5名
321	静岡	平成27年3月	スルガダルク職員に対する法テラス業務説明	スルガダルク職員	5名
322	静岡	平成27年3月	静岡県地域生活定着支援センター職員に対する法テラス業務説明	静岡県地域生活定着支援センター職員	5名
323	静岡	平成27年3月	NPO法人あしたの空職員に対する法テラス業務説明	NPO法人あしたの空職員	5名
324	静岡	平成27年3月	聖明病院院長に対する法テラス業務説明	聖明病院院長	5名
325	静岡	平成27年3月	仮釈放前受刑者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	仮釈放前受刑者	10名
326	静岡	平成27年3月	地域生活支援センター職員に対する法テラス業務説明	地域生活支援センター職員	4名
327	静岡	平成27年3月	仮釈放前受刑者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	仮釈放前受刑者	10名
328	静岡	平成27年3月	地域包括支援センター職員、民生・児童委員、警察官に対する法テラス業務説明	地域包括支援センター職員、民生・児童委員、警察官	40名
329	静岡	平成27年3月	御殿場市役所、裾野市役所市民相談窓口担当者に対する法テラス業務説明	御殿場市役所、裾野市役所職員	2名
330	静岡	平成27年3月	高齢者医療費・高額介護費制度に関する勉強会における法テラス業務説明	弁護士、公証人、司法書士、社会福祉士、病院相談員	14名
331	山梨	平成26年5月	県民相談相互支援ネットワーク連絡協議会における法テラス業務説明	県民相談相互支援ネットワーク会員	19名
332	山梨	平成26年7月	犯罪被害者支援業務に携わる関係機関職員に対する法テラス業務説明	山梨県警察本部、被害者支援センターやまなし、甲府地方検察庁職員	10名
333	山梨	平成26年8月	山梨学院大学生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	山梨学院大学大学生	4名
334	山梨	平成26年9月	山梨学院大学法科大学院生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	山梨学院大学法科大学院生	7名
335	山梨	平成26年10月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会会員	44名
336	山梨	平成26年11月	甲府地方法務局管内人権擁護委員研修における法テラス業務説明	甲府地方法務局管内人権擁護委員	16名
337	山梨	平成26年11月	山梨県内市町村職員に対する法テラス業務説明	山梨県内市町村職員	16名
338	山梨	平成26年11月	山梨県犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	山梨県犯罪被害者支援連絡協議会会員	28名
339	山梨	平成26年11月	山梨県内市町村職員に対する法テラス業務説明	山梨県内市町村職員	15名
340	長野	平成26年4月	社会福祉法人サンあなん職員に対する法テラス業務説明	社会福祉法人サンあなん職員	4名
341	長野	平成26年6月	長野県犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	長野県内犯罪被害者支援機関事務担当者	43名
342	長野	平成26年6月	長野県立図書館職員に対する法テラス業務説明	長野県立図書館職員	5名
343	長野	平成26年6月	飯山市社会福祉協議会における法テラス業務説明	飯山市社会福祉協議会職員	8名
344	長野	平成26年7月	長野県犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	長野県内被害者支援機関事務担当者	40名
345	長野	平成26年8月	長野労働局職員に対する法テラス業務説明	長野労働局職員	2名
346	長野	平成26年8月	自殺対策推進ネットワーク会議における法テラス業務説明	自殺対策推進ネットワーク会議参加者	30名
347	長野	平成26年9月	松本市役所職員に対する法テラス業務説明	松本市役所職員	3名
348	長野	平成26年9月	松本警察署生活安全課警察官に対する法テラス業務説明	松本警察署生活安全課警察官	3名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
349	長野	平成26年9月	長野県内図書館職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	長野県内図書館職員	15名
350	長野	平成26年9月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	長野県労働局職員、長野地方裁判所職員、弁護士、長野県労働雇用課職員等	14名
351	長野	平成26年10月	飯山市野坂田区住民に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	飯山市野坂田区住民	40名
352	長野	平成26年10月	長野市柳原地区住民自治協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	長野市柳原地区住民	20名
353	長野	平成26年10月	佐久地域女性相談員に対する法テラス業務説明	佐久地域女性相談員	25名
354	長野	平成26年11月	長野県立長野南高等学校教員に対する法教育(講演)	長野県立長野南高等学校教員	20名
355	長野	平成26年11月	公害等調整委員会職員に対する法テラス業務説明	公害等調整委員会職員	3名
356	長野	平成26年11月	長野中央警察署犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	長野中央警察署犯罪被害者支援機関実務担当者	20名
357	長野	平成26年11月	飯山市人権福祉センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	飯山市民	30名
358	長野	平成27年1月	ふくし相談会ネットワーク会議における法テラス業務説明	長野市内福祉機関職員	20名
359	長野	平成27年2月	長野県児童虐待・DV防止連絡会における法テラス業務説明	長野県児童虐待・DV防止連絡会参加団体職員	30名
360	長野	平成27年2月	長野市障害ふくしネットにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	長野市内ケアプランナー	30名
361	長野	平成27年2月	長野県犯罪被害者支援センター相談員に対する法テラス業務説明	長野県犯罪被害者支援センター相談員	20名
362	長野	平成27年2月	飯山市北畑地区在住高齢者に対する法テラス業務説明	飯山市北畑地区在住高齢者	30名
363	長野	平成27年3月	長野県男女共同参画センター相談員に対する法テラス業務説明	長野県男女共同参画センター相談員	40名
364	長野	平成27年3月	ふくし相談会ネットワーク会議における法テラス業務説明	長野市内福祉機関職員	20名
365	新潟	平成26年4月	新潟県警察被害者支援専科生に対する法テラス業務説明	新潟県警察被害者支援専科生	40名
366	新潟	平成26年4月	見附市役所、見附市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	見附市役所職員、見附市地域包括支援センター職員	21名
367	新潟	平成26年5月	にいがた被害者支援センター支援員等に対する法テラス業務説明	新潟県警察本部、新潟県弁護士会、にいがた被害者支援センター職員	40名
368	新潟	平成26年7月	五泉市役所、五泉市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	五泉市役所、五泉市地域包括支援センター職員	13名
369	新潟	平成26年7月	新潟市中央図書館「法律セミナー」における法教育(講演)、法テラス業務説明	新潟市民	70名
370	新潟	平成26年7月	長岡市民生・児童委員各地区会長等に対する法テラス業務説明	長岡市民生・児童委員各地区会長、長岡市役所職員	60名
371	新潟	平成26年8月	新潟市中央区民生・児童委員各地区会長に対する法テラス業務説明	新潟市中央区民生・児童委員各地区会長	30名
372	新潟	平成26年9月	新潟市中央区栄地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	新潟市中央区栄地区民生・児童委員	12名
373	新潟	平成26年9月	新潟市中央区女池地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	新潟市中央区女池地区民生・児童委員	20名
374	新潟	平成26年9月	新潟市中央区笹口地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	新潟市中央区笹口地区民生・児童委員	18名
375	新潟	平成26年9月	新潟市中央区万代長嶺地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	新潟市中央区万代長嶺地区民生・児童委員	25名
376	新潟	平成26年9月	新潟県内総合労働相談員に対する法テラス業務説明	新潟県内総合労働相談員	40名
377	新潟	平成26年10月	新潟市中央区浜浦地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	新潟市中央区浜浦地区民生・児童委員	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
378	新潟	平成26年10月	新潟市中央区鐘淵地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	新潟市中央区鐘淵地区民生・児童委員	16名
379	新潟	平成26年10月	新潟市中央区関屋地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	新潟市中央区関屋地区民生・児童委員	14名
380	新潟	平成26年10月	新潟市中央区白山地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	新潟市中央区白山地区民生・児童委員	19名
381	新潟	平成26年10月	新潟市中央区鳥屋野地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	新潟市中央区鳥屋野地区民生・児童委員	17名
382	新潟	平成26年11月	加茂市役所職員に対する法テラス業務説明	加茂市役所職員	7名
383	新潟	平成26年11月	柏崎市役所職員等に対する法テラス業務説明	柏崎市役所、柏崎市社会福祉協議会職員等	34名
384	新潟	平成26年11月	胎内市役所職員等に対する法テラス業務説明	胎内市役所、胎内市社会福祉協議会職員等	27名
385	新潟	平成26年11月	新潟市中央区入船地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	新潟市中央区入船地区民生・児童委員	19名
386	新潟	平成26年11月	新潟市中央区新潟地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	新潟市中央区新潟地区民生・児童委員	25名
387	新潟	平成26年11月	新潟市中央区上所地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	新潟市中央区上所地区民生・児童委員	25名
388	新潟	平成26年11月	新潟市中央区山潟地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	新潟市中央区山潟地区民生・児童委員	30名
389	新潟	平成26年11月	新潟市中央区沼垂地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	新潟市中央区沼垂地区民生・児童委員	20名
390	新潟	平成26年11月	新潟家庭裁判所調停委員に対する法テラス業務説明	新潟家庭裁判所調停委員	32名
391	新潟	平成26年12月	新潟市中央区有明台地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	新潟市中央区有明台地区民生・児童委員	15名
392	新潟	平成26年12月	新潟市中央区湊地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	新潟市中央区湊地区民生・児童委員	13名
393	新潟	平成26年12月	新潟市中央区上山地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	新潟市中央区上山地区民生・児童委員	17名
394	新潟	平成26年12月	新潟市中央区紫竹山地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	新潟市中央区紫竹山地区民生・児童委員	17名
395	新潟	平成26年12月	新潟市中央区南万代地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	新潟市中央区南万代地区民生・児童委員	21名
396	新潟	平成27年1月	小千谷市地域包括支援センター介護支援専門員に対する法テラス業務説明	小千谷市地域包括支援センター介護支援専門員	41名
397	大阪	平成26年6月	大阪市生野区生活相談員に対する法テラス業務説明	大阪市生野区生活相談員	12名
398	大阪	平成26年7月	大阪府外国人向け行政情報提供窓口相談員ネットワーク会議における法テラス業務説明	大阪府外国人向け行政情報提供窓口相談員	28名
399	大阪	平成26年8月	大阪市各区役所DV担当者、大阪市配偶者暴力相談支援センター相談員に対する法テラス業務説明	大阪市各区役所DV担当者、大阪市配偶者暴力相談支援センター相談員	20名
400	大阪	平成26年9月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	大阪弁護士会、大阪地方裁判所、大阪府労働委員会、中央労働委員会職員等	20名
401	大阪	平成26年9月	堺市人権ふれあいセンター職員等に対する法テラス業務説明	堺市人権ふれあいセンター職員、指定管理職員	10名
402	大阪	平成26年9月	第8回法テラス寄席における法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民、東日本大震災被災者、関係機関職員等	330名
403	大阪	平成26年10月	中国領事館領事に対する法テラス業務説明	中国領事館領事	8名
404	大阪	平成26年12月	大阪府労働局、大阪府総合労働事務所相談員に対する法テラス業務説明	大阪府労働局、大阪府総合労働事務所相談員	40名
405	大阪	平成27年1月	大阪府被害者支援会議「第16回代表者会議」における法テラス業務説明	大阪府警察職員、大阪被害者支援アドボカシーセンター職員、大阪府庁職員等	50名
406	京都	平成26年4月	大阪市北区高齢者権利擁護ネットワークにおける法テラス業務説明	大阪市北区福祉関係者	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
407	京都	平成26年4月	京都府社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	京都府社会福祉協議会職員	2名
408	京都	平成26年4月	京都市下京区福祉介護課職員に対する法テラス業務説明	京都市下京区福祉介護課職員	5名
409	京都	平成26年4月	京都府福祉部職員に対する法テラス業務説明	京都府福祉部職員	5名
410	京都	平成26年6月	医療法人桜花会醍醐病院精神科医等に対する法テラス業務説明	医療法人桜花会醍醐病院精神科医等	7名
411	京都	平成26年6月	犯罪被害者支援連絡協議会通常総会における法テラス業務説明	京都府家庭総合支援センター、大阪府社会福祉協議会職員等	150名
412	京都	平成26年7月	京都市北区高齢者権利擁護ネットワークにおける法テラス業務説明	京都市北区福祉関係者	30名
413	京都	平成26年7月	被災者支援学習会における法テラス業務説明	東日本大震災被害者	2名
414	京都	平成26年7月	府民相談相互連絡ネットワーク会議における法テラス業務説明	京都府内各警察署相談担当係長等	100名
415	京都	平成26年7月	DVネットワーク代表者会議における法テラス業務説明	京都府男女共同参画課職員等	30名
416	京都	平成26年8月	DVネットワーク実務者会議における法テラス業務説明	京都府男女共同参画課職員等	20名
417	京都	平成26年8月	八幡市立男山第三中学校職員研修における法教育(講演)	八幡市立男山第三中学校教員	30名
418	京都	平成26年9月	福祉サービス利用援助事業ブロック別事例検討会における法テラス業務説明	京都府内市町村社会福祉協議会福祉サービス利用援助事業専門員、担当職員	10名
419	京都	平成26年9月	上京高齢者権利擁護ネットワークにおける法テラス業務説明	上京区福祉関係者	20名
420	京都	平成26年9月	第5回高齢者なんでも相談会における法テラス業務説明	ケアマネージャー、社会福祉士等	20名
421	京都	平成26年10月	京都大学病院精神科医等に対する法テラス業務説明	京都大学病院精神科医、弁護士	3名
422	京都	平成26年10月	北区高齢者権利擁護ネットワークにおける法テラス業務説明	北区福祉関係者	30名
423	京都	平成26年10月	京都女子大学生に対する法テラス業務説明	京都女子大学大学生等	15名
424	京都	平成26年11月	大阪市若者サポートステーション職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	大阪市若者サポートステーション職員	10名
425	京都	平成26年11月	京都市中部障害者地域生活支援センターなごやかにおける法教育(講義)	被告人支援者	10名
426	京都	平成26年11月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	40名
427	京都	平成26年12月	京都大学病院精神科医等に対する法テラス業務説明	京都大学病院精神科医、弁護士	3名
428	京都	平成26年12月	京都府警察学校における法テラス業務説明	京都府警察学校生徒	200名
429	京都	平成26年12月	上京区内福祉関係機関職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	上京区内福祉関係機関職員	20名
430	京都	平成26年12月	中京区相談連絡ネットワーク会議における法テラス業務説明	中京区内関係機関職員	40名
431	京都	平成27年1月	滋賀、京都精神福祉士会職員、大阪精神医療人権センター職員等に対する法テラス業務説明	滋賀、京都精神福祉士会職員、大阪精神医療人権センター職員等	16名
432	京都	平成27年1月	北区内福祉関係機関職員に対する法テラス業務説明	北区内福祉関係機関職員	30名
433	京都	平成27年1月	京都市役所地域福祉課職員に対する法テラス業務説明	京都市役所地域福祉課職員	20名
434	京都	平成27年2月	福祉サービス利用援助事業担当専門員及び生活支援員研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	福祉サービス利用援助事業担当専門員及び生活支援員	40名
435	京都	平成27年2月	山城地域民生・児童委員に対する法テラス業務説明	山城地域民生・児童委員	100名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
436	京都	平成27年3月	下京区内福祉関係機関職員に対する法テラス業務説明	下京区内福祉関係機関職員	30名
437	京都	平成27年3月	高齢者・障がい者支援に関わる関係機関職員に対する法テラス業務説明	高齢者・障がい者支援に関わる関係機関職員	60名
438	京都	平成27年3月	京都市全域地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	京都市全域地域包括支援センター職員	200名
439	兵庫	平成26年4月	尼崎市大庄北地域包括支援センターケアマネージャーに対する法テラス業務説明	尼崎市大庄北地域包括支援センターケアマネージャー	20名
440	兵庫	平成26年5月	尼崎市小田北、尼崎市小田南地域包括支援センターケアマネージャーに対する法テラス業務説明	尼崎市小田北、尼崎市小田南地域包括支援センターケアマネージャー	25名
441	兵庫	平成26年5月	丸山あんしんすこやかセンター職員、ケアマネージャーに対する法テラス業務説明	丸山あんしんすこやかセンター職員、ケアマネージャー	80名
442	兵庫	平成26年5月	明石市役所窓口開所式及び記念シンポジウムにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	明石市、近隣市町村職員、一般市民	200名
443	兵庫	平成26年6月	太子町民生・児童委員に対する法テラス業務説明	太子町民生・児童委員	50名
444	兵庫	平成26年6月	労働基準局職員等に対する法テラス業務説明	地方裁判所裁判官、労働基準局職員、弁護士会会員等	20名
445	兵庫	平成26年6月	民生・児童委員地区長会における法テラス業務説明	明石市内民生・児童委員	45名
446	兵庫	平成26年6月	あかし消費生活センター消費生活相談員に対する法テラス業務説明	あかし消費生活センター消費生活相談員	6名
447	兵庫	平成26年6月	民生・児童委員(大蔵)地区協議会における法テラス業務説明	大蔵地区民生・児童委員	31名
448	兵庫	平成26年6月	民生・児童委員(魚住東)地区協議会における法テラス業務説明	魚住東地区民生・児童委員	29名
449	兵庫	平成26年6月	民生・児童委員(魚住)地区協議会における法テラス業務説明	魚住地区民生・児童委員	31名
450	兵庫	平成26年6月	民生・児童委員(江井島)地区協議会における法テラス業務説明	江井島地区民生・児童委員	17名
451	兵庫	平成26年6月	民生・児童委員(衣川)地区協議会における法テラス業務説明	衣川地区民生・児童委員	46名
452	兵庫	平成26年6月	民生・児童委員(大久保)地区協議会における法テラス業務説明	大久保地区民生・児童委員	32名
453	兵庫	平成26年6月	民生・児童委員(大久保北)地区協議会における法テラス業務説明	大久保北地区民生・児童委員	28名
454	兵庫	平成26年6月	民生・児童委員(朝霧)地区協議会における法テラス業務説明	朝霧地区民生・児童委員	33名
455	兵庫	平成26年6月	民生・児童委員(高丘)地区協議会における法テラス業務説明	高丘地区民生・児童委員	21名
456	兵庫	平成26年6月	民生・児童委員(二見)地区協議会における法テラス業務説明	二見地区民生・児童委員	36名
457	兵庫	平成26年6月	民生・児童委員(野々池)地区協議会における法テラス業務説明	野々池地区民生・児童委員	37名
458	兵庫	平成26年6月	民生・児童委員(錦上)地区協議会における法テラス業務説明	錦上地区民生・児童委員	15名
459	兵庫	平成26年6月	民生・児童委員(望海)地区協議会における法テラス業務説明	望海地区民生・児童委員	43名
460	兵庫	平成26年6月	石井病院医療連携相談室における法テラス業務説明	石井病院医療連携相談室職員	1名
461	兵庫	平成26年6月	明石市立市民病院地域医療連携課職員に対する法テラス業務説明	明石市立市民病院地域医療連携課職員	1名
462	兵庫	平成26年6月	明石医療センター職員に対する法テラス業務説明	明石医療センター職員	1名
463	兵庫	平成26年6月	兵庫県内病院職員に対する法テラス業務説明	兵庫県内病院職員	1名
464	兵庫	平成26年6月	神戸市西区社会福祉協議会事業課長に対する法テラス業務説明	神戸市西区社会福祉協議会事業課職員	1名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
465	兵庫	平成26年6月	神戸市西区健康福祉課成老人担当係長に対する法テラス業務説明	神戸市西区健康福祉課成老人担当職員	1名
466	兵庫	平成26年7月	姫路市(女性市民)に対する法テラス業務説明	姫路市(女性市民)	30名
467	兵庫	平成26年7月	兵庫県立男女共同参画センター職員に対する法テラス業務説明	兵庫県立男女共同参画センター職員	11名
468	兵庫	平成26年7月	明石市保健福祉施設協会総会における法テラス業務説明	明石市保健福祉施設理事長、事務局長	30名
469	兵庫	平成26年8月	兵庫県(女性県民)等に対する法テラス業務説明	兵庫県(女性県民)、警察関係者、市役所職員等	30名
470	兵庫	平成26年8月	ひょうご被害者支援センター職員に対する法テラス業務説明	ひょうご被害者支援センター職員	7名
471	兵庫	平成26年8月	明石市高年クラブ連合会における法テラス業務説明	明石市内各高年クラブ会長	45名
472	兵庫	平成26年9月	兵庫県土地家屋調査士に対する法テラス業務説明	兵庫県土地家屋調査士	40名
473	兵庫	平成26年9月	兵庫県土地家屋調査士に対する法テラス業務説明	兵庫県土地家屋調査士	20名
474	兵庫	平成26年9月	兵庫県土地家屋調査士に対する法テラス業務説明	兵庫県土地家屋調査士	20名
475	兵庫	平成26年9月	兵庫県土地家屋調査士に対する法テラス業務説明	兵庫県土地家屋調査士	30名
476	兵庫	平成26年9月	明石市内民生・児童委員協議会、高年福祉専門部会における法テラス業務説明	明石市内民生・児童委員、明石市職員、地域包括支援センター職員	30名
477	兵庫	平成26年9月	明石市内婦人相談員、母子自立支援員に対する法テラス業務説明	明石市内婦人相談員、母子自立支援員	2名
478	兵庫	平成26年10月	明石市地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	明石市地域包括支援センター職員	10名
479	兵庫	平成26年11月	兵庫県庁職員に対する法テラス業務説明	兵庫県庁職員	3名
480	兵庫	平成26年11月	ひょうご被害者支援センター職員等に対する法テラス業務説明	ひょうご被害者支援センター職員、弁護士会会員等	40名
481	兵庫	平成27年1月	自治体福祉課職員、警察職員、配偶者暴力相談支援センター職員等に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	自治体福祉課職員、警察職員、配偶者暴力相談支援センター職員等	41名
482	兵庫	平成27年2月	灘区福祉課職員に対する法テラス業務説明	灘区福祉課職員	12名
483	兵庫	平成27年2月	明石市江井島地区在宅サービスゾーン協議会における法テラス業務説明	明石市江井島地区住民	20名
484	兵庫	平成27年3月	明石市江井島地区在宅サービスゾーン協議会における法テラス業務説明	明石市江井島地区住民	20名
485	奈良	平成26年4月	奈良県内消費生活相談員に対する法テラス業務説明	奈良県内消費生活相談員	20名
486	奈良	平成26年4月	奈良市永井町民に対する法テラス業務説明	奈良市永井町民	35名
487	奈良	平成26年4月	大和郡山市新婦人の会における法テラス業務説明	大和郡山市新婦人の会会員	5名
488	奈良	平成26年6月	奈良市中山泉が丘自治会員に対する法テラス業務説明	奈良市中山泉が丘自治会員	50名
489	奈良	平成26年6月	被害者支援連絡協議会職員に対する法テラス業務説明	被害者支援連絡協議会関係職員	50名
490	奈良	平成26年6月	障がい者就職支援施設における法教育(講義)、法テラス業務説明	地域活動支援センターぷろぽ職員、障がい者就職支援施設利用者等	120名
491	奈良	平成26年7月	若草地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	若草地域包括支援センター職員	30名
492	奈良	平成26年8月	生駒市役所職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	生駒市役所職員	2名
493	奈良	平成26年8月	大和郡山市役所職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	大和郡山市役所職員	2名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
494	奈良	平成26年8月	天理市役所職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	天理市役所職員	2名
495	奈良	平成26年8月	奈良市福祉事務所職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	奈良市福祉事務所職員	1名
496	奈良	平成26年8月	奈良県福祉事務所職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	奈良県福祉事務所職員	4名
497	奈良	平成26年8月	奈良市役所職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	奈良市役所職員	3名
498	奈良	平成26年9月	奈良市福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	奈良市福祉事務所職員	10名
499	奈良	平成26年9月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	30名
500	奈良	平成26年10月	奈良市福祉担当者に対する法テラス業務説明	奈良市福祉担当者	2名
501	奈良	平成26年10月	斑鳩町紅葉ヶ丘自治会員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	斑鳩町紅葉ヶ丘自治会員	25名
502	奈良	平成26年10月	奈良市済美西高齢者支援グループに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	奈良市済美西防災クラブ会員	30名
503	奈良	平成26年10月	平群町民、図書館関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	平群町民、図書館関係者	14名
504	奈良	平成26年11月	奈良市民に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	奈良市民	200名
505	奈良	平成26年11月	奈良市邑地町民(高齢者)に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	奈良市邑地町民(高齢者)	45名
506	奈良	平成26年11月	配偶者等からの暴力被害者支援に携わる相談員、職員に対する法テラス業務説明	配偶者等からの暴力被害者支援に携わる相談員、職員	30名
507	奈良	平成26年12月	奈良県自立支援サポートセンター職員に対する法テラス業務説明	奈良県自立支援サポートセンター職員	1名
508	奈良	平成27年1月	奈良県福祉課職員に対する法テラス業務説明	奈良県福祉課職員	2名
509	奈良	平成27年1月	田原本町民生・児童委員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	田原本町民生・児童委員	70名
510	奈良	平成27年2月	田原本町福祉施設等職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	田原本町福祉施設等職員	40名
511	奈良	平成27年2月	田原本町民に対する法テラス業務説明	田原本町民	35名
512	奈良	平成27年2月	奈良市北地区住民(高齢者)に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	奈良市北地区住民(高齢者)	65名
513	奈良	平成27年2月	奈良市右京地区自治会員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	奈良市右京地区自治会員	30名
514	奈良	平成27年3月	磯城郡川西町民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	磯城郡川西町民	50名
515	奈良	平成27年3月	奈良県内福祉担当職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	奈良県内福祉担当職員	60名
516	奈良	平成27年3月	奈良市登美が丘南地区自治会員に対する法テラス業務説明	奈良市登美が丘南地区自治会員	10名
517	滋賀	平成26年4月	大津市社会福祉協議会における法テラス業務説明	滋賀県福祉協議会職員、滋賀県消費生活センター職員、大津市福祉課職員等	20名
518	滋賀	平成26年4月	大津市民に対する法テラス業務説明	大津市民	6名
519	滋賀	平成26年5月	滋賀県内手話通訳士会員に対する法テラス業務説明	手話通訳士会員	30名
520	滋賀	平成26年6月	滋賀県福祉協議会職員、消費者センター職員、大津市福祉課等職員等に対する法テラス業務説明	滋賀県福祉協議会職員、消費者センター職員、大津市福祉課職員等	20名
521	滋賀	平成26年6月	滋賀県犯罪被害連絡協議会における法テラス業務説明	滋賀県警察職員、犯罪被害者支援センター職員等	30名
522	滋賀	平成26年7月	滋賀県内市町DV対策担当職員、男女共同参画相談担当職員に対する法テラス業務説明	滋賀県内市町DV対策担当職員、男女共同参画相談担当職員	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
523	滋賀	平成26年8月	滋賀県福祉協議会職員、消費生活センター職員、大津市福祉課職員等に対する法テラス業務説明	滋賀県福祉協議会職員、消費生活センター職員、大津市福祉課職員等	20名
524	滋賀	平成26年9月	大津地方裁判所、滋賀県商工労働部滋賀労働委員会職員等に対する法テラス業務説明	大津地方裁判所、滋賀県商工労働部滋賀労働委員会職員等	20名
525	滋賀	平成26年10月	滋賀県犯罪被害連絡協議会における法テラス業務説明	滋賀県警察職員、犯罪被害者支援センター職員等	40名
526	滋賀	平成26年11月	手話通訳士会員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	手話通訳士会員	30名
527	滋賀	平成26年12月	大津市社会福祉協議会における法テラス業務説明	滋賀県福祉協議会職員、消費生活センター職員、大津市福祉課職員等	20名
528	滋賀	平成27年1月	彦根市内関係機関職員に対する法テラス業務説明	社会福祉部職員等	80名
529	和歌山	平成26年7月	介護支援専門員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	介護支援専門員	50名
530	和歌山	平成26年7月	和歌山県民生・児童委員協議会職員に対する法テラス業務説明	和歌山県民生・児童委員協議会職員	400名
531	和歌山	平成26年7月	和歌山市精神保健福祉業務担当者連絡会議における法テラス業務説明	和歌山市精神保健福祉業務担当者	40名
532	和歌山	平成26年7月	総合労働相談員に対する法テラス業務説明	総合労働相談員	13名
533	和歌山	平成26年8月	インターンシップ学生に対する法テラス業務説明	インターンシップ学生	1名
534	和歌山	平成26年8月	和歌山県内教育関係者に対する法テラス業務説明	和歌山県内教育関係者	200名
535	和歌山	平成26年9月	NPO法人紀州お祭りプロジェクト実行委員に対する法テラス業務説明	NPO法人紀州お祭りプロジェクト実行委員	40名
536	和歌山	平成26年10月	人権相談員に対する法テラス業務説明	人権相談員	10名
537	和歌山	平成26年10月	被害者支援活動員養成講座受講者に対する法テラス業務説明	被害者支援活動員養成講座受講者	20名
538	和歌山	平成26年10月	トラブルシューター養成講座受講生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	トラブルシューター養成講座受講生	30名
539	和歌山	平成26年11月	和歌山県民に対する法テラス業務説明	和歌山県民	7,500名
540	和歌山	平成26年11月	介護事業者職員、在宅介護支援員、病院地域医療連携室職員に対する法テラス業務説明	介護事業者職員、在宅介護支援員、病院地域医療連携室職員	60名
541	和歌山	平成26年11月	NPO法人和歌山県自閉症協会和歌山市分会に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	NPO法人和歌山県自閉症協会和歌山市分会	30名
542	和歌山	平成27年3月	和歌山県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山県民	150名
543	愛知	平成26年4月	愛知県被害者支援連絡協議会定例総会における法テラス業務説明	愛知県被害者支援連絡協議会会員	40名
544	愛知	平成26年5月	小牧市地区民生・児童委員、小牧市職員、社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	民生・児童委員、小牧市職員、社会福祉協議会職員	200名
545	愛知	平成26年5月	名古屋市精神保健複製センター職員等に対する法テラス業務説明	名古屋市精神福祉センター、保健所、愛知労働局職員等	24名
546	愛知	平成26年5月	名古屋市精神保健複製センター職員等に対する法テラス業務説明	名古屋市精神福祉センター、保健所、愛知労働局職員等	70名
547	愛知	平成26年6月	消費生活問題に関する意見・情報交換会における法テラス業務説明	公益社団法人全国消費生活相談員中部支部会員	80名
548	愛知	平成26年6月	安城市立安城北中学生に対する法テラス業務説明	安城市立安城北中学校生徒	3名
549	愛知	平成26年6月	多重債務問題に関する意見・情報交換会における法テラス業務説明	愛知県、名古屋市職員等	30名
550	愛知	平成26年6月	愛知県被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	愛知県被害者支援連絡協議会会員、中部運輸局、独立行政法人自動車事故対策機構職員	35名
551	愛知	平成26年7月	愛知県産業労働部職員等に対する法テラス業務説明	愛知県産業労働部、名古屋地方裁判所、愛知県弁護士会、愛知県社会保険労務士会職員等	40名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
552	愛知	平成26年9月	愛知県民に対する法テラス業務説明	愛知県民	2,000名
553	愛知	平成26年9月	DV被害問題に関する意見・情報交換会における法テラス業務説明	愛知県、名古屋市、裁判所、法務局、愛知県警察職員等	35名
554	愛知	平成26年10月	愛知県警職員、市役所相談員、教員に対する法テラス業務説明	愛知県警察関係者、市役所相談員、教員	70名
555	愛知	平成26年10月	愛知県内自治体職員に対する法テラス業務説明	愛知県内自治体職員、弁護士等	37名
556	愛知	平成26年10月	犯罪被害者支援に関する研修会における法テラス業務説明	名古屋市民(市内在勤、在住、在学)	31名
557	愛知	平成26年11月	愛知県民に対する法テラス業務説明	愛知県民	5,000名
558	愛知	平成26年11月	犯罪被害者支援に関する研修会における法テラス業務説明	守山警察署被害者支援連絡協議会会員	14名
559	愛知	平成26年11月	岡崎市、安城市民生・児童委員等に対する法テラス業務説明	岡崎市、安城市民生・児童委員等	50名
560	愛知	平成26年11月	介護支援専門員、関係事業所相談員に対する法テラス業務説明	介護支援専門員、関係事業所相談員	20名
561	愛知	平成27年1月	社会保険労務士に対する法テラス業務説明	社会保険労務士	60名
562	愛知	平成27年1月	人権擁護委員に対する法テラス業務説明	人権擁護委員	50名
563	愛知	平成27年1月	愛知県民に対する法テラス業務説明	愛知県民	2名
564	愛知	平成27年2月	愛知県被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	愛知県被害者支援連絡協議会会員	35名
565	愛知	平成27年2月	多重債務問題に関する意見・情報交換会における法テラス業務説明	愛知県、名古屋市職員等	30名
566	愛知	平成27年2月	安城市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	安城市民生・児童委員	50名
567	三重	平成26年5月	みえ・くらしのネットワーク会議における法テラス業務説明	みえ・くらしのネットワーク会員	30名
568	三重	平成26年5月	津市役所男女共同参画室職員に対する法テラス業務説明	津市役所男女共同参画室職員	3名
569	三重	平成26年6月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	三重県内労働相談関係機関職員	25名
570	三重	平成26年6月	病院家族会「いすず会」における法教育(講演)、法テラス業務説明	病院家族会「いすず会」会員	35名
571	三重	平成26年7月	三重県立こころの医療センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	「認知症家族教室」参加者	20名
572	三重	平成26年8月	三重県労働相談室相談員に対する法テラス業務説明	三重県労働相談室相談員	4名
573	三重	平成26年8月	配偶者からの暴力防止等連絡協議会会員に対する法テラス業務説明	配偶者からの暴力防止等連絡協議会会員	30名
574	三重	平成26年9月	多重債務者対策協議会会員に対する法テラス業務説明	多重債務者対策協議会会員	30名
575	三重	平成26年9月	三重県犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	三重県犯罪被害者支援連絡協議会会員	35名
576	三重	平成26年11月	三重県立朝明高校生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	三重県立朝明高等学校生徒	25名
577	三重	平成27年1月	三重県立こころの医療センターにおける法テラス業務説明	「認知症家族教室」参加者	20名
578	三重	平成27年2月	松阪市多重債務対策庁内連絡会議職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	松阪市多重債務対策庁内連絡会議職員	30名
579	岐阜	平成26年6月	パーソナルサポート職員、自治体職員等に対する法テラス業務説明	パーソナルサポート職員、自治体職員、弁護士	8名
580	岐阜	平成26年7月	岐阜市民(高齢者)に対する法テラス業務説明	岐阜市民(高齢者)	400名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
581	岐阜	平成26年8月	岐阜県福祉総合相談センターにおける法テラス業務説明	岐阜県福祉総合相談センター職員等	22名
582	岐阜	平成26年9月	介護支援関係者、税理士、キャリアコンサルタント、認知症支援関係者に対する法テラス業務説明	介護支援関係者、税理士、キャリアコンサルタント、認知症支援関係者	10名
583	岐阜	平成26年9月	岐阜市高齢福祉課職員に対する法テラス業務説明	岐阜市高齢福祉課職員	3名
584	岐阜	平成26年9月	パーソナルサポート職員、社会福祉協議会職員等に対する法テラス業務説明	パーソナルサポート職員、社会福祉協議会職員等	8名
585	岐阜	平成26年10月	岐阜市高齢福祉課職員に対する法テラス業務説明	岐阜市高齢福祉課職員	4名
586	岐阜	平成26年10月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	岐阜労働局職員等	16名
587	岐阜	平成26年10月	岐阜市高齢福祉課職員に対する法テラス業務説明	岐阜市高齢福祉課職員	12名
588	岐阜	平成26年10月	NPO法人職員、援助会員に対する法テラス業務説明	NPO法人職員、援助会員	40名
589	岐阜	平成26年12月	岐阜市民(高齢者)に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	岐阜市民(高齢者)	90名
590	岐阜	平成26年12月	医療機関相談員、施設相談員に対する法テラス業務説明	医療機関相談員、施設相談員	29名
591	岐阜	平成27年1月	可児市役所地域振興課職員に対する法テラス業務説明	可児市役所地域振興課職員	4名
592	岐阜	平成27年2月	地域包括支援センター職員、ケアマネージャーに対する法テラス業務説明	地域包括支援センター職員、ケアマネージャー	30名
593	岐阜	平成27年2月	日常生活支援員に対する法テラス業務説明	日常生活支援員	50名
594	岐阜	平成27年2月	岐阜市地域包括支援センター西部ケアマネージャーに対する法教育(講義)、法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター西部ケアマネージャー	30名
595	岐阜	平成27年3月	中津川市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	中津川市民生・児童委員	20名
596	岐阜	平成27年3月	行政相談員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	行政相談員	30名
597	岐阜	平成27年3月	人権擁護委員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	人権擁護委員	14名
598	岐阜	平成27年3月	岐阜市民生・児童委員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	岐阜市民生・児童委員	70名
599	福井	平成26年4月	福井市職員等に対する法テラス業務説明	福井市職員等	50名
600	福井	平成26年5月	福井地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	福井地区民生・児童委員	500名
601	福井	平成26年6月	岡山警察職員に対する法テラス業務説明	岡山警察職員	20名
602	福井	平成27年3月	心配ごと相談員に対する法テラス業務説明	民生・児童委員、保護司、行政相談員、人権擁護委員	10名
603	石川	平成26年7月	石川被害者等支援連絡協議会における法テラス業務説明	石川被害者等支援連絡協議会会員	69名
604	石川	平成26年7月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	20名
605	石川	平成26年9月	県民相談相互支援ネットワーク連絡会における法テラス業務説明	県民相談相互支援ネットワーク連絡会会員	33名
606	石川	平成26年9月	DV対策支援等連絡協議会における法テラス業務説明	DV対策支援等連絡協議会会員	33名
607	石川	平成26年10月	石川県多重債務問題対策協議会における法テラス業務説明	石川県多重債務問題対策協議会会員	28名
608	富山	平成26年6月	「くらしの安心ネットとやま」参加団体職員に対する法テラス業務説明	「くらしの安心ネットとやま」参加団体職員	51名
609	富山	平成26年6月	富山県被害者支援連絡協議会参加関係機関職員に対する法テラス業務説明	富山県被害者支援連絡協議会参加関係機関職員	29名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
610	富山	平成26年7月	富山県多重債務者対策協議会参加機関職員に対する法テラス業務説明	富山県多重債務者対策協議会参加機関職員	30名
611	富山	平成26年7月	人身安全関連事案対応に関する意見交換会における法テラス業務説明	県内相談機関、県関係機関、富山県警察職員等	30名
612	富山	平成26年8月	富山県高齢者関係相談機関連絡協議会における法テラス業務説明	富山県高齢者関係相談機関連絡協議会参加関係機関職員	22名
613	富山	平成26年8月	富山県高齢者関係相談機関連絡協議会における法テラス業務説明	富山県高齢者関係相談機関連絡協議会参加関係機関職員	20名
614	富山	平成26年9月	犯罪被害者支援活動に関する意見交換会における法テラス業務説明	富山県警察担当者、弁護士	17名
615	富山	平成26年10月	富山県消費者大会における法テラス業務説明	富山県民	250名
616	富山	平成26年10月	県民相談ネットワーク相談実務担当者連絡会議における法テラス業務説明	富山県内相談機関担当者	40名
617	富山	平成26年10月	射水市(旧大島町)町民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	射水市(旧大島町)町民	100名
618	富山	平成26年11月	人身安全関連事案対応に関する意見交換会における法テラス業務説明	県内相談機関、県関係機関、富山県警察職員等	45名
619	富山	平成26年11月	富山県内ADR実施機関職員に対する法テラス業務説明	富山県内ADR実施機関職員	24名
620	富山	平成26年11月	相談等実施状況報告及び連携協議における法テラス業務説明	富山労働局、県労働雇用課職員等	20名
621	富山	平成26年12月	被害者支援専科研修生に対する法テラス業務説明	被害者支援専科研修生	19名
622	富山	平成27年1月	人権擁護委員研修における法テラス業務説明	人権擁護委員	10名
623	富山	平成27年2月	富山県DV対策連絡協議会における法テラス業務説明	富山県DV対策連絡協議会参加機関職員等	33名
624	富山	平成27年2月	朝日町相談員等に対する法テラス業務説明	朝日町相談員等	17名
625	富山	平成27年3月	富山県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	富山県民	150名
626	富山	平成27年3月	被害者支援に関する懇談会における法テラス業務説明	検察庁、とやま被害者支援センター職員等	6名
627	広島	平成26年5月	広島市安芸区民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	広島市安芸区民	20名
628	広島	平成26年5月	被害者支援及び警察安全相談業務担当警察職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	被害者支援及び警察安全相談業務担当警察職員	18名
629	広島	平成26年5月	一般市民に対する法テラス業務説明	一般市民	20名
630	広島	平成26年6月	広島県人権擁護委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	広島県人権擁護委員	100名
631	広島	平成26年6月	福富地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	福富地区民生・児童委員	12名
632	広島	平成26年7月	安芸高田市高宮町民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	安芸高田市高宮町民	70名
633	広島	平成26年8月	広島県立安芸高校生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	広島県立安芸高等学校生徒	3名
634	広島	平成26年8月	三原市民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	三原市民生・児童委員	35名
635	広島	平成26年8月	北広島町民生・児童委員、北広島町役場職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	北広島町民生・児童委員、北広島町役場職員	32名
636	広島	平成26年8月	広島修道大学法科大学院生に対する法テラス業務説明	広島修道大学法科大学院生	2名
637	広島	平成26年9月	広島大学法科大学院生に対する法テラス業務説明	広島大学法科大学院生	4名
638	広島	平成26年9月	福山市民、福山市男女共同参画センター職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	福山市民、福山市男女共同参画センター職員	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
639	広島	平成26年9月	廿日市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	廿日市民	10名
640	広島	平成26年9月	広島市安芸区民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	広島市安芸区民	60名
641	広島	平成26年10月	一般市民に対する法テラス業務説明	一般市民	20名
642	広島	平成26年10月	福山市霞町民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	福山市霞町民	30名
643	広島	平成26年10月	人権擁護委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	人権擁護委員	35名
644	広島	平成26年10月	安芸高田市吉田町民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	安芸高田市吉田町民	200名
645	広島	平成26年11月	安芸高田市八千代町民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	安芸高田市八千代町民	60名
646	広島	平成26年11月	安芸高田市甲田町民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	安芸高田市甲田町民	70名
647	広島	平成26年11月	安芸高田市向原町民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	安芸高田市向原町民	90名
648	広島	平成26年11月	安芸高田市美土里町民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	安芸高田市美土里町民	70名
649	広島	平成26年11月	性犯罪指定捜査員(女性警察官)に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	性犯罪指定捜査員(女性警察官)	20名
650	広島	平成26年12月	広島市中広地域住民(高齢者)に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	広島市中広地域住民(高齢者)	30名
651	広島	平成26年12月	福山市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	福山市民	120名
652	広島	平成26年12月	福山市地域包括支援センター引野職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	福山市地域包括支援センター引野職員	20名
653	広島	平成27年2月	広島県北部地域生活保護担当職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	広島県北部地域生活保護担当職員	17名
654	広島	平成27年2月	犯罪被害者支援団体職員に対する法教育(講演)	犯罪被害者支援団体職員	45名
655	広島	平成27年3月	東広島市登録手話通訳者、要約筆者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	東広島市登録手話通訳者、要約筆者	50名
656	広島	平成27年3月	上村学園高校生に対する法教育(講義)	上村学園高等学校生徒	10名
657	広島	平成27年3月	神石高原町高齢者虐待防止ネットワーク構成員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	神石高原町高齢者虐待防止ネットワーク構成員	17名
658	山口	平成26年4月	新川民生・児童委員に対する法テラス業務説明	新川民生・児童委員	19名
659	山口	平成26年5月	山口県被害者支援連絡協議会参画機関支援連絡協議会における法テラス業務説明	山口県被害者支援連絡協議会参画機関支援連絡協議会参加者	20名
660	山口	平成26年5月	家事調停委員に対する法テラス業務説明	家事調停委員	30名
661	山口	平成26年5月	人権擁護委員、窓口相談担当者に対する法テラス業務説明	人権擁護委員、窓口相談担当者	12名
662	山口	平成26年6月	山口県被害者支援連絡協議会参画機関支援連絡協議会における法テラス業務説明	山口県被害者支援連絡協議会参画機関支援連絡協議会参加者	21名
663	山口	平成26年6月	山口県多重債務問題対策委員会構成員に対する法テラス業務説明	山口県多重債務問題対策委員会構成員	20名
664	山口	平成26年6月	第5回専門相談員研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	山口財務局金融監督課職員、山口財務事務所職員、各自治体等相談員	20名
665	山口	平成26年7月	山口県被害者支援連絡協議会参画機関職員に対する法テラス業務説明	山口県被害者支援連絡協議会参画機関職員	41名
666	山口	平成26年7月	防府市立国府中學生に対する法テラス業務説明	防府市立国府中学校生徒	3名
667	山口	平成26年9月	山口市健康福祉部健康増進課連携機関職員に対する法テラス業務説明	山口市健康福祉部健康増進課連携機関職員	5名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
668	山口	平成26年10月	関係機関職員に対する法テラス業務説明	山口地方裁判所職員、山口市民、下松市民、長門市民等	90名
669	山口	平成26年10月	防府市民に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	防府市民	20名
670	山口	平成26年11月	第17回全国シェルターシンポジウム2014inうべ・山口における法テラス業務説明	全国シェルターシンポジウム2014inうべ・山口参加者	1,000名
671	山口	平成26年12月	介護支援専門員、介護サービス事業所職員等に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	介護支援専門員・介護サービス事業所職員等	60名
672	山口	平成26年12月	長門市内介護支援専門員、医療機関相談員、民生・児童委員等に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	長門市内介護支援専門員、医療機関相談員、民生・児童委員等	50名
673	山口	平成26年12月	心配ごと相談員、苦情解決第三者委員等に対する法テラス業務説明	心配ごと相談員、苦情解決第三者委員等	20名
674	山口	平成27年1月	山口県職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	山口県職員	30名
675	山口	平成27年3月	長門市民に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	長門市民	18名
676	山口	平成27年3月	萩市民生・児童委員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	萩市民生・児童委員	200名
677	山口	平成27年3月	山陽小野田市民生・児童委員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	山陽小野田市民生・児童委員	18名
678	岡山	平成26年4月	岡山県内女性相談に関わる職員、相談員に対する法テラス業務説明	岡山県内女性相談に関わる職員、相談員	66名
679	岡山	平成27年2月	倉敷市内高齢者支援に関わる職員(社会福祉士等)に対する法テラス業務説明	倉敷市内高齢者支援に関わる職員(社会福祉士等)、相談員	50名
680	鳥取	平成26年5月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	16名
681	鳥取	平成26年6月	鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会会員	30名
682	鳥取	平成26年7月	とっとり被害者支援センター被害者支援ボランティアに対する業務説明	とっとり被害者支援センター被害者支援ボランティア	10名
683	鳥取	平成26年7月	鳥取県労働委員会あっせん員候補者等に対する法テラス業務説明	鳥取県労働委員会あっせん員候補者、関係機関職員	100名
684	鳥取	平成26年9月	鳥取地方裁判所管内人権擁護委員に対する法テラス業務説明	鳥取地方裁判所管内人権擁護委員	32名
685	鳥取	平成26年11月	鳥取地方裁判所管内人権擁護委員に対する法テラス業務説明	鳥取地方裁判所管内人権擁護委員	20名
686	鳥取	平成26年11月	犯罪被害者ネットワーク会議における法テラス業務説明	八橋警察署管内自治体職員、とっとり被害者支援センター職員、鳥取地方検察庁職員	15名
687	鳥取	平成26年12月	鳥取県中央ロータリークラブ会員に対する法テラス業務説明	鳥取県中央ロータリークラブ会員	30名
688	島根	平成26年4月	島根県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県民	18名
689	島根	平成26年4月	隠岐後見ネットワーク会議における法テラス業務説明	地域包括支援センター職員	15名
690	島根	平成26年5月	島根県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県民	35名
691	島根	平成26年5月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	20名
692	島根	平成26年5月	財務局職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	財務局職員	15名
693	島根	平成26年5月	社会を明るくする運動推進委員会における法テラス業務説明	松江地方裁判所、島根県警察、島根県弁護士会職員等	50名
694	島根	平成26年5月	松江地域生活福祉・就労支援協議会における法テラス業務説明	松江市福祉事務所、松江市社会福祉協議会、島根県パーソナルサポートセンター職員等	25名
695	島根	平成26年5月	隠岐の町社会福祉協議会職員、地域包括担当者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	隠岐の町社会福祉協議会職員、地域包括担当者	15名
696	島根	平成26年5月	刑事裁判と被害者支援制度についての研修会における法テラス業務説明	島根被害者サポートセンター、島根県弁護士会職員等	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
697	島根	平成26年5月	隠岐地域介護支援員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	隠岐地域介護支援員	10名
698	島根	平成26年6月	生活支援員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	生活支援員	20名
699	島根	平成26年6月	島根県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県民	36名
700	島根	平成26年6月	出雲市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	出雲市民	20名
701	島根	平成26年6月	出雲市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	出雲市民	20名
702	島根	平成26年6月	高齢者虐待防止研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	社会福祉法人職員	15名
703	島根	平成26年6月	島根県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県民	20名
704	島根	平成26年6月	高齢者虐待防止研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	グループホーム安らぎの家職員	5名
705	島根	平成26年7月	島根県労働委員会等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県労働委員会、労働局、島根県商工労働部職員等	20名
706	島根	平成26年7月	隠岐の島町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	隠岐の島町社会福祉協議会職員	10名
707	島根	平成26年7月	島根県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県民	15名
708	島根	平成26年7月	島根県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県民	20名
709	島根	平成26年7月	関係機関相談員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	関係機関相談員	15名
710	島根	平成26年7月	島根県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県民	20名
711	島根	平成26年7月	島根県男女共同参画相談機関連絡会議における法テラス業務説明	島根県医師会、松江地検、法務局人権擁護課職員等	30名
712	島根	平成26年8月	隠岐圏域自死予防連絡会議における法テラス業務説明	隠岐広域病院、隠岐医師会、保健所、隠岐社会福祉協議会職員等	15名
713	島根	平成26年8月	被害者支援員養成講座における法テラス業務説明	被害者支援員	20名
714	島根	平成26年8月	雲南市担当職員に対する法テラス業務説明	雲南市担当職員	4名
715	島根	平成26年8月	島根県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県民	8名
716	島根	平成26年9月	島根県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県民	20名
717	島根	平成26年9月	島根県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県民	10名
718	島根	平成26年9月	全国被害者支援ネットワーク質の向上研修会における法テラス業務説明	支援員	20名
719	島根	平成26年9月	相談業務相互支援ネットワーク会議における法テラス業務説明	法務局人権擁護課、島根行政評価事務所、島根県女性相談センター職員等	31名
720	島根	平成26年10月	島根県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県民	15名
721	島根	平成26年10月	被害者支援連絡協議会支援担当者連絡会における法テラス業務説明	松江地検、島根県弁護士会、島根県臨床心理士会、中央児童相談所職員等	18名
722	島根	平成26年10月	人権擁護委員会における法テラス業務説明	人権擁護委員	15名
723	島根	平成26年10月	島根県民に対する法テラス業務説明	島根県民	20名
724	島根	平成26年11月	島根県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県民	16名
725	島根	平成26年11月	島根県立隠岐島前高校生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	島根県立隠岐島前高等学校生徒	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
726	島根	平成26年11月	島根県立こころと体の相談センター職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県立こころと体の相談センター職員	10名
727	島根	平成26年11月	家事関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	松江市社会福祉協議会、松江成年後見センター、島根県社会福祉士会職員等	20名
728	島根	平成26年11月	被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	松江地検、島根県弁護士会、島根被害者サポートセンター職員等	40名
729	島根	平成26年12月	交通事故被害者サポート事業各種相談窓口等意見交換会における法テラス業務説明	島根県心と体の相談センター、松江保護観察所、島根県警察本部職員等	20名
730	島根	平成26年12月	隠岐地区被害者支援ネットワーク総会における法テラス業務説明	隠岐医師会、浦郷警察署、保健所職員等	15名
731	島根	平成26年12月	島根県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県民	13名
732	島根	平成26年12月	島根県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県民	15名
733	島根	平成26年12月	犯罪被害者支援員に対する法テラス業務説明	犯罪被害者支援員	20名
734	島根	平成27年1月	島根県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県民	15名
735	島根	平成27年1月	島根県立松江養護学校保護者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県立松江養護学校保護者	30名
736	島根	平成27年1月	知夫村民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	知夫村民生・児童委員	15名
737	島根	平成27年2月	島根県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県民	20名
738	島根	平成27年2月	島根県消費者金融等被害防止対策会議における法テラス業務説明	島根県弁護士会、司法書士会、島根県銀行協会職員等	30名
739	島根	平成27年2月	島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会における法テラス業務説明	島根県防犯連合会、島根県社会福祉協議会、島根県警察本部職員等	70名
740	島根	平成27年2月	第2回生活困窮者自立支援ネットワーク会議における法テラス業務説明	島根労働局、島根県松江保健所、島根県女性相談センター職員等	30名
741	島根	平成27年2月	平成26年度自死遺族支援研修会における法テラス業務説明	島根県社会福祉協議会、島根県医師会、島根いのちの電話職員等	20名
742	島根	平成27年2月	島根県立松江工業高校(定時制)教員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	島根県立松江工業高等学校(定時制)教員	20名
743	島根	平成27年2月	島根県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県民	24名
744	島根	平成27年3月	浜田市社会福祉協議会職員等に対する法テラス業務説明	浜田市社会福祉協議会職員、浜田市職員等	20名
745	島根	平成27年3月	島根県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県民	15名
746	島根	平成27年3月	島根県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県民	20名
747	島根	平成27年3月	島根県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県民	18名
748	島根	平成27年3月	島根県連合婦人会、島根県社会福祉協議会職員等に対する法テラス業務説明	島根県連合婦人会、島根県弁護士会、島根県社会福祉協議会職員等	10名
749	島根	平成27年3月	島根県立隠岐高等学校教員、東京大学法科大学院生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	島根県立隠岐高等学校教員、東京大学法科大学院生	30名
750	福岡	平成26年5月	福岡市新人ケースワーカー対象研修における法テラス業務説明	福岡市新人ケースワーカー	30名
751	福岡	平成26年5月	アミカス(福岡市男女共同参画センター)研修における法テラス業務説明	アミカス(福岡市男女共同参画センター)研修参加者	30名
752	福岡	平成26年5月	福岡県警ストーリー・DV対策係職員との意見交換会における法テラス業務説明	福岡県警察ストーリー・DV対策係職員	5名
753	福岡	平成26年6月	筑穂分区保護司会研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	筑穂分区保護司会会員	15名
754	福岡	平成26年6月	福岡市東区保護課ケースワーカー研修における法テラス業務説明	福岡市東区保護課ケースワーカー	10名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
755	福岡	平成26年6月	福岡市中央区ケアマネージャー研修における法テラス業務説明	福岡市中央区保護課ケースワーカー	10名
756	福岡	平成26年6月	福岡市博多区ケースワーカーに対する法テラス業務説明	福岡市博多区保護課ケースワーカー	10名
757	福岡	平成26年7月	筑紫野市保護課職員等に対する法テラス業務説明	筑紫野市保護課職員等	3名
758	福岡	平成26年7月	福岡市南区保護課ケースワーカーに対する法テラス業務説明	福岡市南区保護課ケースワーカー	10名
759	福岡	平成26年7月	男女共同参画センターとの共催による法教育イベントにおける法テラス業務説明	法教育イベント来場者等	70名
760	福岡	平成26年8月	福岡市中央区包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	福岡市中央区包括支援センター職員	5名
761	福岡	平成26年8月	倉光病院職員に対する法テラス業務説明	倉光病院職員	10名
762	福岡	平成26年8月	筑紫野市保護課職員等に対する法テラス業務説明	筑紫野市保護課職員等	10名
763	福岡	平成26年9月	福岡市中央区健康福祉課職員等に対する法テラス業務説明	福岡市中央区健康福祉課職員等	10名
764	福岡	平成26年9月	福岡市東区健康福祉課職員等に対する法テラス業務説明	福岡市東区健康福祉課職員等	10名
765	福岡	平成26年9月	福岡市早良区健康福祉課職員等に対する法テラス業務説明	福岡市早良区健康福祉課職員等	10名
766	福岡	平成26年9月	福岡市西区健康福祉課職員等に対する法テラス業務説明	福岡市西区健康福祉課職員等	10名
767	福岡	平成26年9月	福岡市博多区健康福祉課職員等に対する法テラス業務説明	福岡市博多区健康福祉課職員等	10名
768	福岡	平成26年9月	福岡市南区健康福祉課職員等に対する法テラス業務説明	福岡市南区健康福祉課職員等	10名
769	福岡	平成26年9月	福岡市城南区健康福祉課職員等に対する法テラス業務説明	福岡市城南区健康福祉課職員等	10名
770	福岡	平成26年9月	福岡市西区保護課ケースワーカーに対する法テラス業務説明	福岡市西区保護課ケースワーカー	10名
771	福岡	平成26年10月	苅田町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	苅田町社会福祉協議会職員	2名
772	福岡	平成26年11月	第26回福岡矯正展における法テラス業務説明	第26回福岡矯正展来場者	300名
773	福岡	平成26年11月	久留米市健康福祉部生活支援課職員等に対する法テラス業務説明	久留米市健康福祉部生活支援課職員等	3名
774	福岡	平成26年11月	福岡いのちの電話相談員に対する法テラス業務説明	福岡いのちの電話相談員	5名
775	福岡	平成26年11月	福岡県社会福祉士会との意見交換会における法テラス業務説明	福岡県社会福祉士会職員	5名
776	福岡	平成27年2月	人権擁護委員に対する法テラス業務説明	人権擁護委員	40名
777	福岡	平成27年2月	人権推進センター職員、法務局職員に対する法テラス業務説明	人権推進センター職員、法務局職員	5名
778	福岡	平成27年3月	筑紫野市地域包括支援センターとの意見交換会における法テラス業務説明	筑紫野市地域包括支援センター職員	5名
779	佐賀	平成26年5月	佐賀県DV総合対策会議における法テラス業務説明	佐賀県職員、佐賀市職員、医師会、弁護士会、法務局、検察庁職員、佐賀県警察職員等	18名
780	佐賀	平成26年5月	佐賀県警察 職員、佐賀県職員等に対する法テラス業務説明	佐賀県警察、佐賀県職員、医師会、保護観察所、佐賀地検、弁護士会職員等	30名
781	佐賀	平成26年10月	佐賀県DV総合対策会議における法テラス業務説明	佐賀県職員、佐賀市職員、医師会、弁護士会、法務局、検察庁職員、佐賀県警察職員等	18名
782	佐賀	平成26年11月	労働紛争解決に向けた関係機関との意見交換会における法テラス業務説明	労働局、職業安定所、労働基準監督署、法務局、裁判所、弁護士職員	20名
783	佐賀	平成26年11月	消費対策センター職員等に対する法テラス業務説明	消費対策センター職員、弁護士会職員	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
784	佐賀	平成26年12月	少年保護関係機関職員に対する法テラス業務説明	裁判官、家裁調査官、裁判所書記官、検察官、弁護士、少年鑑別所職員等	25名
785	佐賀	平成26年12月	鹿島市、武雄市等職員に対する法テラス業務説明	鹿島市、武雄市等職員	12名
786	佐賀	平成27年3月	第3回佐賀県DV総合対策会議における法テラス業務説明	佐賀県職員、佐賀市職員、医師会、弁護士会、法務局、検察庁、佐賀県警察職員等	18名
787	長崎	平成26年4月	警察学校における法教育(講義)、法テラス業務説明	警察学校生徒	13名
788	長崎	平成26年4月	長崎市岡下地域住民(高齢者)に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	長崎市岡下地域住民(高齢者)	17名
789	長崎	平成26年4月	佐世保市内高等学校養護教諭に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	佐世保市内高等学校養護教諭	20名
790	長崎	平成26年5月	諫早市多良見地区民生・児童委員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	諫早市多良見地区民生・児童委員、諫早市社会福祉協議会職員	32名
791	長崎	平成26年5月	長崎市三重・外海地域包括支援センター職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	長崎市三重・外海地域包括支援センター職員	15名
792	長崎	平成26年6月	長崎県地域福祉推進支援事業関係機関連絡会議における法テラス業務説明	福祉関係機関職員	20名
793	長崎	平成26年6月	長崎県内関係機関所属ケアマネージャーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	長崎県内関係機関所属ケアマネージャー	20名
794	長崎	平成26年6月	島原市内医療・福祉・介護関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島原市内医療・福祉・介護関係者	20名
795	長崎	平成26年6月	島原市地域包括支援センター担当エリア内ケアマネージャーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島原市地域包括支援センター担当エリア内ケアマネージャー	20名
796	長崎	平成26年6月	長崎市三重・外海地域包括支援センター担当エリア内医療系関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	長崎市三重・外海地域包括支援センター担当エリア内医療・福祉・介護関係者	20名
797	長崎	平成26年6月	長崎被害者支援センター職員に対する法テラス業務説明	長崎被害者支援センター職員	6名
798	長崎	平成26年7月	島原市内医療・福祉・介護関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島原市内医療・福祉・介護関係者	20名
799	長崎	平成26年7月	長崎市日見地区内民生・児童委員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	長崎市日見地区内民生・児童委員、自治会職員	20名
800	長崎	平成26年7月	活水女子大学生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	活水女子大学大学生	60名
801	長崎	平成26年8月	諫早市内関係機関職員ケース会議における法テラス業務説明	市内居宅介護支援事業所職員、訪問介護事業所職員等	70名
802	長崎	平成26年9月	終活シンポジウムにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民	50名
803	長崎	平成26年9月	琴海松村地区高齢者見守りネットワーク会議における法教育(講演)、法テラス業務説明	居宅介護支援専門員、介護保険施設職員、民生・児童委員、医療機関職員等	100名
804	長崎	平成26年9月	諫早市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	諫早市民	40名
805	長崎	平成26年9月	長崎市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	長崎市社会福祉協議会職員	20名
806	長崎	平成26年10月	長崎県多重債務者対策協議会幹事会における法テラス業務説明	長崎県多重債務者対策協議会幹事会出席者	25名
807	長崎	平成26年10月	家事関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	家事関係機関連絡協議会協議員	35名
808	長崎	平成26年10月	長崎県被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	長崎県警察職員、医師会職員、県市町行政職員等	50名
809	長崎	平成26年10月	滑石・横尾地域包括支援センター地区担当ケアマネージャーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	滑石・横尾地域包括支援センター地区担当ケアマネージャー	20名
810	長崎	平成26年10月	長崎市日見地区内民生・児童委員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	長崎市日見地区内民生・児童委員等	20名
811	長崎	平成26年10月	壱岐市内介護支援専門員・介護サービス事業所職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	壱岐市内介護支援専門員・介護サービス事業所職員	20名
812	長崎	平成26年10月	寺川内地区住民(高齢者)、自治会会員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	寺川内地区住民(高齢者)、自治会会員	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
813	長崎	平成26年10月	長与町立長与小学校PTA会員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	長与町立長与小学校PTA会員	100名
814	長崎	平成26年10月	小島・茂木地域包括支援センター地区内民生・児童委員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	小島・茂木地域包括支援センター地区内民生・児童委員、ケアマネージャー、同センター職員	20名
815	長崎	平成26年11月	長崎犯罪被害者支援センター被害者支援員養成講座における法教育(講演)、法テラス業務説明	被害者支援員養成講座受講生	8名
816	長崎	平成26年11月	長与地域包括支援センター地区内民生・児童委員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	与地域包括支援センター地区内民生・児童委員、ケアマネージャー、同センター職員	20名
817	長崎	平成26年11月	長崎市緑が丘地区内民生・児童委員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	長崎市緑が丘地区内民生・児童委員、自治会長	20名
818	長崎	平成26年11月	長与町内介護保険事業所関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	長与町内介護保険事業所関係者	20名
819	長崎	平成26年11月	諫早市介護支援専門員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	諫早市介護支援専門員	25名
820	長崎	平成26年12月	介護老人保健施設みどりの里職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	介護老人保健施設みどりの里職員	20名
821	長崎	平成26年12月	市町行政、市町社会福祉協議会、地域包括職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	市町行政、市町社会福祉協議会、地域包括職員等	20名
822	長崎	平成26年12月	平市立田平中学校教員、保護者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	平市立田平中学校教員、保護者	50名
823	長崎	平成27年1月	「多重債務者メンタルヘルス無料相談事業」関係者連絡会議における法テラス業務説明	県市町職員、弁護士会職員、看護協会職員等	20名
824	長崎	平成27年1月	西浦上・三川地域介護支援専門員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	西浦上・三川地域介護支援専門員、事業所職員、自治会長、民生・児童委員等	90名
825	長崎	平成27年1月	佐世保市役所長寿福祉課職員に対する法テラス業務説明	佐世保市役所長寿福祉課職員	1名
826	長崎	平成27年1月	佐世保吉井地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	佐世保吉井地域包括支援センター職員	1名
827	長崎	平成27年1月	佐世保山澄地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	佐世保山澄地域包括支援センター職員	3名
828	長崎	平成27年1月	佐世保日宇地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	佐世保日宇地域包括支援センター職員	1名
829	長崎	平成27年1月	佐世保早岐地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	佐世保早岐地域包括支援センター職員	2名
830	長崎	平成27年2月	佐世保相浦地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	佐世保相浦地域包括支援センター職員	1名
831	長崎	平成27年2月	佐世保大野地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	佐世保大野地域包括支援センター職員	3名
832	長崎	平成27年2月	佐世保中部地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	佐世保中部地域包括支援センター職員	1名
833	長崎	平成27年2月	佐世保市社会福祉協議会における法テラス業務説明	佐世保市社会福祉協議会職員	2名
834	長崎	平成27年2月	ケアハウス第二椿寿荘職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	ケアハウス第二椿寿荘 理事長、施設長、相談員、ケアマネージャー	6名
835	長崎	平成27年2月	諫早市南部地域包括支援センター担当地域民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	諫早市南部地域包括支援センター担当地域民生・児童委員	20名
836	長崎	平成27年2月	長崎市滑石・横尾地域包括支援センター担当地域ケアマネージャーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	長崎市滑石・横尾地域包括支援センター担当地域ケアマネージャー	20名
837	長崎	平成27年2月	長崎市三重・外海地域包括支援センター担当地域ケアマネージャー等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	長崎市三重・外海地域包括支援センター担当地域ケアマネージャー等	20名
838	長崎	平成27年2月	長崎市江平・外海地域包括支援センター担当地域ケアマネージャー等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	長崎市江平・外海地域包括支援センター担当地域ケアマネージャー等	20名
839	長崎	平成27年2月	市民後見人の会における法教育(講演)、法テラス業務説明	市民後見人の会会員	20名
840	長崎	平成27年3月	社会福祉法人南高愛隣会における法テラス業務説明	社会福祉法人南高愛隣会職員	2名
841	長崎	平成27年3月	長崎県地域福祉推進支援事業関係機関連絡会議における法テラス業務説明	福祉関係機関職員	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
842	長崎	平成27年3月	長崎市北部ブロック介護関係者勉強会における法教育(講演)、法テラス業務説明	長崎市北部ブロック介護職員等	20名
843	長崎	平成27年3月	長崎市小江原・式見地域包括支援センター担当地域民生・児童委員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	長崎市小江原・式見地域包括支援センター担当地域民生・児童委員、自治会役員等	20名
844	大分	平成26年4月	ジュニアロースクール(模擬裁判)における法テラス業務説明	大分県内中学生、保護者	50名
845	大分	平成26年4月	別府溝部学園短期大学における法教育(講義)、法テラス業務説明	別府溝部学園短期大学大学生、教員	150名
846	大分	平成26年4月	大分大学における法教育(講義)、法テラス業務説明	大分大学大学生	150名
847	大分	平成26年5月	大分大学における法教育(講義)	大分大学大学生	150名
848	大分	平成26年5月	大分県警察学校における法テラス業務説明	警察安全相談員等	40名
849	大分	平成26年5月	大分大学における法教育(講義)	大分大学大学生	150名
850	大分	平成26年8月	ジュニアロースクール(裁判傍聴)における法テラス業務説明	大分県内中学生、保護者	50名
851	大分	平成26年9月	大分県立工科短期大学における法教育(講義)	大分県立工科短期大学大学生	100名
852	大分	平成26年9月	大分市東部ソーシャルワーカーの集いにおける法テラス業務説明	大分市東部ソーシャルワーカー	50名
853	大分	平成26年10月	大分県民に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	大分県民	15名
854	大分	平成26年11月	矯正展における法テラス業務説明	大分県民	20名
855	大分	平成26年11月	養育費研修会における法テラス業務説明	大分県民	30名
856	大分	平成27年1月	大分県民に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	大分県民	30名
857	大分	平成27年1月	豊後高田市心配ごと相談員、社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	豊後高田市心配ごと相談員、社会福祉協議会職員	20名
858	大分	平成27年1月	国東市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	国東市民生・児童委員	120名
859	大分	平成27年2月	ひばりヶ丘自治会「健康教室」(まちづくり出張教室)における法テラス業務説明	大分県民	30名
860	大分	平成27年3月	ジュニアロースクール(模擬裁判)における法テラス業務説明	大分県内中学生、保護者	40名
861	熊本	平成26年4月	熊本県犯罪被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	熊本県犯罪被害者支援連絡協議会構成員	50名
862	熊本	平成26年5月	熊本県人権同和政策課研修担当者に対する法テラス業務説明	熊本県人権同和政策課研修担当者	2名
863	熊本	平成26年5月	熊本市南福祉事務所研修担当者に対する法テラス業務説明	熊本市南福祉事務所研修担当者	2名
864	熊本	平成26年5月	熊本行政評価事務所研修担当者に対する法テラス業務説明	熊本行政評価事務所研修担当者	2名
865	熊本	平成26年5月	熊本県DV対策関係機関連携会議構成員関係機関担当者に対する法テラス業務説明	熊本県DV対策関係機関連携会議構成員関係機関担当者	48名
866	熊本	平成26年6月	熊本市南福祉事務所職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	熊本市南福祉事務所職員	20名
867	熊本	平成26年6月	熊本大学教育学部学生に対する法テラス業務説明	熊本大学教育学部学生	15名
868	熊本	平成26年7月	熊本市DV防止連絡会議における法テラス業務説明	熊本市DV防止連絡会議構成員	50名
869	熊本	平成26年7月	熊本県内市町村戸籍住民課担当職員に対する法テラス業務説明	熊本県内市町村戸籍住民課担当職員	60名
870	熊本	平成26年7月	熊本地方務局管内人権擁護課職員に対する法教育(講演)	熊本地方務局管内人権擁護課職員	15名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
871	熊本	平成26年7月	熊本県多重債務協議会における法テラス業務説明	熊本県多重債務協議会構成員	30名
872	熊本	平成26年7月	熊本市主催「ふれあい出前講座」における法教育(講演)	熊本市民	25名
873	熊本	平成26年7月	八代市地域包括支援センター利用者等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	八代市地域包括支援センター利用高齢者、職員等	20名
874	熊本	平成26年7月	美里町民生・児童委員に対する法テラス業務説明	美里町民生・児童委員協議会所属民生・児童委員	41名
875	熊本	平成26年8月	熊本市高齢者支援センターささえりあ新地ケアマネージャーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	熊本市高齢者支援センターささえりあ新地ケアマネージャー	30名
876	熊本	平成26年8月	熊本地区行政評価事務所研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	熊本地区行政相談委員、市町村担当者等	71名
877	熊本	平成26年8月	玉名地区行政評価事務所研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	玉名地区行政相談委員、市町村担当者等	43名
878	熊本	平成26年8月	天草地区行政評価事務所研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	天草地区行政相談委員、市町村担当者等	32名
879	熊本	平成26年9月	八代地区行政評価事務所研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	八代地区行政相談委員、市町村担当者等	51名
880	熊本	平成26年9月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	15名
881	熊本	平成26年9月	南部中央病院職員に対する法テラス業務説明	南部中央病院職員	15名
882	熊本	平成26年9月	見守りネットワークメンバーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	美里町地域包括支援センターで構成している見守りネットワークメンバー	30名
883	熊本	平成26年9月	熊本保護観察所職員研修における法教育(講演)、法テラス業務説明	熊本保護観察所職員	15名
884	熊本	平成26年10月	スタディグループ熊本における法教育(講演)、法テラス業務説明	熊本在住フィナンシャルプランナー研修会参加者(スタディグループ)	30名
885	熊本	平成26年10月	熊本地方法務局管内人権擁護委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	熊本地方法務局管内人権擁護委員	70名
886	熊本	平成26年10月	八代市地域包括支援センターあさひ園利用者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	八代市地域包括支援センターあさひ園利用者	30名
887	熊本	平成26年11月	くまもと県民カレッジ主催講座受講者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	くまもと県民カレッジ主催講座受講者	48名
888	熊本	平成26年11月	天草地区市町村福祉担当者等に対する法テラス業務説明	天草地区市町村福祉担当者、地域包括支援センターケースワーカー等	21名
889	熊本	平成26年12月	熊本市保護課主催研修参加のケースワーカーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	熊本市保護課主催研修参加のケースワーカー	60名
890	熊本	平成26年12月	熊本市保護課主催研修参加のケースワーカーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	熊本市保護課主催研修参加のケースワーカー	20名
891	熊本	平成27年1月	消防署員研修における法教育(講演)	宇城地域振興局行政職員研修参加職員	100名
892	熊本	平成27年1月	消防署員研修における法教育(講演)	宇城地域振興局行政職員研修参加職員	100名
893	熊本	平成27年2月	清水東町老人クラブ所属市民に対する法教育(講演)	清水東町老人クラブ所属市民	50名
894	熊本	平成27年2月	熊本市立本荘小学校PTA保護者等に対する法教育(講演)	熊本市立本荘小学校PTA保護者、教員	35名
895	熊本	平成27年2月	熊本市高齢者支援センターささえりあ託麻利用高齢者等に対する法教育(講演)	熊本市高齢者支援センターささえりあ託麻利用高齢者等	30名
896	熊本	平成27年2月	熊本市高齢者支援センターささえりあ井芹利用高齢者等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	熊本市高齢者支援センターささえりあ井芹利用高齢者等	50名
897	熊本	平成27年2月	熊本県立高森高校生に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	熊本県立高森高等学校3年生生徒	100名
898	熊本	平成27年3月	母子生活支援施設住民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	母子生活支援施設住民	20名
899	熊本	平成27年3月	熊本市生活困窮者庁外関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	熊本市生活困窮者庁外関係機関連絡協議会構成員	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
900	鹿児島	平成26年8月	肝属地区での自殺対策に取り組む関係機関実務者会議における法テラス業務説明	肝属地区(垂水市、鹿屋市、東串良町、肝属町、南大隅町、錦江町)関係機関実務者	50名
901	鹿児島	平成26年8月	インターンシップ実習生に対する法テラス業務説明	早稲田大学法科大学院生	1名
902	鹿児島	平成26年9月	鹿児島大学インターンシップ実習生に対する法テラス業務説明	鹿児島大学大学生	10名
903	鹿児島	平成26年9月	自殺者対策のための意見交換会における法テラス業務説明	徳之島町・天城町・伊仙町役場職員、徳之島警察署職員等	15名
904	鹿児島	平成27年2月	樟南第二高校生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	樟南第二高等学校生徒	80名
905	宮崎	平成26年5月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	15名
906	宮崎	平成26年6月	諸塚村役場職員、諸塚村社会福祉協議会職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	諸塚村役場職員、諸塚村社会福祉協議会職員	11名
907	宮崎	平成26年7月	宮崎県労働委員会委員に対する法テラス業務説明	宮崎県労働委員会委員	24名
908	宮崎	平成26年9月	国富町社会福祉協議会研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	東諸郡郡民生・児童委員	80名
909	宮崎	平成26年9月	宮崎県多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	宮崎県多重債務者対策協議会会員	25名
910	宮崎	平成26年9月	宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校職業講座における法教育(講演)、法テラス業務説明	宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校生徒	20名
911	宮崎	平成26年10月	宮崎地方裁判所延岡支部研修会における法テラス業務説明	民事調停委員	15名
912	宮崎	平成27年2月	福祉関係機関職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	延岡市役所高齢福祉課、宮崎市社会福祉協議会、宮崎市地域包括支援センター職員等	35名
913	沖縄	平成26年7月	生活困窮者自立相談支援機関運営協議会における法テラス業務説明	生活困窮者自立相談支援機関運営協議会関係職員	23名
914	沖縄	平成26年10月	那覇市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	那覇市識名地区民生・児童委員	23名
915	沖縄	平成26年10月	沖縄県相談業務関係機関・団体ネットワーク会議における法テラス業務説明	沖縄県相談業務関係機関・団体ネットワーク会議関係職員	50名
916	沖縄	平成26年10月	被害者支援相談ネットワーク会議における法テラス業務説明	被害者支援相談ネットワーク会議関係職員	30名
917	沖縄	平成26年11月	生命保険意見交換会における法テラス業務説明	生命保険協会沖縄県協会職員	30名
918	沖縄	平成26年11月	生活困窮者自立相談支援機関運営協議会における法テラス業務説明	生活困窮者自立相談支援機関運営協議会関係職員	23名
919	沖縄	平成26年11月	沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡会議における法テラス業務説明	沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡会議関係職員	23名
920	沖縄	平成26年11月	那覇市民生・児童委員連合会における法テラス業務説明	那覇市民生・児童委員	10名
921	沖縄	平成26年12月	犯罪被害者等施策研修会における法テラス業務説明	犯罪被害者等施策研修会関係職員	41名
922	沖縄	平成27年2月	那覇市高齢者福祉課、生活保護課職員に対する法テラス業務説明	那覇市高齢者福祉課、生活保護課職員	9名
923	沖縄	平成27年2月	生活困窮者自立相談支援事業等運営協議会における法テラス業務説明	生活困窮者自立相談支援事業等運営協議会関係職員	24名
924	沖縄	平成27年3月	沖縄市民に対する法教育(講演)	沖縄市民	11名
925	宮城	平成26年4月	仙台市太白区役所職員に対する法テラス業務説明	仙台市太白区役所職員	3名
926	宮城	平成26年4月	山元町、山元町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	山元町、山元町地域包括支援センター職員	5名
927	宮城	平成26年4月	宮城県警察本部職員に対する法テラス業務説明	宮城県警察本部職員	50名
928	宮城	平成26年5月	相談関係機関ネットワーク連絡協議会における法テラス業務説明	宮城県消費生活センター職員等	70名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
929	宮城	平成26年5月	中央労働委員会研修会参加者に対する法テラス業務説明	中央労働委員会研修会参加者	15名
930	宮城	平成26年9月	宮城県母子連絡協議会研修会参加者に対する法テラス業務説明	宮城県母子連絡協議会研修会参加者	20名
931	宮城	平成26年10月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	20名
932	宮城	平成26年11月	大崎地区行政相談員に対する法テラス業務説明	大崎地区行政相談員	30名
933	宮城	平成27年3月	栗原市役所職員に対する法テラス業務説明	栗原市役所職員	15名
934	福島	平成26年4月	二本松公共職業安定所管理課職員に対する法テラス業務説明	二本松公共職業安定所管理課職員	1名
935	福島	平成26年4月	福島地方務局管内二本松出張所職員に対する法テラス業務説明	福島地方務局管内二本松出張所職員	1名
936	福島	平成26年4月	二本松警察署警務課職員に対する法テラス業務説明	二本松警察署警務課職員	1名
937	福島	平成26年4月	二本松市生活環境課職員に対する法テラス業務説明	二本松市生活環境課職員	1名
938	福島	平成26年4月	二本松市福祉課職員に対する法テラス業務説明	二本松市福祉課職員	1名
939	福島	平成26年4月	二本松市秘書広報課職員に対する法テラス業務説明	二本松市秘書広報課職員	1名
940	福島	平成26年4月	二本松市安達支所職員に対する法テラス業務説明	二本松市安達支所職員	1名
941	福島	平成26年4月	二本松図書館職員に対する法テラス業務説明	二本松図書館職員	1名
942	福島	平成26年4月	二本松商工会議所職員に対する法テラス業務説明	二本松商工会議所職員	1名
943	福島	平成26年4月	二本松市民交流センター職員に対する法テラス業務説明	二本松市民交流センター職員	1名
944	福島	平成26年4月	二本松市老人クラブ連合会定期総会における法テラス業務説明	二本松市老人クラブ連合会定期総会参加者	120名
945	福島	平成26年4月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	1名
946	福島	平成26年4月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	1名
947	福島	平成26年4月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	1名
948	福島	平成26年4月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	1名
949	福島	平成26年4月	渋川住民センター職員に対する法テラス業務説明	渋川住民センター職員	1名
950	福島	平成26年4月	下川崎住民センター職員に対する法テラス業務説明	下川崎住民センター職員	1名
951	福島	平成26年4月	二本松市生活環境課職員に対する法テラス業務説明	二本松市生活環境課職員	1名
952	福島	平成26年4月	東日本大震災避難者等に対する法テラス業務説明	東日本大震災避難者等	162名
953	福島	平成26年4月	東日本大震災避難者に対する法テラス業務説明	東日本大震災避難者	247名
954	福島	平成26年4月	東日本大震災避難者に対する法テラス業務説明	東日本大震災避難者	259名
955	福島	平成26年4月	広野町民に対する法テラス業務説明	広野町民	150名
956	福島	平成26年4月	東日本大震災避難者に対する法テラス業務説明	東日本大震災避難者	183名
957	福島	平成26年4月	東日本大震災避難者に対する法テラス業務説明	東日本大震災避難者	111名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
958	福島	平成26年4月	各団体等職員に対する法テラス業務説明	各団体等職員	21名
959	福島	平成26年5月	仮設住宅松川工業団地第一住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅松川工業団地第一住民	118名
960	福島	平成26年5月	仮設住宅旧松川小学校住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅旧松川小学校住民	40名
961	福島	平成26年5月	仮設住宅松川工業団地第二住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅松川工業団地第二住民	100名
962	福島	平成26年5月	仮設住宅旧明治小学校住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅旧明治小学校住民	30名
963	福島	平成26年5月	仮設住宅旧飯野小学校住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅旧飯野小学校住民	30名
964	福島	平成26年5月	東和方部民生・児童委員協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	東和方部民生・児童委員	20名
965	福島	平成26年5月	浪江町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	浪江町社会福祉協議会職員	1名
966	福島	平成26年5月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	200名
967	福島	平成26年5月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	200名
968	福島	平成26年5月	各団体等職員に対する法テラス業務説明	各団体等職員	17名
969	福島	平成26年5月	各団体等職員に対する法テラス業務説明	各団体等職員	10名
970	福島	平成26年5月	いわき市高坂団地住民に対する法テラス業務説明	いわき市高坂団地住民	250名
971	福島	平成26年5月	東日本大震災避難者、いわき信用組合職員に対する法テラス業務説明	東日本大震災避難者、いわき信用組合職員	250名
972	福島	平成26年5月	東日本大震災避難者に対する法テラス業務説明	東日本大震災避難者	112名
973	福島	平成26年5月	東日本大震災被災者(いわき市民)に対する法テラス業務説明	東日本大震災被災者(いわき市民)	345名
974	福島	平成26年5月	東日本大震災被災者に対する法テラス業務説明	東日本大震災被災者	100名
975	福島	平成26年5月	東日本大震災避難者(富岡町民)に対する法テラス業務説明	東日本大震災避難者(富岡町民)	2,650名
976	福島	平成26年6月	二本松図書館職員に対する法テラス業務説明	二本松図書館職員	1名
977	福島	平成26年6月	二本松商工会議所職員に対する法テラス業務説明	二本松商工会議所職員	1名
978	福島	平成26年6月	二本松市民交流センター職員に対する法テラス業務説明	二本松市民交流センター職員	1名
979	福島	平成26年6月	二本松公共職業安定所職員に対する法テラス業務説明	二本松公共職業安定所職員	1名
980	福島	平成26年6月	福島地方法務局管内二本松出張所職員に対する法テラス業務説明	福島地方法務局管内二本松出張所職員	1名
981	福島	平成26年6月	浪江町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	浪江町社会福祉協議会職員	1名
982	福島	平成26年6月	二本松市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	二本松市社会福祉協議会職員	1名
983	福島	平成26年6月	福島県男女共生センター職員に対する法テラス業務説明	福島県男女共生センター職員	1名
984	福島	平成26年6月	本宮市生活環境課職員に対する法テラス業務説明	本宮市生活環境課職員	1名
985	福島	平成26年6月	本宮市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	本宮市社会福祉協議会職員	1名
986	福島	平成26年6月	大玉村社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	大玉村社会福祉協議会職員	1名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
987	福島	平成26年6月	大熊町中通り連絡事務所職員に対する法テラス業務説明	大熊町中通り連絡事務所職員	1名
988	福島	平成26年6月	葬儀場職員に対する法テラス業務説明	葬儀場職員	1名
989	福島	平成26年6月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	1名
990	福島	平成26年6月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	1名
991	福島	平成26年6月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	1名
992	福島	平成26年6月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	1名
993	福島	平成26年6月	医療法人 辰星会 柞病院職員に対する法テラス業務説明	医療法人 辰星会 柞病院職員	1名
994	福島	平成26年6月	雇用促進住宅松川宿舍住民に対する法テラス業務説明	雇用促進住宅松川宿舍住民	1名
995	福島	平成26年6月	道の駅「安達」上り線職員に対する法テラス業務説明	道の駅「安達」上り線職員	1名
996	福島	平成26年6月	上川崎住民センター職員に対する法テラス業務説明	上川崎住民センター職員	1名
997	福島	平成26年6月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	1名
998	福島	平成26年6月	南台仮設住宅、玉露仮設住宅等交流館等職員に対する法テラス業務説明	南台仮設住宅、玉露仮設住宅等交流館等職員	190名
999	福島	平成26年6月	東日本大震災避難者に対する法テラス業務説明	東日本大震災避難者	88名
1000	福島	平成26年6月	東日本大震災帰還者に対する法テラス業務説明	東日本大震災帰還者	23名
1001	福島	平成26年6月	東日本大震災被災者、浜風商店街等住民に対する法テラス業務説明	東日本大震災被災者、浜風商店街等住民	305名
1002	福島	平成26年6月	檜葉町、広野町教育委員会職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	檜葉町、広野町教育委員会職員	5名
1003	福島	平成26年6月	仮設連絡委員等に対する法テラス業務説明	仮設連絡委員等	6名
1004	福島	平成26年7月	仮設住宅旧平石小学校住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅旧平石小学校住民	69名
1005	福島	平成26年7月	二本松図書館職員に対する法テラス業務説明	二本松図書館職員	1名
1006	福島	平成26年7月	二本松商工会議所職員に対する法テラス業務説明	二本松商工会議所職員	1名
1007	福島	平成26年7月	仮設住宅杉田農村広場住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅杉田農村広場住民	58名
1008	福島	平成26年7月	仮設住宅杉田住民センター住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅杉田住民センター住民	29名
1009	福島	平成26年7月	仮設住宅郭内公園住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅郭内公園住民	100名
1010	福島	平成26年7月	雇用促進住宅郭内宿舍住民に対する法テラス業務説明	雇用促進住宅郭内宿舍住民	32名
1011	福島	平成26年7月	仮設住宅大平農村広場住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅大平農村広場住民	61名
1012	福島	平成26年7月	仮設住宅建設技術学院跡住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅建設技術学院跡住民	25名
1013	福島	平成26年7月	仮設住宅塩沢農村広場住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅塩沢農村広場住民	73名
1014	福島	平成26年7月	仮設住宅永田農村広場住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅永田農村広場住民	32名
1015	福島	平成26年7月	雇用促進住宅あだたら宿舍住民に対する法テラス業務説明	雇用促進住宅あだたら宿舍住民	31名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1016	福島	平成26年7月	仮設住宅岳下住民センター住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅岳下住民センター住民	58名
1017	福島	平成26年7月	二本松市民交流センター職員に対する法テラス業務説明	二本松市民交流センター職員	1名
1018	福島	平成26年7月	仮設住宅安達運動場住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅安達運動場住民	244名
1019	福島	平成26年7月	雇用促進住宅あだち宿舎住民に対する法テラス業務説明	雇用促進住宅あだち宿舎住民	50名
1020	福島	平成26年7月	仮設住宅杉内多目的運動広場住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅杉内多目的運動広場住民	152名
1021	福島	平成26年7月	仮設住宅恵向住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅恵向住民	136名
1022	福島	平成26年7月	安達保健福祉センター職員に対する法テラス業務説明	安達保健福祉センター職員	1名
1023	福島	平成26年7月	浪江町商工会職員に対する法テラス業務説明	浪江町商工会職員	1名
1024	福島	平成26年7月	仮設住宅小田部住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅小田部住民	31名
1025	福島	平成26年7月	雇用促進住宅しらさわ宿舎住民に対する法テラス業務説明	雇用促進住宅しらさわ宿舎住民	31名
1026	福島	平成26年7月	仮設住宅和田石上住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅和田石上住民	13名
1027	福島	平成26年7月	福島県男女共生センター職員に対する法テラス業務説明	福島県男女共生センター職員	1名
1028	福島	平成26年7月	二本松公共職業安定所職員に対する法テラス業務説明	二本松公共職業安定所職員	1名
1029	福島	平成26年7月	福島地方法務局管内二本松出張所職員に対する法テラス業務説明	福島地方法務局管内二本松出張所職員	1名
1030	福島	平成26年7月	安達農業普及所職員に対する法テラス業務説明	安達農業普及所職員	1名
1031	福島	平成26年7月	二本松土木事務所職員に対する法テラス業務説明	二本松土木事務所職員	1名
1032	福島	平成26年7月	雇用促進住宅本宮宿舎住民に対する法テラス業務説明	雇用促進住宅本宮宿舎住民	12名
1033	福島	平成26年7月	仮設住宅高木住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅高木住民	63名
1034	福島	平成26年7月	郡山北警察署本宮分庁舎内職員に対する法テラス業務説明	郡山北警察署本宮分庁舎内職員	1名
1035	福島	平成26年7月	本宮市生活環境課職員に対する法テラス業務説明	本宮市生活環境課職員	1名
1036	福島	平成26年7月	本宮市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	本宮市社会福祉協議会職員	1名
1037	福島	平成26年7月	二本松警察署職員に対する法テラス業務説明	二本松警察署職員	1名
1038	福島	平成26年7月	二本松市農業委員会事務局職員に対する法テラス業務説明	二本松市農業委員会事務局職員	1名
1039	福島	平成26年7月	仮設住宅石神第一住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅石神第一住民	32名
1040	福島	平成26年7月	仮設住宅石神第二住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅石神第二住民	31名
1041	福島	平成26年7月	仮設住宅栗木平住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅栗木平住民	18名
1042	福島	平成26年7月	本宮市白沢総合支所市民福祉課職員に対する法テラス業務説明	本宮市白沢総合支所市民福祉課職員	1名
1043	福島	平成26年7月	浪江町本宮出張所職員に対する法テラス業務説明	浪江町本宮出張所職員	1名
1044	福島	平成26年7月	白沢公民館職員に対する法テラス業務説明	白沢公民館職員	1名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1045	福島	平成26年7月	仮設住宅大玉村安達太良住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅大玉村安達太良住民	120名
1046	福島	平成26年7月	東日本国際大学付属昌平中学・高等学校校長に対する法テラス業務説明	東日本国際大学付属昌平中学・高等学校校長	1名
1047	福島	平成26年7月	東日本大震災被災者等に対する法テラス業務説明	東日本大震災被災者等	50名
1048	福島	平成26年7月	東日本大震災被災者等に対する法テラス業務説明	東日本大震災被災者等	60名
1049	福島	平成26年7月	公民館、保健センター職員等に対する法テラス業務説明	公民館、保健センター職員等	10名
1050	福島	平成26年7月	川内村役場担当者等に対する法テラス業務説明	川内村役場担当者等	10名
1051	福島	平成26年7月	いわき地方裁判所・双葉地方広域市町村圏組合職員等に対する法テラス業務説明	いわき地方裁判所・双葉地方広域市町村圏組合職員等	35名
1052	福島	平成26年7月	道の駅職員、仮設住宅住民等に対する法テラス業務説明	道の駅職員、仮設住宅住民等	25名
1053	福島	平成26年7月	いわき市中央台高久仮設住宅住民等に対する法テラス業務説明	いわき市中央台高久仮設住宅住民等	28名
1054	福島	平成26年7月	東日本大震災被災者等に対する法テラス業務説明	東日本大震災被災者等	26名
1055	福島	平成26年7月	東日本大震災被災者等に対する法テラス業務説明	東日本大震災被災者等	27名
1056	福島	平成26年7月	広野町社会福祉協議会専門委員に対する法テラス業務説明	広野町社会福祉協議会専門委員	5名
1057	福島	平成26年8月	福島市地域包括支援センター社会福祉部会における法テラス業務説明	福島市地域包括支援センター社会福祉部会所属社会福祉士	20名
1058	福島	平成26年8月	仮設住宅大玉村安達太良住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅大玉村安達太良住民	1名
1059	福島	平成26年8月	富岡町大玉出張所職員に対する法テラス業務説明	富岡町大玉出張所職員	1名
1060	福島	平成26年8月	大玉村総務課職員に対する法テラス業務説明	大玉村総務課職員	1名
1061	福島	平成26年8月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	1名
1062	福島	平成26年8月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	1名
1063	福島	平成26年8月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	1名
1064	福島	平成26年8月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	1名
1065	福島	平成26年8月	浪江町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	浪江町社会福祉協議会職員	1名
1066	福島	平成26年8月	浪江町復興推進課職員に対する法テラス業務説明	浪江町復興推進課職員	1名
1067	福島	平成26年8月	浪江町復興推進課職員に対する法テラス業務説明	浪江町復興推進課職員	1名
1068	福島	平成26年8月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	150名
1069	福島	平成26年8月	本宮市生活環境課職員に対する法テラス業務説明	本宮市生活環境課職員	1名
1070	福島	平成26年8月	本宮市秘書広報課職員に対する法テラス業務説明	本宮市秘書広報課職員	1名
1071	福島	平成26年8月	本宮市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	本宮市社会福祉協議会職員	1名
1072	福島	平成26年8月	富岡町大玉出張所職員に対する法テラス業務説明	富岡町大玉出張所職員	1名
1073	福島	平成26年8月	大玉村総務課職員に対する法テラス業務説明	大玉村総務課職員	1名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1074	福島	平成26年8月	大玉村社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	大玉村社会福祉協議会職員	1名
1075	福島	平成26年8月	浪江町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	浪江町社会福祉協議会職員	1名
1076	福島	平成26年8月	浪江町生活支援課職員に対する法テラス業務説明	浪江町生活支援課職員	1名
1077	福島	平成26年8月	浪江町復興推進課職員に対する法テラス業務説明	浪江町復興推進課職員	1名
1078	福島	平成26年8月	二本松市生活環境課職員に対する法テラス業務説明	二本松市生活環境課職員	1名
1079	福島	平成26年8月	二本松市農業委員会事務局職員に対する法テラス業務説明	二本松市農業委員会事務局職員	1名
1080	福島	平成26年8月	二本松市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	二本松市社会福祉協議会職員	1名
1081	福島	平成26年8月	二本松市安達保健福祉センター職員に対する法テラス業務説明	二本松市安達保健福祉センター職員	1名
1082	福島	平成26年8月	福島県男女共生センター職員に対する法テラス業務説明	福島県男女共生センター職員	1名
1083	福島	平成26年8月	福島地方務局管内二本松出張所職員に対する法テラス業務説明	福島地方務局管内二本松出張所職員	1名
1084	福島	平成26年8月	二本松公共職業安定所職員に対する法テラス業務説明	二本松公共職業安定所職員	1名
1085	福島	平成26年8月	二本松市民交流センター職員に対する法テラス業務説明	二本松市民交流センター職員	1名
1086	福島	平成26年8月	二本松商工会議所職員に対する法テラス業務説明	二本松商工会議所職員	1名
1087	福島	平成26年8月	二本松図書館職員に対する法テラス業務説明	二本松図書館職員	1名
1088	福島	平成26年8月	二本松市復興支援事業協同組合職員に対する法テラス業務説明	二本松市復興支援事業協同組合職員	1名
1089	福島	平成26年8月	いわき市内郷支所他6か所職員等に対する法テラス業務説明	いわき市内郷支所他6か所職員等	20名
1090	福島	平成26年8月	広野町公民館他7か所職員等に対する法テラス業務説明	広野町公民館他7か所職員等	20名
1091	福島	平成26年8月	いわき市生涯学習センター等における法テラス業務説明	いわき市生涯学習センター等職員	10名
1092	福島	平成26年8月	檜葉町、双葉町仮設住宅住民等に対する法テラス業務説明	檜葉町、双葉町仮設住宅住民等	4,200名
1093	福島	平成26年8月	浪江町、大熊町等社会福祉協議会職員等に対する法テラス業務説明	浪江町、大熊町等社会福祉協議会職員等	20,860名
1094	福島	平成26年8月	広野町民に対する法テラス業務説明	広野町民	2,500名
1095	福島	平成26年8月	富岡町民、いわき市民等に対する法テラス業務説明	富岡町民、いわき市民等	7,450名
1096	福島	平成26年8月	いわき市役所他4か所職員等に対する法テラス業務説明	いわき市役所他4か所職員等	105名
1097	福島	平成26年8月	いわき市四倉支所他1か所職員等に対する法テラス業務説明	いわき市四倉支所他1か所職員等	60名
1098	福島	平成26年9月	法テラス二本松市民向けセミナー「許認可あれこれ」における法テラス業務説明	法テラス二本松市民向けセミナー「許認可あれこれ」参加者	10名
1099	福島	平成26年9月	道の駅「安達」上り線職員等に対する法テラス業務説明	道の駅「安達」上り線職員等	1名
1100	福島	平成26年9月	二本松市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	二本松市社会福祉協議会職員	1名
1101	福島	平成26年9月	浪江町商工会職員に対する法テラス業務説明	浪江町商工会職員	1名
1102	福島	平成26年9月	二本松商工会議所職員に対する法テラス業務説明	二本松商工会議所職員	1名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1103	福島	平成26年9月	二本松図書館職員に対する法テラス業務説明	二本松図書館職員	1名
1104	福島	平成26年9月	二本松市民交流センター職員に対する法テラス業務説明	二本松市民交流センター職員	1名
1105	福島	平成26年9月	浪江町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	浪江町社会福祉協議会職員	1名
1106	福島	平成26年9月	福島県男女共生センター職員に対する法テラス業務説明	福島県男女共生センター職員	1名
1107	福島	平成26年9月	二本松公共職業安定所職員に対する法テラス業務説明	二本松公共職業安定所職員	1名
1108	福島	平成26年9月	福島地方務局管内二本松出張所職員に対する法テラス業務説明	福島地方務局管内二本松出張所職員	1名
1109	福島	平成26年9月	二本松税務署員に対する法テラス業務説明	二本松税務署員	1名
1110	福島	平成26年9月	二本松市農業委員会事務局職員に対する法テラス業務説明	二本松市農業委員会事務局職員	1名
1111	福島	平成26年9月	本宮市生活環境課職員に対する法テラス業務説明	本宮市生活環境課職員	1名
1112	福島	平成26年9月	本宮市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	本宮市社会福祉協議会職員	1名
1113	福島	平成26年9月	大玉村社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	大玉村社会福祉協議会職員	1名
1114	福島	平成26年9月	浪江町復興推進課職員に対する法テラス業務説明	浪江町復興推進課職員	1名
1115	福島	平成26年9月	二本松商工会議所職員に対する法テラス業務説明	二本松商工会議所職員	1名
1116	福島	平成26年9月	二本松図書館職員に対する法テラス業務説明	二本松図書館職員	1名
1117	福島	平成26年9月	二本松市民交流センター職員に対する法テラス業務説明	二本松市民交流センター職員	1名
1118	福島	平成26年9月	二本松市生活環境課職員に対する法テラス業務説明	二本松市生活環境課職員	1名
1119	福島	平成26年9月	二本松市建築住宅課職員に対する法テラス業務説明	二本松市建築住宅課職員	1名
1120	福島	平成26年9月	浪江町生活支援課職員に対する法テラス業務説明	浪江町生活支援課職員	1名
1121	福島	平成26年9月	浪江町復興推進課職員に対する法テラス業務説明	浪江町復興推進課職員	1名
1122	福島	平成26年9月	浪江町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	浪江町社会福祉協議会職員	1名
1123	福島	平成26年9月	二本松市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	二本松市社会福祉協議会職員	1名
1124	福島	平成26年9月	二本松市安達保健福祉センター職員に対する法テラス業務説明	二本松市安達保健福祉センター職員	1名
1125	福島	平成26年9月	福島県男女共生センター職員に対する法テラス業務説明	福島県男女共生センター職員	1名
1126	福島	平成26年9月	大玉村総務課職員に対する法テラス業務説明	大玉村総務課職員	1名
1127	福島	平成26年9月	富岡町大玉出張所職員に対する法テラス業務説明	富岡町大玉出張所職員	1名
1128	福島	平成26年9月	大玉村社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	大玉村社会福祉協議会職員	1名
1129	福島	平成26年9月	二本松公共職業安定所職員に対する法テラス業務説明	二本松公共職業安定所職員	1名
1130	福島	平成26年9月	福島地方務局管内二本松出張所職員に対する法テラス業務説明	福島地方務局管内二本松出張所職員	1名
1131	福島	平成26年9月	本宮市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	本宮市社会福祉協議会職員	1名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1132	福島	平成26年9月	本宮市生活環境課職員に対する法テラス業務説明	本宮市生活環境課職員	1名
1133	福島	平成26年9月	本宮市秘書広報課職員に対する法テラス業務説明	本宮市秘書広報課職員	1名
1134	福島	平成26年9月	いわき市豊間市民サービスセンター職員等に対する法テラス業務説明	いわき市豊間市民サービスセンター職員等	90名
1135	福島	平成26年9月	いわき市健康・福祉プラザ、いわき市総合図書館職員に対する法テラス業務説明	いわき市健康・福祉プラザ、いわき市総合図書館職員	80名
1136	福島	平成26年9月	広野町役場、いわき市江名市民サービスセンター職員に対する法テラス業務説明	広野町役場、いわき市江名市民サービスセンター職員	30名
1137	福島	平成26年9月	川内村役場職員等に対する法テラス業務説明	川内村役場職員等	284名
1138	福島	平成26年9月	いわき市内公共施設等職員に対する法テラス業務説明	いわき市内公共施設等職員	80名
1139	福島	平成26年9月	檜葉町役場職員等に対する法テラス業務説明	檜葉町役場職員等	110名
1140	福島	平成26年9月	大熊町役場職員、いわき市高久第一仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大熊町役場職員、いわき市高久第一仮設住宅住民	50名
1141	福島	平成26年9月	川内村仮設住宅住民等に対する法テラス業務説明	川内村仮設住宅住民等	68名
1142	福島	平成26年9月	檜葉町仮設商店街住民に対する法テラス業務説明	檜葉町仮設商店街住民	20名
1143	福島	平成26年9月	檜葉町職員、川内村職員、葛尾村職員に対する法テラス業務説明	檜葉町、川内村、葛尾村職員	6,010名
1144	福島	平成26年9月	大熊町役場職員に対する法テラス業務説明	大熊町役場職員	1,600名
1145	福島	平成26年9月	ふたばワールド2014における法テラス業務説明	ふたばワールド2014参加者	324名
1146	福島	平成26年10月	保護司代表者会議における法テラス業務説明	保護司	100名
1147	福島	平成26年10月	法テラス二本松市民向けセミナー「新築・増改築・リフォームあれこれ」における法教育（講演）、法テラス業務説明	法テラス二本松市民向けセミナー「新築・増改築・リフォームあれこれ」参加者	11名
1148	福島	平成26年10月	二本松市役所建築住宅課住宅係職員に対する法テラス業務説明	二本松市役所建築住宅課住宅係職員	30名
1149	福島	平成26年10月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	1名
1150	福島	平成26年10月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	1名
1151	福島	平成26年10月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	1名
1152	福島	平成26年10月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	1名
1153	福島	平成26年10月	浪江町復興推進課職員に対する法テラス業務説明	浪江町復興推進課職員	1名
1154	福島	平成26年10月	仮設住宅松川工業団地第一住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅松川工業団地第一住民	118名
1155	福島	平成26年10月	仮設住宅旧松川小学校住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅旧松川小学校住民	40名
1156	福島	平成26年10月	仮設住宅松川工業団地第二住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅松川工業団地第二住民	100名
1157	福島	平成26年10月	雇用促進住宅松川宿舎住民に対する法テラス業務説明	雇用促進住宅松川宿舎住民	45名
1158	福島	平成26年10月	二本松図書館職員に対する法テラス業務説明	二本松図書館職員	1名
1159	福島	平成26年10月	二本松商工会議所職員に対する法テラス業務説明	二本松商工会議所職員	1名
1160	福島	平成26年10月	仮設住宅旧明治小学校住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅旧明治小学校住民	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1161	福島	平成26年10月	仮設住宅旧飯野小学校住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅旧飯野小学校住民	30名
1162	福島	平成26年10月	二本松市民交流センター職員に対する法テラス業務説明	二本松市民交流センター職員	1名
1163	福島	平成26年10月	二本松市生活環境課職員に対する法テラス業務説明	二本松市生活環境課職員	1名
1164	福島	平成26年10月	浪江町生活支援課職員に対する法テラス業務説明	浪江町生活支援課職員	1名
1165	福島	平成26年10月	浪江町復興推進課職員に対する法テラス業務説明	浪江町復興推進課職員	1名
1166	福島	平成26年10月	浪江町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	浪江町社会福祉協議会職員	1名
1167	福島	平成26年10月	二本松市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	二本松市社会福祉協議会職員	1名
1168	福島	平成26年10月	二本松市安達保健福祉センター職員に対する法テラス業務説明	二本松市安達保健福祉センター職員	1名
1169	福島	平成26年10月	二本松公共職業安定所職員に対する法テラス業務説明	二本松公共職業安定所職員	1名
1170	福島	平成26年10月	福島地方務局管内二本松出張所職員に対する法テラス業務説明	福島地方務局管内二本松出張所職員	1名
1171	福島	平成26年10月	大玉村総務課職員に対する法テラス業務説明	大玉村総務課職員	1名
1172	福島	平成26年10月	富岡町大玉出張所職員に対する法テラス業務説明	富岡町大玉出張所職員	1名
1173	福島	平成26年10月	大玉村社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	大玉村社会福祉協議会職員	1名
1174	福島	平成26年10月	本宮市生活環境課職員に対する法テラス業務説明	本宮市生活環境課職員	1名
1175	福島	平成26年10月	本宮市秘書広報課職員に対する法テラス業務説明	本宮市秘書広報課職員	1名
1176	福島	平成26年10月	本宮市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	本宮市社会福祉協議会職員	1名
1177	福島	平成26年10月	福島県男女共生センター職員に対する法テラス業務説明	福島県男女共生センター職員	1名
1178	福島	平成26年10月	本宮市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	本宮市社会福祉協議会職員	1名
1179	福島	平成26年10月	仮設住宅恵向住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅恵向住民	136名
1180	福島	平成26年10月	広野町職員、大熊町職員、双葉町南台仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	広野町職員、大熊町職員、双葉町南台仮設住宅住民	28,200名
1181	福島	平成26年10月	林城仮設住宅住民、富岡町交流館職員に対する法テラス業務説明	林城仮設住宅住民、富岡町交流館職員	140名
1182	福島	平成26年10月	いわき市民に対する法テラス業務説明	いわき市民	259名
1183	福島	平成26年10月	いわき信用組合職員に対する法テラス業務説明	いわき信用組合職員	125名
1184	福島	平成26年10月	広野町役場等職員に対する法テラス業務説明	広野町役場等職員	5名
1185	福島	平成26年10月	南台、玉露、昼野仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	南台、玉露、昼野仮設住宅住民	97名
1186	福島	平成26年10月	川内村民生・児童委員に対する法テラス業務説明	川内村民生・児童委員	14名
1187	福島	平成26年10月	広野郵便局員、大原仮設等住宅住民等に対する法テラス業務説明	広野郵便局員、大原仮設等住宅住民等	97名
1188	福島	平成26年10月	銭田仮設等住宅住民等に対する法テラス業務説明	銭田仮設等住宅住民等	130名
1189	福島	平成26年10月	鬼越地区仮設等住宅住民等に対する法テラス業務説明	鬼越地区仮設等住宅住民等	83名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1190	福島	平成26年10月	いわき市平下高久仮設住宅住民等に対する法テラス業務説明	いわき市平下高久仮設住宅住民等	186名
1191	福島	平成26年11月	人権擁護委員に対する法テラス業務説明	人権擁護委員	28名
1192	福島	平成26年11月	福島大学生等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	福島大学大学生、教員	20名
1193	福島	平成26年11月	地域包括支援センター職員、介護施設職員等に対する法テラス業務説明	地域包括支援センター職員、介護施設職員等	40名
1194	福島	平成26年11月	みんなの生活展における法テラス業務説明	みんなの生活展来場者	250名
1195	福島	平成26年11月	法テラス二本松市民向けセミナー「建物倒壊・未登記建物・境界あれこれ」における法教育(講演)、法テラス業務説明	法テラス二本松市民向けセミナー「建物倒壊・未登記建物・境界あれこれ」参加者	12名
1196	福島	平成26年11月	仮設住宅郭内公園住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅郭内公園住民	100名
1197	福島	平成26年11月	雇用促進住宅郭内宿舍住民に対する法テラス業務説明	雇用促進住宅郭内宿舍住民	32名
1198	福島	平成26年11月	仮設住宅安達運動場住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅安達運動場住民	244名
1199	福島	平成26年11月	仮設住宅杉田農村広場住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅杉田農村広場住民	58名
1200	福島	平成26年11月	仮設住宅杉田住民センター住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅杉田住民センター住民	29名
1201	福島	平成26年11月	雇用促進住宅あだたら宿舍住民に対する法テラス業務説明	雇用促進住宅あだたら宿舍住民	31名
1202	福島	平成26年11月	仮設住宅旧平石小学校住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅旧平石小学校住民	69名
1203	福島	平成26年11月	仮設住宅大平農村広場住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅大平農村広場住民	61名
1204	福島	平成26年11月	仮設住宅岳下住民センター住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅岳下住民センター住民	58名
1205	福島	平成26年11月	仮設住宅永田農村広場住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅永田農村広場住民	32名
1206	福島	平成26年11月	仮設住宅建設技術学院跡住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅建設技術学院跡住民	25名
1207	福島	平成26年11月	仮設住宅塩沢農村広場住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅塩沢農村広場住民	73名
1208	福島	平成26年11月	雇用促進住宅あだち宿舍住民に対する法テラス業務説明	雇用促進住宅あだち宿舍住民	50名
1209	福島	平成26年11月	二本松市生活環境課職員に対する法テラス業務説明	二本松市生活環境課職員	1名
1210	福島	平成26年11月	浪江町復興推進課職員に対する法テラス業務説明	浪江町復興推進課職員	1名
1211	福島	平成26年11月	仮設住宅杉内多目的運動広場住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅杉内多目的運動広場住民	1名
1212	福島	平成26年11月	大玉村総務課職員に対する法テラス業務説明	大玉村総務課職員	1名
1213	福島	平成26年11月	本宮市生活環境課職員に対する法テラス業務説明	本宮市生活環境課職員	1名
1214	福島	平成26年11月	仮設住宅高木住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅高木住民	1名
1215	福島	平成26年11月	二本松郵便局職員に対する法テラス業務説明	二本松郵便局職員	1名
1216	福島	平成26年11月	浪江町復興推進課職員に対する法テラス業務説明	浪江町復興推進課職員	1名
1217	福島	平成26年11月	大玉村総務課職員に対する法テラス業務説明	大玉村総務課職員	1名
1218	福島	平成26年11月	仮設住宅小田部住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅小田部住民	31名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1219	福島	平成26年11月	仮設住宅石神第一住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅石神第一住民	32名
1220	福島	平成26年11月	仮設住宅石神第二住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅石神第二住民	31名
1221	福島	平成26年11月	仮設住宅和田石上住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅和田石上住民	13名
1222	福島	平成26年11月	仮設住宅栗木平住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅栗木平住民	18名
1223	福島	平成26年11月	富岡町大玉出張所職員に対する法テラス業務説明	富岡町大玉出張所職員	1名
1224	福島	平成26年11月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	1名
1225	福島	平成26年11月	いわき市中央台高久第一等仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	いわき市中央台高久第一等仮設住宅住民	489名
1226	福島	平成26年11月	いわき市高久第七等仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	いわき市高久第七等仮設住宅住民	34名
1227	福島	平成26年11月	いわき市内金融機関等職員に対する法テラス業務説明	いわき市内金融機関等職員	58名
1228	福島	平成26年11月	いわき市高久第九等仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	いわき市高久第九等仮設住宅住民	442名
1229	福島	平成26年11月	いわき市内金融機関等職員に対する法テラス業務説明	いわき市内金融機関等職員	119名
1230	福島	平成26年11月	いわき市内金融機関等職員に対する法テラス業務説明	いわき市内金融機関等職員	60名
1231	福島	平成26年11月	富岡地区木材組合員に対する法テラス業務説明	富岡地区木材組合員	35名
1232	福島	平成26年11月	東日本大震災避難者(復興住宅住民)に対する法テラス業務説明	東日本大震災避難者(復興住宅住民)	133名
1233	福島	平成26年11月	東日本大震災避難者(富岡町民、いわき市民)に対する法テラス業務説明	東日本大震災避難者(富岡町民、いわき市民)	2,700名
1234	福島	平成26年11月	富岡町好間仮設等住宅住民に対する法テラス業務説明	富岡町好間仮設等住宅住民	35名
1235	福島	平成26年11月	檜葉町立檜葉町中学生、自治体職員に対する法テラス業務説明	檜葉町立檜葉町中学校生徒、自治体職員	80名
1236	福島	平成26年11月	大熊町役場いわき出張所職員等に対する法テラス業務説明	大熊町役場いわき出張所職員等	90名
1237	福島	平成26年12月	二本松市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	二本松市社会福祉協議会職員	1名
1238	福島	平成26年12月	浪江町商工会職員に対する法テラス業務説明	浪江町商工会職員	1名
1239	福島	平成26年12月	道の駅「安達」上り線職員に対する法テラス業務説明	道の駅「安達」上り線職員	1名
1240	福島	平成26年12月	浪江町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	浪江町社会福祉協議会職員	1名
1241	福島	平成26年12月	福島県男女共生センター職員に対する法テラス業務説明	福島県男女共生センター職員	1名
1242	福島	平成26年12月	二本松商工会議所職員に対する法テラス業務説明	二本松商工会議所職員	1名
1243	福島	平成26年12月	二本松図書館職員に対する法テラス業務説明	二本松図書館職員	1名
1244	福島	平成26年12月	二本松市民交流センター職員に対する法テラス業務説明	二本松市民交流センター職員	1名
1245	福島	平成26年12月	二本松税務署員に対する法テラス業務説明	二本松税務署員	1名
1246	福島	平成26年12月	二本松公共職業安定所職員に対する法テラス業務説明	二本松公共職業安定所職員	1名
1247	福島	平成26年12月	福島地方務局管内二本松出張所職員に対する法テラス業務説明	福島地方務局管内二本松出張所職員	1名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1248	福島	平成26年12月	大玉村社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	大玉村社会福祉協議会職員	1名
1249	福島	平成26年12月	本宮市生活環境課職員に対する法テラス業務説明	本宮市生活環境課職員	1名
1250	福島	平成26年12月	本宮市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	本宮市社会福祉協議会職員	1名
1251	福島	平成26年12月	大熊町役場中通り連絡事務所職員に対する法テラス業務説明	大熊町役場中通り連絡事務所職員	1名
1252	福島	平成26年12月	あだたら商工会職員に対する法テラス業務説明	あだたら商工会職員	1名
1253	福島	平成26年12月	岳下住民センター職員に対する法テラス業務説明	岳下住民センター職員	1名
1254	福島	平成26年12月	杉田住民センター職員に対する法テラス業務説明	杉田住民センター職員	1名
1255	福島	平成26年12月	石井住民センター職員に対する法テラス業務説明	石井住民センター職員	1名
1256	福島	平成26年12月	大平住民センター職員に対する法テラス業務説明	大平住民センター職員	1名
1257	福島	平成26年12月	塩沢住民センター職員に対する法テラス業務説明	塩沢住民センター職員	1名
1258	福島	平成26年12月	二本松住民センター職員に対する法テラス業務説明	二本松住民センター職員	1名
1259	福島	平成26年12月	太田住民センター職員に対する法テラス業務説明	太田住民センター職員	1名
1260	福島	平成26年12月	木幡住民センター職員に対する法テラス業務説明	木幡住民センター職員	1名
1261	福島	平成26年12月	沢住民センター職員に対する法テラス業務説明	沢住民センター職員	1名
1262	福島	平成26年12月	渋川住民センター職員に対する法テラス業務説明	渋川住民センター職員	1名
1263	福島	平成26年12月	下川崎住民センター職員に対する法テラス業務説明	下川崎住民センター職員	1名
1264	福島	平成26年12月	上川崎住民センター職員に対する法テラス業務説明	上川崎住民センター職員	1名
1265	福島	平成26年12月	旭住民センター職員に対する法テラス業務説明	旭住民センター職員	1名
1266	福島	平成26年12月	新殿住民センター職員に対する法テラス業務説明	新殿住民センター職員	1名
1267	福島	平成26年12月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	1名
1268	福島	平成26年12月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	1名
1269	福島	平成26年12月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	1名
1270	福島	平成26年12月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	1名
1271	福島	平成26年12月	二本松市税務課職員に対する法テラス業務説明	二本松市税務課職員	1名
1272	福島	平成26年12月	檜葉町立檜葉中学生、教員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	檜葉町立檜葉中学校生徒、教員	84名
1273	福島	平成26年12月	社会福祉法人翠祥会事務局長に対する法テラス業務説明	社会福祉法人翠祥会事務局長	22名
1274	福島	平成26年12月	交流サロンフェスタ参加団体職員に対する法テラス業務説明	いわき市社会福祉協議会他9団体職員	15名
1275	福島	平成26年12月	大熊町好間仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大熊町好間仮設住宅住民	250名
1276	福島	平成26年12月	檜葉町民に対する法テラス業務説明	檜葉町民	4,000名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1277	福島	平成26年12月	双葉郡内自治体職員に対する法テラス業務説明	双葉郡内自治体職員	20,760名
1278	福島	平成26年12月	双葉町役場等職員に対する法テラス業務説明	双葉町役場等職員	230名
1279	福島	平成26年12月	明星大学復興支援センター等職員に対する法テラス業務説明	明星大学復興支援センター等職員	60名
1280	福島	平成26年12月	南台応急仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	南台応急仮設住宅住民	20名
1281	福島	平成26年12月	いわき市在住者に対する法テラス業務説明	いわき市在住者	50名
1282	福島	平成27年1月	二本松市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	二本松市社会福祉協議会職員	1名
1283	福島	平成27年1月	大玉村税務課職員に対する法テラス業務説明	大玉村税務課職員	1名
1284	福島	平成27年1月	大玉村健康福祉課職員に対する法テラス業務説明	大玉村健康福祉課職員	1名
1285	福島	平成27年1月	本宮市税務課職員に対する法テラス業務説明	本宮市税務課職員	1名
1286	福島	平成27年1月	浪江町町民税務課職員に対する法テラス業務説明	浪江町町民税務課職員	1名
1287	福島	平成27年1月	二本松市民交流センター職員に対する法テラス業務説明	二本松市民交流センター職員	1名
1288	福島	平成27年1月	二本松公共職業安定所職員に対する法テラス業務説明	二本松公共職業安定所職員	1名
1289	福島	平成27年1月	二本松市生活環境課職員に対する法テラス業務説明	二本松市生活環境課職員	1名
1290	福島	平成27年1月	二本松市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	二本松市社会福祉協議会職員	1名
1291	福島	平成27年1月	二本松図書館職員に対する法テラス業務説明	二本松図書館職員	1名
1292	福島	平成27年1月	二本松商工会議所職員に対する法テラス業務説明	二本松商工会議所職員	1名
1293	福島	平成27年1月	浪江町復興推進課職員に対する法テラス業務説明	浪江町復興推進課職員	1名
1294	福島	平成27年1月	浪江町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	浪江町社会福祉協議会職員	1名
1295	福島	平成27年1月	福島県男女共生センター職員に対する法テラス業務説明	福島県男女共生センター職員	1名
1296	福島	平成27年1月	本宮市生活環境課職員に対する法テラス業務説明	本宮市生活環境課職員	1名
1297	福島	平成27年1月	大玉村総務課職員に対する法テラス業務説明	大玉村総務課職員	1名
1298	福島	平成27年1月	富岡町大玉出張所職員に対する法テラス業務説明	富岡町大玉出張所職員	1名
1299	福島	平成27年1月	仮設住宅郭内公園住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅郭内公園住民	69名
1300	福島	平成27年1月	雇用促進住宅郭内宿舍住民に対する法テラス業務説明	雇用促進住宅郭内宿舍住民	32名
1301	福島	平成27年1月	仮設住宅杉田農村広場住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅杉田農村広場住民	58名
1302	福島	平成27年1月	富岡町、双葉町等役場職員に対する法テラス業務説明	富岡町、双葉町等役場職員	8,200名
1303	福島	平成27年1月	双葉町役場職員、南台応急仮設住宅住民等に対する法テラス業務説明	双葉町役場職員、南台応急仮設住宅住民等	110名
1304	福島	平成27年1月	広野町民に対する法テラス業務説明	広野町民	2,500名
1305	福島	平成27年1月	檜葉町役場職員、南台応急仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	檜葉町役場職員、南台応急仮設住宅住民	380名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1306	福島	平成27年1月	楡葉町役場、大熊交流館職員等に対する法テラス業務説明	楡葉町役場、大熊交流館職員等	4,080名
1307	福島	平成27年1月	いわき信用組合各支店職員、交流施設職員に対する法テラス業務説明	いわき信用組合各支店職員、交流施設職員	22名
1308	福島	平成27年1月	いわき信用組合各支店職員に対する法テラス業務説明	いわき信用組合各支店職員	16名
1309	福島	平成27年1月	広野町内医療機関等職員に対する法テラス業務説明	広野町内医療機関等職員	27名
1310	福島	平成27年1月	福島県いわき振興局主催交流サロンフェスタ参加団体職員に対する法テラス業務説明	福島県いわき振興局主催交流サロンフェスタ参加団体職員	32名
1311	福島	平成27年2月	仮設住宅旧平石小学校住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅旧平石小学校住民	69名
1312	福島	平成27年2月	仮設住宅大平農村広場住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅大平農村広場住民	61名
1313	福島	平成27年2月	仮設住宅建設技術学院跡住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅建設技術学院跡住民	25名
1314	福島	平成27年2月	雇用促進住宅あだたら宿舎住民に対する法テラス業務説明	雇用促進住宅あだたら宿舎住民	31名
1315	福島	平成27年2月	雇用促進住宅あだち宿舎住民に対する法テラス業務説明	雇用促進住宅あだち宿舎住民	50名
1316	福島	平成27年2月	仮設住宅杉田住民センター住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅杉田住民センター住民	29名
1317	福島	平成27年2月	仮設住宅岳下住民センター住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅岳下住民センター住民	58名
1318	福島	平成27年2月	仮設住宅塩沢農村広場住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅塩沢農村広場住民	73名
1319	福島	平成27年2月	仮設住宅永田農村広場住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅永田農村広場住民	32名
1320	福島	平成27年2月	二本松市生活環境課職員に対する法テラス業務説明	二本松市生活環境課職員	1名
1321	福島	平成27年2月	仮設住宅安達運動場住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅安達運動場住民	244名
1322	福島	平成27年2月	仮設住宅杉内多目的運動広場住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅杉内多目的運動広場住民	152名
1323	福島	平成27年2月	雇用促進住宅しらさわ宿舎住民に対する法テラス業務説明	雇用促進住宅しらさわ宿舎住民	31名
1324	福島	平成27年2月	仮設住宅小田部住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅小田部住民	31名
1325	福島	平成27年2月	仮設住宅高木住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅高木住民	63名
1326	福島	平成27年2月	仮設住宅和田石上住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅和田石上住民	13名
1327	福島	平成27年2月	仮設住宅恵向住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅恵向住民	136名
1328	福島	平成27年2月	仮設住宅石神第一住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅石神第一住民	32名
1329	福島	平成27年2月	仮設住宅石神第二住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅石神第二住民	31名
1330	福島	平成27年2月	仮設住宅栗木平住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅栗木平住民	18名
1331	福島	平成27年2月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	1名
1332	福島	平成27年2月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	1名
1333	福島	平成27年2月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	1名
1334	福島	平成27年2月	二本松市内小売店従業員に対する法テラス業務説明	二本松市内小売店従業員	1名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1335	福島	平成27年2月	仮設住宅松川工業団地第一住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅松川工業団地第一住民	118名
1336	福島	平成27年2月	雇用促進住宅松川宿舍住民に対する法テラス業務説明	雇用促進住宅松川宿舍住民	45名
1337	福島	平成27年2月	仮設住宅旧明治小学校住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅旧明治小学校住民	30名
1338	福島	平成27年2月	仮設住宅旧飯野小学校住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅旧飯野小学校住民	30名
1339	福島	平成27年2月	仮設住宅旧松川小学校住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅旧松川小学校住民	40名
1340	福島	平成27年2月	仮設住宅松川工業団地第二住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅松川工業団地第二住民	100名
1341	福島	平成27年2月	とよま復興サポートセンター等職員に対する法テラス業務説明	とよま復興サポートセンター等職員	30名
1342	福島	平成27年2月	富岡復興住宅等職員に対する法テラス業務説明	富岡復興住宅等職員	5名
1343	福島	平成27年2月	双葉警察署等職員に対する法テラス業務説明	双葉警察署等職員	54名
1344	福島	平成27年2月	いわき市平下高久等応急仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	いわき市平下高久等応急仮設住宅住民	83名
1345	福島	平成27年2月	いわき市民、双葉郡内東日本大震災避難者等に対する法テラス業務説明	いわき市民、双葉郡内東日本大震災避難者等	350名
1346	福島	平成27年2月	上荒川応急仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	上荒川応急仮設住宅住民	50名
1347	福島	平成27年2月	双葉郡内自治体職員に対する法テラス業務説明	双葉郡内自治体職員	28,110名
1348	福島	平成27年2月	双葉町、檜葉町民に対する法テラス業務説明	双葉町、檜葉町民	4,200名
1349	福島	平成27年2月	富岡町、大熊町応急仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	富岡町、大熊町応急仮設住宅住民	135名
1350	福島	平成27年3月	人権擁護委員に対する法テラス業務説明	人権擁護委員	19名
1351	福島	平成27年3月	大玉村総務課職員に対する法テラス業務説明	大玉村総務課職員	1名
1352	福島	平成27年3月	仮設住宅大玉村安達太良住民に対する法テラス業務説明	仮設住宅大玉村安達太良住民	100名
1353	福島	平成27年3月	二本松市生活環境課職員に対する法テラス業務説明	二本松市生活環境課職員	1名
1354	福島	平成27年3月	浪江町復興推進課職員に対する法テラス業務説明	浪江町復興推進課職員	1名
1355	福島	平成27年3月	本宮市生活環境課職員に対する法テラス業務説明	本宮市生活環境課職員	1名
1356	福島	平成27年3月	仮設住宅大玉村安達太良職員に対する法テラス業務説明	仮設住宅大玉村安達太良職員	85名
1357	福島	平成27年3月	浪江町役場産業、賠償対策課職員に対する法テラス業務説明	浪江町役場産業、賠償対策課職員	1名
1358	福島	平成27年3月	広野町役場職員に対する法テラス業務説明	広野町役場職員	2,500名
1359	福島	平成27年3月	東日本大震災被災者に対する法テラス業務説明	東日本大震災被災者	76名
1360	福島	平成27年3月	沼ノ内復興住宅住民等に対する法テラス業務説明	沼ノ内復興住宅住民等	130名
1361	福島	平成27年3月	いわき市高久第四仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	いわき市高久第四仮設住宅住民	53名
1362	山形	平成26年4月	山形県民に対する法テラス業務説明	山形県民	10,000名
1363	山形	平成26年5月	社会を明るくする運動山形県推進委員会の会合における法テラス業務説明	社会を明るくする運動山形県推進委員会加盟団体職員等	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1364	山形	平成26年5月	調停協会における法テラス業務説明	調停協会会員	50名
1365	山形	平成26年6月	東北地方官公庁等職員に対する法テラス業務説明	東北地方官公庁等職員	100名
1366	山形	平成26年6月	県民相談相互支援ネットワーク会議における法テラス業務説明	県民相談相互支援ネットワーク会議加盟団体職員	20名
1367	山形	平成26年8月	山形県立米沢女子短期大学生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	山形県立米沢女子短期大学大学生	2名
1368	山形	平成26年9月	山形県DV被害者支援会議における法テラス業務説明	山形県内被害者支援団体職員	30名
1369	山形	平成26年9月	山形県多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	山形県多重債務者対策協議会加盟団体職員	30名
1370	山形	平成26年9月	山形官公庁苦情相談連絡協議会における法テラス業務説明	山形県内官公庁等職員	30名
1371	山形	平成26年9月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	9名
1372	山形	平成26年10月	山形矯正展における法テラス業務説明	山形矯正展参加者	100名
1373	山形	平成26年12月	山形大学生に対する法教育(授業)	山形大学大学生等	5名
1374	山形	平成27年2月	山形県立谷地高校生等に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	山形県立谷地高等学校生徒等	40名
1375	山形	平成27年2月	山形県立山辺高校生等に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	山形県立山辺高等学校生徒等	40名
1376	岩手	平成26年4月	安渡第2仮設団地住民に対する法テラス業務説明	安渡第2仮設団地住民	9名
1377	岩手	平成26年4月	小釜第12仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第12仮設団地住民	8名
1378	岩手	平成26年4月	釜石地区被災者支援連絡会における法テラス業務説明	岩手県、釜石市、大槌町、釜石警察署、各NPO等職員	30名
1379	岩手	平成26年4月	大槌町教育委員会主催「ニュースポーツ」における法テラス業務説明	大槌第9仮設団地住民	7名
1380	岩手	平成26年4月	ボランティア団体主催「お茶の会」における法テラス業務説明	金沢仮設団地住民	6名
1381	岩手	平成26年4月	釜石市鶴住居北地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市鶴住居北地区仮設団地住民	5名
1382	岩手	平成26年4月	吉里吉里第2仮設団地住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里第2仮設団地住民	5名
1383	岩手	平成26年4月	大槌第4仮設団地、金沢仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第4仮設団地、金沢仮設団地住民	3名
1384	岩手	平成26年4月	大船渡市民、陸前高田市職員等に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市、住田町職員、同仮設住宅支援員、同社会福祉協議会支援員等	20名
1385	岩手	平成26年4月	大船渡振興センター担当職員に対する法テラス業務説明	大船渡振興センター担当職員	2名
1386	岩手	平成26年4月	大船渡市民、陸前高田市等住民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市、住田町住民	10,000名
1387	岩手	平成26年4月	大船渡市仮設住宅支援員、大船渡市職員等に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員、大船渡市職員、同社会福祉協議会職員職員等	5名
1388	岩手	平成26年4月	大船渡市職員、住田町等職員に対する法テラス業務説明	大船渡市職員、住田町職員、陸前高田市職員	7名
1389	岩手	平成26年4月	大船渡市仮設住宅支援員等に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員等	40名
1390	岩手	平成26年4月	住田町仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	住田町仮設住宅住民	30名
1391	岩手	平成26年4月	陸前高田市仮設連絡会職員、陸前高田市モビリア地区仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	陸前高田市仮設連絡会職員、陸前高田市モビリア地区仮設住宅支援員	4名
1392	岩手	平成26年4月	陸前高田市、住田町職員に対する法テラス業務説明	陸前高田市職員、住田町(市町)職員、社会福祉協議会職員、介護施設等職員)職員	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1393	岩手	平成26年4月	大船渡市民、陸前高田市民に対する法テラス業務説明	大船渡市民、陸前高田市民	80名
1394	岩手	平成26年4月	大船渡市、陸前高田市等担当職員に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市、住田町担当職員	6名
1395	岩手	平成26年4月	住田町民に対する法テラス業務説明	住田町民	6,000名
1396	岩手	平成26年5月	釜石市鶴住居第7仮設団地、水海仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市鶴住居第7仮設団地、水海仮設団地住民	1名
1397	岩手	平成26年5月	釜石市鶴住居2B～2E仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市鶴住居2B～2E仮設団地住民	2名
1398	岩手	平成26年5月	釜石市箱崎仮設団地、白浜仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市箱崎仮設団地、白浜仮設団地住民	4名
1399	岩手	平成26年5月	大槌第3仮設団地、大槌第5仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第3仮設団地、大槌第5仮設団地住民	6名
1400	岩手	平成26年5月	大槌第4仮設団地、大槌第9仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第4仮設団地、大槌第9仮設団地住民	4名
1401	岩手	平成26年5月	大槌第8仮設団地、大槌第10仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第8仮設団地、大槌第10仮設団地住民	5名
1402	岩手	平成26年5月	吉里吉里第2仮設団地、吉里吉里仮設団地住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里第2仮設団地、吉里吉里仮設団地住民	4名
1403	岩手	平成26年5月	吉里吉里第5仮設団地、吉里吉里第6仮設団地住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里第5仮設団地、吉里吉里第6仮設団地住民	3名
1404	岩手	平成26年5月	吉里吉里第4仮設団地、赤浜仮設団地住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里第4仮設団地、赤浜仮設団地住民	4名
1405	岩手	平成26年5月	大槌第9仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第9仮設団地住民	10名
1406	岩手	平成26年5月	大槌町地域包括支援センター主催「楽しく体操」における法テラス業務説明	小槌第7仮設団地住民	10名
1407	岩手	平成26年5月	大槌町辺地ヶ沢地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌町辺地ヶ沢地区仮設団地住民	3名
1408	岩手	平成26年5月	大槌町地域包括支援センター主催「楽しく体操」における法テラス業務説明	小槌第3仮設団地住民	6名
1409	岩手	平成26年5月	仮設自治会主催「紙しばい(大槌昔話)」における法テラス業務説明	小槌第4仮設団地住民	12名
1410	岩手	平成26年5月	町内ボランティア団体主催「PC教室」における法テラス業務説明	小槌第12仮設団地住民	4名
1411	岩手	平成26年5月	釜石市上中島仮設団地、中妻仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市上中島仮設団地、中妻仮設団地住民	5名
1412	岩手	平成26年5月	住田町職員、陸前高田市職員、大船渡地域振興センター職員に対する法テラス業務説明	住田町職員、陸前高田市職員、大船渡地域振興センター職員	5名
1413	岩手	平成26年5月	大船渡市仮設住宅支援員、大船渡市職員等に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員、大船渡市、同社会福祉協議会、同福祉・介護施設等職員	7名
1414	岩手	平成26年5月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	40名
1415	岩手	平成26年5月	陸前高田市仮設連絡会職員、陸前高田市小友町仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	陸前高田市仮設連絡会職員、陸前高田市小友町仮設住宅支援員	4名
1416	岩手	平成26年5月	住田町仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	住田町仮設住宅住民	30名
1417	岩手	平成26年5月	陸前高田市職員、住田町職員に対する法テラス業務説明	陸前高田市職員、住田町(市町)職員、社会福祉協議会職員、介護施設等職員)職員	20名
1418	岩手	平成26年5月	大船渡市地区公民館、同福祉・介護施設職員等に対する業務説明	大船渡市地区公民館職員、同福祉・介護施設職員等	20名
1419	岩手	平成26年5月	大船渡市民、陸前高田市民に対する法テラス業務説明	大船渡市民、陸前高田市民	45名
1420	岩手	平成26年6月	岩手大学生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	岩手大学大学生	11名
1421	岩手	平成26年6月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	13名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1422	岩手	平成26年6月	小鍬第20仮設団地、小鍬第8仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小鍬第20仮設団地、小鍬第8仮設団地住民	2名
1423	岩手	平成26年6月	小鍬第7仮設団地、小鍬第5仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小鍬第7仮設団地、小鍬第5仮設団地住民	4名
1424	岩手	平成26年6月	小鍬第6仮設団地、小鍬第12仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小鍬第6仮設団地、小鍬第12仮設団地住民	5名
1425	岩手	平成26年6月	大槌町教育委員会主催「ニュースポーツ」における法テラス業務説明	小鍬第5仮設団地住民	6名
1426	岩手	平成26年6月	大槌第5仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第5仮設団地住民	17名
1427	岩手	平成26年6月	大槌町地域包括支援センター主催「楽しく体操」における法テラス業務説明	金沢生活改善センター付近住民	13名
1428	岩手	平成26年6月	大槌町教育委員会主催「ニュースポーツ」における法テラス業務説明	大槌仮設団地住民	8名
1429	岩手	平成26年6月	吉里吉里第6仮設団地住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里第6仮設団地住民	4名
1430	岩手	平成26年6月	桜木町福祉会館職員に対する法テラス業務説明	桜木町福祉会館職員	1名
1431	岩手	平成26年6月	大槌町清掃事業所職員、金沢支所職員に対する法テラス業務説明	大槌町清掃事業所職員、金沢支所職員	4名
1432	岩手	平成26年6月	岩手県内会社員に対する法テラス業務説明	岩手県内会社員	10名
1433	岩手	平成26年6月	岩手県内会社員に対する法テラス業務説明	岩手県内会社員	9名
1434	岩手	平成26年6月	金沢仮設団地住民に対する法テラス業務説明	金沢仮設団地住民	1名
1435	岩手	平成26年6月	シルバー人材センター職員等に対する法テラス業務説明	シルバー人材センター職員、岩手県内会社員	6名
1436	岩手	平成26年6月	陸前高田市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	陸前高田市仮設住宅支援員	4名
1437	岩手	平成26年6月	住田町仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	住田町仮設住宅住民	30名
1438	岩手	平成26年6月	陸前高田市地区公民館職員、同福祉・介護施設職員に対する法テラス業務説明	陸前高田市地区公民館職員、同福祉・介護施設職員	10名
1439	岩手	平成26年6月	住田町職員、住田町社会福祉協議会職員等に対する法テラス業務説明	住田町職員、住田町社会福祉協議会職員、特別養護老人ホーム職員	4名
1440	岩手	平成26年6月	大船渡市仮設住宅支援員、大船渡市職員等に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員、大船渡市職員、社会福祉協議会職員、福祉・介護施設職員等	10名
1441	岩手	平成26年6月	陸前高田市希望ヶ丘病院職員に対する法テラス業務説明	陸前高田市希望ヶ丘病院職員	1名
1442	岩手	平成26年6月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	40名
1443	岩手	平成26年6月	大船渡市地区公民館職員、同福祉・介護施設職員等に対する法テラス業務説明	大船渡市地区公民館、同福祉・介護施設職員等	20名
1444	岩手	平成26年6月	陸前高田市民に対する法テラス業務説明	陸前高田市民	75名
1445	岩手	平成26年7月	大槌町おさなご幼稚園教諭に対する法テラス業務説明	大槌町おさなご幼稚園教諭、岩手県内会社員	8名
1446	岩手	平成26年7月	大槌町教育委員会主催「ニュースポーツ」における法テラス業務説明	大槌第7仮設団地住民	18名
1447	岩手	平成26年7月	小鍬第20仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小鍬第20仮設団地住民	6名
1448	岩手	平成26年7月	釜石市野田町地区在宅住民に対する法テラス業務説明	釜石市野田町地区在宅住民	30名
1449	岩手	平成26年7月	釜石市復興関係工事事務所職員に対する法テラス業務説明	釜石市復興関係工事事務所職員	6名
1450	岩手	平成26年7月	大槌第8仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第8仮設団地住民	8名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1451	岩手	平成26年7月	大槌町地域包括支援センター主催「楽しく体操」における法テラス業務説明	小釜第15仮設団地住民	7名
1452	岩手	平成26年7月	釜石市平田ニュータウン在宅住民に対する法テラス業務説明	釜石市平田ニュータウン在宅住民	10名
1453	岩手	平成26年7月	釜石市内事業者に対する法テラス業務説明	釜石市内事業者	6名
1454	岩手	平成26年7月	大槌町教育委員会主催「ニュースポーツ」における法テラス業務説明	大槌仮設団地住民	8名
1455	岩手	平成26年7月	ボランティア団体主催「お茶の会」における法テラス業務説明	大槌第3仮設団地住民	11名
1456	岩手	平成26年7月	大槌町福祉課、釜石市地域福祉課、岩手県保健福祉環境部職員に対する法テラス業務説明	大槌町福祉課、釜石市地域福祉課、岩手県保健福祉環境部職員	3名
1457	岩手	平成26年7月	大槌町地域包括支援センター主催「楽しく体操」における法テラス業務説明	金沢仮設団地住民	7名
1458	岩手	平成26年7月	吉里吉里第2仮設団地住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里第2仮設団地住民	16名
1459	岩手	平成26年7月	釜石市大平地区在宅住民に対する法テラス業務説明	釜石市大平地区在宅住民	10名
1460	岩手	平成26年7月	大船渡市地域福祉課職員に対する法テラス業務説明	大船渡市地域福祉課職員	3名
1461	岩手	平成26年7月	大船渡市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	大船渡市社会福祉協議会職員	1名
1462	岩手	平成26年7月	陸前高田市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	陸前高田市仮設住宅支援員	4名
1463	岩手	平成26年7月	陸前高田市職員、住田町職員に対する法テラス業務説明	陸前高田市職員、住田町(市町職員、社会福祉協議会職員、介護施設等職員)職員	20名
1464	岩手	平成26年7月	住田町仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	住田町仮設住宅住民	30名
1465	岩手	平成26年7月	大船渡市仮設住宅支援員、大船渡市職員等に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員、大船渡市職員等	5名
1466	岩手	平成26年7月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	40名
1467	岩手	平成26年7月	大船渡市民、陸前高田市民に対する法テラス業務説明	大船渡市民、陸前高田市民	75名
1468	岩手	平成26年8月	釜石市唐丹町荒川仮設団地等住民に対する法テラス業務説明	釜石市唐丹町荒川仮設団地、川目仮設団地、小白浜仮設団地、大曾根仮設団地住民	7名
1469	岩手	平成26年8月	岩手銀行大槌支店、北日本銀行大槌支店職員に対する法テラス業務説明	岩手銀行大槌支店、北日本銀行大槌支店職員	4名
1470	岩手	平成26年8月	釜石市嬉石地区在宅住民に対する法テラス業務説明	釜石市嬉石地区在宅住民	9名
1471	岩手	平成26年8月	浪板地区仮設住民、浪板地区在宅住民に対する法テラス業務説明	浪板地区仮設住民、浪板地区在宅住民	13名
1472	岩手	平成26年8月	吉里吉里第6仮設団地住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里第6仮設団地住民	11名
1473	岩手	平成26年8月	小釜第8仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第8仮設団地住民	13名
1474	岩手	平成26年8月	大槌第10仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第10仮設団地住民	7名
1475	岩手	平成26年8月	大槌町地域包括支援センター主催「楽しく体操」における法テラス業務説明	「楽しく体操」参加の大ヶ口地区在宅者	3名
1476	岩手	平成26年8月	釜石市野田町地区仮設団地住民、小佐野地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市野田町地区仮設団地、小佐野地区仮設団地住民	6名
1477	岩手	平成26年8月	大船渡市仮設住宅支援員、大船渡市職員等に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員、大船渡市職員、同福祉・介護施設職員	5名
1478	岩手	平成26年8月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	40名
1479	岩手	平成26年8月	住田町仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	住田町仮設住宅住民	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1480	岩手	平成26年8月	住田町職員、同社会福祉協議会職員等に対する法テラス業務説明	住田町職員、同社会福祉協議会職員、特別養護老人ホームすみだ荘職員	4名
1481	岩手	平成26年8月	陸前高田市仮設連絡会職員、陸前高田市小友町仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	陸前高田市仮設連絡会職員、陸前高田市小友町仮設住宅支援員	4名
1482	岩手	平成26年8月	陸前高田市職員、同社会福祉協議会職員等に対する法テラス業務説明	陸前高田市職員、同社会福祉協議会、同福祉・介護施設、同地区公民館等職員	15名
1483	岩手	平成26年8月	大船渡市赤崎町民、陸前高田市小友町民に対する法テラス業務説明	大船渡市赤崎町民、陸前高田市小友町民	57名
1484	岩手	平成26年8月	大船渡市地区公民館職員、同福祉・介護施設職員等に対する法テラス業務説明	大船渡市地区公民館職員、同商工会議所、同福祉・介護施設職員等	20名
1485	岩手	平成26年9月	岩手県DV防止対策連絡協議会における法テラス業務説明	岩手県DV防止対策連絡協議会参加者	16名
1486	岩手	平成26年9月	大槌社会福祉協議会主催「ひだまり(お茶会)」における法テラス業務説明	小槌第6仮設団地住民	12名
1487	岩手	平成26年9月	金沢仮設団地住民に対する法テラス業務説明	金沢仮設団地住民	7名
1488	岩手	平成26年9月	大槌町教育委員会主催「ニュースポーツ」における法テラス業務説明	吉里吉里第4仮設団地住民	8名
1489	岩手	平成26年9月	大槌町地域包括支援センター主催「楽しく体操」における法テラス業務説明	小槌第3仮設団地住民	9名
1490	岩手	平成26年9月	大槌第12仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第12仮設団地住民	8名
1491	岩手	平成26年9月	大槌町地域包括支援センター主催「楽しく体操」における法テラス業務説明	小槌第16仮設団地住民	10名
1492	岩手	平成26年9月	大槌第8仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第8仮設団地住民	12名
1493	岩手	平成26年9月	大槌第7仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第7仮設団地住民	11名
1494	岩手	平成26年9月	大槌町教育委員会主催「ニュースポーツ」における法テラス業務説明	小槌第17仮設団地住民	5名
1495	岩手	平成26年9月	安渡地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	安渡地区仮設団地住民	5名
1496	岩手	平成26年9月	住田町職員、住田町社会福祉協議会職員等に対する法テラス業務説明	住田町職員、住田町社会福祉協議会職員、特別養護老人ホームすみだ荘職員	4名
1497	岩手	平成26年9月	陸前高田市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	陸前高田市仮設住宅支援員	4名
1498	岩手	平成26年9月	陸前高田市職員、同社会福祉協議会職員等に対する法テラス業務説明	陸前高田市職員、同社会福祉協議会職員、同福祉・介護施設、同地区公民館等職員等	15名
1499	岩手	平成26年9月	住田町仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	住田町仮設住宅住民	30名
1500	岩手	平成26年9月	大船渡市仮設住宅支援員、大船渡市職員等に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員、大船渡市職員、同社会福祉協議会職員職員等	20名
1501	岩手	平成26年9月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	40名
1502	岩手	平成26年9月	大船渡市猪川町民、陸前高田市米崎町民に対する法テラス業務説明	大船渡市猪川町民、陸前高田市米崎町民	80名
1503	岩手	平成26年10月	赤浜地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	赤浜地区仮設団地住民	5名
1504	岩手	平成26年10月	釜石市甲子町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市甲子町仮設団地住民	6名
1505	岩手	平成26年10月	大槌町教育委員会主催「ニュースポーツ」における法テラス業務説明	小槌第12仮設団地住民	19名
1506	岩手	平成26年10月	大槌町教育委員会主催「ニュースポーツ」における法テラス業務説明	赤浜第3仮設団地住民	17名
1507	岩手	平成26年10月	山田町大沢地区仮設団地、豊間根地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	山田町大沢地区仮設団地、豊間根地区仮設団地住民	7名
1508	岩手	平成26年10月	山田町織笠地区仮設団地、船越地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	山田町織笠地区仮設団地、船越地区仮設団地住民	6名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1509	岩手	平成26年10月	釜石地区被災者支援連絡会における法テラス業務説明	岩手県、釜石市、大槌町、釜石警察署、各NP O等職員	30名
1510	岩手	平成26年10月	山田町長崎地区仮設団地、山田地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	山田町長崎地区仮設団地、山田地区仮設団地 住民	6名
1511	岩手	平成26年10月	陸前高田市市民環境課職員に対する法テラス業務説明	陸前高田市市民環境課職員	1名
1512	岩手	平成26年10月	大船渡市職員、大船渡市内福祉・介護施設等職員に対する法テラス業務説明	大船渡市職員、大船渡市内福祉・介護施設等 職員	5名
1513	岩手	平成26年10月	大船渡市仮設住宅支援員、同地区公民館職員等に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員、同地区公民館職 員、同社会福祉協議会職員	5名
1514	岩手	平成26年10月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	40名
1515	岩手	平成26年10月	陸前高田市仮設連絡会職員、陸前高田市小友町仮設住宅 支援員に対する法テラス業務説明	陸前高田市仮設連絡会職員、陸前高田市小友 町仮設住宅支援員	4名
1516	岩手	平成26年10月	陸前高田市職員、住田町職員等に対する法テラス業務説 明	陸前高田市職員、住田町職員、同社会福祉協 議会職員、同福祉・介護施設職員等	20名
1517	岩手	平成26年10月	住田町仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	住田町仮設住宅住民	30名
1518	岩手	平成26年10月	大船渡市猪川町民、陸前高田市矢作町民に対する法テラ ス業務説明	大船渡市猪川町民、陸前高田市矢作町民	50名
1519	岩手	平成26年10月	大船渡市、陸前高田市内福祉・介護施設職員に対する法 テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市内福祉・介護施設職員	10名
1520	岩手	平成26年10月	岩手県職員、大船渡市職員等に対する法テラス業務説明	岩手県職員、大船渡市職員、陸前高田市職 員、住田町職員	5名
1521	岩手	平成26年11月	大槌町内仮設団地全域住民に対する法テラス業務説明	大槌町内仮設団地全域住民	18名
1522	岩手	平成26年11月	釜石市甲子町仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市甲子町仮設団地住民	7名
1523	岩手	平成26年11月	大槌町地域包括支援センター主催「楽しく体操」における法 テラス業務説明	大槌第3仮設団地住民	10名
1524	岩手	平成26年11月	釜石市野田町5丁目在宅住民に対する法テラス業務説明	釜石市野田町5丁目在宅住民	7名
1525	岩手	平成26年11月	大槌第9仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第9仮設団地住民	6名
1526	岩手	平成26年11月	釜石市大畑地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市大畑地区仮設団地住民	6名
1527	岩手	平成26年11月	大船渡市仮設住宅支援員、大船渡市吉浜出張所職員等に 対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員、大船渡市吉浜出張 所、特別養護老人ホーム職員等	15名
1528	岩手	平成26年11月	陸前高田市仮設連絡会職員、陸前高田市小友町仮設住宅 支援員に対する法テラス業務説明	陸前高田市仮設連絡会職員、陸前高田市小友 町仮設住宅支援員	4名
1529	岩手	平成26年11月	陸前高田市職員、住田町職員等に対する法テラス業務説 明	陸前高田市職員、住田町職員、同社会福祉協 議会職員等	20名
1530	岩手	平成26年11月	住田町仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	住田町仮設住宅住民	30名
1531	岩手	平成26年11月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	40名
1532	岩手	平成26年11月	大船渡市職員、大船渡地域振興センター職員等に対する 法テラス業務説明	大船渡市職員、大船渡地域振興センター職 員、同地区公民館職員、同商工会議所職員等	20名
1533	岩手	平成26年11月	大船渡市盛町民、陸前高田市気仙町民に対する法テラス 業務説明	大船渡市盛町民、陸前高田市気仙町民	40名
1534	岩手	平成26年11月	大船渡市職員、障がい者施設吉浜荘職員等に対する法テ ラス業務説明	大船渡市職員、障がい者施設吉浜荘職員等	5名
1535	岩手	平成26年12月	岩手県犯罪被害者等支援連絡会における法テラス業務説 明	岩手県警察官等	50名
1536	岩手	平成26年12月	安渡地区仮設団地、吉里吉里地区仮設団地等住民に対す る法テラス業務説明	安渡地区仮設団地、吉里吉里地区仮設団地、 赤浜地区仮設団地住民	7名
1537	岩手	平成26年12月	大ヶ口地区、吉里吉里地区復興住宅住民に対する法テラ ス業務説明	大ヶ口地区、吉里吉里地区復興住宅住民	8名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1538	岩手	平成26年12月	釜石市大平地区、上中島地区復興住宅住民に対する法テラス業務説明	釜石市大平地区、上中島地区復興住宅住民	8名
1539	岩手	平成26年12月	大槌町地域包括支援センター主催「楽しく体操」における法テラス業務説明	大槌第5仮設団地住民	8名
1540	岩手	平成26年12月	小槌第4仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小槌第4仮設団地住民	8名
1541	岩手	平成26年12月	釜石市住吉1丁目、2丁目在宅住民に対する法テラス業務説明	釜石市住吉1丁目、2丁目在宅住民、	9名
1542	岩手	平成26年12月	大槌町内仮設団地全域住民に対する法テラス業務説明	大槌町内仮設団地全域住民	15名
1543	岩手	平成26年12月	大槌第7仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第7仮設団地住民	26名
1544	岩手	平成26年12月	岩手県職員、住田町職員に対する法テラス業務説明	岩手県職員、住田町職員	3名
1545	岩手	平成26年12月	岩手県職員、陸前高田市職員に対する法テラス業務説明	岩手県職員、陸前高田市職員	3名
1546	岩手	平成26年12月	大船渡市仮設住宅支援員、大船渡市職員等に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員、大船渡市職員、同地区公民館職員、同福祉・介護施設職員	5名
1547	岩手	平成26年12月	陸前高田市仮設連絡会職員、陸前高田市小友町仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	陸前高田市仮設連絡会職員、陸前高田市小友町仮設住宅支援員	4名
1548	岩手	平成26年12月	陸前高田市職員、住田町職員等に対する法テラス業務説明	陸前高田市職員、住田町職員、陸前高田市地区公民館職員、同福祉・介護施設等職員	20名
1549	岩手	平成26年12月	住田町仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	住田町仮設住宅住民	30名
1550	岩手	平成26年12月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	40名
1551	岩手	平成26年12月	大船渡市大船渡町、陸前高田市竹駒町仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大船渡市大船渡町、陸前高田市竹駒町仮設住宅住民	30名
1552	岩手	平成27年1月	岩手県DV防止対策連絡協議会における法テラス業務説明	岩手県DV防止対策連絡協議会参加者	16名
1553	岩手	平成27年1月	大槌町地域包括支援センター主催「楽しく体操」における法テラス業務説明	安渡第3仮設団地住民	6名
1554	岩手	平成27年1月	釜石市平田地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市平田地区仮設団地住民	9名
1555	岩手	平成27年1月	小槌地区仮設団地全域住民に対する法テラス業務説明	小槌地区仮設団地全域住民	15名
1556	岩手	平成27年1月	大船渡地域振興センター職員等に対する法テラス業務説明	大船渡地域振興センター職員、大船渡市職員等	12名
1557	岩手	平成27年1月	住田町仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	住田町仮設住宅住民	30名
1558	岩手	平成27年1月	大船渡市仮設住宅支援員、大船渡市職員等に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員、大船渡市職員、同社会福祉協議会、同福祉介護施設等職員	5名
1559	岩手	平成27年1月	岩手県職員、陸前高田市職員等に対する法テラス業務説明	岩手県職員、陸前高田市職員等	5名
1560	岩手	平成27年1月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	40名
1561	岩手	平成27年1月	大船渡市地区公民館職員、同福祉・介護施設職員等に対する法テラス業務説明	大船渡市地区公民館職員、同福祉・介護施設職員、法務局大船渡出張所職員等	20名
1562	岩手	平成27年1月	陸前高田市仮設連絡会職員、陸前高田市小友町仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	陸前高田市仮設連絡会職員、陸前高田市小友町仮設住宅支援員	4名
1563	岩手	平成27年1月	陸前高田市職員、住田町職員等に対する法テラス業務説明	陸前高田市職員、住田町職員、陸前高田市地区公民館職員、同福祉・介護施設等職員	20名
1564	岩手	平成27年1月	大船渡市職員、大船渡地域振興センター職員等に対する法テラス業務説明	大船渡市職員、大船渡地域振興センター職員、大船渡商工会議所職員等	6名
1565	岩手	平成27年1月	大船渡市末崎町、陸前高田市横田町仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大船渡市末崎町、陸前高田市横田町仮設住宅住民	70名
1566	岩手	平成27年1月	大船渡市農業協同組合職員に対する法テラス業務説明	大船渡市農業協同組合職員	2名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1567	岩手	平成27年2月	釜石市平田地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市平田地区仮設団地住民	7名
1568	岩手	平成27年2月	大槌仮設団地全域、金沢仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌仮設団地全域、金沢仮設団地住民	11名
1569	岩手	平成27年2月	釜石市中妻3丁目、上中島4丁目在宅住民に対する法テラス業務説明	釜石市中妻3丁目、上中島4丁目在宅住民	12名
1570	岩手	平成27年2月	岩手県、大船渡市等関係団体職員に対する法テラス業務説明	岩手県、大船渡市等関係団体職員	43名
1571	岩手	平成27年2月	小槌第5仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小槌第5仮設団地住民	12名
1572	岩手	平成27年2月	大槌町地域包括支援センター主催「楽しく体操」における法テラス業務説明	大槌第8仮設団地住民	9名
1573	岩手	平成27年2月	大船渡市仮設住宅支援員、大船渡市職員等に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員、大船渡市職員、住田町職員、同福祉・介護施設職員	10名
1574	岩手	平成27年2月	住田町仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	住田町仮設住宅住民	30名
1575	岩手	平成27年2月	陸前高田市仮設連絡会、りくぜん高田八起プロジェクトにおける法テラス業務説明	陸前高田市仮設住宅支援員	4名
1576	岩手	平成27年2月	陸前高田市役所職員、同社会福祉協議会職員等に対する法テラス業務説明	陸前高田市役所職員、同社会福祉協議会職員、同福祉介護施設職員等	20名
1577	岩手	平成27年2月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡仮設住宅支援員	40名
1578	岩手	平成27年2月	陸前高田市高田町仮設住宅(11団地)住民に対する業務説明	陸前高田市高田町仮設住宅住民	70名
1579	岩手	平成27年2月	大船渡市つばきの丘職員、陸前高田市役所職員に対する法テラス業務説明	大船渡市つばきの丘職員、陸前高田市役所職員	3名
1580	岩手	平成27年2月	陸前高田市役所職員、社会福祉協議会職員等に対する法テラス業務説明	陸前高田市役所職員、社会福祉協議会職員、福祉介護施設職員、地区公民館等職員	20名
1581	岩手	平成27年3月	大槌町内全仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌町内全仮設団地住民	19名
1582	岩手	平成27年3月	大槌町教育委員会主催「ニュースポーツ」における法テラス業務説明	大槌第7仮設団地住民	15名
1583	岩手	平成27年3月	復興関連建設工事事務所職員に対する法テラス説明	復興関連建設工事事務所職員	8名
1584	岩手	平成27年3月	大槌町教育委員会主催「ニュースポーツ」における法テラス業務説明	赤浜第3仮設団地住民	13名
1585	岩手	平成27年3月	大槌町地域包括支援センター主催「楽しく体操」における法テラス業務説明	小槌第12仮設団地住民	13名
1586	岩手	平成27年3月	岩手県レクリエーション協会主催「老人向け体操教室」における法テラス業務説明	吉里吉里第2仮設団地住民	11名
1587	岩手	平成27年3月	大槌町教育委員会主催「ニュースポーツ」における法テラス業務説明	小槌第5仮設団地住民	9名
1588	岩手	平成27年3月	ボランティア団体主催「マッサン体操教室」における法テラス業務説明	吉里吉里第5仮設団地住民	8名
1589	岩手	平成27年3月	神戸大学生ボランティア団体主催「足湯と人形づくり」における法テラス業務説明	小槌第15仮設団地住民	10名
1590	岩手	平成27年3月	大槌町地域包括支援センター主催「楽しく体操」における法テラス業務説明	大槌第10仮設団地住民	6名
1591	岩手	平成27年3月	大船渡市仮設住宅支援員、大船渡市役所職員等に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員、大船渡市役所職員、住田町役場職員、同福祉・介護施設職員	15名
1592	岩手	平成27年3月	住田町仮設住宅(3団地)住民に対する法テラス業務説明	住田町仮設住宅住民	30名
1593	岩手	平成27年3月	陸前高田市仮設連絡会、りくぜん高田八起プロジェクトにおける法テラス業務説明	陸前高田市仮設住宅支援員	4名
1594	岩手	平成27年3月	大船渡仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡仮設住宅支援員	40名
1595	岩手	平成27年3月	陸前高田市災害公営住宅西下団地住民に対する法テラス業務説明	陸前高田市災害公営住宅西下団地住民	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1596	秋田	平成26年7月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	17名
1597	秋田	平成26年7月	秋田市泉地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	秋田市泉地区民生・児童委員	20名
1598	秋田	平成26年8月	秋田県多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	秋田県多重債務者対策協議会会員等	31名
1599	秋田	平成26年8月	秋田県内警察署被害者支援担当職員に対する法テラス業務説明	秋田県内警察署の被害者支援担当職員(秋田県警察被害者支援専科入校生)	16名
1600	秋田	平成26年9月	秋田官公庁行政相談連絡協議会における法テラス業務説明	秋田地方法務局、東北財務局秋田財務事務所職員等	16名
1601	秋田	平成26年9月	秋田県被害者支援連絡協議会「少年問題研究部会」における法テラス業務説明	秋田県被害者支援連絡協議会「少年問題研究部会」会員	21名
1602	秋田	平成26年9月	仙北市役所職員に対する法テラス業務説明	仙北市役所職員	2名
1603	秋田	平成26年9月	鹿角市地域包括支援センターケアマネージャーに対する法テラス業務説明	鹿角市地域包括支援センターケアマネージャー	24名
1604	秋田	平成26年9月	鹿角市議会教育民生常任委員会管内視察における法テラス業務説明	鹿角市議会教育民生常任委員、事務局、鹿角市役所職員	20名
1605	秋田	平成26年9月	小坂町地域包括支援センターケアマネージャーに対する法テラス業務説明	小坂町地域包括支援センターケアマネージャー	18名
1606	秋田	平成26年9月	横手市役所職員に対する法テラス業務説明	横手市役所職員	2名
1607	秋田	平成26年10月	秋田県被害者支援連絡協議会「性犯罪問題研究部会」における法テラス業務説明	秋田県被害者支援連絡協議会「性犯罪問題研究部会」会員	18名
1608	秋田	平成26年10月	湯沢市役所職員に対する法テラス業務説明	湯沢市役所職員	2名
1609	秋田	平成26年10月	湯沢市内高齢者向け介護サービス実施事業所職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	湯沢市在宅介護サービス事業所職員、湯沢市社会福祉協議会職員等	10名
1610	秋田	平成26年10月	湯沢市役所くらしの相談課との事例検討会における法テラス業務説明	湯沢市役所職員	2名
1611	秋田	平成26年10月	鹿角市福祉保健センター監査委員視察における法テラス業務説明	鹿角市福祉保健センター監査委員	6名
1612	秋田	平成26年10月	にかほ市役所職員に対する法テラス業務説明	にかほ市役所職員	2名
1613	秋田	平成26年10月	県民相談に係る関係機関等連絡協議会相談ネットワーク委員会における法テラス業務説明	総務省秋田行政評価事務所、秋田地方法務局、秋田少年鑑別所職員等	20名
1614	秋田	平成26年11月	鹿角市立尾去沢小学生に対する法教育(授業)	鹿角市立尾去沢小学校児童(6年生)	4名
1615	秋田	平成26年11月	秋田県南地区生活支援員等に対する法テラス業務説明	秋田県南地区内生活支援員登録者、市町村社会福祉協議会担当職員	40名
1616	秋田	平成26年11月	由利本荘市役所職員に対する法テラス業務説明	由利本荘市役所職員	2名
1617	秋田	平成26年12月	秋田県長寿社会振興財団、秋田市地域包括支援センターとの連携意見交換会における業務説明	秋田県長寿社会振興財団職員、地域包括支援センター(秋田市)職員	25名
1618	秋田	平成27年1月	成年後見制度検討PTIにおける法教育(講義)、法テラス業務説明	鹿角市役所職員、社会福祉協議会職員、社会福祉法人花輪ふくし会職員	25名
1619	秋田	平成27年1月	社会福祉法人花輪ふくし会職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	社会福祉法人花輪ふくし会職員	25名
1620	秋田	平成27年1月	大館市地域包括支援センター連絡会における法教育(講義)、法テラス業務説明	大館市地域包括支援センター職員	26名
1621	秋田	平成27年1月	横手市高齢ふれあい課との事例検討会における法テラス業務説明	横手市役所職員	2名
1622	秋田	平成27年1月	県民協働プロジェクト トータルライフ支援事業「結いの手」プロジェクトにおける法テラス業務説明	特定非営利活動法人あきた結いネット、NPO ヒューマンネットワークあきた職員等	20名
1623	秋田	平成27年2月	鹿角市「傾聴ボランティア養成講座」における法教育(講演)、法テラス業務説明	鹿角市民(傾聴ボランティア志願者)	25名
1624	秋田	平成27年2月	鹿角市立花輪小学生に対する法教育(授業)	鹿角市立花輪小学校児童(6年生)	4名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1625	秋田	平成27年3月	鹿角地区保護司、更生保護女性の会会員に対する法テラス業務説明、講義	鹿角地区保護司、更生保護女性の会会員	60名
1626	秋田	平成27年3月	大仙市役所職員に対する法テラス業務説明	大仙市役所職員	4名
1627	青森	平成26年5月	「社会を明るくする運動」青森県推進委員に対する法テラス業務説明	「社会を明るくする運動」青森県推進委員	110名
1628	青森	平成26年6月	青森県多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	青森県多重債務者対策協議会構成員	20名
1629	青森	平成26年6月	青森県男女共同参画センター主催「離婚について」の法律講座における法テラス業務説明	一般市民	20名
1630	青森	平成26年6月	東青森地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	町内会長、民生・児童委員	40名
1631	青森	平成26年7月	弘前市第三地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	町内会長、民生・児童委員等	30名
1632	青森	平成26年7月	中泊町社会福祉協議会における法教育(講義)、法テラス業務説明	中泊町老人クラブ会員	170名
1633	青森	平成26年8月	深浦町地域包括支援センターにおける法教育(講義)、法テラス業務説明	居宅介護支援事業所職員、介護サービス事業所職員、介護支援専門員、介護職員	20名
1634	青森	平成26年8月	グループホームバンドー青森における法教育(講義)、法テラス業務説明	介護支援専門員、介護職員	10名
1635	青森	平成26年9月	田舎館村社会福祉協議会における法教育(講義)、法テラス業務説明	田舎館村民	40名
1636	青森	平成26年9月	鱒ヶ沢町地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	鱒ヶ沢町内の指定介護支援事業所介護支援専門員、介護保険関係施設職員	25名
1637	青森	平成26年9月	地域包括支援センターおきだてにおける法教育(講義)、法テラス業務説明	地域包括支援センターおきだて職員	30名
1638	青森	平成26年10月	田舎館村社会福祉協議会における法教育(講義)、法テラス業務説明	行政機関職員、介護支援専門員、医療機関従事者等	20名
1639	青森	平成26年10月	人権擁護委員に対する法テラス業務説明	人権擁護委員	50名
1640	青森	平成26年10月	外ヶ浜町社会福祉協議会における法テラス業務説明	東津軽郡管内町村社会福祉協議会役職員、老人クラブ会員、障害者団体代表等	150名
1641	青森	平成26年10月	黒石けっばるケアマネの会における法教育(講義)、法テラス業務説明	黒石市内ケアマネージャー	20名
1642	青森	平成26年10月	平内町社会福祉協議会における法教育(講義)、法テラス業務説明	福祉関係者	150名
1643	青森	平成26年11月	津軽地区老人福祉協会における法教育(講義)	老人福祉協会関係者	20名
1644	青森	平成26年11月	居宅介護支援事業さんふじにおける法テラス業務説明	藤崎町ケアマネージャー	20名
1645	青森	平成26年11月	青森市地域包括支援センター寿永における法テラス業務説明	介護保険サービス事業所職員	40名
1646	青森	平成26年11月	深浦町地域包括支援センターにおける法教育(講義)、法テラス業務説明	深浦町地域包括支援センター職員	100名
1647	青森	平成26年11月	青森市おおの地域包括支援センターにおける法教育(講義)、法テラス業務説明	介護専門職員	50名
1648	青森	平成26年11月	青森市東部地域包括支援センターにおける法教育(講義)、法テラス業務説明	青森市高齢者介護相談協力員	60名
1649	青森	平成26年11月	青森県立青森高校生に対する法教育(講義)	青森県立青森高等学校生徒	30名
1650	青森	平成26年11月	平川市社会福祉協議会における法教育(講義)	平川市社会福祉協議会職員	50名
1651	青森	平成26年11月	平内町地域包括支援センターにおける法教育(講義)、法テラス業務説明	介護支援専門員	10名
1652	青森	平成26年12月	横浜町社会福祉協議会における法テラス業務説明	横浜町民生・児童委員	60名
1653	青森	平成27年1月	東北町地域包括支援センターにおける法教育(講義)、法テラス業務説明	東北町・七町介護支援専門員	25名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1654	青森	平成27年1月	弘前市西部地域包括支援センターにおける法教育(講義)、法テラス業務説明	福祉施設関係者、社会福祉協議会関係者、在宅介護支援センター職員、ケアマネージャー	20名
1655	青森	平成27年1月	黒石市社会福祉協議会における法教育(講義)、法テラス業務説明	黒石市役所職員、黒石市社会福祉協議会職員、黒石市民、民生・児童委員等	300名
1656	青森	平成27年2月	むつ市地域自立支援協議会における法テラス業務説明	むつ市自立支援協議会職員	60名
1657	青森	平成27年2月	野内地区社会福祉協議会における法教育(講義)、法テラス業務説明	野内地区社会福祉協議会職員	70名
1658	青森	平成27年2月	青森県健康福祉部障害福祉課職員等に対する法テラス業務説明	青森県健康福祉部障害福祉課職員等	60名
1659	青森	平成27年2月	青森県社会福祉会三八支部における法テラス業務説明	社会福祉士会員、医療・福祉関係者等	40名
1660	青森	平成27年3月	青森県健康福祉部障害福祉課職員等に対する法テラス業務説明	青森県健康福祉部障害福祉課職員等	70名
1661	青森	平成27年3月	新郷村民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	新郷村内民生・児童委員	15名
1662	青森	平成27年3月	青森市社会福祉協議会浪岡支部における法教育(講義)、法テラス業務説明	心配ごと相談員	6名
1663	青森	平成27年3月	深浦町社会福祉協議会における法教育(講義)、法テラス業務説明	交流協力員	40名
1664	青森	平成27年3月	弘前市東部地域包括支援センター介護支援専門員に対する法テラス業務説明	弘前市東部地域包括支援センター介護支援専門員	20名
1665	札幌	平成26年5月	札幌市白石区第1地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	札幌市白石区第1地域包括支援センター職員	10名
1666	札幌	平成26年6月	法務局休日相談会内イベントにおける法テラス業務説明	札幌市民	300名
1667	札幌	平成26年6月	生活・就労支援センターとよひら主催「出張無料相談会&ミニセミナー」における法教育(講演)、法テラス業務説明	札幌市民	20名
1668	札幌	平成26年6月	外国籍市民のための合同相談会における法テラス業務説明	札幌市近郊に在住する外国籍の市民	50名
1669	札幌	平成26年7月	北海道被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	札幌高等検察庁、札幌地方検察庁、札幌保護観察所等	130名
1670	札幌	平成26年7月	札幌市自殺対策関係機関連絡会における法テラス業務説明	北海道医師会、札幌市医師会、北海道精神科病院協会、北海道教育委員会職員等	20名
1671	札幌	平成26年8月	札幌市白石区第3地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	札幌市白石区第3地域包括支援センター職員	10名
1672	札幌	平成26年8月	札幌市新任ケースワーカー研修会における法テラス業務説明	札幌市各区保健福祉部の新任ケースワーカー	154名
1673	札幌	平成26年8月	就労移行支援事業所における法テラス業務説明	障害者就労移行支援事業所に通う障がいのある方	25名
1674	札幌	平成26年9月	札幌市白石区第3地域包括支援センターケア会議における法テラス業務説明	札幌市保健福祉局職員等	10名
1675	札幌	平成26年9月	芦別市地域包括支援センターケア会議における法テラス業務説明	芦別市保健福祉課職員等	40名
1676	札幌	平成26年10月	法務局休日相談会における法テラス業務説明	札幌市民	300名
1677	札幌	平成26年10月	北星学園大学生に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	北星学園大学大学生	50名
1678	札幌	平成26年10月	白石市立白石中学生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	白石市立白石中学校生徒	7名
1679	札幌	平成26年10月	北海道矯正展における法テラス業務説明	札幌市民	9,800名
1680	札幌	平成26年11月	「おとなのための法教育2014」における法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民	360名
1681	札幌	平成26年11月	札幌市社会福祉協議会北相談センターにおける法テラス業務説明	札幌市社会福祉協議会北相談センター職員等	25名
1682	札幌	平成26年12月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	札幌地方裁判所、北海道経済部、中央労働委員会事務局職員等	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1683	札幌	平成26年12月	交通事故被害者サポート事業における各種相談窓口等意見交換会における法テラス業務説明	北海道警察本部、北海道立精神保健福祉センター職員等	30名
1684	札幌	平成26年12月	北海道大学法科大学院生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	北海道大学法科大学院生	50名
1685	札幌	平成26年12月	札幌市西区保健福祉部ケースワーカー研修における法テラス業務説明	札幌市西区役所職員	50名
1686	札幌	平成27年1月	生活保護関係職員研修会における法テラス業務説明	空知振興局生活保護課職員	20名
1687	札幌	平成27年2月	札幌市白石区保険年金課職員に対する法テラス業務説明	札幌市白石区保険年金課職員	3名
1688	札幌	平成27年2月	札幌市自殺対策関係機関連絡会における法テラス業務説明	北海道医師会、札幌市医師会、北海道精神科病院協会等	20名
1689	函館	平成26年5月	函館家庭生活カウンセラークラブにおける法教育(講義)	函館家庭生活カウンセラークラブ会員	30名
1690	函館	平成26年7月	北斗市民に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	北斗市民	70名
1691	函館	平成26年11月	江差地区犯罪被害者支援ネットワーク講演会における法教育(講演)、法テラス業務説明	江差町民	20名
1692	函館	平成27年2月	江差保健所における法テラス業務説明	江差保健所職員、近隣町役場の自殺対策担当職員等	15名
1693	函館	平成27年2月	おしまHOTかないセンター職員に対する法テラス業務説明	おしまHOTかないセンター職員	5名
1694	函館	平成27年3月	函館地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	函館市保健福祉部職員、函館市地域包括支援センター職員	40名
1695	旭川	平成26年4月	旭川保護観察所における法テラス業務説明	旭川保護観察所職員	3名
1696	旭川	平成26年4月	旭川地方法務局人権擁護課職員に対する法テラス業務説明	旭川地方法務局人権擁護課職員	2名
1697	旭川	平成26年4月	北海道旭川労働基準監督署職員に対する法テラス業務説明	北海道旭川労働基準監督署職員	3名
1698	旭川	平成26年4月	旭川市子育て支援部、社会福祉部職員に対する法テラス業務説明	旭川市役所子育て支援部、社会福祉部職員	3名
1699	旭川	平成26年4月	北海道上川総合振興局保健福祉部、産業振興部等各職員に対する法テラス業務説明	北海道上川総合振興局保健福祉部職員、産業振興部職員、北海道教育庁上川教育局職員	6名
1700	旭川	平成26年5月	北海道警察旭川方面本部犯罪被害者支援担当職員に対する法テラス業務説明	北海道警察旭川方面本部犯罪被害者支援担当職員	3名
1701	旭川	平成26年6月	旭川市立図書館職員に対する法テラス業務説明	旭川市立図書館職員	2名
1702	旭川	平成26年6月	和寒町役場職員に対する法テラス業務説明	和寒町役場職員	6名
1703	旭川	平成26年6月	鷹栖町役場職員に対する法テラス業務説明	鷹栖町役場職員	6名
1704	旭川	平成26年6月	幌加内町役場職員に対する法テラス業務説明	幌加内町役場職員	5名
1705	旭川	平成26年7月	犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	北海道犯罪被害者支援連絡協議会会員	20名
1706	旭川	平成26年7月	旭川市生活支援課職員に対する法テラス業務説明	旭川市生活支援課職員	5名
1707	旭川	平成26年8月	妹背牛町役場職員に対する法テラス業務説明	妹背牛町役場職員	5名
1708	旭川	平成26年8月	秩父別町役場職員に対する法テラス業務説明	秩父別町役場職員	5名
1709	旭川	平成26年8月	北竜町役場職員に対する法テラス業務説明	北竜町役場職員	5名
1710	旭川	平成26年9月	旭川市自殺対策ネットワーク会議における法テラス業務説明	旭川市自殺対策ネットワーク運営委員	20名
1711	旭川	平成26年10月	妹背牛町役場職員に対する法テラス業務説明	妹背牛町役場職員	5名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1712	旭川	平成26年10月	鷹栖町民向けセンター業務説明及び相続セミナーにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	鷹栖町民	30名
1713	旭川	平成26年11月	東神楽町社会福祉協議事務局長、次長に対する法テラス業務説明	東神楽町社会福祉協議事務局長、次長	4名
1714	旭川	平成26年11月	和寒町民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	和寒町民	30名
1715	旭川	平成26年12月	紋別地区犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	紋別地区犯罪被害者支援連絡協議会会員	30名
1716	旭川	平成26年12月	東神楽町心配ごと相談員、民生・児童委員に対する法テラス業務説明	東神楽町心配ごと相談員、民生・児童委員	33名
1717	旭川	平成27年1月	北海道空知総合振興局保健環境部深川社会福祉事務出張所職員に対する法テラス業務説明	北海道空知総合振興局保健環境部深川社会福祉事務出張所職員	4名
1718	旭川	平成27年1月	沼田町役場職員に対する法テラス業務説明	沼田町役場職員	4名
1719	旭川	平成27年2月	秩父別町民生・児童委員、心配ごと相談員に対する法テラス業務説明	秩父別町民生・児童委員、心配ごと相談員	15名
1720	旭川	平成27年3月	北海道貸金業関係連絡会・旭川拡大幹事会における法テラス業務説明	北海道貸金業関係連絡会幹事	10名
1721	旭川	平成27年3月	枝幸町役場職員に対する法テラス業務説明	枝幸町役場職員	2名
1722	旭川	平成27年3月	浜頓別町役場職員に対する法テラス業務説明	浜頓別町役場職員	2名
1723	釧路	平成26年4月	「法テラスの日」無料法律相談会における法テラス業務説明	釧路市近辺在住者	8名
1724	釧路	平成26年4月	白糠町消費者協会における法教育(講演)、法テラス業務説明	白糠消費者協会会員	25名
1725	釧路	平成26年4月	浦幌町ケース会議における法テラス業務説明	浦幌町担当者、地域包括支援センター職員等	5名
1726	釧路	平成26年5月	釧路ロータリークラブにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	釧路ロータリークラブ会員	40名
1727	釧路	平成26年5月	平成26年度第1回根室人権擁護委員協議会委員研修会における法テラス業務説明	根室人権擁護委員	22名
1728	釧路	平成26年5月	釧路市消費者被害防止ネットワーク定例会議における法テラス業務説明	釧路市消費者被害防止ネットワーク構成団体	27名
1729	釧路	平成26年6月	釧路市立東雲小学生に対する法教育(授業)	釧路市立東雲小学校児童(5・6年生)	43名
1730	釧路	平成26年7月	日常生活自立支援事業推進研修における法教育(講義)、法テラス業務説明	北海道社会福祉協議会職員	30名
1731	釧路	平成26年7月	愛国地区老人大学における法教育(講演)、法テラス業務説明	愛国地区老人大学参加者	100名
1732	釧路	平成26年7月	士幌町民生・児童委員に対する法テラス業務説明	士幌町民生・児童委員	13名
1733	釧路	平成26年7月	釧路市中部北地域包括ケア会議における法教育(講演)、法テラス業務説明	ケアマネージャー、釧路市民	90名
1734	釧路	平成26年7月	市民後見人養成講座における法教育(講義)	市民後見人養成講座受講者	25名
1735	釧路	平成26年7月	権利擁護セミナーにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	ケアマネージャー、釧路市民	30名
1736	釧路	平成26年7月	犯罪被害者支援担当者会議における法テラス業務説明	犯罪被害者支援担当者会議参加者	21名
1737	釧路	平成26年7月	釧路市立鶴野小学生に対する法教育(授業)	釧路市立鶴野小学校児童(6年生)	90名
1738	釧路	平成26年7月	高齢者虐待予防研修会における法教育(講義)	美幌町役場職員、社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員等	30名
1739	釧路	平成26年8月	オホーツク被害者等支援連絡協議会定期総会における法テラス業務説明	オホーツク被害者等支援連絡協議会会員	34名
1740	釧路	平成26年8月	高齢者介護支援従事者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	厚岸町内高齢者介護関係職員	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1741	釧路	平成26年8月	釧路市役所職員に対する法テラス業務説明	釧路市役所職員	5名
1742	釧路	平成26年8月	北見市役所職員に対する法テラス業務説明	北見市役所職員	2名
1743	釧路	平成26年9月	生命保険意見交換会における法テラス業務説明	生命保険協会釧路協会会員	26名
1744	釧路	平成26年9月	釧路市中部北地域包括支援センターふれあいいいききサロンにおける法教育(講演)	釧路市民	30名
1745	釧路	平成26年9月	本別町立本別中央小学生に対する法教育(授業)	本別町立本別中央小学校児童(6年生)	45名
1746	釧路	平成26年9月	別海町校長研修会における法教育(講演)	別海町の校長、別海町教育委員会職員	12名
1747	釧路	平成26年9月	釧路市立鳥取中学生に対する法教育(授業)	釧路市立鳥取中学校生徒(3年生)	185名
1748	釧路	平成26年10月	釧路地区民生委員児童委員研修会における法教育(講義)、法テラス業務説明	釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町民生・児童委員	130名
1749	釧路	平成26年10月	帯広市役所職員に対する法テラス業務説明	帯広市役所職員	2名
1750	釧路	平成26年10月	別海町立西春別中学生に対する法教育(授業)	別海町立西春別中学校生徒	15名
1751	釧路	平成26年10月	生活保護関係職員定例研修会における法教育(講義)	生活保護関係職員	30名
1752	釧路	平成26年10月	北海道社会福祉会釧路地区支部定例学習会における法教育(講演)	北海道社会福祉会釧路地区支部会員	15名
1753	釧路	平成26年11月	釧路市多重債務者解消に係る庁内連絡会議における法教育(講義)、法テラス業務説明	釧路市役所職員	12名
1754	釧路	平成26年11月	生活保護関係職員研修会における法教育(講義)、法テラス業務説明	十勝総合振興局職員	27名
1755	釧路	平成26年11月	釧路方面被害者支援連絡協議会定期総会における法テラス業務説明	釧路方面被害者支援連絡協議会会員	50名
1756	釧路	平成26年11月	釧路市立芦野小学生に対する法教育(授業)	釧路市立芦野小学校児童(6年生)	88名
1757	釧路	平成26年12月	根室地域自殺対策推進連絡会議における法テラス業務説明	根室地域自殺対策推進連絡会議構成員	14名
1758	釧路	平成26年12月	別海町立上春別中学生に対する法教育(授業)	別海町立上春別中学校生徒(3年生)	11名
1759	釧路	平成26年12月	釧路地区社会福祉協議会役員研修会における法教育(講演)	釧路市社会福祉協議会役員	20名
1760	釧路	平成27年2月	釧路地域うつ・自殺予防対策ネットワーク会議における法テラス業務説明	釧路地域うつ・自殺予防対策ネットワーク会議構成員	34名
1761	釧路	平成27年2月	ハローワーク釧路職員に対する法テラス業務説明	ハローワーク釧路職員	5名
1762	釧路	平成27年2月	中標津保健所管内自殺対策推進連絡会議における法テラス業務説明	中標津保健所管内自殺対策推進連絡会議構成員	29名
1763	釧路	平成27年2月	厚岸町消費者被害防止情報連絡会議における法教育(講演)	厚岸町消費者被害防止連絡会議構成員	10名
1764	釧路	平成27年2月	あんしんサポートセンターフォローアップ研修兼相談協力員等合同研修会における法教育(講義)	本別町民生・児童委員、本別町民	50名
1765	釧路	平成27年2月	別海町消費者大会における法教育(講演)	別海町民	40名
1766	釧路	平成27年2月	障がい者の虐待防止と権利擁護研修会における法教育(講演)	障がい者支援施設職員	30名
1767	釧路	平成27年2月	帯広市立豊正小学生に対する法教育(授業)	帯広市立豊正小学校児童(6年生)	58名
1768	釧路	平成27年2月	権利擁護に関する講演会における法教育(講演)	美幌町民	100名
1769	釧路	平成27年3月	釧路町地域包括支援ネットワーク会議における法教育(講演)、法テラス業務説明	釧路町職員、民生・児童委員、医療・介護関係事業者、町内会・老人クラブ会員等	80名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1770	釧路	平成27年3月	北海道貸金業関係連絡会釧路拡大幹事会における法テラス業務説明	北海道貸金業関係連絡会釧路拡大幹事会構成員	17名
1771	釧路	平成27年3月	権利擁護研修会における法教育(講演)	自治会役員、民生・児童委員、ボランティア団体、地域福祉推進委員、北見市民	90名
1772	釧路	平成27年3月	中標津消費者大会における法教育(講演)	中標津町民	70名
1773	香川	平成26年4月	香川県内関係機関職員に対する法テラス業務説明	香川県内関係機関職員	227名
1774	香川	平成26年5月	憲法週間記念行事における法テラス業務説明	一般市民	80名
1775	香川	平成26年5月	香川県相談業務支援ネットワーク情報交換会における法テラス業務説明	香川県相談業務支援ネットワーク情報交換会構成員	27名
1776	香川	平成26年5月	四国財務局職員に対する法テラス業務説明	四国財務局職員	3名
1777	香川	平成26年5月	被害者支援センターかがわにおける法教育(講義)、法テラス業務説明	被害者支援センターかがわ職員	15名
1778	香川	平成26年6月	香川県職員、高松市役所職員に対する法テラス業務説明	香川県職員、高松市役所職員	14名
1779	香川	平成26年6月	被害者支援センターかがわにおける法教育(講演)	被害者支援センターかがわ職員	38名
1780	香川	平成26年7月	香川県警察本部警務部広聴・被害者支援課職員に対する法テラス業務説明	香川県警察本部警務部広聴・被害者支援課職員	2名
1781	香川	平成26年7月	香川県小豆県民センター、土庄町役場、小豆島町役場等職員に対する法テラス業務説明	香川県小豆県民センター、土庄町役場、小豆島町役場等職員	7名
1782	香川	平成26年7月	西讃(坂出、宇多津、丸亀方面)行政機関職員に対する法テラス業務説明	西讃(坂出、宇多津、丸亀方面)行政機関職員	13名
1783	香川	平成26年7月	香川県被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	香川県被害者支援連絡協議会参加者	10名
1784	香川	平成26年7月	香川県男女共同参画課職員に対する法テラス業務説明	香川県男女共同参画課職員	2名
1785	香川	平成26年7月	東讃(東かがわ市、さぬき市、三木町方面)行政機関等職員に対する法テラス業務説明	東讃(東かがわ市、さぬき市、三木町方面)行政機関等職員	12名
1786	香川	平成26年7月	西讃(綾川町、まんのう町、琴平市、善通寺市方面)行政機関等職員に対する法テラス業務説明	西讃(綾川町、まんのう町、琴平市、善通寺市方面)行政機関等職員	13名
1787	香川	平成26年10月	男女共同参画問題研修会における法テラス業務説明	男女共同参画問題研修会参加者	40名
1788	香川	平成26年10月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	40名
1789	香川	平成26年10月	高松市精神保健ネットワーク会議における法テラス業務説明	高松市精神保健ネットワーク会議参加者	19名
1790	香川	平成26年10月	ケアマネージャー研修会における法テラス業務説明	三木町地域包括支援センター主催「ケアマネージャー研修会」参加者	30名
1791	香川	平成26年10月	香川県警察本部刑事部刑事企画課主催「警察学校」における法テラス業務説明	香川県警察本部刑事部刑事企画課主催「警察学校」参加者	32名
1792	香川	平成26年10月	香川県生命保険協会意見交換会における法テラス業務説明	香川県生命保険協会意見交換会参加者	21名
1793	香川	平成26年11月	香川大学生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	香川大学大学生	3名
1794	香川	平成26年11月	香川大学生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	香川大学大学生	3名
1795	香川	平成26年12月	香川大学法学部における法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民	97名
1796	香川	平成27年1月	香川県多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	香川県多重債務者対策協議会参加者	28名
1797	香川	平成27年3月	香川県社会福祉協議会主催日常生活自立支援事業関係機関連絡会議における法テラス業務説明	香川県社会福祉協議会主催日常生活自立支援事業関係機関連絡会議参加者	25名
1798	徳島	平成26年4月	徳島県医療ソーシャルワーカー協会における法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島県医療ソーシャルワーカー協会会員	40名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1799	徳島	平成26年4月	徳島県中央こども女性相談センター相談員等に対する法テラス業務説明	徳島県中央こども女性相談センター相談員等	10名
1800	徳島	平成26年5月	徳島市役所保健福祉政策課職員に対する法テラス業務説明	徳島市役所保健福祉政策課職員	2名
1801	徳島	平成26年5月	徳島市立図書館職員に対する法テラス業務説明	徳島市立図書館職員	1名
1802	徳島	平成26年6月	小松島市社会福祉協議会における法教育(講義)、法テラス業務説明	吉野川市心配ごと相談所相談員	43名
1803	徳島	平成26年6月	藍住町社会福祉協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	民生・児童委員	50名
1804	徳島	平成26年6月	吉野川市社会福祉協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	吉野川市民生・児童委員	43名
1805	徳島	平成26年6月	吉野川市介護保険課職員に対する法テラス業務説明	吉野川市介護保険課職員	1名
1806	徳島	平成26年6月	山川図書館職員に対する法テラス業務説明	山川図書館職員	1名
1807	徳島	平成26年6月	吉野川市総務課職員に対する法テラス業務説明	吉野川市総務課職員	1名
1808	徳島	平成26年6月	徳島市社会福祉協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島市民	100名
1809	徳島	平成26年7月	阿南市那賀川公民館における法教育(講演)、法テラス業務説明	阿南市民	35名
1810	徳島	平成26年7月	徳島県立南部テクノスクール生徒に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島県立南部テクノスクール生徒	65名
1811	徳島	平成26年8月	消費者フォーラムin阿南における法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島県民	600名
1812	徳島	平成26年8月	徳島県消費者協会における法教育(講演)、法テラス業務説明	小松島市民	60名
1813	徳島	平成26年8月	NPO法人Approach For Life Saver主催自殺予防実践化についての協議会における法テラス業務説明	NPO法人Approach For Life Saver会員	4名
1814	徳島	平成26年9月	徳島地方法務局管内人権擁護委員第三次研修における法テラス業務説明	人権擁護委員	17名
1815	徳島	平成26年9月	徳島地方法務局管内人権擁護委員第三次研修における法テラス業務説明	人権擁護委員	17名
1816	徳島	平成26年9月	徳島市消費生活センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島県民	30名
1817	徳島	平成26年10月	八万公民館における法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島市民	100名
1818	徳島	平成26年10月	徳島県警察学校における法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島県下各警察署等の被害者支援担当職員、指定被害者支援委員	14名
1819	徳島	平成26年10月	阿南市東部高齢者お世話センター職員に対する法テラス業務説明	阿南市東部高齢者お世話センター職員	2名
1820	徳島	平成26年10月	内町公民館における法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島市民	35名
1821	徳島	平成26年10月	徳島県消費者協会における法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島県視覚障害者連合会会員	50名
1822	徳島	平成26年10月	吉野川市社会福祉協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	吉野川市民生・児童委員	80名
1823	徳島	平成26年10月	徳島県民に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	徳島県民	12名
1824	徳島	平成26年11月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	徳島労働局職員、徳島労働基準監督署職員、裁判所職員、社会保険労務士会会員等	40名
1825	徳島	平成26年11月	徳島県西部こども女性相談センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	民生・児童委員、行政関係者	45名
1826	徳島	平成26年11月	徳島県内ホテル社員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島県内ホテル社員	25名
1827	徳島	平成26年11月	介護老人保健施設喜久寿苑職員に対する法テラス業務説明	介護老人保健施設喜久寿苑職員	1名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1828	徳島	平成26年11月	介護老人保健施設サンライズ職員に対する法テラス業務説明	介護老人保健施設サンライズ職員	1名
1829	徳島	平成26年11月	石井東部地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	石井東部地域包括支援センター職員	1名
1830	徳島	平成26年11月	石井西部地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	石井西部地域包括支援センター職員	1名
1831	徳島	平成26年11月	徳島県民に対する法テラス業務説明	徳島県民	10名
1832	徳島	平成26年12月	徳島県民に対する法テラス業務説明	徳島県民	17名
1833	徳島	平成26年12月	徳島県危機管理部県民くらし安全局(美波町)における法教育(講演)、法テラス業務説明	防犯ボランティア員	50名
1834	徳島	平成26年12月	小松島市福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	小松島市福祉事務所職員	1名
1835	徳島	平成26年12月	小松島市役所職員に対する法テラス業務説明	小松島市役所職員	1名
1836	徳島	平成26年12月	小松島市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	小松島市地域包括支援センター職員	1名
1837	徳島	平成26年12月	小松島市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	小松島市社会福祉協議会職員	1名
1838	徳島	平成26年12月	NPO法人徳島県断酒会職員に対する法テラス業務説明	NPO法人徳島県断酒会職員	1名
1839	徳島	平成26年12月	美波町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	美波町社会福祉協議会職員	1名
1840	徳島	平成26年12月	美波町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	美波町地域包括支援センター職員	1名
1841	徳島	平成26年12月	阿南市福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	阿南市福祉事務所職員	1名
1842	徳島	平成26年12月	阿南市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	阿南市地域包括支援センター職員	1名
1843	徳島	平成26年12月	阿南市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	阿南市社会福祉協議会職員	1名
1844	徳島	平成26年12月	徳島県南部総合県民局職員に対する法テラス業務説明	徳島県南部総合県民局職員	1名
1845	徳島	平成26年12月	徳島県危機管理部県民くらし安全局(板野町)における法教育(講演)、法テラス業務説明	防犯ボランティア員	60名
1846	徳島	平成26年12月	石井東部地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	石井東部地域包括支援センター職員	1名
1847	徳島	平成26年12月	上板町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	上板町地域包括支援センター職員	1名
1848	徳島	平成26年12月	板野町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	板野町地域包括支援センター職員	1名
1849	徳島	平成26年12月	藍住町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	藍住町地域包括支援センター職員	1名
1850	徳島	平成26年12月	北島町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	北島町地域包括支援センター職員	1名
1851	徳島	平成26年12月	松茂町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	松茂町地域包括支援センター職員	1名
1852	徳島	平成26年12月	徳島県危機管理部県民くらし安全局(美馬市脇町)における法教育(講演)、法テラス業務説明	防犯ボランティア員	55名
1853	徳島	平成26年12月	徳島県介護支援専門協会職員に対する法テラス業務説明	徳島県介護支援専門協会職員	1名
1854	徳島	平成26年12月	美馬市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	美馬市地域包括支援センター職員	1名
1855	徳島	平成26年12月	阿波市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	阿波市地域包括支援センター職員	1名
1856	徳島	平成26年12月	吉野川市介護保険課職員に対する法テラス業務説明	吉野川市介護保険課職員	1名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1857	徳島	平成26年12月	介護老人保健施設ケアハイツさくらぎ職員に対する法テラス業務説明	介護老人保健施設ケアハイツさくらぎ職員	1名
1858	徳島	平成26年12月	吉野川市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	吉野川市地域包括支援センター職員	1名
1859	徳島	平成26年12月	阿波市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	阿波市地域包括支援センター職員	1名
1860	徳島	平成26年12月	美馬市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	美馬市地域包括支援センター職員	1名
1861	徳島	平成26年12月	介護老人保健施設うぐいす職員に対する法テラス業務説明	介護老人保健施設うぐいす職員	1名
1862	徳島	平成26年12月	徳島県介護支援専門員協会職員に対する法テラス業務説明	徳島県介護支援専門員協会職員	1名
1863	徳島	平成27年1月	石井東部地域包括支援センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	介護支援専門員	30名
1864	徳島	平成27年1月	徳島県介護支援専門員協会職員に対する法テラス業務説明	徳島県介護支援専門員協会職員	1名
1865	徳島	平成27年1月	徳島市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	徳島市地域包括支援センター職員	3名
1866	徳島	平成27年1月	徳島文理大学生に対する法教育(講演)	徳島文理大学大学生	35名
1867	徳島	平成27年2月	徳島県民に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	徳島県民	30名
1868	徳島	平成27年2月	阿波市老人クラブ連合会会員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	阿波市老人クラブ連合会会員	50名
1869	徳島	平成27年2月	徳島県内10町村の民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	10町村の民生・児童委員	340名
1870	徳島	平成27年2月	徳島市女性センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	民生・児童委員	30名
1871	徳島	平成27年3月	美馬市民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	美馬市民生・児童委員	115名
1872	高知	平成26年4月	室市福祉事務所職員、室市役所滞納整理課職員に対する法テラス業務説明	室市福祉事務所、滞納整理課各職員	16名
1873	高知	平成26年4月	第23回高知市成年後見サポートセンター支援会議における法テラス業務説明	高知市役所高齢者支援課各部署担当職員等	24名
1874	高知	平成26年5月	安芸福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	安芸福祉事務所職員	9名
1875	高知	平成26年5月	奈半利町保健センター職員、奈半利町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	奈半利町保健センター職員、奈半利町社会福祉協議会職員	15名
1876	高知	平成26年5月	安芸郡市教職員組合における法教育(講演)、法テラス業務説明	安芸郡下及び安芸市教員、事務職員	10名
1877	高知	平成26年5月	田野町役場職員、中芸広域連合地域包括支援センター職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	田野町役場職員、中芸広域連合地域包括支援センター職員	15名
1878	高知	平成26年5月	南国市地域包括支援センターケアマネージャー研修会における法テラス業務説明	ケアマネージャー	29名
1879	高知	平成26年5月	中芸地域のケアマネージャー、中芸広域連合介護サービス課職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	中芸地域のケアマネージャー、中芸広域連合介護サービス課職員	20名
1880	高知	平成26年5月	高知県立追手前高校吾北分校高校生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	高知県立追手前高校吾北分校高等学校生徒	60名
1881	高知	平成26年5月	高知市立朝倉中中学生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	高知市立朝倉中学校生徒(2年生)	3名
1882	高知	平成26年5月	南国市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	南国市社会福祉協議会職員	4名
1883	高知	平成26年5月	高知県警察学校入校中専科生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	高知県警察学校入校中専科生	15名
1884	高知	平成26年5月	高知市生活支援相談センター事業検討会における法テラス業務説明	高知市生活支援相談センター職員	3名
1885	高知	平成26年5月	東部成年後見・日常生活自立支援事業調査研究会における法教育(講義)	高知県内各市町村(広域含む)地域包括支援センター、高知県社会福祉協議会職員等	83名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1886	高知	平成26年6月	佐川町地域支援ネットワークにおける法教育(講義)、法テラス業務説明	佐川町社会福祉協議会職員、中央児童相談所長等	80名
1887	高知	平成26年6月	中央東福祉保健所職員に対する法テラス業務説明	中央東福祉保健所職員	5名
1888	高知	平成26年6月	南国市社会福祉協議会での生活困窮者自立促進支援事業に関する連絡会における法テラス業務説明	南国市福祉事務所職員、南国市地域包括支援センター職員等	16名
1889	高知	平成26年6月	認知症の高齢者を支える家族の集い「さくらの会」における法教育(講義)	認知症高齢者の家族、須崎市地域包括支援センター職員、病院相談員、ケアマネージャー	20名
1890	高知	平成26年6月	生活保護勉強会における法教育(講義)	高知市生活相談支援センター職員、こうちネットホップ職員等	11名
1891	高知	平成26年7月	中央東福祉保健所での生活困窮者自立促進支援事業に関する連絡会における法テラス業務説明	社会福祉協議会(高知県、大豊町、本山町、土佐町)職員等	15名
1892	高知	平成26年7月	高知県多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	日本銀行高知支店事務局長、財務事務所職員等	23名
1893	高知	平成26年7月	高知県立精神保健福祉センターにおける法テラス業務説明	高知県下医療機関勤務医師、高知県内自助グループ、団体代表等	23名
1894	高知	平成26年7月	仁淀ロータリークラブ会員に対する法テラス業務説明	仁淀ロータリークラブ会員	12名
1895	高知	平成26年7月	東洋町役場職員、児童・民生委員、ケアマネージャー、町会議員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	東洋町役場職員、児童・民生委員、ケアマネージャー、町会議員	35名
1896	高知	平成26年7月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	高知県労働委員会事務局職員、高知労働局職員等	15名
1897	高知	平成26年7月	認定NPO法人こうち被害者支援センターボランティア支援員養成講座における法教育(講義)	認定NPO法人こうち被害者支援センターボランティア支援員希望者	8名
1898	高知	平成26年7月	宿毛市高齢者虐待ネットワーク委員会における法教育(講演)	宿毛市高齢者虐待ネットワーク参加者	15名
1899	高知	平成26年8月	高松市社会福祉協議会における法テラス業務説明	四国内社会福祉協議会職員	173名
1900	高知	平成26年8月	認定NPO法人こうち被害者支援センターボランティア支援員に対する法テラス業務説明	認定NPO法人こうち被害者支援センターボランティア支援員	12名
1901	高知	平成26年8月	南国市社会福祉協議会南国ネットワーク連絡会における法テラス業務説明	民生・児童委員、南国市地域活動支援センター職員等	22名
1902	高知	平成26年8月	圏域別権利擁護担当者意見交換会(須崎福祉保健所圏域)における法テラス業務説明	須崎市役所職員、中土佐町職員、梶原町職員等	23名
1903	高知	平成26年8月	安芸郡市公立小中学校事務研究会における法教育(講演)	安芸郡市公立小中学校事務職員	36名
1904	高知	平成26年8月	土佐清水市社会福祉協議会における法教育(講義)	土佐清水市福祉事務所長、土佐清水市健康推進課長等	7名
1905	高知	平成26年9月	圏域別権利擁護担当者意見交換会(須崎福祉保健所圏域)における法テラス業務説明	須崎市役所職員、中土佐町職員、梶原町職員等	23名
1906	高知	平成26年9月	しまんと町社会福祉協議会職員、四万十町内病院地域連携相談室職員等に対する法テラス業務説明	しまんと町社会福祉協議会職員、四万十町内病院地域連携相談室職員等	20名
1907	高知	平成26年9月	医療法人精華園海辺の杜ホスピタルにおける法教育(講演)	医療法人精華園海辺の杜ホスピタル職員	40名
1908	高知	平成26年10月	高知市社会福祉協議会市民後見人養成講座における法教育(講演)、法テラス業務説明	高知市民	36名
1909	高知	平成26年10月	新日本婦人の会における法教育(講演)、法テラス業務説明	新日本婦人の会会員	50名
1910	高知	平成26年10月	学校災害から子どもを守る高知の会における法教育(講演)、法テラス業務説明	高知県下の子どもを持つ保護者	20名
1911	高知	平成26年10月	高知県家庭相談員連絡協議会における法教育(講義)	高知市内各市町村家庭相談員	12名
1912	高知	平成26年11月	高知県銀行協会月例研修会における法テラス業務説明	高知市内各銀行の支店長	12名
1913	高知	平成26年11月	仁淀川町保健福祉課ケアマネージャー連絡会における法テラス業務説明	仁淀川町地域包括支援センター職員、管轄内ケアマネージャー	13名
1914	高知	平成26年11月	室市保健福祉センターにおける法教育(講義)	室市地域包括支援センター、室市介護課、室市社会福祉協議会各職員、ケアマネージャー	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数等
1915	高知	平成26年11月	土佐清水市社会福祉協議会における法教育(講義)	土佐清水市福祉事務所長、土佐清水市健康推進課長等	7名
1916	高知	平成26年12月	高知県社会福祉協議会における法教育(講義)	高知県、奈半利町社会福祉協議会職員	25名
1917	高知	平成27年1月	仁淀川町、越知町役場職員等に対する法テラス業務説明	仁淀川町役場職員、越知町役場職員、地域包括支援センター職員等	10名
1918	高知	平成27年1月	安芸市防災センターにおける法教育(講義)	安芸市内ケアマネジャー、介護関係者、地域包括支援センター職員等	45名
1919	高知	平成27年2月	須崎市、佐川町役場職員等に対する法テラス業務説明	須崎川町役場職員、佐川町役場職員、地域包括支援センター職員等	10名
1920	高知	平成27年2月	津野市、橋原町役場職員等に対する法テラス業務説明	津野町役場職員、橋原町役場職員、地域包括支援センター職員等	10名
1921	高知	平成27年2月	中土佐町、四万十町役場職員等に対する法テラス業務説明	中土佐町役場職員、四万十町役場職員、地域包括支援センター職員等	10名
1922	高知	平成27年2月	須崎市社会福祉協議会における法テラス業務説明	須崎市社会福祉協議会職員	2名
1923	高知	平成27年3月	高知私学教職員組合における法テラス業務説明	高知県内私立学校教員	50名
1924	高知	平成27年3月	高知県高坂学園生涯老人大学における法教育(講義)、法テラス業務説明	高知県高坂学園生涯老人大学受講希望者	120名
1925	高知	平成27年3月	高知県高等学校教職員組合幡多支部における法教育(講演)、法テラス業務説明	高知県内高等学校教員	4名
1926	高知	平成27年3月	にいはま母親大会実行委員会における法教育(講演)、法テラス業務説明	四国在住の女性	30名
1927	愛媛	平成26年5月	愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策推進会議における法テラス業務説明	DV防止対策を講じている愛媛県及び県下市町担当課課長等	35名
1928	愛媛	平成26年6月	愛媛県多重債務者対策連絡協議会における法テラス業務説明	愛媛県関係部署(消費者センター含む)、松山財務事務所、愛媛県警察等の担当者	19名
1929	愛媛	平成26年6月	愛媛県下各警察署の犯罪被害者支援担当警察官に対する法テラス業務説明	愛媛県下各警察署の犯罪被害者支援担当警察官	9名
1930	愛媛	平成26年7月	消費生活相談員等スキルアップ研修における法テラス業務説明	愛媛県下各消費生活センター勤務の相談員、関係自治体職員	23名
1931	愛媛	平成26年7月	愛媛県犯罪被害者支援連絡協議会(幹事会)における法テラス業務説明	愛媛県警察、愛媛県の担当課(女性・高齢者・児童・教育・人権・福祉・生活関連)職員等	37名
1932	愛媛	平成26年9月	愛媛県犯罪被害者支援連絡協議会(定例会)における法テラス業務説明	愛媛県警察、愛媛県の担当課(女性・高齢者・児童・教育・人権・福祉・生活関連)職員等	37名
1933	愛媛	平成26年12月	被害者支援センターえひめ犯罪被害相談員養成講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	被害者支援センターえひめ犯罪被害相談員養成講座参加者	20名
1934	愛媛	平成27年2月	高齢者虐待防止連携会議における法テラス業務説明	愛媛県下市町担当者、愛媛県社会福祉士会、施設運営事業者団体職員等	60名
1935	愛媛	平成27年3月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	愛媛県労政雇用課職員、愛媛県労働委員会職員、愛媛県社労士会会員等	10名

弁護士
司法書士

地域包括
支援
センター

法テラス

「司法ソーシャルワーク」が
つなぐ支援の輪。

民生委員

社会福祉
協議会

医療機関

自治体

福祉と司法が 連携する社会

参加
無料

平成26年度 法テラスシンポジウム

主催／日本司法支援センター(法テラス)

司法サービスに携わる弁護士や司法書士が福祉関係者等と連携し、高齢者・障がい者など自分で司法サービスにたどり着けない方が抱える問題の総合的解決を図る活動を「司法ソーシャルワーク」と呼び、法テラスが取組を始めています。



パネルディスカッション

町 亞聖氏
フリーアナウンサー/
報道キャスター

平成27年 2月7日(土)

13:30-16:45 (予定)
[開場]13:00
[開会]13:30 [閉会]16:45(予定)

定員 250名

会場 東京コンベンションホール 大ホール 東京都中央区京橋 3-1-1 (詳しくは裏面のお申込み方法をご確認ください)

法テラスシンポジウム [検索](#)



日本司法支援センター

主催：日本司法支援センター(法テラス)

後援：法務省、最高裁判所、厚生労働省、消費者庁、東京都、新宿区、日本弁護士連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、日本司法書士会連合会、東京司法書士会、社会福祉法人全国社会福祉協議会、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本医療社会福祉協会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会

平成26年度 法テラスシンポジウム

開催プログラム

13:30	開会・主催者挨拶	宮崎 誠 (日本司法支援センター理事長)
13:35	業務説明	坂本 かよみ (日本司法支援センター理事)
13:45	基調講演	「司法ソーシャルワークと地域連携」 濱野 亮氏 (立教大学法学部 教授)
14:25	司法ソーシャルワーク 実践報告①	「待ってないで行ってみよう!」から始まった出張相談会とその発展 村山 勇輔 (法テラス東京法律事務所 常勤弁護士) 宇敷 崇広 (法テラス埼玉法律事務所 常勤弁護士)
14:35	司法ソーシャルワーク 実践報告②	「福祉の現場になぜ法律の専門家が必要なのか? ~個別事例を通して~」 永由 義広氏 (新宿区高齢者福祉課長補佐)
14:45	休憩15分	
15:00	パネル ディスカッション	「福祉と司法が連携する社会」 (パネリスト) 山下 興一郎氏 (淑徳大学 准教授) 矢野 和雄氏 (弁護士) 太田 晃弘氏 (法テラス東京法律事務所 常勤弁護士) 永由 義広氏 (新宿区高齢者福祉課長補佐) 町 亞聖氏 (フリーアナウンサー/報道キャスター) (コーディネーター) 谷口 太規氏 (弁護士)
16:40	閉会挨拶	一木 剛太郎 (日本司法支援センター東京地方事務所長)
16:45		

会場アクセス



東京コンベンションホール 大ホール

〒104-0031 東京都中央区京橋 3-1-1 東京スクエアガーデン 5F

- アクセス
- 東京駅八重洲南口 / 徒歩 5分
 - 銀座一丁目駅7番出口 / 徒歩 2分
 - 京橋駅3番出口 / 直結
 - 有楽町駅京橋口 / 徒歩 6分
 - 宝町駅A4出口 / 徒歩 2分

駐車場
 駐車場(時間貸) 200台 ※高さ制限 3,200mm
 7:00 ~ 24:00 (休館日を除く) 300円/30分(税込)

お申込み方法

参加をご希望の方は、郵便番号・住所・氏名・職業・電話番号・年齢・性別のほか、登壇者へのご質問等がございましたらご記入の上、平成27年1月30日(金)までに、ウェブサイト、FAX、Eメール、はがき、電話にてご応募ください。

- ※参加受付は先着順になります。(定員に達しましたら受付を締切致します。)
- ※参加者には「参加証」を発送致します。当日ご入場の際には、参加証をご持参ください。(当日に受付が可能な場合もございます。)
- ※応募に関する個人情報、当シンポジウムの事務のみに使用し、シンポジウム終了後は主催者の規定に則ってすべて消去します。

●お問い合わせ

(株)シミズオクト内 法テラスシンポジウム参加受付事務局
 電話番号/03-5530-5695 受付時間/10:00~19:00(土日・祝日を除く)

法テラスシンポジウム

http://houterasusympo.jp

03-5530-5693
 受付時間/24時間受付

info@houterasusympo.jp
 受付時間/24時間受付

送付先/〒135-0063 東京都江東区有明 3-6-11
 T F Tビル東館 7F
 (株)シミズオクト内 法テラスシンポジウム参加受付事務局

03-5530-5695
 受付時間/10:00~19:00(土日・祝日を除く)

FAX用参加申込書

03-5530-5693 (24時間受付)

住所 〒 _____ 電話番号 _____ () _____

※建物名や部屋番号がある場合は、省略せずにご記入ください。 ※携帯電話の場合もこちらにご記入ください。

お一人様目

氏名 ふりがな _____ 性別 _____ 年齢 _____ 職業 _____

男・女 歳

「司法ソーシャルワーク」に関して、登壇者へのご質問等がございましたら、こちらに簡潔にご記入ください。会場にてご紹介させていただく場合がございます。

住所 〒 _____ 電話番号 _____ () _____

※建物名や部屋番号がある場合は、省略せずにご記入ください。 ※携帯電話の場合もこちらにご記入ください。

お一人様目

氏名 ふりがな _____ 性別 _____ 年齢 _____ 職業 _____

男・女 歳

「司法ソーシャルワーク」に関して、登壇者へのご質問等がございましたら、こちらに簡潔にご記入ください。会場にてご紹介させていただく場合がございます。

【資料49】契約弁護士・司法書士への研修実施状況

事務所	開催日	対象者	参加人数	内容
東京	H26.6.3	契約弁護士 (主に新規契約弁護士)	218	扶助業務の説明、注意点、制度の改正点等
東京	H26.6.11	契約弁護士 (主に審査委員)	132	扶助業務の説明、注意点、制度の改正点等
多摩	H26.6.9	契約弁護士	8	法律扶助制度
神奈川	H27.1.13	新規登録弁護士等	60～70	民事法律扶助制度
埼玉 川越	H27.3.23	弁護士会・司法書士会新規登録会員 等	63 (下記の参加者との合計)	民事法律扶助の仕組みと活用法
埼玉 川越	H27.3.23	審査委員等	63 (上記の参加者との合計)	民事法律扶助審査
松戸	H26.11.1	司法書士	10	法テラスの利用方法
松戸	H26.12.8	司法書士	8	法テラスの利用方法
茨城	H26.4.16	司法書士	10	民事法律扶助及び震災法律援助
茨城	H27.1.26	弁護士(新規登録会員)	不明	民事法律扶助及び震災法律援助
栃木	H27.1.9	新規契約予定弁護士	10	法テラスの業務及び各種契約
群馬	H26.4.8	専門審査委員等	10	業務細則及び業務方法書等、本部からの意見照会及び変更事項の確認・事例検討
群馬	H26.6.19	専門審査委員等	10	業務細則及び業務方法書等、本部からの意見照会及び変更事項の確認・事例検討
群馬	H26.7.5	司法書士	25	民事法律扶助
群馬	H26.9.18	審査委員等	10	業務細則及び業務方法書、本部からの意見照会事項について事例検討
群馬	H26.10.2	新人契約弁護士	25	民事法律扶助
群馬	H27.1.29	専門審査委員等	10	業務細則及び業務方法書、本部からの意見照会事項について事例検討
群馬	H27.3.12	専門審査委員等	10	業務細則及び業務方法書、本部からの意見照会事項について事例検討
静岡	H27.2.17	弁護士会新入会員	18	扶助制度の概要、審査基準等
静岡	H27.3.7	司法書士会新入会員	20	法律扶助制度
沼津	H26.6.4	弁護士会執行部	12	審査委員増員、申込書改訂、審査付議必要書類等
山梨	H27.1.19	契約弁護士を含む弁護士会会員	3	事務所での法律相談援助の受け方・利用方法、民事法律扶助制度趣旨
長野	H27.1.19	新入会員	10	民事法律扶助の手続
新潟	H26.9.26	契約弁護士・司法書士	30	民事法律扶助審査委員の仕事
新潟	H26.11.14	法律事務所所属弁護士・事務職員	21	民事法律扶助業務
新潟	H26.11.28	法律事務所所属弁護士・事務職員	14	民事法律扶助業務
新潟	H27.1.9	契約弁護士・司法書士及び契約弁護士・司法書士事務所の事務職員	14	民事法律扶助業務
新潟	H27.3.3	契約弁護士・司法書士及び契約弁護士・司法書士事務所の事務職員	27	民事法律扶助業務
大阪 堺	H26.7.15	途中入会弁護士及び過去の未受講者	約55	民事法律扶助事業
大阪 堺	H27.2.18	新入会員弁護士、途中入会弁護士及び過去の未受講者	約220	民事法律扶助事業
京都	H26.11.7	司法書士会会員	約40	民事法律扶助制度の活用と最近の改正に伴う執務上の注意点
京都	H26.11.22	司法書士会会員	約15	民事法律扶助制度の活用と最近の改正に伴う執務上の注意点
京都	H27.1.26	弁護士会新入会員	約80	民事事件(相談から受任の流れ)及び民事法律扶助手続の利用
兵庫	H27.1.22	新規登録弁護士及び新入会員	67	日本司法支援センター
奈良	H26.5.28	弁護士及び事務職員	30	民事法律扶助制度
奈良	H26.10.10	司法書士	3	民事法律扶助制度
奈良	H27.1.30	新規登録弁護士	6	民事法律扶助制度等
滋賀	H27.1.29	司法書士会会員研修参加希望者	20	法テラス業務運営状況及び援助取扱件数の拡大に向けた方策
滋賀	H27.3.11	弁護士会新規登録者	3	法テラス業務全般
和歌山	H27.1.15	新規登録弁護士等	3	法テラス業務全般
愛知	H26.7.9	審査委員	約20	家事事件の着手金・困難案件・養育費婚費・書面審査拡充
愛知	H26.8.6	弁護士会会員	20～30	刑事施設被收容者への法律相談
三河	H27.1.19	弁護士会新入会員	10	民事法律扶助に関する業務説明と留意点等
三河	H27.3.20	司法書士	48	民事法律扶助利用の手引き及び法テラス書式集
三重	H27.1.14	新規登録弁護士等	10	民事法律扶助業務を中心とした法テラス業務概況
三重	H27.1.24	新規登録司法書士等	20	民事法律扶助業務を中心とした法テラス業務概況
岐阜	H27.2.24	司法書士	約20	資力基準及び司法書士による利用方法等
福井	H26.9.4	弁護士	40～50	民事法律扶助業務
福井	H27.1.27	新規登録弁護士等	3	民事法律扶助業務
富山	H27.2.3	登録3年以下の弁護士会会員	5	民事法律扶助の基本
広島	H27.1.29	新入会員弁護士	約30	民事法律扶助業務全般
山口	H27.1.31	新入会員弁護士	15	民事法律扶助制度
岡山	H27.1.28	司法書士会会員	約40	民事法律扶助業務及び注意点
岡山	H27.2.4	弁護士会会員及び法律事務所事務職員	約80	民事法律扶助業務及び注意点
島根	H27.1.28	弁護士会新入会員	7～8	民事法律扶助制度
北九州	H27.2.13	新規登録弁護士・司法書士及び契約 弁護士・司法書士事務所の事務職員	36	民事法律扶助業務
佐賀	H26.12.13	司法書士会会員	約60	民事法律扶助業務
佐賀	H27.1.5	新規登録弁護士	4	法テラス業務概要
長崎	H26.4.25	主に実務1～3年目の契約弁護士・司法 書士	約25	民事扶助の利用の仕方及び離婚
長崎	H26.5.30	主に実務1～3年目の契約弁護士・司法 書士	約40	民事訴訟の基礎
長崎	H27.1.17	新入弁護士・司法書士等	7	民事扶助の利用の仕方、債務整理、離婚及び相続等
長崎	H27.2.19	主に実務1～3年目の契約弁護士・司法 書士	約30	後見等における民事扶助の注意点及び成年後見制度
大分	H27.1.6	弁護士会新入会員	7	扶助業務及び登録案内

事務所	開催日	対象者	参加人数	内容
大分	H27.1.31	司法書士	90	法律扶助業務(最近の改正点を中心に)
大分	H27.3.15	司法書士会新入会員	5	法律扶助業務及び登録案内
熊本	H27.2.3	弁護士会新入会員	約20	民事法律扶助制度利用
熊本	H27.3.17	弁護士会相談センター職員	約10	民事法律扶助及び資力要件
鹿児島	H27.2.17	契約弁護士	約30	民事法律扶助制度
宮崎	H26.9.29	扶助審査委員	18	審査の運用変更及び標準化
宮崎	H26.12.3	契約弁護士及び事務所事務員	48	民事法律扶助業務の解説
沖縄	H27.1.29	弁護士会新入会員	8	法テラスの業務内容と利用の仕方
宮城	H27.1.7	新規登録弁護士	25	法テラスの業務・民事法律扶助業務・震災法律扶助の概要
宮城	H27.2.23	契約弁護士・司法書士及び弁護士会会員	40	法律扶助立替基準に基づく審査の運用、交通事故損害賠償事件事例、相手方等から受領した金銭の業務方法書上の取扱い
福島	H26.4.28	弁護士会執行部	5	弁護士会との連携による出張相談スキーム(承認手続の簡素化)の導入等
福島	H26.9.16	弁護士会執行部	6	公正証書作成費用及びADR申立手数料等の立替え
福島	H26.11.17	弁護士会執行部	6	立替金償還に係る自動引落対応金融機関の拡大
福島	H27.2.9	弁護士会執行部	6	援助終結時の償還方法等の決定
山形	H26.10.10	司法書士会会員	57	民事法律扶助業務
岩手	H27.3.11	新規登録弁護士、契約弁護士、修習生、法律事務所事務員	8	民事法律扶助業務及び震災法律援助業務の実務
秋田	H27.1.29	新規登録会員	1	新規登録会員向けガイダンス
札幌	H26.10.7	司法書士及び事務職員	約20	民事法律扶助制度
札幌	H26.11.20	弁護士及び事務職員	約200	民事法律扶助制度
札幌	H27.2.17	新規会員弁護士	約50	民事法律扶助制度
函館	H26.11.18	契約弁護士・司法書士及び事務所事務職員	約30	業務改革の効果、監査指摘に基づく改善事項、金融機関拡大、立替金償還確保等
旭川	H26.5.14	契約弁護士・司法書士	99	援助申込書・法律相談票の提出ルール変更
旭川	H26.6.17	契約弁護士	69	カウンセラー同席費用立替制度
旭川	H26.11.7	契約弁護士	69	高齢者・障がい者・ホームレス等の法律援助の報酬等支払時期変更
旭川	H27.1.16	弁護士会新入会員	5	日本司法支援センターの業務
旭川	H27.2.4	契約弁護士・司法書士	99	審査回付受付時間
徳島	H27.2.10	新規登録弁護士及び契約弁護士	3	民事法律扶助業務
高知	H26.4.7	弁護士(高齢者・障害者支援センター運営委員会委員、弁護士会事務局)	6	出張相談の運用
高知	H27.3.10	弁護士及び生活支援相談センター事務局	6	指定相談場所(資力基準及び相談票の取扱い)
高知	H27.3.18	弁護士(子どもの権利委員会委員)	13	子どもの扶助利用方法
愛媛	H27.3.11	新規登録弁護士	6	民事法律扶助業務を行うに当たっての留意点

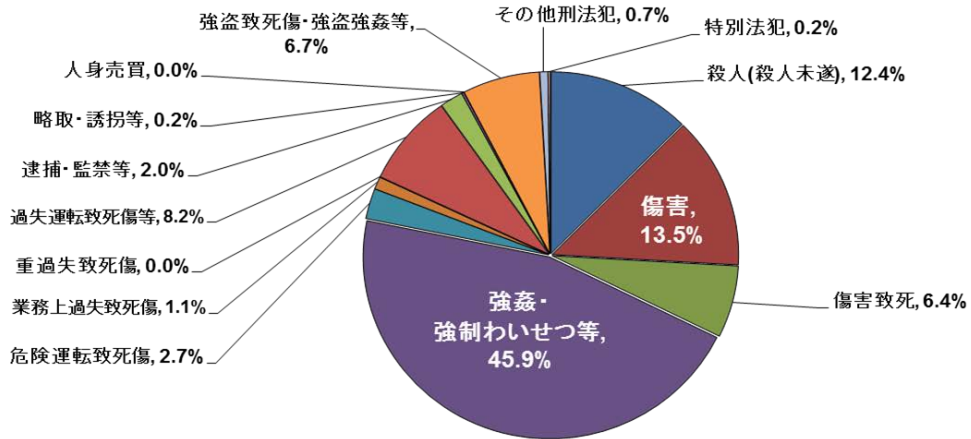
【資料50】 被害者国選関連業務の実施状況

(1)平成26年度実績

月別内訳

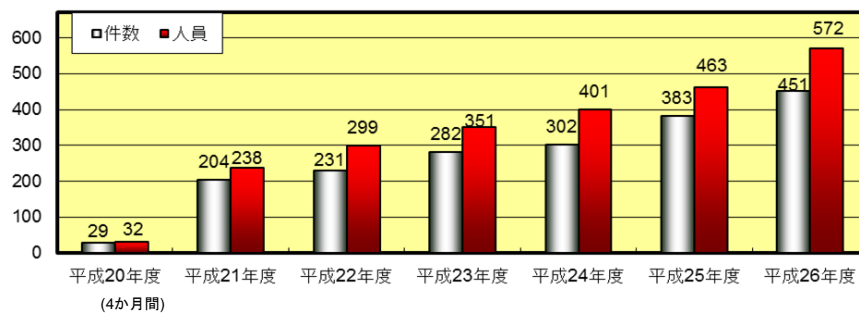
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成26年度計
件数	45	33	39	34	31	45	43	40	35	34	41	31	451
人員	59	42	55	43	34	63	55	49	41	46	48	37	572

罪名別内訳



罪名	選定請求件数								累計(割合)
	平成26年度(割合)	H20 (4か月)	H21	H22	H23	H24	H25		
殺人(殺人未遂)	56 (12.4%)	6	50	40	45	67	47	311 (16.5%)	
傷害	61 (13.5%)	6	27	31	53	42	53	273 (14.5%)	
傷害致死	29 (6.4%)	4	5	19	25	22	15	119 (6.3%)	
強姦・強制わいせつ等	207 (45.9%)	6	68	77	91	109	175	733 (38.9%)	
危険運転致死傷	12 (2.7%)	0	3	3	2	5	14	39 (2.1%)	
業務上過失致死傷	5 (1.1%)	0	1	3	1	0	1	11 (0.6%)	
重過失致死傷	0 (0.0%)	0	3	0	0	0	0	3 (0.2%)	
過失運転致死傷等	37 (8.2%)	5	31	31	40	39	47	230 (12.2%)	
逮捕・監禁等	9 (2.0%)	0	3	3	3	4	6	28 (1.5%)	
略取・誘拐等	1 (0.2%)	0	2	1	1	1	2	8 (0.4%)	
人身売買	0 (0.0%)	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)	
強盗致死傷・強盗強姦等	30 (6.7%)	2	9	21	19	13	20	114 (6.1%)	
その他刑法犯	3 (0.7%)	0	1	2	2	0	3	11 (0.6%)	
特別法犯	1 (0.2%)	0	1	0	0	0	0	2 (0.1%)	
合計	451 (100.0%)	29	204	231	282	302	383	1,882 (100.0%)	

(2)年度別件数・人員の推移



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
件数 (対前年度比)	29 (-)	204 (-)	231 (113.2%)	282 (122.1%)	302 (107.1%)	383 (126.8%)	451 (117.8%)	1,882
人員 (対前年度比)	32 (-)	238 (-)	299 (125.6%)	351 (117.4%)	401 (114.2%)	463 (115.5%)	572 (123.5%)	2,356

【資料51】平成26年度被疑者国選指名通知状況

	指名通知件数	翌日回し件数	
		翌日回し件数	24時間超過件数
東京	7,269	111	8
多摩	1,926	34	8
神奈川	2,710	1,776	1
川崎	569	258	0
小田原	514	227	1
埼玉	3,358	717	0
川越	631	108	0
千葉	3,188	850	19
松戸	671	130	0
茨城	1,529	144	0
栃木	1,293	19	3
群馬	1,606	38	2
静岡	709	16	0
沼津	702	21	2
浜松	660	11	0
山梨	345	3	1
長野	802	23	1
新潟	988	31	5
大阪	5,953	396	39
京都	1,779	42	0
兵庫	1,599	4	2
阪神	717	3	0
姫路	991	28	1
奈良	835	11	2
滋賀	873	1	1
和歌山	622	9	2
愛知	3,283	2,739	12
三河	1,208	383	7
三重	965	83	0
岐阜	841	76	2
福井	407	17	1
石川	473	42	0
富山	229	49	1
広島	1,598	32	1
山口	627	2	0
岡山	1,111	237	12
鳥取	323	3	0
島根	294	17	1
福岡	2,491	355	25
北九州	899	30	1
佐賀	491	59	0
長崎	491	67	1
大分	464	8	3
熊本	920	18	6
鹿児島	711	26	1
宮崎	612	73	2
沖縄	1,087	76	5
宮城	1,267	342	0
福島	1,033	277	17
山形	412	141	3
岩手	470	21	0
秋田	306	50	1
青森	354	24	1
札幌	1,659	39	2
函館	282	5	0
旭川	305	5	1
釧路	409	9	0
香川	684	4	0
徳島	323	4	1
高知	399	6	1
愛媛	760	74	2
合計	71,027	10,404	208

【資料52】 立替金残高表

	金額
期首立替金残高	38,692,749,312
新規立替額	15,453,205,915
償還額	-10,122,116,626
償還免除額	-4,523,602,504
みなし消滅額	-254,970,438
期末立替金残高	39,245,265,659

※金額は、民事法律扶助及び震災法律援助(いずれも常勤弁護士取扱分含む。)の合計である。

【資料53】 法律相談費

地方事務所	法律相談援助				
	センター相談	事務所相談	相談件数計	簡易援助	金額
	件数	件数		件数	
東京	28,816	9,681	38,497	102	222,534,020
神奈川	9,818	6,531	16,349	57	95,202,280
埼玉	5,626	5,863	11,489	79	62,185,830
千葉	5,526	4,919	10,445	32	56,804,498
茨城	1,027	7,528	8,555	66	41,496,870
栃木	943	3,649	4,592	31	25,663,690
群馬	1,519	1,145	2,664	7	13,547,220
静岡	3,960	2,628	6,588	36	30,371,970
山梨	1,439	1,379	2,818	23	15,334,050
長野	366	3,315	3,681	25	20,379,870
新潟	1,916	2,769	4,685	31	25,953,720
大阪	14,157	9,698	23,855	49	143,539,380
京都	4,012	2,792	6,804	26	36,679,250
兵庫	5,365	7,103	12,468	72	69,130,310
奈良	1,007	2,710	3,717	14	20,347,290
滋賀	988	2,076	3,064	24	15,312,810
和歌山	1,056	962	2,018	4	10,738,200
愛知	5,284	3,728	9,012	81	48,907,260
三重	1,242	1,709	2,951	14	17,097,480
岐阜	1,936	1,163	3,099	18	11,508,330
福井	652	872	1,524	8	8,403,030
石川	827	1,654	2,481	12	14,644,950
富山	707	975	1,682	2	7,795,170
広島	2,435	5,104	7,539	37	41,757,900
山口	1,222	1,948	3,170	20	16,673,070
岡山	1,464	1,633	3,097	31	17,001,360
鳥取	727	1,370	2,097	41	10,037,520
島根	875	1,185	2,060	23	9,539,100
福岡	7,081	7,602	14,683	86	80,994,600
佐賀	723	2,227	2,950	28	16,205,820
長崎	1,824	3,066	4,890	73	21,561,240
大分	1,901	2,120	4,021	25	21,031,530
熊本	1,498	4,081	5,579	59	28,211,400
鹿児島	1,254	4,154	5,408	45	25,934,010
宮崎	1,279	3,979	5,258	67	27,673,320
沖縄	2,593	3,363	5,956	40	29,852,185
宮城	11,941	11,128	23,069	30	135,219,090
福島	4,047	8,118	12,165	88	71,206,083
山形	680	2,139	2,819	17	15,991,714
岩手	3,723	6,645	10,368	99	69,517,440
秋田	1,254	2,120	3,374	22	18,018,540
青森	2,691	1,937	4,628	53	19,559,100
札幌	408	10,972	11,380	60	67,024,650
函館	1,398	1,039	2,437	12	9,956,700
旭川	524	1,958	2,482	14	14,024,370
釧路	323	2,988	3,311	44	18,767,010
香川	685	1,175	1,860	18	7,379,370
徳島	450	1,553	2,003	12	10,734,090
高知	1,246	926	2,172	26	8,565,360
愛媛	1,090	1,007	2,097	13	8,884,590
全国合計	153,525	180,386	333,911	1,896	1,834,898,640

※ 民事法律扶助及び震災法律援助の合計。

※ 相談件数には常勤弁護士によるものを含んでいるが、金額には含まない。

※ センター相談件数には、指定相談場所での相談および出張・巡回相談の件数を含む。

【資料54】代理援助立替金実績

地方事務所	実費	着手金	報酬	保証金	合計
東京	467,971,772	1,642,951,505	143,657,362	0	2,254,580,639
神奈川	191,238,644	710,779,563	94,171,513	0	996,189,720
埼玉	114,460,047	454,759,120	47,684,113	0	616,903,280
千葉	96,018,251	370,592,416	32,685,081	0	499,295,748
茨城	32,987,356	145,949,800	8,733,459	0	187,670,615
栃木	28,967,964	123,915,840	14,562,460	0	167,446,264
群馬	29,104,264	131,786,942	19,941,752	0	180,832,958
静岡	46,582,125	205,692,606	26,874,015	0	279,148,746
山梨	12,854,774	60,777,250	7,519,166	0	81,151,190
長野	29,819,822	134,779,260	21,679,209	0	186,278,291
新潟	41,463,920	164,443,040	26,943,587	0	232,850,547
大阪	269,971,753	1,043,326,539	118,133,043	0	1,431,431,335
京都	59,604,501	244,110,361	29,641,385	0	333,356,247
兵庫	109,292,913	434,779,026	63,593,625	0	607,665,564
奈良	37,793,980	140,018,225	16,108,829	0	193,921,034
滋賀	24,581,238	94,441,070	14,470,994	0	133,493,302
和歌山	18,054,110	77,132,566	7,554,225	0	102,740,901
愛知	105,863,434	392,791,520	47,830,651	0	546,485,605
三重	23,326,365	99,074,020	16,579,038	0	138,979,423
岐阜	21,862,917	91,427,128	13,136,848	0	126,426,893
福井	14,156,576	57,261,000	7,278,170	0	78,695,746
石川	28,703,610	117,194,300	18,029,508	0	163,927,418
富山	11,990,935	49,898,350	6,804,316	0	68,693,601
広島	57,040,677	214,140,880	19,294,720	0	290,476,277
山口	20,626,210	93,136,130	9,616,977	0	123,379,317
岡山	31,698,609	134,467,159	11,028,432	0	177,194,200
鳥取	16,379,998	72,379,084	13,847,350	0	102,606,432
島根	12,872,397	50,016,409	6,906,437	0	69,795,243
福岡	166,469,305	607,853,440	67,122,291	0	841,445,036
佐賀	20,861,144	93,448,005	9,110,596	0	123,419,745
長崎	28,860,869	115,476,292	11,921,813	0	156,258,974
大分	27,343,452	113,861,430	9,716,527	0	150,921,409
熊本	43,306,835	171,211,286	18,132,140	0	232,650,261
鹿児島	38,814,306	152,407,800	23,995,354	0	215,217,460
宮崎	38,511,008	165,829,152	24,832,280	0	229,172,440
沖縄	33,783,492	133,968,060	28,983,463	0	196,735,015
宮城	69,925,560	279,412,543	36,774,617	0	386,112,720
福島	23,643,591	96,344,111	10,983,681	0	130,971,383
山形	27,619,758	103,822,437	14,384,805	0	145,827,000
岩手	30,361,947	125,090,010	13,103,010	0	168,554,967
秋田	23,644,484	99,114,730	10,435,181	0	133,194,395
青森	31,813,058	126,432,470	7,113,423	0	165,358,951
札幌	135,696,310	502,449,696	64,006,010	0	702,152,016
函館	19,327,286	85,157,220	6,166,724	0	110,651,230
旭川	23,000,071	96,825,811	16,343,641	30,000	136,199,523
釧路	32,168,538	126,578,120	16,739,153	0	175,485,811
香川	10,829,034	48,352,200	7,710,210	0	66,891,444
徳島	13,448,045	54,504,692	6,158,277	0	74,111,014
高知	12,218,857	49,927,670	6,817,488	0	68,964,015
愛媛	14,687,237	66,969,531	7,476,840	0	89,133,608
合計	2,821,623,349	10,967,057,815	1,282,333,789	30,000	15,071,044,953

※実費、着手金及び報酬の金額は、いずれも民事法律扶助及び震災法律援助の合計額である。

※実費、着手金及び報酬の金額は、いずれも立替金と代理援助負担金(常勤弁護士の場合)の合計額である。

【資料55】書類作成援助立替金実績

地方事務所	実費	報酬	合計
東京	2,689,234	10,062,450	12,751,684
神奈川	3,552,120	12,030,000	15,582,120
埼玉	3,423,748	11,911,350	15,335,098
千葉	1,420,318	5,761,800	7,182,118
茨城	283,418	1,104,000	1,387,418
栃木	811,990	2,111,400	2,923,390
群馬	1,409,968	4,484,850	5,894,818
静岡	2,658,165	10,608,650	13,266,815
山梨	136,000	691,200	827,200
長野	1,601,057	7,286,700	8,887,757
新潟	1,218,842	4,127,400	5,346,242
大阪	10,333,209	35,270,250	45,603,459
京都	3,178,070	8,090,100	11,268,170
兵庫	8,309,880	26,667,500	34,977,380
奈良	393,168	1,714,000	2,107,168
滋賀	973,384	2,911,100	3,884,484
和歌山	720,348	2,740,500	3,460,848
愛知	2,239,862	7,371,300	9,611,162
三重	1,971,598	7,489,400	9,460,998
岐阜	259,168	1,209,600	1,468,768
福井	129,168	529,200	658,368
石川	520,698	2,016,600	2,537,298
富山	413,336	1,865,400	2,278,736
広島	3,826,562	6,161,100	9,987,662
山口	500,088	2,244,150	2,744,238
岡山	1,533,882	6,381,000	7,914,882
鳥取	194,584	950,400	1,144,984
島根	128,000	622,200	750,200
福岡	9,095,045	28,807,950	37,902,995
佐賀	524,752	2,394,600	2,919,352
長崎	1,380,067	4,092,000	5,472,067
大分	308,336	1,306,800	1,615,136
熊本	1,753,144	6,040,800	7,793,944
鹿児島	3,140,250	9,972,300	13,112,550
宮崎	352,928	1,517,400	1,870,328
沖縄	3,418,965	13,798,200	17,217,165
宮城	331,630	1,471,200	1,802,830
福島	525,504	2,221,800	2,747,304
山形	336,920	1,451,400	1,788,320
岩手	957,304	4,043,700	5,001,004
秋田	594,324	2,709,900	3,304,224
青森	833,426	2,413,800	3,247,226
札幌	3,670,818	8,883,000	12,553,818
函館	150,752	604,800	755,552
旭川	345,588	1,298,400	1,643,988
釧路	108,584	385,800	494,384
香川	157,168	691,200	848,368
徳島	453,752	1,107,000	1,560,752
高知	3,098,326	11,838,900	14,937,226
愛媛	1,129,764	3,199,200	4,328,964
合計	87,497,212	294,663,750	382,160,962

※実費及び報酬の金額は、いずれも民事法律扶助及び震災法律援助の合計額である。

※実費及び報酬の金額は、いずれも立替金と書類作成援助負担金(常勤弁護士の場合)の合計額である。

【資料56】委託援助事業統計表(申込総受理件数)

H25.4.1

~

H26.3.31

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計	法律相談 (内数)
東京	2,788	918	183	723	41	1,009	28	326	6,016	1,195
神奈川	335	499	179	7	21	70	2	29	1,142	25
埼玉	677	489	40	7	2	25	6	161	1,407	27
千葉	595	420	51	16	5	51	6	61	1,205	16
茨城	43	123	6	4	1	47	1	7	232	15
栃木	39	132	3	3	1	7	0	2	187	3
群馬	67	140	7	5	0	10	0	10	239	9
静岡	204	149	14	1	0	16	5	28	417	5
山梨	39	77	5	0	2	2	4	5	134	5
長野	33	91	10	0	0	0	0	1	135	4
新潟	106	79	11	0	0	4	1	1	202	4
大阪	1,059	691	62	43	9	196	34	160	2,254	121
京都	367	266	42	1	13	4	16	21	730	13
兵庫	168	555	17	3	1	13	9	51	817	10
奈良	68	96	12	1	1	2	9	18	207	7
滋賀	22	106	8	0	1	0	0	14	151	1
和歌山	22	67	10	0	6	1	0	7	113	2
愛知	444	675	45	18	8	141	12	68	1,411	61
三重	56	85	5	0	0	3	0	16	165	1
岐阜	68	99	9	0	0	1	1	11	189	0
石川	48	31	7	0	0	3	0	16	105	3
福井	57	36	12	0	0	1	0	13	119	0
富山	26	45	1	0	0	0	0	29	101	0
山梨	239	309	31	0	9	7	41	33	669	32
山口	62	73	9	0	0	0	1	2	147	0
岡山	273	181	31	0	15	2	0	21	523	4
広島	41	22	6	0	3	1	0	4	77	1
島根	38	38	9	0	0	1	8	7	101	10
鳥取	799	567	47	1	10	6	385	154	1,969	363
福岡	58	89	15	0	3	0	13	9	187	10
佐賀	65	60	11	0	4	3	0	13	156	6
長崎	57	64	10	0	1	0	5	2	139	5
大分	89	123	11	0	0	2	21	7	253	14
熊本	61	79	18	0	3	1	34	8	204	32
鹿児島	111	74	10	0	0	0	24	0	219	19
宮崎	157	229	12	0	0	4	0	4	406	6
沖縄	274	117	18	0	1	3	2	33	448	2
福城	35	76	11	0	0	1	0	6	129	1
山形	69	38	3	0	0	1	1	4	116	2
岩手	125	30	10	0	0	2	5	0	172	5
秋田	46	24	4	0	0	0	0	5	79	1
青森	52	45	6	0	0	0	0	4	107	0
札幌	485	201	32	0	4	1	42	16	781	33
函館	51	18	12	0	1	0	1	1	84	3
旭川	49	22	2	0	0	0	0	2	75	0
釧路	37	13	7	0	1	0	0	6	64	4
香川	39	98	12	0	1	3	0	43	196	5
徳島	6	18	9	0	0	0	0	0	33	1
高知	12	70	22	0	2	0	0	5	111	10
愛媛	52	133	0	0	0	0	0	5	190	1
合計	10,713	8,680	1,107	833	170	1,644	717	1,449	25,313	2,097
予定件数	10,233	9,285	1,021 (211)	838 (538)	219 (9)	1,817 (807)	851 (541)	1,664 (154)	25,928 (2260)	2,260

*予定件数の()内は、各援助項目件数の内の法律相談の予定件数

	申込総件数	予定件数	1日平均申込件数	
			実績	予定
被疑者・少年援助件数	19,393	19,518	53.13	53.47
その他	5,920	6,410	16.22	17.56
合計	25,313	25,928	69.35	71.04
中国残留孤児基金援助	4	5		

※援助のみ※

	申込総件数	予定件数	達成率	1日平均申込件数	
				実績	予定
被疑者	10,713	10,233	104.69	29.35	28.04
少年	8,680	9,285	93.48	23.78	25.44
犯罪被害者	955	810	117.90	2.62	2.22
難民	317	300	105.67	0.87	0.82
子ども	162	210	77.14	0.44	0.58
外国人	803	1,010	79.50	2.20	2.77
精神障害者等	256	310	82.58	0.70	0.85
高齢者等	1,330	1,510	88.08	3.64	4.14
合計	23,216	23,668	98.09	63.61	64.84

※法律相談のみ※

	申込総件数	予定件数	達成率	1日平均申込件数	
				実績	予定
被疑者	0	0	0.00	0.00	0.00
少年	0	0	0.00	0.00	0.00
犯罪被害者	152	211	72.04	0.42	0.58
難民	516	538	95.91	1.41	1.47
子ども	8	9	88.89	0.02	0.02
外国人	841	807	104.21	2.30	2.21
精神障害者等	461	541	85.21	1.26	1.48
高齢者等	119	154	77.27	0.33	0.42
合計	2,097	2,260	92.79	5.75	6.19

月 別 統 計

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計	(参考) H24
4月	872	587	71	85	11	127	47	112	1,912	1,567
5月	1,023	712	73	69	9	123	48	107	2,164	2,095
6月	957	779	85	62	22	127	57	138	2,227	2,246
7月	994	870	122	61	13	154	72	162	2,448	2,165
8月	804	794	105	66	12	147	48	112	2,088	2,077
9月	824	709	83	54	14	119	61	113	1,977	1,692
10月	1,072	822	116	72	16	149	60	131	2,438	2,224
11月	976	823	92	68	17	150	67	114	2,307	2,097
12月	736	775	77	87	15	129	76	106	2,001	1,770
1月	801	525	100	63	11	125	48	110	1,783	1,461
2月	785	638	100	58	15	139	64	132	1,931	1,817
3月	869	646	83	88	15	155	69	112	2,037	1,949
合計	10,713	8,680	1,107	833	170	1,644	717	1,449	25,313	23,160
(参考:月平均)	893	723	92	69	14	137	60	121	2,109	

【資料57】業務別セグメント情報

(単位:円)

一般勘定	情報提供	民事法律扶助	司法過疎対策	受託	法人共通	一般勘定合計
経常費用	503,957,781	7,400,019,592	234,529,599	2,012,488,525	8,171,388,298	18,322,383,795
経常収益	503,957,781	7,400,019,592	234,529,599	2,012,488,525	8,153,168,854	18,304,164,351
総損益	0	0	0	0	△ 18,219,444	△ 18,219,444
総資産	59,133,991	10,413,274,914	82,617,384	395,773,940	2,987,196,921	13,937,997,150

国選勘定	国選弁護	犯罪被害者支援	国選勘定合計
経常費用	16,655,827,024	133,145,255	16,788,972,279
経常収益	16,654,372,582	133,133,629	16,787,506,211
総損益	△ 1,454,442	△ 11,626	△ 1,466,068
総資産	3,559,799,799	28,456,735	3,588,256,534

法人単位	法人合計
経常費用	34,630,709,828
経常収益	34,505,921,364
総損益	△ 19,685,512
総資産	17,526,253,684

(注) 1 平成26事業年度財務諸表の値を、総合法律支援法第30条が掲げる以下の各業務に区分している。

(1) 一般勘定

- ① 情報提供業務
- ② 民事法律扶助業務(震災法律援助業務を含む)
- ③ 司法過疎対策業務(有償事件受任)
- ④ 受託業務(日本弁護士連合会委託援助・中国残留孤児援護基金委託援助)

(2) 国選弁護人確保業務等勘定

- ① 国選弁護等関連業務(被疑者・被告人国選、国選付添)
- ② 犯罪被害者支援業務(国選被害者参加弁護士、被害者参加旅費支給)

2 法人共通には、管理部門経費等セグメント配賦が困難なものを計上している。

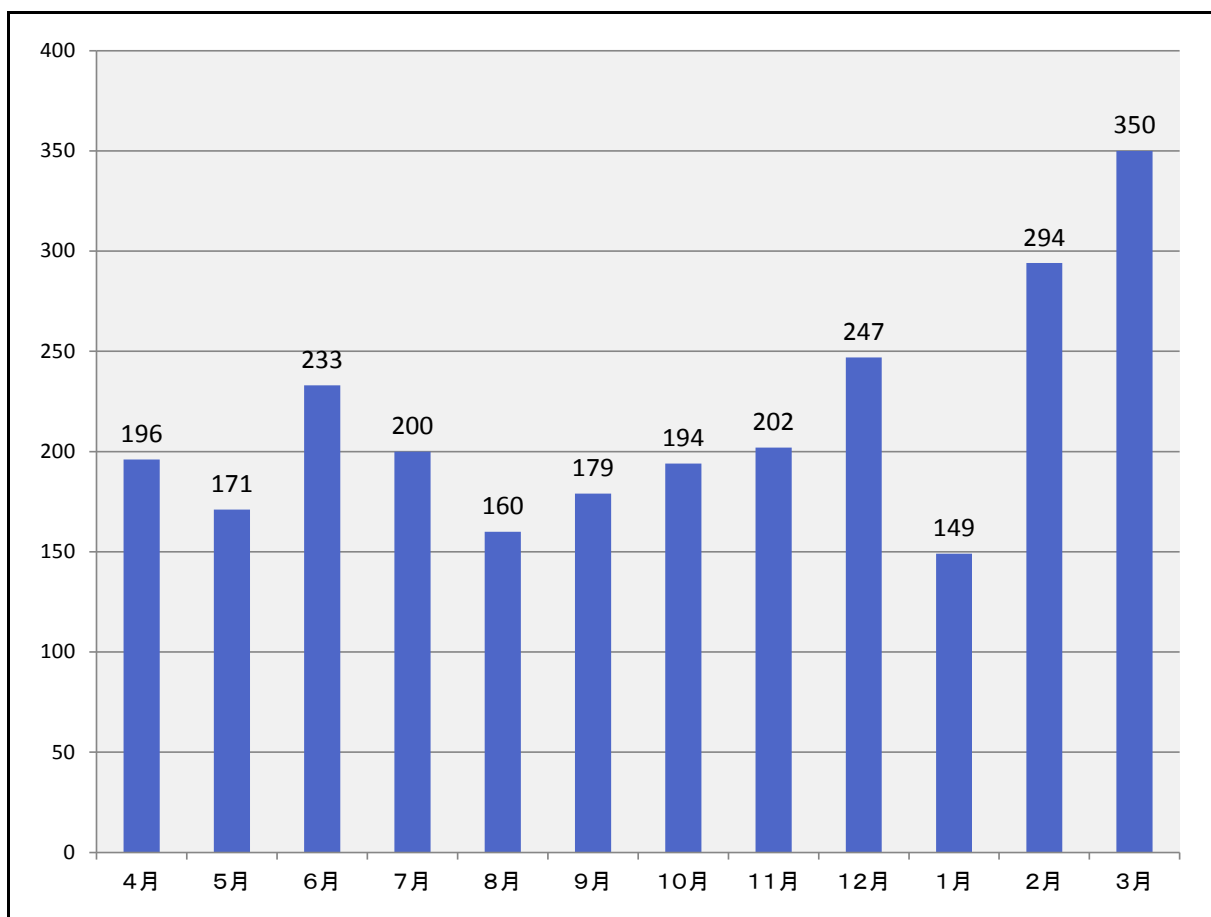
3 経常費用及び経常収益について、一般勘定合計と国選勘定合計の計が法人合計に一致しないのは、勘定間取引を相殺していることによる。

【資料58】 平成26年度 被害者参加旅費等支給業務実績

(1)請求件数、送金件数

年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
請求件数	135	149	250	199	147	198	201	164	290	175	287	383	2,578
送金件数	196	171	233	200	160	179	194	202	247	149	294	350	2,575

(2)送金件数の推移



1. 請求件数欄は、当該月に裁判所から請求書の送付を受けた件数(旅行数ベース)を計上したものである。

2. 送金件数欄は、当該月に送金した件数(旅行数ベース)を計上したものである(送金件数には、算定した結果、送金すべきものがなかったため通知書の送付のみを行ったものを含む。)